

台湾知的財産権関連 事例と判決

20080115

特許権・実用新案権・意匠権関連

- 01 外国出願人による優先権主張 相互承認の公告日が WTO 加盟日が決め手
最高行政裁、優先日の取扱いに対する指標的判決—95 年度判字第 740 号
- 02 通常実施権者に侵害行為に対する損害賠償請求権が認められない事例—95 年度智上字第 18 号
- 03 優先権主張に関する証明書類が法定期間満了までに提出されない場合、失権効果が生じ、書類補正期間の延長申請も認められない事例—95 年判字第 680 号
- 04 出願前の先行技術を運用すれば技術に習熟した者が容易に完成できる場合、たとえ増進効果があっても進歩性のある高度な技術発明と認めがたいとした事例—94 年判字第 2104 号
- 05 最高裁が「裁判所の審理で外国法が適用されるべきとしながらも、公序良俗に反する場合は、外国法を適用することができない」とした事例—台上字第 20 号
- 06 特許権侵害で被告に損害賠償責任があると認める一方、判決書の新聞紙掲載に関する原告の請求を退けた事例—91 年度重訴字第 407 号
- 07 世界初障害者用電動車の特許権侵害と認定され、被告に損害賠償金 269 万台湾ドルの支払命令—93 年度重智字第 4 号
- 08 特許法—製法特許侵害の民事損害賠償の事例
- 09 最高権利侵害賠償金額を記録
中石化にアメリカ企業への 20 億元の賠償金支払い判決が下る
- 10 特許法—明細書誤記事項の補正と訂正の制限に関する事案

商標権・肖像権関連

- 01 米大リーグがブームになる以前の鈴木イチロウ選手の台湾における認知度が今ほど高くないため、関連グッズ販売目的でその肖像が無断使用されたことによる被害はあっても限定的なものとした事例
- 02 日本新幹線や独、仏の高速列車と大して変わらない台湾高速列車の先頭車をイメージ した立体商標が商標として持つべき自他商品識別力に欠けるとして、登録を拒絶された事例—95 年度訴字第 4425 号
- 03 最高行政裁判所「商標についての異議申立てが成立するかは、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかに関する諸要素を総合的に勘案すべきであって、単に商標の類否だけで判断するものではない」とした事例—96 年度判字第 1656 号
- 04 レイバンサングラス「RAY-BAN」商標のダイリューションで類似商標と混同誤認する可能性がないとする主張が否定された事例—96 年度判字第 00819 号
- 05 『NIKE』の類似商標『NUISKAE』は最高行政裁で無効が確定した事例—95 年度判字第 01779 号
- 06 識別力の強い周知・著名商標に類似するものの使用は取引者や需用者に商品の出所に関する混同誤認を生じさせるおそれがあり、商標登録を取り消すべきとする事例—94 年訴字第 2138 号
- 07 著名性が証明できず、市場や客層も相違する商標の先使用を理由に他商標の無効を主張することが認められない事例—95 年裁字第 457 号

- 08 長年市場で共存する「楊榮 CITIPACK」と「CITIBANK」両商標の営業主体を消費者が混同誤認するおそれがないとする事例—94年訴字第2234号
- 09 商標の外観と指定商品の高度な類似は混同誤認惹起の可能性が高いと認めた事例—94年訴字第1925号
- 10 スポーツウェアメーカーの「POWER inside」とCPU最大手の「intel inside」は類似しないとする事例—94年訴字第2291号
- 11 歴史ある皇冠文化出版社は本のレンタルサービスについての商標がチェーンストアの皇冠租書城に類似するとされ、商標登録が取り消された事例—94年度訴字第01583号
- 12 ANDERSONと同名の「安徒生」（“ANDERSON”の音訳）幼稚園 商標権侵害とする事例—94年度易字第124号
- 13 複数のトレードマークのつなぎ服 商標法違反にあたらないとする事例—95年度易字第15号
- 14 商標権侵害に対する損害賠償額の算定に関する事例—94年度智（一）字第30号
- 15 商標専用権と物権法定主義の関係に関する事例—94年度智字第63号

著作権関連

- 01 誰でも利用できるウェブページに他人の著作物が無断転載されていたが、著作権侵害の故意と行為がなく、犯罪事実を裏付ける証拠も不十分なため、サイト経営者が無罪となった事例—96年度上易字第991号
- 02 無許諾でブログに音楽を流すことが著作権法違反とされた事例—95年度上易字第2019号
- 03 ヘアカラーリング剤のカラーカードカタログの創作性から独立した美術著作物と認められた事例—94年智上字第29号
- 04 他人が創作した撮影著作物の写真を参考にしながら、自分自身の構想、知恵、技術を工夫して新たに創作しなければ、無断複製にあたると認定した事例—95年上易字第693号
- 05 素材の選択・配列によって編集者の精神及び感情の最低限すら表現できない場合、編集著作物として保護されない事例—95年上更（一）字第24号
- 06 辞書の中国語訳が二次的著作物であり、編集著作物としての創作性も認められたものの無断複製は著作権侵害に当たる事例—94年重上更（四）字第227号
- 07 カラオケボックス大手二社のカラオケソフトの共同購入はカラオケソフトの許諾需給に関わる市場機能に影響を及ぼし、公平取引法で禁止する連合行為にあたるとした事例—94年度訴字第01113号
- 08 著作権法で保護するものは美術著作全体のオリジナリティーであり、たとえ大小、素材、顔色等に細かい差異があるとしても、全体的に他人が既存する美術工芸品と類似するものであれば、無断複製とみなすとした事例—93年度重上更（二）字第97号
- 09 無許諾で音楽著作物をカラオケ機器に取り込み、不特定者に販売していたことが著作権侵害にあたるとする事例—94年度智（一）字第40号

公平取引法関連

- 01 取引上優越的地位にある大手百貨店が納入業者に圧力をかけ、自己の競争者である他の百貨店に出店しないようにさせたことが、市場における公正な競争を実質的に制限する効果を生じ、競争事業者に対する取引妨害にあたる事例
- 02 不動産広告の売り文句に「国家交響楽」を使用したことが、「国家交響楽団」の商標権や氏名権の侵害にあたらないとされた事案—95年度智字第103号
- 03 CD-R特許の一括ライセンスにおける複数の権利者による共同行為が公平取引法に違反しないとした事例—96年度判字第553号
- 04 価格の比較広告は消費者の商品選択に有利なもので、販促方法としては商業上の信用毀損に当たらないとした事例—
- 05 警告書送付が公平取引法に違反しない事例一—94年度訴字第1022号
- 06 警告書送付が公平取引法に違反しない事例二—93年度訴字第02126号

営業秘密・競業禁止関連

- 01 競業禁止契約違反で200万円の賠償金支払いを命じられた事例—92年度重訴字第565号
- 02 営業秘密を不法に取得し、不正競争を行ったとの疑いで背信の罪等に問われた事例—94年度声判字第54号
- 03 会社組織変更で原告が雇用契約の当事者でなくなり、また退職後の被告が類似業務を営むが、秘密保持義務と競業禁止義務に反する事実はない以上、それを理由に被告に損害賠償を求めることができないとした事例—92年度勞訴字第55号
- 04 営業秘密の構成要件である新規性が否定される技術と同一のものを被告が果たして使用していたかも証明できない原告の請求が棄却された事例—94年度勞訴字第12号

台湾に於ける特許侵害の警告状の送付を巡る不正競争等の法律責任について

- 01 【警告書の送付からみる不正競争行為に関する取り扱い】
- 02 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の一】
改正特許法では釈字第548号及び公平取引法による特許権者の警告書送付の制限が解除されるか否かについて
- 03 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の二】
裁判番号：台湾台北地方裁判所民事判決
93年度訴字第3371号
件名：権利侵害行為損害賠償
- 04 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の三】
台湾最高裁判所 91年台抗字第275号判決
件名：仮処分
- 05 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の四】
台湾台北地方裁判所 92年度智字第10号判決
件名：権利侵害行為損害賠償

特許権・実用新案権・意匠権関連

- 01 外国出願人による優先権主張 相互承認の公告日が WTO 加盟日が決め手
最高行政裁、優先日の取扱いに対する指標的判決—95 年度判字第 740 号
- 02 通常実施権者に侵害行為に対する損害賠償請求権が認められない事例—95 年度智上字第 18 号
- 03 優先権主張に関する証明書類が法定期間満了までに提出されない場合、失権効果が生じ、書類補正期間の延長申請も認められない事例—95 年判字第 680 号
- 04 出願前の先行技術を運用すれば技術に習熟した者が容易に完成できる場合、たとえ増進効果があっても進歩性のある高度な技術発明と認めがたいとした事例—94 年判字第 2104 号
- 05 最高裁が「裁判所の審理で外国法が適用されるべきとしながらも、公序良俗に反する場合は、外国法を適用することができない」とした事例—台上字第 20 号
- 06 特許権侵害で被告に損害賠償責任があると認める一方、判決書の新聞紙掲載に関する原告の請求を退けた事例—91 年度重訴字第 407 号
- 07 世界初障害者用電動車の特許権侵害と認定され、被告に損害賠償金 269 万台湾ドルの支払命令—93 年度重智字第 4 号
- 08 特許法—製法特許侵害の民事損害賠償の事例
- 09 最高権利侵害賠償金額を記録
中石化にアメリカ企業への 20 億元の賠償金支払い判決が下る
- 10 特許法—明細書誤記事項の補正と訂正の制限に関する事案

01 外国出願人による優先権主張 相互承認の公告日か WTO 加盟日が決め手
最高行政裁、優先日の取扱いに対する指標的判決

■ハイライト

最高行政裁判所の最近の判決によると、外国特許出願人が優先権を主張するときは、その主張する優先日は、互惠原則により台湾と出願人の本国が優先権を相互に承認することの効力発生日、または台湾が WTO に加盟する日（2002 年 1 月 1 日）より先であってはならない。最高行政裁はこれを理由に、オランダのリソグラフィー装置メーカーである ASML 社による優先権主張の訴えを退けた。

ASML は優先権に関する行政訴訟を相次いで起しているが、その殆どが敗訴。この判決は、優先権主張の取扱いに関して指標的なものであるとみられている。

今回の事件は、ASML が 2002 年 3 月 20 日に台湾知的財産局に特許出願をすると同時に、優先権を主張した。願書に記載された、優先権主張の基礎となる EPO（欧州特許庁）への出願日は 2001 年 5 月 21 日。知的財産局が審査した結果、同社に優先権を認められないとする処分を下した。

ASML は、「台湾は 2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟した以上、オランダも含め、EU 加盟国の全てが台湾との間に優先権を相互に承認する条約若しくは協定が結ばれたことになったため、同社の欧州特許条約（EPC）に基いた出願は締約国における国内出願としてオランダで出願したものと同視され、優先権を享有するのは当然である」と主張する。

だが、台湾の特許法上、国際優先権の承認に関しては、互惠の原則が適用されているため、互惠国国民が主張する優先日は、その国と台湾が相互に優先権を承認することが効力を生じる日（公告日）より先であってはならない。互惠国の国民ではないが、WTO 加盟国の国民若しくは準内国民、又は互惠国の準内国民による優先権主張を伴う出願の場合、その優先日は 2002 年 1 月 1 日より先であってはならない。

裁判番号：95 年度判字第 740 号

裁判期日：2006 年 5 月 18 日

件名：外国出願人の優先権主張

最高行政裁判所判決

上告人：オランダ ASML 社

被上告人：經濟部知的財産局

判決要旨：

1. 外国出願人による優先権の主張が認められるには、出願人が所属する国はわが国民が出願時に優先権を主張できる権利を認め、かつ台湾でも当該外国国民又は当該外国に住所若しくは営業所を設けている者による優先権を認めなければならない。また当該外国の出願人の出願を受理した国又は地域は台湾と優先権を相互に承認していることが前提となる。外国との優先権の相互承認は、条約の性格を有し、法の段階では法律と同一で、条約若しくは法律に明文がある場合を除き、遡及効が発生しない（既往に遡及しない）原則を適用する。したがって、出願人が主張する優先日は優先権の相互承認の効力が発生する日より先であってはならない。即ち、わが国専利法（特許法）第 24 条第 1 項又は第 27 条第 1 項に基づいた優先権主張に関し、その優先権主張の基礎となる外国での出願の日は、優先権の相互承認の発効日より後でなければ、優先権を認められない。
2. 台湾は 2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟したことにより、台湾とは別々互惠条約或いは二国間協定を結ばなくても、WTO メンバー国すべてが台湾との間に優先権の相互承認に関する条約若しくは協定が結ばれたということになる。ただし、TRIPS 協定、パリ条約はいずれも、優先権について、第一国出願が同盟国において為されたものを基礎とすることを必要としないため、優先権の取り扱いに関しては、やはりわが国特許法の関連規定に従うべきである。台湾の WTO 加盟以前に、台湾との間に優先権の相互承認に関する協定が結ばれていない WTO 加盟国の国民は、台湾の WTO 加盟後、同じ WTO

加盟国として優先権を主張するときは、いうまでもなく、その優先日は2002年1月1日より先であってはならない。

3. TRIPS 協定第 70 条 (2) は、加盟国が本協定を適用する日に存在する保護の対象について、①当該加盟国において同日に保護されているもの、②本協定に基づく保護の基準を満たすもの、及び③本協定に基づく保護の基準を後に満たすようになるものを定めている。上告人の優先権主張の基礎となる特許出願は、台湾が WTO 加盟以前に欧州特許庁 (EPO) に対して為されたものであり、上告人の本国であるオランダハーグ特許庁、或いは台湾と優先権を相互に承認する国で為されたものではない。しかも、上告人が主張する優先日は、台湾とオランダ間の特許優先権の相互承認に関する協定が発効する 2001 年 12 月 17 日より先で、前掲 TRIPS 協定でいう保護対象のいずれにも該当しない。
4. 現行特許法第 24 条第 5 項、1994 年 1 月 23 日改正の特許法第 136 条とその立法趣旨に照らし合せ、国際優先権制度について「遡及効が生じない」原則が適用されるのは明らかなことである。また、商標・特許優先権を保護する時点の認定基準について、WTO 関連部会でも、過去の一定期間に遡及するか加盟後から起算するかを各加盟国が独自に決定することを認めている。本件優先権主張の基礎となる特許出願は、台湾が WTO に加盟する 2002 年 1 月 1 日より先の 2001 年 5 月 21 日に上告人によって EPO に提出されたのに加え、台湾は今でも EPO と互いに優先権を認め合っていないため、同出願に係る特許権は台湾の法律の下で、既存の権利であると認められない。加盟国が TRIPS 協定を適用する日の前に為された出願手続きについて、TRIPS 協定第 70 条は、同協定の定める出願、登録、発明の実施、商標の使用等行為に関し義務を負わないことを確認している。
5. 国際優先権は、平等かつ互惠の基本原則を前提に承認されるわけであり、台湾は 2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟したにもかかわらず、EPO は今も台湾においてなされた出願を基礎とする優先権の主張を容認せず、たとえそれが台湾の WTO 加盟後に為された出願でも同じである。しかしながら、台湾は WTO 加盟国の一員である以上、TRIPS 協定の遵守が義務付けられ、知的所有権の保護についていわゆる内国民待遇を他の加盟国の国民にも与えるべきだということで、EPO と間接的な関係をもつことになったため、台湾では 2002 年 1 月 1 日当日とその後 EPO に対する特許出願を基礎とする優先権の主張を受け付けている。EPO と優先権の相互承認に関する互惠協定を結んでいないからには、台湾が一方的に WTO 加盟以前の EPO に対する特許出願を基礎とする優先権の主張を受け入れる筋合いも当然ない。まして、「既往に遡及しない」という原則は既に台湾と互惠協定を結んだ国にも適用され、差別的な取扱いや TRIPS 協定における最恵国待遇の規定に反するといった上告人の主張は事実ではない。
6. 以上をまとめると、本件係争特許出願時、優先権の基礎となる出願を受理した機関は欧州特許庁であり、出願日は 2001 年 5 月 21 日となっている。しかし、台湾と EPO は互いに優先権を認めておらず、また当該特許優先日は台湾が WTO に加盟する 2002 年 1 月 1 日より先であることから、法律が過去に遡及しない原則に基づき、係争出願について優先権を認めない。

02 通常実施権者に侵害行為に対する損害賠償請求権が認められない事例

■ハイライト

特許権の専用実施権と通常実施権の性質について、知的財産局は1999年9月7日付け通達(文書番号:88007117)で次のように解釈している。「専用実施の場合、特許権者は同一の内容について第三者に実施を許諾することができない。専用実施権は性質上物権とされるのに対し、通常実施権を債権の性格を有するものとする学説が有力である。特許権の実施範囲を同じくするものについていえば、そもそも通常実施権者は一人に限定されないので、専用実施権者が持つ排他的権利のような、侵害行為について第三者に権利を主張し行使できる能力を有しない。たとえその通常実施権に係る特許権が侵害され、特許物品の市場における利益が影響されたとしても、その損害は間接的であるため、当該特許侵害に対して単独で民事救済を求めるには及ばない。

裁判番号: 95年度智上字第18号

裁判期日: 2006年11月22日

件名: 損害賠償請求

台湾高等裁判所台中支部民事判決

控訴人: 克威実業股份有限公司

被控訴人: 太陽神国際照明設備有限公司

主文: 本件控訴を棄却する。

控訴審の訴訟費用は控訴人の負担とする。

一、控訴人の主張

本件「係争新型專利(以下、係争実用新案)」(訳注:台湾でいう專利権には發明專利、新型專利、新式樣專利があり、それぞれ日本の特許、実用新案、意匠に相当)は訴外人が舞台構造を改良する考案であり、知的財産局に実用新案登録されている。控訴人会社は訴外人の許諾を受けて、係争実用新案の使用・製造・販売に関する権利を取得している。にもかかわらず、被控訴人は2002年3月1日から係争実用新案と同一かそれに類似する舞台の骨組み作りに取り掛かり、その完成品をTRUSS250と番号付けで自社製品カタログに掲載し、不特定の顧客に販売して利益を得ていた。

被控訴人が製造した舞台構造物を鑑定に送った結果、鑑定にあっていた台湾機械技師公会は係争実用新案と「実質的に同一である」と認定し、また原審における国立雲林科学技術大学科学技術法律研究所特許侵害鑑定センターの鑑定でも、係争実用新案の範囲に踏み込んだとされ、被控訴人会社が所有する実用新案に基づいて作られたものではないとの判断であった。

二、被控訴人の抗弁

2005年5月27日に係争実用新案に対する無効審判請求があったのを受けて、知的財産局で審理した結果、2006年6月9日、舞台構造に関する技術を熟知した者であれば、先行技術を運用して簡単に置き換えるものであって、機能強化どころか、出願前に既に公開されていた等を理由に係争実用新案を取り消すべき旨の審決が下った。係争実用新案権が取り消された以上、控訴人の本件請求は当然根拠を失うものとなる。

専利法(特許、実用新案、意匠を定める法律。以下、「特許法」)第84条第1項により、發明專利權(特許権)が侵害されたときは、特許権者は損害賠償のほか、侵害の排除を請求することができ、また侵害のおそれがあるときは、侵害の防止を請求することもできる。同条第2項により、専用実施権者もまた前項請求をすることができる。実用新案権者は上記規定を準用する(同法第108条)。要するに、これらの規定を引用して権利を主張しうる者には通常実施権者が含まれていないということに

なる。訴外人と控訴人会社が2002年3月1日に交わした係争実用新案に関する実施権許諾契約はその内容からも、専用実施権許諾契約でないことが明白である。したがって、たとえその実施権に考案が侵害されたとしても、その損害を間接的に受けた通常実施権者としては単独で民事救済を訴える権能を有しない。

三、判決要旨

本件における最大の争点は、控訴人は果たして特許法でいう専用実施権者かどうかにある。次に裁判所の見解を示す。

1. 2003年2月6日改正後の特許法第108条により、実用新案権は第84条第1、2項を準用し、特許が侵害された場合と同様、実用新案権者は損害賠償、並びに侵害排除、また侵害のおそれがあるときは、侵害防止を請求することができる。専用実施権者も前項の請求ができる。ただし、契約で別段の定めがある場合は、その定めによる。改正前も同様の規定が第105条、第88条に置かれていた。専用実施権者でない通常実施権者には当然、上記規定に基づく権利の主張が認められない。
2. ライセンス契約には、専用実施権許諾契約と通常実施権許諾契約がある。前者は、ライセンサーは専用実施を許諾した後、ライセンシーが取得した権利の範囲内で他人に再許諾し、若しくは（権利の）行使を同意することができない。ライセンサー自身も専用実施権が設定された範囲内での権利行使ができなくなる。後者の場合、ライセンサーはなお同一の内容について第三者に使用若しくは実施を再許諾することが可能である。このため、専用実施権者がライセンサーから許諾された範囲内で取得した排他的権利はほぼ特許権者に相当する。特許権の侵害が生じた場合、当該特許権の専用実施に伴う排他的権利の行使から得られる商業利益に直接損害を与え、若しくは影響をもたらすことになる。その権利保護のため、専用実施権が設定された範囲内での第三者による侵害行為の排除及び損害賠償等の請求権を専用実施権者に認めないわけにはいかないため、第84条第2項に専用実施権者を民事救済請求権を主張しうる対象とすることを定めたのである。
3. 一方、通常実施権許諾契約の場合、その実施権が設定された範囲内について、ライセンサーは更に第三者に使用、実施を許諾することができるので、同一の内容について実施権を取得したライセンシーが複数存在することがあり得る。専用実施権者が取得した排他的権利が通常実施権者に付与されないからには、たとえその実施権に係る考案が無断で使用され、これにより市場における利益が影響されたとしても、間接的なものであるに過ぎず、その受けた損害について単独で民事救済を求める権利を認めるまでもない。
4. 1999年9月7日付け知的財産局の通達に示されているように、専用実施の場合、特許権者は同一の内容について第三者への再許諾ができず、その性質について物権説に傾いているが、通常実施権を債権の性格を有するものととらえる学説が有力であり、その効力は第三者に及ばないとされている。
5. 本件係争実用新案に関する「専用実施権設定契約書」の冒頭には、甲（訴外人）は乙（控訴人会社）に対し、その所有する実用新案権につき、乙による使用、生産、販売を許諾し、左の通り契約するとある。また、第1条、第2条はそれぞれ「甲はその所有する左記の実用新案権の『通常実施権』を許諾する」、「実施地域：台湾全域（澎湖等の離島及び実用新案証書に記載された地域を含む）」と定めている。同契約は、甲がその権利の実施を乙以外の他人に許諾することを制限していないことから、明らかに専用実施権ではなく、通常実施権の許諾契約である。
6. これに加えて、実用新案権者は2005年5月24日に係争実用新案権に関する実施権設定許諾契約書の登録を知的財産局に申請した際、その考案を実施する権利の内容について「製造」、「販売」、「使用」に印を付けただけで、「全部」、「輸入」等項目には印を付けていない。この点からしても、通常実施権許諾契約であることに間違いはない。

以上をまとめると、本件控訴人は、特許法第84条、第85条がそれぞれ準用する第106条第1項、第108条により、本件損害賠償訴訟を提起し、並びに被控訴人に150万元及びその法定遅延利息の給付等を求めるのは理由がないものとして棄却する。

03 優先権主張に関する証明書類が法定期間満了までに提出されない場合、失権効果が生じ、書類補正期間の延長申請も認められない事例

■ハイライト

法律の規定により、訴訟の関係者はある特定行為の一定時期について、延長、短縮ができなく、または期間が満了し、失権効果が発生した場合は、すべて不変期間であり、法律条文に「不変」という文字が記載されている場合は、もとより不変期間であり、条文に「不変」という文字が記載されていないが、その規定期間の性質により前記の不変期間の特性がある場合は、不変期間であることに変わりはない。行為の時に、特許法第 25 条の、優先権を主張する出願人は出願日の翌日から 3 ヶ月内に当該国の政府が出願を受理したことの証明書類を提出しなければならないという規定では、条文中に「不変」が記載されていないが、同条第 3 項では、この規定に違反した場合には、優先権を失うと規定されているので、その性質から見ると、不変期間であることに変わりがないものである。本条規定には不変期間の性質があるので、行為時の特許法第 11 条の規定により延長を申請することができないことは当然である。

裁判番号：最高行政裁判所 95 年判字第 680 号

裁判期日：2006 年 05 月 11 日

件名：特許に関する事務（優先権の主張）

参照条文：行政訴訟法 第 4、98、255 条（1998.10.28）

特許法 第 11、18、24、25、28、134、135 条（1997.05.07）

判決要約：

1. 特許法第 25 条により、出願の時に優先権を主張しない者は、優先権を失い、出願の時に声明を提出したが、出願日から 3 ヶ月内に当該国の政府が出願を受理したことの証明書類を提出しない者は、優先権も失うことになっている。従って、優先権を補正する証明書類の 3 ヶ月期間は、優先権を申請する実体要件の規定であり、即ち、優先権を申請した日から 3 ヶ月内に当該国の政府が出願を受理したことの証明書類を提出しなかった者は、優先権も失うことになり、優先権申請の要件に該当しないことになるので、明らかに、優先権申請の権利解消の要件である。
2. 特許法第 25 条での、出願日から 3 ヶ月内に当該国の政府が出願を受理したことの証明書類を提出しない者は、優先権を失うという規定は、公法の実体権利要件の期間であり、手続上の申請期間でもなく、訴訟法の法定期間とも関係がないので、法定期間の不変期間を適用する余地がないものである。
3. 特許法第 25 条の規定は、優先権を申請する実体期間であるので、当然、特許法第 18 条第 1 項で言う特許に関する申請またはその他手続の法定期間或いは指定期間ではない。
4. 控訴人は 2002 年 8 月 2 日に「熱拡散制御器の発光ダイオード」で以て原処分機関に対し第 91117500 号の特許の件を申請すると同時に、2001 年 9 月 25 日に米国に申請した番号 09/963、101 号の優先権は、特許法第 25 条第 2 項の規定により、控訴人は遅くとも 2002 年 11 月 2 日以前にその主張した優先権に関する証明書類を補正しなければならないと主張しているが、控訴人は前記の法定期間内に優先権に関する証明書類を補正せず、僅かにその期間が満了する前の 2002 年 11 月 1 日に被控訴人に優先権に関する証明書類送付の延期を申請しただけであるので、明らかに行政処分時の特許法第 25 条第 3 項の 3 ヶ月の実体法の期間がすぎているので、被控訴人はすでに優先権を失ったと通知した。
5. 法律の規定により、訴訟の関係者はある特定行為の一定時期について、延長、短縮ができなく、または期間が満了し、失権効果が発生した場合は、すべて不変期間であり、法律条文に「不変」という文字が記載されている場合は、もとより不変期間であり、条文に「不変」という文字が記載されていないが、その規定期間の性質により前記の不変期間の特性がある場合は、不変期間であることに変わりはない。行為の時に、特許法第 25 条の、優先権を主張する出願人は出願日の翌日から 3 ヶ月内に当該国の政府が出願を受理したことの証明書類を提出しなければならないという規定では、条文中に「不変」が記載されていないが、同条第 3 項では、この規定に違反した場合には、優先権を失うと規定されているので、その性質から見ると、不変期間であることに変わりがないものである。

また本条規定には不変期間の性質があるため、原判決では 本院 89 年度判字第 1853 号判決の見解がなぜ採用されなかったかについて説明されておらず、且つ判決の結果に影響を与えず、また本条には不変期間の性質があるので、行為時の特許法第 11 条の規定により延長を申請することができないことは当然である。

04 出願前の先行技術を運用すれば技術に習熟した者が容易に完成できる場合、たとえ増進効果があっても進歩性のある高度な技術発明と認めがたいとする事例

■ハイライト

自然法則を利用した技術思想の高度な創作で、産業上の利用に供することができるものは、系争の特許が審査された時の特許法第 19 条、第 20 条第 1 項の規定により特許登録出願することができるが、その発明が、もし出願前の既存技術または知識に基いて、当該技術に習熟した者が容易に完成できるときは、新規性を欠くことがないが、特許を出願、取得することができないことは、同法第 20 条第 2 項に規定されている。特許の進歩性の要件に該当するか否かについて判断する時は、効果が増進したか否かについて考慮するだけでなく、特に技術貢献の程度が特許法第 19 条で定める「自然法則を利用した技術思想の高度な創作」に達するか否かを基準とすべきであり、もし発明が、出願前の既存技術または知識を運用し、当該技術に習熟した者が容易に完成できる時は、たとえ効果が増進しても、高度な創作の技術標準に達し、進歩性があるとは認め難いので、即ち、特許を付与することができない。本件で主張されている技術内容は、箱本体の厚さについて、一定のサイズを決定するものであるが、厚さの問題はただ生産の時にサイズを簡単に調整し、技術に習熟した者が出願前の既存技術または知識を運用すれば容易に解決するもので、自然法則を利用した技術思想の高度な創作を利用したのではないので、特許の進歩性の要件に該当するとは言い難い。従って、異議成立とした原処分機関が特許権の取消処分を行ったことは妥当である。

裁判番号：最高行政裁判所判決 94 年判字第 2104 号

裁判期日：2005 年 12 月 30 日

件名：特許の異議

参照条文：特許法 第 19、20、27 条 (1997.05.07)

特許法 第 44-1 条 (2001.10.24)

特許法施行細則 第 28 条 (1994.10.03)

最高行政法院判決

控訴人 日商○○化成工業股份有限公司

被控訴人 經濟部智慧財産局

被控訴人 林○○

主文：

控訴を棄却する。

控訴審の訴訟費用は控訴人が負担する。

判決要約：

1. 控訴人は 1999 年 3 月 8 日に「記録用のディスク収納箱」で以て被控訴人である經濟部智慧財産局（以下、被控訴人）に対し特許を申請し、第 88103515 号として審査され、特許が付与された（以下係争の件と称する）。公告期間に、原審の参加人、即ち被控訴人である林○○（以下、原審の参加人）は、係争の件は審査が許可された時の特許法第 19 条、第 20 条第 1 項第 1 款及び第 2 項の規定に違反したとし、特許の要件に該当しないとし、異議の証拠として 1997 年 11 月 11 日に公開した米国第 5685427 号特許の件（以下引証の件と称する）を提出し、これに対して異議を提起し、事件は被控訴人により審査され、2002 年 7 月 31 日に (91) 智專三（一）05017 字第 0918 9001772 号の特許異議審定書で以て「異議が成立したので、特許を許可しない」という処分を下した。控訴人が不服として訴願を提起したが、棄却と決定されたので、行政訴訟を提起したが、原審判決で棄却された。

2. 自然法則を利用した技術的思想の高度な創作で、産業上の利用に供することができる者は、系争の特許が審査された時の特許法第 19 条、第 20 条第 1 項の規定により特許を申請、取得することができるが、その発明が、もし出願前の既存技術または知識に基づいて、当該技術に習熟した者が容易に完成できる時は、新規性を欠くことがないが、特許を申請、取得することができないことは、同法第 20 条第 2 項に定めがある。特許の進歩性の要件に該当するか否かについて判断する時は、効果が増進したか否かについて考慮するだけでなく、特に技術貢献の幅が前記の特許法第 19 条で述べる「自然法則を利用した技術思想の高度な創作」に達するか否かを標準とすべきであり、もし発明が、出願前の既存技術または知識を運用し、当該技術に習熟した者が容易に完成できる時は、たとえ効果が増進しても、高度な創作の技術標準に達し、進歩性があるとは認め難いので、即ち、特許を許可することができない。本件で主張する技術内容は、箱本体の厚さについて、一定のサイズを決定するものであるが、厚さの問題はただ生産の時にサイズを簡単に調整し、技術に習熟した者が出願前の既存技術または知識を運用し、容易に完成できるが、自然法則を利用した技術思想の高度な創作を利用したのではないので、特許の進歩性の要件に該当するとは言いがたい。

05 裁判所の審理で外国法が適用されるべきとしながらも、公序良俗に反する場合は、外国法を適用することができないとした事例

裁判番号：最高裁判所 95 年度

台上字第 20 号民事判決

裁判期日：2006 年 1 月 5 日

上告人 大銳科技股份有限公司

被告 人 荷蘭商皇家飛利浦電子股份有限公司

主 文

原判決を破棄し、台湾高等裁判所に差し戻しする。

判決要約：

1. 事案の概要

(1) 双方は 2001 年 7 月 13 日に複製可能な CD の特許ライセンス契約 (CD-R Disc Patent License Agreement、以下係争のライセンス契約と称する) 及び付帯契約書簡 (CD-R Disc Philips Only License Agreement SideLetter) を締結し、被告 人は、原告人が係争のライセンス契約第 1.09 条により選択したライセンス許諾された特許に対し、原告人が 中華民国台湾地区で複製可能な CD (即ち、CD-R Discs 及び CD-R Hybrid Discs で、以下ライセンス許諾された製品と称する) を製造することに専属ではなく、譲渡不可の権限を許諾し、並びに世界で製造されたライセンス許諾された製品の販売、またはその他の処分を授与すべきであり、原告人は係争のライセンス契約第 5.03 条第二段、第 5.02 条により、毎シーズンが終了後の六十日以内に、被告 人が指示した国に、被告 人が指示した貨幣でロイヤリティーを支払うべきことになっており、即ち、原告人はライセンス特許された特許を一個の製品に利用するごとに 0.06 ドルのロイヤリティーを支払わなければならない計算である。係争のライセンス契約第 5.07 条では、期限になっても未払いのロイヤリティーは、契約の準拠法である 荷蘭法により被告 人は月 2% の遅延利息の給付を原告人に請求することができることになっており、また係争のライセンス契約第 5.06 条では、原告人は契約の終了前に製造した在庫のライセンス許諾された製品の数量に対しても、前記の計算方法で被告 人にロイヤリティーを支払うことになっており；被告 人は原告人が契約の義務を履行しなかったという理由で、2001 年 11 月 19 日に係争のライセンス契約を終了した。

(2) もし原告人が本契約の締結日から本契約の義務を守り、且つ第 6.01 条に従った時には、ロイヤリティーはライセンス許諾された製品の一個につき 0.045 ドルで計算されることになっており、もし原告人がいかなる時期に本契約で定められているいかなる義務に従わなかった時に

は、直ちに従わなかった時からその従わなかったことが完全に補正される時まで、原告人が製造、販売したライセンス許諾された製品のロイヤリティーが0.06ドルとなり、0.045ドルではないことは、原告人が係争のライセンス契約を締結した時に、違約がなかった時は複製可能なCD1枚につき0.045ドルのロイヤリティーを支払うべきであり、違約があった時は0.06ドルを支払うべきであることに同意している。

2. 理由

公平取引委員会は、係争の複製可能なCDの特許技術に対し、被告飛利浦公司、日本新力公司、太陽誘電公司が公平取引法に違反し、独占の地位を濫用したので、公處字第〇二号処分及び公處字第〇六九号処分を下し、被告飛利浦公司、日本新力公司、太陽誘電公司の三つの会社は特許ライセンスの旧約により最低の十円のロイヤリティーを受け取ったので、三つの会社は二十倍の超過利潤を得ることができ、約出荷価格の17.8%のロイヤリティーに相当するので、不当価格になるものであると認めている。

但し、その他の事実から見ると、

- (1) 本件CD-Rの特許ライセンス新約は日本新力公司、太陽誘電公司にそれぞれ許諾され、またロイヤリティーは改めて1枚につき0.06ドルまたは0.045ドル（提携の業者に適用するだけ）で計算され、そのロイヤリティーは出荷価格の33%または25%に達するので、旧約の時（共同してライセンス許諾する）より不合理なので、CD-R業者との相談（許諾金の受取る金額または比率の調整）を拒否し、引続き超過利潤を享有し、独占の地位を濫用することで不当価格を維持したため、原告人にすでに重大な不利益を与え、且つ明らかに公平ではないのに、どうして、原告人が自分にとってもっと不利な許諾金の条件で、被告と単独で許諾する方法で係争のライセンス契約を締結したのか、即ち、被告の係争のCD-R特許ライセンスが市場で独占されているか否かについて、まだ調べる必要がある。
- (2) また原審では、係争ライセンス契約で許諾された特許は、被告が中華民国で取得した特許のほか、その他世界各国の特許も含まれているので、独占の地位を濫用し、不当価格を維持することに該当しないが、原告人と、その他業者と被告、日本新力公司、太陽誘電公司等三つの会社との間で締結した特許ライセンス契約（即ち、原告人が言っている旧約）が、同様に、その他世界各国の特許が含まれているか否かについて調査もしないで、結論を下したことは、妥当ではない。
- (3) CD-Rの出荷価格については、原告人と、その他業者と被告と日本新力公司、太陽誘電公司等三つの会社との間で締結した特許ライセンス旧約、及び被告が締結した係争のライセンス契約の当時の市場価格がいくらなのか？原告人が不当価格を維持するか否かと判断することと関係がある。原審でこれについて調査されなかったので、これが原判決の違法な部分である。
- (4) また、約定した利率が、年率20%を超える場合は、債権者は超えた部分の利息に対し、請求権を有しないことは、民法第二百五条に規定されており、これは不当利得抑制の規定（立法理由を参照）であり、また金銭債務の遅延利息は、もしその約定した利率が法定利率よりも高い場合は、同法第二百三十三条第一項但書の規定により、もとよりその約定に従うべきであるが、その遅延利息の約定利率が、法定の最高額の制限を受けるべきであり（本院四十一年台上字第一五四七号判例を参照）、また涉外民事法律適用法第二十五条の規定でも、本法で外国法を適用する場合には、その規定が中華民国の公の秩序又は善良な風俗に反するときは、適用しないとしているので、裁判所の審理に外国法を適用すべき結果、我国の公序良俗に反するときは、外国法を適用することができないものである。係争のライセンス契約第5.07条約定により、もし本契約で支払うべきいかなる金額が本契約で指定した期間内に支払われない場合、月率2%の利息、または法律が許可した最高額を加算すべきである。二者の中、より低い方の利率に準ずれば、原告人が支払うべき遅延利息の約定利率は、月率2%に固定されるものでもなく、もし法律が許可した最高額が月率2%より低い時は、その法律が許可した最高額を適用すべきである。被告飛利浦公司是オランダ法を係争のライセンス契約の準拠法として約定した遅延利息を支払うよう原告人に請求したことは、台湾が許可した法定の最高額（年率20%）をすでに超えたので、前記の説明により、被告がその超えた部分の利息を請求したことは、台湾の公序良俗に反しないとは言えないものである。

06 特許権侵害で被告に損害賠償を命じたが、判決書の新聞紙掲載に関する原告の請求が退けられた事例

■ハイライト

裁判所は台經院の鑑定結果及び補充報告書により、倚天「圖龍字集」第一、二巻の製品が原告が所有している発明の公告第 38830 号「高解析度フォントの生産方法」特許の請求範囲に入ったので、華康の権益が損なわれたと認め、被告に賠償を命じたが、原告が判決書の内容を新聞に記載するよう被告に請求した部分は、棄却された。

華康科技が判決の結果に対し喜びを示す一方、倚天資訊は、権利侵害の件について、関連の鑑定を提出し、関連の疑問及び陳述も提出したが、裁判官に受け入れられなかったため、これに対し深く遺憾の意を表し、今後必ず控訴を提起し、権益の取得にあたることも表明した。

裁判番号： 91 年度重訴字第 407 号民事判決

裁判期日： 2005 年 11 月 30 日

件名： 特許権侵害に対する損害賠償

原告 華康科技開發股份有限公司

被告 倚天資訊股份有限公司

判決要約：

一、事実概要

原告は中華民國発明第 38830 号「高解析度フォントの生産方法」特許（以下系争の第 38830 号特許と称する）の特許権者であり、特許期間は 1986 年 11 月 1 日から 2001 年 10 月 31 日までとなっており、被告黄杉榕、廖明進、黄崇仁、陳珠琮はそれぞれ被告倚天公司の前、後任の董事長（法定代理人）及び總經理で、ともに、原告会社が系争第 38830 号特許を所有していることを知りながら、原告の同意また許諾を得ずに、あえて 1992 年 9 月から、原告が所有している前記特許を連続して使用し、「圖龍字集」製品を製造し、営利を意図して販売したので、この行為はすでに原告の特許を侵害した。

二、理由

1. 被告が原告の特許権を侵害したことは事実である。

（1）「発明特許権が侵害されたときは、特許権人は損害賠償を請求することができる。」「故意又は過失によって、不法に他人の権利を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。故意に善良の風俗に反する方法で他人に損害を加えた者もまた同じである。他人を保護する法律に違反し、他人に損害を与えたときは、賠償責任を負う。但し、その行為に過失がなかったことが証明できる者は、この限りではない。」「数人が共同で不法に他人の権利を侵害したときは、連帯して損害賠償の責任を負う；数人中いずれが加害者であるかを知ることができないときもまた同じである。教唆者及び幫助者は、共同行為者と見なす。」は、1994 年 1 月 21 日修正の特許法第 88 条第 1 項、民法第 184 条、第 185 条に規定されている。

（2）本院が鑑定を臺經院に依頼した結論は「提供された倚天公司が所有している『倚天圖龍字集』鑑賞版第一、二巻の製品と中華民國発明の公告第 38830 号『高解析度フォント生産方法』特許権が申請の範囲に入った」と認めていることについては、臺經院の特許侵害の鑑定報告書一冊が巻末にあるので、調べることができる。その鑑定は、台湾の侵害を鑑定する手続（即ち、特許侵害を鑑定する基準）明確な特許の申請範囲の内容。特許の申請範囲の分析。鑑定すべきサンプルの構成。特許侵害の判断は折衷の原則をとり、即ち、全要件ルール (All Element Rule)、均等論の原則及び禁反言原則をまとめ、特許権を侵害したか否かについて判断したので、被告倚天公司の「圖龍字集」は、確かに原告の系争第 38830 号特許を侵害するものである。

2. 被告の損害賠償の全額

（1）根拠：権利侵害行為及び不当利得の返還

「発明特許権が侵害されたとき、特許権者は損害賠償を請求することができる。本条に

定める請求権は、請求権者が行為及び賠償義務者を知った時から二年間、行使しないときに消滅する。行為があったときから 10 年間を超えたものも同じ。」「権利侵害行為によって生じた損害賠償の請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時から起算して二年間行使しないときは消滅する。権利侵害行為の時から起算して 10 年を経過したときもまた同じである。損害賠償の義務者が、権利侵害行為によって利益を受け、これがために被害者に損害をこうむらせたときは、前項に定める時効の完成後もなお不当利得に関する規定によって、被害者に対してその受けた利益を返還しなければならない。」については、1994 年 1 月 21 日修正の特許法第 88 条第 1 項、第 3 項、民法第 197 条に規定されている。被告は、原告が前記の権利侵害行為で受けた損害賠償の請求権は、すでに 2 年の時効期間にかかった等と弁解した。

- (2) 調べたところ、原告は 1998 年 6 月 19 日に訴訟を提起し、且つ原告は 1994 年 11 月 18 日に刑事告訴を提起した時にすでに知っているのに、1996 年 6 月 20 日以前の権利侵害行為は 2 年の時効期間にかかったものである。従って、1996 年 6 月 20 日から 1997 年 1 月 23 日までの権利侵害行為は 2 年の時効期間を超えていないので、原告は請求することができ、また 1993 年 11 月から 1996 年 6 月 19 日までの権利侵害行為は 2 年の時効期間にかかるが、原告は不当利得の規定により、その受けた利益を返還するよう被告倚天公司に請求した。原告が主張していること（権利侵害行為が 2 年の時効期間にかかった部分）と、改めて不当利得でその受けた利益を原告に返還するよう被告倚天公司に請求した部分は、根拠があるので、許可すべきである。

- (3) 本院は前記の営業収入の明細表により、被告倚天公司の「中文システム製品（「圖龍字集」の販売と関係があるべきなので）」の売上が約その年度の総収入の四分の一にあたることから、被告倚天公司の前記「中文システム製品」の売上の少なくとも四分の一は、「圖龍字集」を販売した売上高であり、即ち 17,516,539 台湾ドルである。従って、1996 年 6 月 20 日から 1997 年 1 月 23 日までの間、原告倚天公司が「圖龍字集」を販売した売上高は 10,217,981 台湾ドルとなる。なお 1993 年 11 月から 1996 年 6 月 19 日までの間、原告倚天公司が「圖龍字集」を販売した売上高は 45,737,629 台湾ドルとなる。それゆえ、原告は権利侵害行為により被告倚天公司、黄杉榕、廖明進、黄崇仁、陳珠琮等に対して請求できる連帯賠償の金額は 10,217,981 台湾ドルとなる。また原告は不当利得の規定で、被告倚天公司にその受けた利益 45,737,629 台湾ドルの返還を請求したことは、原告の請求がこの範囲にあり、根拠があるので、許可すべきであり、この部分を超えた請求は、原告が立証しておらず、根拠がないので、棄却されるべきである。

3. 利息の部分

従って、原告は権利侵害行為及び不当利得の法律関係により、10,217,981 台湾ドルを給付するよう被告倚天公司、黄杉榕、廖明進、黄崇仁、陳珠琮に請求し、また、その中の 1 千万台湾ドルは起訴状（刑事訴訟手続に付帯して民事訴訟を提起するためのもの）が被告に送達された翌日 1998 年 7 月 9 日から弁済日まで、年率 5% で計算した利息を支払い、残りの 217,981 台湾ドルは準備書面（二）及び訴えの拡張に関する声明書が被告に送達された翌日 2005 年 4 月 2 日から返済日まで、年率 5% で計算した利息を支払うよう被告倚天公司に請求した 45,737,629 台湾ドルと、準備書面（二）及び訴えの拡張に関する声明書が被告倚天公司に送達された翌日 2005 年 3 月 29 日から返済日まで、年率 5% で計算した利息の請求は、理由があるので、許可されるべきであり、この部分を超えた請求は、理由がないので、棄却されるべきである。

4. 仮執行の部分

双方は、それぞれ担保を提供することで仮執行の宣告または仮執行の免除を請求すると陳述しており、原告の勝訴部分については、審査したところ、妥当であるので、相当の担保金を斟酌した後、許可する。また原告が敗訴した部分は、その仮執行の申請の根拠がなくなったので、棄却されるべきである。

07 世界初障害者用電動車の特許権が侵害されたと認定、被告に損害賠償金 269 万台湾ドルの支払命令

■ハイライト

世界初の障害者用電動車を発明したことで有名になった必翔實業会社は、新莊市の建迪企業がその特許を侵害したことにより、売上が下がり、信用評判にも悪い影響を与えたとして告訴を提起した。板橋地方裁判所で審理され、被告に対し 269 万台湾ドルを賠償するよう命じる旨の判決を下し、並びに告訴人が所有している「ギヤボックス及びモーターの連結構造」特許の製造、販売または使用の禁止を命じた。

板橋裁判所の裁判官は、上場企業必翔實業が 16 年前に「四輪 T 型持ち手の障害者用車」を始めて製造し、欧米日等の先進国の特許を取得した後でも、研究を続け、多くの特許を発明していると述べた。

それなのに、被告は特定型番の障害者用電動車を生産したことにより、その特許を侵害し、その販売した車が約 3000 台にも達しているものと見積られるので、嚴重にその会社の権益を侵害した。

板橋地方裁判所で審理された後、その特許の有効期限は 2008 年 5 月までなので、所有権者が確かに必翔であり、工業研究院の特許侵害の鑑定報告により、被告が生産した障害者用電動車のモーターとギヤボックスは、原告が所有している特許製品と一致しているとして、被告に対し 269 万台湾ドルの賠償を命じる旨の判決を下した。

台湾板橋地方裁判所民事判決 93 年度重智字第 4 号

原告 必翔實業股份有限公司

被告 建迪企業股份有限公司

主 文

被告建迪企業股份有限公司が第 148732 号「ギヤボックス及びモーターの連結構造」実用新案の物を製造、販売、使用または前記目的のために輸入することを禁止する。被告建迪企業股份有限公司、被告羅真権は連帯して原告に 269 万 5711 台湾ドルを支払うべきで、被告建迪企業股份有限公司は 2005 年 5 月 17 日から、被告羅真権は 2005 年 5 月 18 日から返済日まで、年率 5% で計算した利息を支払うべきである。

原告のその他の訴は棄却する。

訴訟費用は、被告建迪企業股份有限公司、被告羅真権が連帯して 34% を負担し、残りは原告が負担する。

本判決の第 1 項については、原告が 269 万 5711 台湾ドルを担保に供した後、仮執行を行うことができ、被告建迪企業股份有限公司は仮執行が行われる前に、269 万 5711 台湾ドルで担保に供した後、仮執行を免じることができる。

本判決の第 2 項については、原告が 90 万台湾ドルを担保に供した後、仮執行を行うことができ、もし被告建迪企業股份有限公司、被告羅真権が請求の標的物を供託し、または標的物がオークション、競売され、もしくは物の交付の前に、269 万 5711 台湾ドルを担保に供した場合、仮執行を免じることができる。

原告のその他の仮執行の申立ては棄却する。

判決要約：

一、 事案の概要

1. 原告は 1983 年に会社を成立して以来、障害者用電動車の発明、販売に努力し、1989 年に世界初の「四輪 T 型持ち手の障害者用車」の発明に成功し、多国の特許を取得し、「障害者用電動車」と名づけた。
2. 原告は発明に努力し、欧、米、日、カナダ、韓、中国、ニュージーランド、南アフリカ等数十国での百件以上の特許を取得している。製品は深く喜ばれ、競争者の模倣対象ともなり、模倣業者は研究開発の費用、コストを負担する必要がなく、価格削減の競争が展開され、原告の輸出量は 2002 年の全国の 42% から 2003 年の 38% までに下がり、原告会社が国内、外市場で重大な損失をこうむった。一方被告会社は似ている製品を製造し、不当にも国内外の市場を獲得し、その使用はすでに原告の許諾を得て、または原告とその他の関係があると消費者を誤認させたので、原告の多数の国内外代理商及び顧客に、被告会社の製品はなぜこんなに重要な要件があるかについての困り及び疑問が生じた。
3. しかし、原告が特許要件に警告のラベルを貼り、その表示は「特許権があることを警告する」、「日本、台湾で特許権があるので、模倣しないよう……特許権申請中であると警告する」及び「特許権があるので、模倣しないよう特許権申請中であると警告する」、また製品のカatalog のカバーに特許権を享有している旨を表示している。

二. 理由

1. 特許の侵害行為の事実認定

係争の中華民國実用新案第 148732 号「ギヤボックスギヤボックス及びモーターの連結構造」特許権（公告第 361568、特許期間は 1999 年 6 月 11 日から 2008 年 5 月 9 日まで）の所有者が原告である。

且つ財団法人工業技術研究院による特許侵害鑑定報告（即ち、原証七）の鑑定結論が正しい。（即ち、HS-686 及び HS-580 障害者用電動車の中のギヤボックス及びモーター（被告建迪会社が製造したもの）を鑑定したところ、係争特許の申請範囲に入った）。

2. 責任帰属の事由

修正前の特許法第 79 条後段に定められている「表示しなかった者は損害賠償を請求することができない」は、表示しなかったために、他人が特許品であるとは知らずにその権利の要件を侵害し、他人が特許品であることを知り、又は特許権の侵害を知りえることを証明するに足りる事実があるときは、たとえ特許人が表示しなくても、損害賠償を請求することができる。

原告が被告の抗弁に対して反発したことを調べたところ：原告は係争の特許要件に特許証書の番号を表示しなかったことは、争論しなかったが、真正であると認めることができる。しかし、原告は電動車の生産に関しては国内でも有名な会社であり、電動車及びカタログに特許の警告が表示されていること。（ラベル及びカタログが証明になる）；被告会社は早くも 1989 年から電動車の生産に投入して来たこと（鑑定報告書に添付されている被告会社の状況を参照）；国内特許資料庫の検索システムが普及していること等から、被告は係争の特許を電動車の連結部品として使用する前に、原告会社が享有している電動車の特許権範囲について詳しく調べなければならないのに、うっかり調べなかったので、「特許権の侵害を知りえることを証明するに足りる事実」の過失があったものと認められるべきである。

3. 損害賠償金額の計算

発明特許権が侵害されたときは、特許権者は賠償損害を請求することができ、並びにその侵害を排除することも請求できる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができることは、実用新案準用の修正前の特許法第 105 条、第 88 条にそれぞれ規定されている。調べたところ、本件被告建迪会社は前記の通り、過失により不法にも原告の特許権を侵害したので、原告は前記法条の規定により、被告建迪会社が製造、販売、使用又は前記の目的のためにその物品を輸入する行為を禁じるよう請求したことは、妥当であるため、許可すべきである。

次に修正前の特許法第 89 条第 1 項第 2 号規定により、前条で損害賠償を請求するときは、次の各号の一を選んでその損害を算定することができる。（2）侵害者が侵害行為によって得た利益による。侵害者がそのコスト、又は必要な経費について立証できないときは、当該物品を販売して得た収入の全部をその所得利益とする。

2000 年 9 月 18 日から 2002 年 5 月 8 日まで、被告が輸出した 580 号及び 686 号の障害者用電動車は、コストを差引いた後の純益は合計 10,328,394 台湾ドル（2,529,262 +6,906,378+892,754=10,328,394）であり、係争特許の価値が占める割合の 26.1% で計算した場合、被告は係争特許の実施により必要品のコスト及び費用を差引いた後に、得られる利益は計 2,695,711 台湾ドル（10,328,394*26.1%=2,695,711）である。従って、原告は会社法第 23 条第 2 項、修正前の特許法第 89 条第 1 項第 2 号の規定により、被告建迪会社、羅真権に対し連帯して 2,695,711 台湾ドルを支払うよう請求したことは、理由があるので、許可すべきであり、この部分を超えた請求は、根拠がないため、棄却されるべきである。

4. 営業上の信用評判に悪い影響を与えたとの主張は不成立

原告が主張した営業上の信用評判に悪い影響を与えたことについては、係争の特許権が模倣された結果、原告会社の輸出量は 2002 年の全国の 42% から 2003 年の 38% までに下がった等が根拠である。しかし原告会社の輸出量が下がったのは、2003 年から生じたことであるため、明らかに被告建迪会社の 2002 年 5 月 8 日までの権利侵害行為とは関係がなく、原告の前記の陳述は、逆に原告の輸出量の減少は被告建迪会社の権利侵害行為で生じたことではないとも証明できる。ましてや前記の通り係争の特許は預ける特許製品であり、電動車の部品の一つでもあり、被告建迪会社が単独で販売したことがなく、販売のカタログに特別に表示したこともなく（原告が提出したカタログ二部が証明になる）、前記の通り、原告会社は販売記録に特許番号を具体的に表示していないこと等、いろいろな状況を考えた後、顧客を誤認させることもなく、営業上の信用評判にダメージを与えたこともない。これによって、原告が営業上の信用評判に与えた損害を賠償するよう被告に請求したことは、理由がないため、棄却されるべきである。

08 特許法—製法特許侵害の民事損害賠償の事例

■ハイライト

美商瑟蘭斯國際公司 (Celanese) は、中石化公司在酢酸の生産過程でその特許権を侵害したとして、告訴を提起した事件について、昨日また一件増え、高雄地方法院が中石化は更に瑟蘭斯公司 (Celanese) に 2382 万台湾ドルを賠償しなければならない旨の判決を下した。この事件は去年の 9 月に高雄地方法院により初めて言い渡された。中石化は 8 億 9679 万台湾ドルを賠償しなければならない旨の判決に対して、中石化が上訴を提起したが、その間に瑟蘭斯 (Celanese) は、異なる時期にも、中石化によるその他の権利侵害行為があると認め、新たに告訴を追加した。中石化は、中石化の酢酸の生産方法は米国会社孟山都 (モンサントス) が許諾したもので、しかも自ら技術を研究した上で酢酸を生産し、瑟蘭斯 (Celanese) の特許技術を侵害していないと主張した。調査の結果、裁判官は、瑟蘭斯 (Celanese) が告発した権利侵害の部分については、モンサントスが許諾したものではないと認めており、且つ中石化の従業員は審理の時、会社所有の工場で使用されている反応液に関し、1993 年にその特許を申請したが、取得した特許に従って使用しているのではないと認めた。一方、裁判官は中石化の反応液組成及び比例の配置を、金属工業発展センターでテストした結果、瑟蘭斯 (Celanese) の特許事項と一致しており、また原告の特許を侵害した行為は、主観的な故意によるものであるはずであると表明した。

裁判番号：89 年重訴字第 1005 号

裁判期日：2006 年 1 月 19 日

裁判事由：損害賠償

原告 美商瑟蘭斯國際公司 (Celanese International Corporation)

被告 中國石油化學工業開發股份有限公司

判決要約

1. 原告は台湾發明特許第 27572 号「メチル・アルコール及び一酸化炭素による酢酸の生産方法」(以下係争の特許と称し)の特許権者である。原告は 1995 年 8 月に市場で被告が製造した酢酸を購入し、並びにテストのために米国西康公司 (The Cecon Group Inc.) に送付し、被告の酢酸生産の操作条件を推知できることになり、被告には係争の特許権を侵害した行為がある旨認知した。
2. 原告の特許侵害の損害賠償請求権は消滅時効を超えているかどうか？
 - (1) 本件原告は、被告が前記の時期にその特許権を侵害したと主張しており、その損害賠償請求権の行使は、請求権者が行為又は損害、及び賠償義務者を知ったときから、二年間行使しなかったときに消滅する。
また、損害及び賠償義務者を知ったことは、明らかに承知したことであり、もし、当事者の中に知った時間に関する紛争がある時、賠償義務者は先に請求権者が知った事実に対し、証拠提出の責任を負わなければならない (最高法院 72 年台上字第 1428 号判例主旨参照)。
 - (2) また前記の新聞記事に「ここ数年来、瑟蘭斯公司 (Celanese) が中石化の酢酸生産能力が急激に増加しているが、生産設備が更新されていないことを発見したため、1995 年にその会社が生産した酢酸を購入し、並びに米国西康公司 (鑑定専門機関) に送付し、テストした結果、その製品は瑟蘭斯公司 (Celanese) の特許範囲で示されている操作条件で製造され、中石化は特許権を侵害した嫌いがあると認められたので、中石化に対し告訴を提起した」等の文字が記載されているが、その記事は記者によるものであり、その内容は伝言に過ぎないもので、その信憑性に疑いがあり、且つ前記の刑事告訴状により、原告は米国西康公司以その製品をテストしたところ、被告が係争の特許権侵害にかかっていることを「疑い」、また前記の記事によって原告が被告の権利侵害行為を「発見」もしくは「察知」することは、前記の刑事告訴状に記載されていることと違い、原告自身が確実に知った意思表示ではなく、知っているかどうかを他人は了解することができないので、前記の記事で原告が 1995 年 8 月に本件権利侵害行為を知った事実を認定することができない。そのため、原告の事件損害賠償請求権は時効にかかっていない。
 - (3) 前記の事により、1990 年 11 月 12 日から同年 12 月 20 日までの間に被告の大社廠酢酸工場で生産された酢酸の反応液成分及び組成比率は、確実に係争特許の特許申請の範囲内のもので、モンサントスが教えた方法で生産し、又はその添加の ST-90 非よう化物塩類もしくは 8wt% よう

化リチウム、又は原告の許諾で係争特許を使用したこと等の被告の弁解は、すべて信用できないものである。被告の製品は原告の特許権を侵害したと推論できる。

3. 被告の損害賠償背金の金額

(1) 被告は1990年11月12日から同年12月20日までの間に酢酸生産の方法により係争の特許を侵害したことは、前述の通りで、当時の特許法(即ち1986年12月24日修正の特許法)第82条第1項第1、2号は、前条によって損害賠償を請求するときは、次の各号の一を選んでその損害を計算することができるとしている。

一、民法第216条の規定による。但し、証拠方法を提供してその損害を証明することができないときは、特許権者は、その特許権を実施して得られる利益を差引いた差額をその受けた損害の額とする。

二、侵害者が権利侵害行為によって得た利益による。権利侵害者がコスト、又は必要な経費について立証できないときは、当該部品を販売して得た収入の全部をその所得利益とする。従って、侵害者は前記の規定による計算方法の一を選んでその損害を計算することができる。

本件の原告は、侵害者が権利侵害行為によって得た利益を本件の賠償金額の基準とすると表明したことは、法によるものであり、違法とは言えないので、許可すべきである。

(2) 次に原告は、陳福隆の前記の報告書により、前記の権利侵害時期に被告所有の大社廠酢酸工場での平均日産量は260トンで、また1990年2月から1991年1月までの間に酢酸1トンあたりの利潤は2,966.4台湾ドル(ファイル1第79、82ページ)であるため、被告が権利侵害行為によって得た利益は30,079,296台湾ドルであると主張した。一方、被告は、前記の時期に平均稼動日産量(効率産量即反應生成之酢酸量-不合格酢酸量+酢酸重煉量)は僅か205.923トンであり、且つ原告が主張した前記の利潤額はコスト及び費用を差引いていない額で、前記の時期に酢酸を生産・販売したが、利潤がなかったと主張し、並びに被告所有の大社廠前期時期の操作日誌、生産稼動日誌及び日産統計表(ファイル4第100-178ページ)、大社廠1991年度の売上高明細書、売上原価明細書、酢酸1991年度の損益計算書等(ファイル4第222-246ページ)を提出した。陳福隆の前記の報告書に記載されている日産量は、会計資料で分析した後、得た概括的な数字であり、また前記の操作日誌は効率日産量、稼動日産量を毎日記録したものであり、両者を比べると、操作日誌で統計された数量の方がより正確であるため、毎日の平均産量は205.923トンで計算するという被告の証言は信用できる。さらに被告は、前記の時期に酢酸を生産・販売したが、利潤がないと主張したことについて、利潤は1991年度の酢酸の売上高から、酢酸の産量が総産品数量における割合に被告の全部営業費用をかける金額、利息費用、及び在庫損失、操業停止による損失等のコストを差引いた額であるが、被告の各項製品を生産するための営業費用は必ずしも同じではなく、前記の利息費用、在庫損失、操業停止による損失等については、酢酸の生産にかかわる更なる資料もなく、詳細が分からないので、被告が提供した前記の明細書、損益計算書は、酢酸生産でその費用、コストを支出したことを証明することができない。その反面、陳福隆の報告書により、酢酸1トンあたりの値段は450ドル(即ち、12,375台湾ドル)で、1トンごとの生産コストは9408.6台湾ドルであることが分かるので、その報告書による酢酸の生産・販売の利潤は1トンにつき2,966.4台湾ドルで、コスト又は費用を差引いていないことになる。双方の前記の陳述及び提出した証拠から見ると、原告主張の1トン2966.4台湾ドルで被告の権利侵害行為によって得た利益を計算するのが信用できると思われ、この計算により、被告が前記の時期に権利侵害行為によって得た利益は2,382万3,150台湾ドル(2,966.4×39×205.923=23,823,150、台湾ドル以下は四捨五入)となる。

(3) 被告の権利侵害が故意であったと原告が主張したことは、起訴時(即ち、1994年1月21日修正)の特許法85条第3項の規定により、2倍で賠償金額を計算することができるが、1月21日修正の特許法には遡及適用の特別規定がなく、不遡及原則により、被告が1990年11、12月に係争の特許権を侵害した行為は、1994年に修正、施行した規定が適用できない故、被告の前述の行為には故意があったか否かを審査するまでもないので、原告の前記の主張は信用できない。よって、被告の損害賠償責任は上記の計算式通りの金額に止まり、2倍の加算の適用は免れる。

4. 前記のように、被告は原告の許諾を得ずに、1990年11月12日から同年12月20日までの間にその大社廠酢酸工場に係争特許の特許申請範囲で示している技術方法により酢酸を生産して原告の特許権を侵害し、並びに2,382万3,150台湾ドルの利益を得たため、原告は特許法に関する規定により2,382万3,150台湾ドル、及び起訴状写しの送達の日(即ち、2000年11月16日)から弁済日まで、年5%で計算した利息の給付を被告に要求することは、根拠があるので、許可すべきであり、またこの範囲を超えた請求は、正当ではないため、却下すべきである。

5. 原告は前記の法律関係に基づき被告に賠償を請求したことについては、一部に勝訴判決が下されたので、他に不当利得の法律関係による請求は、審査する必要がなく、また双方のその他攻撃防禦の方法は、本件勝敗の判断に影響を及ぼさないのを、一々論述しないことを、ここに説明する。
6. 双方は担保を提供することに同意する旨を陳述し、仮執行許可の宣告を申立てており、前記の許可された部分については、妥当であるので、適当な担保金額を定め、許可すべきである。また前記の棄却された部分に関しては、原告の仮執行の申立てには根拠がなくなったことから、合わせて棄却すべきである。
7. 結論：原告の訴については、一部に理由があり、一部に理由がないので、民事訴訟法第 79 条、第 390 条第 2 項、第 392 条第 2 項により、主文の通り判決する。

以上

09 最高権利侵害賠償金額を記録

中石化にアメリカ企業への 20 億元の賠償金支払い判決が下る

記者蘇位栄/台北報道

上場企業の中石化会社は、ライセンス許諾を経ず、アメリカ企業・セラネーゼ (Celanese) 会社が特許を有する酢酸製造方法を盗用し、勝手に酢酸を生産し、当該アメリカ企業が裁判所に訴えを起こした。台北地方裁判所は、中石化会社は当該アメリカ企業に対し 20 億元の賠償金を支払わなければならないと判決を下し、台湾メーカーの特許侵害判決における最高賠償額を記録した。

裁判官は、専利法で規定されている特許侵害損害賠償の計算方法により、中石化会社は、元々当該アメリカ企業に 73 億元余りを賠償すべきであると考えたが、アメリカ企業・セラネーゼ会社は 20 億元しか賠償請求をしなかったため、当該アメリカ企業の請求に基づいて判決を下した。

中石化会社は、1990 年からセラネーゼ会社の特許を侵害しており、当該アメリカ企業から三件提訴されている。一件目は、中石化会社が 1990 年 9 月から 12 月の間、セラネーゼ会社の特許を侵害していたことにつき、裁判所は中石化会社が 2300 万元余りの賠償金を支払うよう判決を下した。二件目は、中石化会社が 1996 年から 1999 年の間、特許を侵害していたことにつき、裁判所は中石化会社が 8 億 9000 万元余りの賠償金を支払うよう判決を下した。二案件とも高雄高等裁判所支所に抗告され、なお審理中である。

昨日の判決は、中石化会社によるセラネーゼ会社の特許侵害に関する三件目の裁判所判決である。裁判所は、中石化会社が 2000 年から 2005 年の間、セラネーゼ会社の特許を侵害し続けていると認定し、20 億元の賠償金を支払うよう判決を下した。

アメリカ企業・セラネーゼ会社は、台湾において「メチルアルコールと一酸化炭素により酢酸を製造する方法」で特許出願し、台湾政府に認可された特許期間は 1987 年から 2005 年までである。中石化会社は、かつてセラネーゼ会社と特許技術のライセンス許諾について交渉したことがあったが交渉決裂に終わり、よってライセンス許諾を経ず勝手にセラネーゼ会社の特許技術を盗用して、中石化会社の工場で酢酸を生産し、販売利益を得ていた。

裁判官は、審理において、特許侵害の損額賠償額は、侵害会社の当該商品の販売営業額に基づき、利潤を乗じたものを更に 2-3 倍を乗じて懲罰的賠償とする、と認定した。これに基づき計算された、中石化会社がセラネーゼ会社に対して賠償すべき元々の額は、73 億元余りである。

【2007 年-07-07/聯合報/A14 版/総合】

10 特許法—明細書誤記事項の補正と訂正の制限に関する事案

■ハイライト

所謂「誤記の事項」については、一般にその技術に習熟した技術者がその普遍的で共通な知識に基づき、客観的に特許説明書の全体内容及び、上下文からすぐに明らかに不正確な誤りであると識別でき、同時に考え込まなくてもその誤りの本来の意味をどのように訂正復元すればよいかわかるものを指し、これにより解説時に実質内容の理解に影響がない事項を誤記事項とする。審定広告後或いは特許権取得後の補充、修正或いは訂正に基づき実質変更であるかどうかを判断する際は、審定広告特許許可の特許説明書若しくは図式にある内容を基準とし、出願日に提示した内容を基準にするものではない。しかも、特許説明書或いは図式の事項を補充、修正、訂正する場合、審定広告特許許可の特許説明書若しくは図式の提示する範囲内であればならず、且つ審定許可広告が特許を許可した発明若しくは特許出願中の発明の変更であってはならない。本件訂正の前後が出願特許範囲の変動にあたる疑いをよく調べてみると、「ミクロン」を「ミリメートル」に変更しており、小から大、つまり変更前のミクロンから変更後のミリメートルの間は全て変更後の特許範囲であり、係争案件特許出願範囲第 25 項の「研磨工具」、第 29 項の「基体材料」及び第 39 項の「薄片」、その厚さを 10-6 から 10-3 に拡大し、訂正後その意味は元の審定版の方が広く、明らかに係争案件特許の実質を変更しており、専利法第 67 条で許されている訂正は実質を変更しないものに限るという趣旨と不一致である。ゆえに、係争訂正は実質変更の疑いがあり、誤記事項の訂正ではあっても、これをしてはならない。

裁判番号：94 年訴字第 357 号

事件摘要：特許事務関連

裁判期日：2006 年 01 月 19 日

資料元：司法院

関連法律：行政程序法第 102 条 (2005. 12. 28)

専利法第 67 条 (1994. 01. 21)

台北高等行政法院判決

原告 宋○○

被告 經濟部知恵財産局

判決要約

本院の判断は以下のとおりである。;

1. 調べてみると、特許訂正案件の訂正不許可処分は、訂正申請人の自由と権利を制限したり剥奪したりするものではなく、処分前に訂正申請人に意見陳述の機会を与えなかったことに、不当はない。しかも、被告のこれまでの訂正案件処理方法では、訂正不許可の処分前においては、いずれも訂正申請人に意見陳述の機会を与えていないので、本件も行政程序法第 102 条規定に違反していないことを、まず説明しておく。
2. 次に、本件の争点は原告が本件出願特許範囲第 25、29 及び 39 項の「ミクロン」を「ミリメートル」に訂正したことが、(1) 誤記事項にあたるのか (2) 実質の変更にあたるのか? どうかである。
3. 所謂「誤記の事項」というのは、一般にその技術に習熟した技術者がその普遍的で共通な知識に基づき、客観的に特許説明書の全体内容及び、上下文からすぐに明らかに不正確な誤りであると識別でき、同時に考え込まなくてもその誤りの本来の意味をどのように訂正復元すればよいかわかるものを指し、これにより解説時に実質内容の理解に影響がない事項を誤記事項とする。調べてみると、係争案件第 25、29 及び 39 項は、訂正後以下 3 項目の内容となる。
 25. 出願特許範囲第 24 項で述べている研磨工具の内、少なくとも一層は 1「ミリメートル」の厚さか若しくはさらに薄い。
 29. ある種の研磨工具で、少なくとも一層は粒状研磨剤の基体材料を含むものであり、その層の厚さは 1「ミリメートル」若しくはさらに薄く、またローラーでその基体材料を展圧し、粒状研磨剤の分布をさらに均一にする。
 39. ある種の粒状研磨剤をその基体材料層に均等に分布させる製造方法は、まず基体材料と粒状研磨剤を混合して薄片にし、再度展圧方式で薄片の厚さを 1「ミリメートル」まで若しくはさ

らに薄くする。

本件 89 年 6 月 21 日審定広告の特許説明書内容からすると、本件「特許出願範囲」では材料の単位に言及しており、即ち第 25 項、第 29 項、第 39 項、以上各項目は全て「ミクロン」が単位になっている。しかし、係争案件審定広告の中国語説明書及び図式内容に照らしてみると、その内説明書第 23 項第二段では「たとえば、ダイヤモンドのミクロン粉末、材料粉末を既に発見し…」その材料は少なくとも 0.1 mm の厚さに展圧され…」等と言及しており、24~27 ページの中では、積載固定ダイヤモンド研磨剤粒子若しくは研磨顆粒の基体、基材若しくは類似物の記載には、すべて「mm」つまりミリメートルの単位を標示使用している。また係争案件説明書 5、15、16 ページのところには、いずれも「粒状研磨剤」及び「基体」の厚さに言及する際、粒状研磨剤「40/50 米国メッシュ」は粒径が「400-297 ミクロン（或いは 0.4-0.297 ミリメートル）」と述べていて、基体材料また粒状研磨剤の 1.5 倍となっている。上記中国語説明書に基づき、この項目の専門領域に習熟した技術者が判断すれば、方法の中の技術部分は容易に類推でき、審定広告の第 25 項、第 29 項、第 39 項、各項目は全て「ミクロン」が単位になっていることから、誤記事項に間違いのないと思われる。

被告が訴願の答弁時に高〇図書有限公司出版、新〇〇書局総販売代理 81 年 6 月 15 日六版の「工具機」という本の 11 ページの記載を提出し、表面加工精確度のサイズはその表面加工の精確度が 1 ミクロンであり、その可能性があるが、しかしながら係争訂正案件は基体材料或いは薄片物品の厚さが 1 ミクロンか若しくはさらに薄く、ゆえに両者の比較基礎が異なっているため、論述の基礎とすることはできず、本判決は再度深く討論する必要はない。

また、双方係争中の上記本件特許説明書で粒状研磨剤は 40/50 或いは 100 米国メッシュであるという例を挙げ、誤記の証明とすることができるかどうかという点は、判決結果と無関係であり、本院もいちいち審理して説明を付すことはしない。

4. 審定広告後或いは特許権取得後の補充、修正或いは訂正は、実質の変更であるかどうかを判断し、審定広告が特許を許可した特許説明書或いは図式に提示した内容を基準とすべきであり、出願日に提示した内容を基準とするものではない。しかも、特許説明書若しくは図式の事項を補充、修正、訂正する場合、審定広告特許許可の特許説明書或いは図式に提示してある範囲内であればならず、なお且つ審定許可広告特許許可の発明或いは特許出願中の発明を変更するものであってはならない。本案件訂正前後が出願特許範囲変動の疑いがあるかどうかは、「ミクロン」を「ミリメートル」に変更することが小を大へと拡大することであり、つまり変更前のミクロンから変更後のミリメートルの間は、全て変更後の特許範囲であり、係争案件特許出願範囲第 25 項の「研磨工具」、第 29 項の「基体材料」及び第 39 項の「薄片」、その厚さを 10-6 から 10-3 に拡大し、訂正後その意味は審定版の方が広く、明らかに係争案件特許の実質を変更しており、専利法第 67 条で許されている訂正は実質を変更しないものに限るという趣旨と不一致である。ゆえに、係争訂正は実質変更の疑いがあり、誤記事項の訂正ではあっても、これをしてはならない。
5. 従って、被告の所為は訂正不許可の処分とされるべきであり、上述法律規定及び説明から見ても間違いはなく、訴願が棄却されたことにも誤りはなく、そのままであるべきである。本件原告の訴えは理由なきものとして、棄却する。上記結論により、本件原告の訴えは理由なきものとして、行政法第 98 条第 3 項前段に基づき、判決を主文のとおりとする。

以上

商標権・肖像権関連

- 01 米大リーグがブームになる以前の鈴木イチロウ選手の台湾における認知度が今ほど高くないため、関連グッズ販売目的でその肖像が無断使用されたことによる被害はあっても限定的なものだとした事例
- 02 日本新幹線や独、仏の高速列車と大して変わらない台湾高速列車の先頭車をイメージした立体商標が商標として持つべき自他商品識別力に欠けるとして、登録を拒絶された事例—95年度訴字第4425号
- 03 最高行政裁判所「商標についての異議申立てが成立するかは、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかに関する諸要素を総合的に勘案すべきであって、単に商標の類否だけで判断するものではない」とした事例—96年度判字第1656号
- 04 レイバンサングラス「RAY-BAN」商標のダイリューションで類似商標と混同誤認する可能性がないとする主張が否定された事例—96年度判字第00819号
- 05 『NIKE』の類似商標『NUISKAE』は最高行政裁で無効が確定した事例—95年度判字第01779号
- 06 識別力の強い周知・著名商標に類似するものの使用は取引者や需用者に商品の出所に関する混同誤認を生じさせるおそれがあり、商標登録を取り消すべきとする事例—94年訴字第2138号
- 07 著名性が証明できず、市場や客層も相違する商標の先使用を理由に他商標の無効を主張することが認められない事例—95年裁字第457号
- 08 長年市場で共存する「楊榮 CITIPACK」と「CITIBANK」両商標の営業主を消費者が混同誤認するおそれがないとする事例—94年訴字第2234号
- 09 商標の外観と指定商品の高度な類似は混同誤認惹起の可能性が高いと認めた事例—94年訴字第1925号
- 10 スポーツウェアメーカーの「POWER inside」とGPU最大手の「intel inside」は類似しないとする事例—94年訴字第2291号
- 11 歴史ある皇冠文化出版社は本のレンタルサービスについての商標がチェーンストアの皇冠租書城に類似するとされ、商標登録が取り消された事例—94年度訴字第01583号
- 12 ANDERSONと同名の「安徒生」（“ANDERSON”の音訳）幼稚園 商標権侵害とする事例—94年度易字第124号
- 13 複数のトレードマークのつなぎ服 商標法違反にあたらないとする事例—95年度易字第15号
- 14 商標権侵害に対する損害賠償額の算定に関する事例—94年度智（一）字第30号
- 15 商標専用権と物権法定主義の関係に関する事例—94年度智字第63号

01 米大リーグがブームになる以前の鈴木イチロウ選手の台湾における認知度が今ほど高くないため、関連グッズ販売目的でその肖像が無断使用されたことによる被害はあっても限定的なものとした事例

■ハイライト

米大リーグのマリナーズで活躍中の鈴木一朗選手がマネージャーを通して台湾スポーツ用品メーカーを肖像権侵害で提訴した裁判で、被告は一番で500万円の賠償金支払いを命じられたが、控訴審では、ブームになる前の大リーグに対する台湾人の認識が高くないとされ、原告への賠償金が100万円になる判決が下った。

判決によると、「鈴木一朗選手は世間に名を知られる大リーガーとはいえ、台湾出身でニューヨーク・ヤンキース在籍の王建民がアジア人投手として2006年のシーズンで最多勝を獲得したのをきっかけに台湾にブームを巻き起こす以前の大リーグ、ないしイチロウは今ほど有名ではなかった。被告は、名誉毀損やひぼう中傷を目的とするのではなく、単にスポーツウェアなどイチロウ選手の関連グッズを販売するためにその肖像（写真）を使用したのであって、これにより、鈴木一朗の台湾における露出度・認知度の向上にもつながった。また、雑誌広告で、単一シーズン262安打で記録を更新した好成績を取り上げたのも、鈴木一朗のイメージアップにプラスになるもので、肖像が使用されたことにより受けた精神的苦痛はさほどのものではない。鈴木一朗の肖像権が約1年間被告によって侵害されたという期間からして、損害賠償金を100万円とするのが妥当である。」

台湾高等裁判所民事判決

裁判番号：96年度重上字第323号

裁判期日：2007年11月27日

控訴人：創信股份有限公司

被控訴人：Suzuki Ichiro

主文：原判決主文の第一項、新台幣100萬元（その利息も含む）を超過する部分の支払命令、第二項の被控訴人の肖像が示された商品の販売停止および被控訴人の肖像権が侵害された全ての商品の焼却命令、ならびにこれらの部分に対する仮執行の宣告、併せて訴訟費用の裁判（確定した部分を除き）を廃棄する。

第一審（確定した部分を除き）、第二審の訴訟費用は控訴人が五分の一を負担し、その外は被控訴人の負担とする。

一、被控訴人の主張：

被控訴人は世界に名を馳せる、年俸台湾ドル4億元余の大リーガーである。2004年6月、被控訴人は訴外人のミズノと台湾における肖像権の使用許諾について交渉を進めていたとき、次の事実を発見した。（一）2004年11月に控訴人が被控訴人の肖像を不法に「プロ野球」（雑誌名）の広告に使用した。（二）2004年末から2005年にかけて控訴人が被控訴人の肖像をバスの車体広告に不法に使用するほか、「プロ野球」という雑誌に掲載していた広告をさらに複数の公営、民営バスの車体広告に転載した。（三）2004年末から2005年にかけて、控訴人がその直営店、台北新光三越百貨店台北駅前支店11階にある米大リーグ（MLB）コーナー、台南新光三越百貨店、高雄漢神百貨店等台湾各地百貨店店内の米大リーググッズの売り場の壁に被控訴人の肖像を不法に使用していた。控訴人による不正利用行為が原因で、被控訴人の肖像権の使用許諾をめぐり訴外人ミズノとの交渉が中止となり、被控訴人はこれにより3000萬元以上のライセンス収入の損失を受けたため、被控訴人はその一部につき350萬元の損害賠償を請求し、それ以外は暫く留保する。又、控訴人が被控訴人の人格的法益を不法に侵害した状況が重大で、被控訴人に精神的苦痛を与え、その一部につき150萬元を請求し、それ以外は暫く留保する。以上のことから、被控訴人は当然ながら法により控訴人に対し、損害賠償、損害行為の停止および謝罪広告の掲載を請求することができる。

二. 控訴人の主張

控訴人はその取り扱う野球選手関連グッズに使用する大リーグと野球チームの商標（ロゴ）、選手名、背番号および肖像等について、訴外人「Majestic Athletic」社から台湾での販売権を合法的に取得したため、被控訴人の肖像権を侵害していない。又、被控訴人のスポーツウェアを販売するための肖像の使用はライセンス商品に対する合理的な利用に該当するもので、善良な管理者としての注意義務を果たしており、故意又は過失と言えるようなものは一切ない。ライセンス収入が失われた損害を受けたことについて被控訴人は証明することができず、また控訴人が被控訴人のスポーツウェア等商品の販売に被控訴人の肖像を使用したことによって、被控訴人は間接的に利益を得ることができ、精神的苦痛を受けることはない。

本件争点：

- ※ 控訴人が取り扱えるものには被控訴人の肖像権が含まれているか？
- ※ 控訴人による販売行為が権利侵害行為に該当するか？
- ※ 被控訴人は損害を受けたか？損害を受けたとすれば、控訴人の行為との間に相当因果関係があるか？
- ※ 被控訴人の損害賠償及び侵害排除請求に理由があるか？

三. 判旨

(一). 控訴人が取り扱えるものには被控訴人の肖像権が含まれているか？控訴人による販売行為が権利侵害行為に該当するか？

1. 民事訴訟法第 277 条前段、第 357 条により、「当事者が自己に有利な事実を主張するときは、その事実について立証する責任を負う。」「私文書は立証者がその真正を証明しなければならない。但し、他方当事者がその真正について争わない場合は、この限りでない。」。又、原告は自己が主張する事実について証明する責任を果たした場合、被告がその主張を不実と抗弁し、かつ反対の主張を提出するときは、その反対の主張についても亦証明する責めを負う。これは立証責任分担の原則である。各当事者には自己に有利な事実の主張について立証する責任がある。したがって、一方の当事者から適当な証明が出された場合、それを否定しようとする相手方当事者は、さらに反証を提出せざるを得ない。

控訴人は、米社「Majestic Athletic」の許諾を受けてMLBグッズを販売したり広告に使用したりするなど弁解するが、被控訴人はそれを否認している。となると、立証責任分担の原則により、控訴人は自己に有利な事実について立証する責任を負わねばならない。

2. 控訴人は、Majestic Athletic から送られてきた被控訴人等野球選手の写真をもとに広告を制作した後、広告文を Majestic Athletic に送り、内容を確認してもらってから使うようにしていたし、被控訴人の肖像を使用するには善良な管理者としての注意義務を十分果たしたため、いかなる故意も過失もないと主張する。控訴人は、その根拠として、Majestic Athletic からの手紙、2006 年 6 月 13 日付意向書（レターオプインメント）、控訴人の発注書類、アメリカのサプライヤーからの出荷書類、サプライヤーとの書簡のやりとり、米大リーグとの書簡のやり取り、2004 年 4 月 13 日付意向書などを証拠に提出している。被控訴人は上記書簡が本物であることを否認している以上、民事訴訟法第 357 条により控訴人は自ら上記書類の真正を証明しなければならない。然し、控訴人は上記書類が本物であることを証明していない。仮にこれらの書類が本物であるとしても、書類の内容から控訴人にはアメリカのサプライヤーが提供するMLBグッズ、スポーツウェアを販売する権利があることを確認するとどめ、被控訴人がその肖像の使用権を米サプライヤー又は控訴人に与えているということに言及したものではない。
3. さらに、控訴人は Majestic Athletic 社のホームページを印刷したもの、同社 06 年春の商品カタログ、スポーツウェアの写真を提出し、被控訴人がその肖像の使用を

Majestic Athletic に許諾している証明であると主張するが、被控訴人はそれを否認し、Majestic Athletic には被控訴人の背番号と名前が表示されたスポーツウェアの販売を同意しただけで、Majestic Athletic に肖像の使用を認めていない。裁判所で調べたところ、たとえ Majestic Athletic の取扱商品には被控訴人の肖像があったことは事実だとしても、被控訴人が Majestic Athletic に肖像の使用を許諾した証明にはならない。また、控訴人は本裁判所で審理中に 2007 年 9 月 4 日付 Majestic Athletic 社 Dan 氏の宣誓書および、米大リーグ選手組合が発行する同年 9 月 12 日付公文書（いずれもニューヨーク駐在台北経済文化事務所の認証済み）を証拠に提出したが、その内容は Majestic Athletic が米大リーグ選手組合のライセンス許諾を受けたライセンサーであることと、控訴人が Majestic Athletic の台湾における販売代理店であり、Majestic Athletic ブランドの MLB スポーツウェアを販売していることを示すことができても、被控訴人が Majestic Athletic 又は控訴人に被控訴人の肖像を単独で使用する権利を認めていることが証明されない。

4. 控訴人は、被控訴人の肖像権が米大リーグのマリナーズに帰属し、被控訴人には控訴人に対する権利侵害行為の損害賠償請求権がないと主張する。しかし、米大リーグの各球団と個別の野球選手との間に結ばれる契約書 (Uniform Player's Contract) 3. (c) により、「選手はその肖像を球団が指定時間に写真、動画又はテレビで撮影することに同意し、またこれらの肖像に関する権利が球団に帰属し、球団が公開の目的でいかなる方法をもってこれを任意に使用するにも同意する」(The Player agrees that his picture may be taken for still photographs, motion pictures or television at such times as the Club may designate and agrees that all rights in such pictures shall belong to the Club and may be used by the Club for publicity purpose in any manner it desire.)。同条により、所属チームに帰属する大リーガーの肖像権というものは、球団が指定時間に写真、動画又はテレビで撮影したものに限り、所属チームが選手の肖像権を一括的に取得するというのではない。この規定を根拠に控訴人に対する損害賠償請求権が被控訴人にはないという控訴人の主張は取るに足らない。
5. 控訴人によると、被控訴人のスポーツウェアを販売するために被控訴人の肖像を使用したのであって、ライセンス商品の合理的な利用であるはずだという。これに対し、裁判所で調べたところ、控訴人は Majestic Athletic 社から MLB グッズの台湾における販売権を合法的に取得したものの、控訴人が取り扱うものは被控訴人を含む大リーガーたちのスポーツウェアであり、しかもその商品には大リーガーの名前と背番号だけが表示されていて、肖像が含まれていない。したがって、控訴人が販売するのは、「被控訴人」ではなく、大リーグのライセンスを受けたスポーツウェアのはずである。その取扱商品にあった被控訴人の名前と背番号で広告を制作すれば、MLB グッズを販売する目的を十分果たせたはずである。被控訴人の許諾を得ないで広告に被控訴人の肖像を幅広く使用したことは、被控訴人が控訴人会社のイメージキャラクターであるとの誤認を消費者に与えるもので、合理的な利用と言い難い。

(二) 被控訴人は損害を受けたか？ 損害を受けたとすれば、控訴人の行為との間に相当因果関係があるか？ 被控訴人の損害賠償及び侵害排除請求に理由があるか？

1. 民法第 18 条により、「人格権が侵害されたときは、裁判所にその侵害の排除を請求することができる。侵害を受けるおそれがあるときは、その防止を請求することができる。前項の場合においては、法律に特別の定めがあるものに限って、損害賠償又は慰謝料を請求することができる。」。同法第 184 条第 1 項前段規定により、「故意又は過失により、他人の権利を不法に侵害した者は、損害賠償責任を負う。」。したがって、人格権も権利侵害行為の客体となり得るため、被害者はこれについて財産上の損害賠償を請求することができる。また、同法第 195 条により、「他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を不法に侵害し、又はその他の人格的法益を不法に侵害して状況が重大な場合、被害者は財産上の損害を受けなくても、相当の金額の賠償を請求することができる。」。

肖像権とは、個人がその肖像を公開するかどうかに対する自主権である。すなわち、自己の肖像の利益を内容とする権利であり、重要な人格的法益の一種に属する。又、肖像権はその他の人格権と異なり、肖像を商業的に使用すると、財産権の性質を持つ

ようになり、その経済上の利益と価値を発揮することができる。知名度の高い芸能人やスポーツ選手は特にそうである。他人の同意を得ないまま、その肖像を撮影、スケッチ、ユーモアを目的としない漫画で陳列、複製し、又はその肖像を営業広告にすることは、肖像権に対する侵害に当たる。肖像権が他人の故意又は過失により不法に侵害され、かつ状況が重大な場合、侵害を受けた者は民法第 195 条第 1 項前段規定により侵害行為者に対し、非財産上の損害について賠償を請求することができる。

2. 控訴人が被控訴人の許諾を受けず、被控訴人の肖像をビジネス広告の宣伝に使用したのは前述のように、被控訴人がその肖像を公開するかどうかに対する自主権を不法に侵害したものであり、被控訴人は当然のこと、民法の関連規定により財産上と非財産上の損害について控訴人に対し賠償を請求することができる。ただ、損害賠償の債は、損害の発生および責任原因の事実があり、かつ両者の間に相当因果関係があることを成立要件とする。このため、被控訴人が控訴人に対して財産上、非財産上の損害賠償および侵害排除を請求するときは、損害の発生と責任原因の事実があること、かつ両方の間に相当因果関係があるとの成立要件について立証しなければならない。次に、被控訴人による財産上、非財産上の損害賠償請求および侵害排除請求を認めるべきかどうかについて分析する。

3. 財産上の損害：

(1) 被控訴人は、控訴人の上記不法行為が原因で、肖像権の使用許諾をめぐる訴外人ミズノとの交渉が中止となり、3000 万元以上のライセンス収入を失ったため、その一部について 350 万円の賠償金を請求し、それ以外の部分は暫く留保すると主張し、被控訴人のマネージャーである岡田良樹氏とミズノとの間に交わされた Eメールを証拠として提出している。民事訴訟法第 357 条により、上記 Eメールが本物であることを被控訴人が証明しなければならないが、被控訴人はそれについて立証責任を果たしていないため、この部分に関する被控訴人の主張は信用できるものと認めがたい。仮にそれが真正だったとしても、当該 Eメールでは、雑誌「プロ野球」に被控訴人の肖像が掲載されたことについて、控訴人に使用権があるかどうかを確かめたうえで、うまく処理するようということに触れただけで、ミズノから被控訴人の肖像権の使用許諾をめぐる交渉要請があったことや、ライセンス料（ロイヤリティ）の金額に関する記載は一切ない。台湾地区における肖像権の使用許諾により 3000 万元以上のライセンス収入を訴外人ミズノから受け取られるなどを裏付けるような証拠がない以上、控訴人が被控訴人の肖像を雑誌に掲載したことが原因で、ミズノはライセンス契約の締結交渉を打ち切ったと認定することができない。

(2) 証人岡田良樹の証言によると、「ミズノは（被控訴人の）肖像の使用権取得は台湾を含む（使用地域）と話したことがある。その後、この訴訟で台湾が外された」というが、マネージャーとして被控訴人の日本と東南アジアにおけるビジネス活動を統括している証人岡田氏は本件と利害関係があるため、その証言が偏るおそれがあり、信用しがたい。又、被控訴人は肖像権の使用に関してミズノとのライセンス契約は勿論、台湾地区における被控訴人肖像の使用によるライセンス契約の申し出、および本件雑誌広告で（ミズノが）その申し出を撤回したなどを証明する書類を一切提出していないため、証人岡田氏の証言だけで被控訴人に 3000 万元以上のライセンス収入の損失を受けたと認めることができない。

(3) さらに、肖像権を商業的に使用する場合、繰り返して使用したり同一又は複数の者に使用させたりすることができないわけではない。したがって、たとえ控訴人が違法に被控訴人の肖像を広告に使用したことがあっても、被控訴人はこれによってその肖像権を他人に使用させることができなくなることはない。台湾地区における被控訴人の肖像権使用に関してミズノと契約を交わしたことと、本件雑誌広告でその契約交渉が打ち切られたということが証明されない以上、350 万円のライセンス収入の損失を受けたという主張は認められない。

4. 非財産上の損害：

(1) 慰謝料の賠償を請求するには、人格権が侵害され、精神的に苦痛を受けたことを必要とする。慰謝料の算定は、財産上の損害の場合と違うが、双方の身分や資力、加害の程度その他の諸事情を斟酌して相当の金額を定めることができる。控訴人

が被控訴人の肖像を違法に広告に使用してその肖像権を侵害し、これにより被控訴人は精神的苦痛を受けたため、前掲規定によりその受けた非財産上の損害に関する控訴人に対する賠償請求には根拠がある。

- (2) 被控訴人は世界に名を馳せる大リーガーであるが、台湾出身の王建民が先発ピッチャーとしてニューヨークヤンキースで見事な実績を上げ、異彩を放つ前に、台湾人の米大リーグないし被控訴人に対する認識が薄い。そのうえ、被控訴人の肖像を使用したのはあくまで被控訴人のスポーツウェアを販売するのが目的で、被控訴人をひぼう中傷するためではない。販売広告への肖像使用が、被控訴人の台湾における認知度の向上につながり、また雑誌広告で被控訴人が262安打で記録を更新した見事な実績を取り上げたのも、被控訴人のイメージアップにプラスになる。これによって生じた精神的苦痛は限定的なものであるはずだ。被控訴人がマリナーズでの年俸は1250万ドル(4億1,250万元)、控訴人会社の資本金額は6,292万元、そして控訴人が約1年間にわたって広告で被控訴人の肖像権を侵害したこと、被控訴人の通知を受けてから侵害行為を次々に停止したなどから考えると、賠償金を100万元とするのが妥当である。

5. 侵害の排除：

- (1) 被控訴人は、控訴人が平面広告に被控訴人の肖像権を不法に使用したため、当該平面広告を除去すべきことを主張する。控訴人は2005年7月に被控訴人から内容証明を受け取った後、直ちに上記行為を停止し、広告を除去したと弁解するが、原審で2007年4月18日に口頭弁論が行われたときに被控訴人が控訴人の直営店で被控訴人の肖像を見かけたと主張したのに対し、控訴人は否認しないため、被控訴人の控訴人に対する侵害行為停止および広告除去の請求に理由があり、認めるべきである。
- (2) また被控訴人は、控訴人は被控訴人の肖像を使用した商品を販売していたから、被控訴人の肖像権侵害に関わったこれらの商品を廃棄・焼却すべきであると主張する。これについて、控訴人は被控訴人の肖像があった商品の輸入・販売を否認し、被控訴人側も自己に有利な事実であるこの部分を立証していないため、控訴人が被控訴人の肖像商品を販売した事実があると認定できない。したがって、控訴人に対する、被控訴人の肖像が示された商品の販売停止及び被控訴人の肖像権を侵害した商品の廃棄・焼却請求は理由無きものとして認めない。

02 日本新幹線や独、仏の高速列車と大して変わらない台湾高速列車の先頭車をイメージした立体商標が商標として持つべき自他商品識別力に欠けるとして、登録を拒絶された事例

■ハイライト

台湾高速鉄道（以下、台湾高鉄）は 2005 年 5 月、「700T 型電車の先頭車」をおもちゃ、刊行物、衣類等百種類以上の商品に使用するものとして、立体商標に係る登録出願をしたが、知的財産局から拒絶されたため、行政裁判を起こした。台北高等行政裁判所は、原告の台湾高鉄が登録を受けようとする立体的形状からなる標章（以下、係争商標）は普通の電車の先頭車と大して変わらず、識別力が欠如するとして、高鉄の訴えを退けた。

これに対し、台湾高鉄は、2 億元をかけて建設した「高鉄探索館」で 700T 型電車の先頭車の模型が展示され、訪れた見学者が特別な印象を受けたはずであり、識別力を本来的に備えている、いわば「先天的識別力」をもつ商標であると確信しているという。

裁判官によると、白をベースにした車体の外縁にオレンジ色の帯が車両全体に延伸し、側面に黒色の縞模様が配されたデザインになっている係争商標が、日本新幹線の E2 系 1000 番代電車、400 系電車の先頭車と大して変わらず、またドイツやフランスの高速列車と比べてもデザインコンセプトに類似がみられることから、消費者はこれを商品若しくは役務の出所を示す標識としてではなく、一般の先頭車と認識する可能性が高い。

高鉄は商標が実際に使用された証拠を提出したものの、添付高鉄電車の模型や記念品といった商品について発売の時間、数量、地域等のデータ資料が不十分であるため、係争商標が需要者によく知られるようになったと認定することができないとのことである。

台北高等行政裁判所判決

裁判番号：95 年度訴字第 4425 号

裁判期日：2007 年 09 月 20 日

件名：商標登録

原告：台湾高速鐵路股份有限公司（台湾高速鉄道）

被告：經濟部知的財産局

主文：原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一、 事案の概要

原告は 2005 年 5 月 31 日に日本新幹線を原型にしたカラーの「700T 型電車の先頭車」を、商標法施行細則第 13 条に定める「商品及び役務の分類」第 8 類（シェーパー・・・）、第 9 類（ヘルメット・・・）、第 12 類（列車、台車・・・）、第 14 類（宝石・・・）、第 16 類（メモ、ティッシュ・・・）、第 18 類（手提げ袋、バッグ・・・）、第 21 類（コップ、茶碗）、第 22 類（綿、絹糸・・・）、第 25 類（衣類、パンツ・・・）、第 26 類（携帯ストラップ、リボン・・・）、第 28 類（玩具、列車模型・・・）、第 35 類（広告の企画、宣伝・・・）、第 36 類（不動産の賃貸、売買・・・）、第 37 類（高速電車と自動車の検修、高速電車の美容・・・）、第 38 類（新聞紙流通業、テレビ放送・・・）、第 39 類（旅客と貨物の陸運、コンテナの積み下ろし、倉庫・・・）、第 41 類（雑誌出版、発行、映画館・・・）、第 42 類（雑誌や文献、刊行物の編集；建築設計・・・）、第 43 類（食物と飲料の提供サービス、臨時宿泊・・・）等使用するものとして、被告に登録出願をした。被告で審査した結果、本件立体商標は高速電車の先頭車で構成され、高速電車車両の一般の形状からなるものについて、社会通念上それを商品若しくは役務を識別する標識として認識することが容易ではなく、また原告が提出した関係資料からも本件立体商標に係る先頭車の立体的形状は各国で通常採用されるものであることが分かり、商品若しくは役務を表示する標識として認識し、これによって他人の商品若しくは役務と区別することができるとは考えにくい、と識別力がないなどを理由に 2006 年 7 月 5 日付けで登録を拒絶する処分を出した。原告がこれを不服として訴願を提起し、訴願決定でも

知的財産局の見解が維持されたため、本件訴訟を起こした。

二. 判旨

本件の争点は、商標登録されるのに必要な識別力が係争商標に有るかどうかである。

1. 商標法第5条により、「商標は文字、図形、記号、色彩、音声、立体的形状又はその組み合わせで構成される。前項の商標は、商品若しくは役務の関連消費者（需要者）がそれを商品若しくは役務を表示する標識として認識するに足るものであって、且つそれによって他人の商品若しくは役務と区別ができるものでなければならない。」。また、同法第23条第1項第1号により、第5条に該当しない商標は登録を受けることができない。

2. 本件被告は、「原告が登録を受けようとする係争商標は高速電車の先頭車で構成されるものであって、高速電車車両の一般的な形状からなるものについて、社会通念上それを商品若しくは役務を識別する標識として認識することが容易でなく、また原告が提出した関係資料からも本件商標を構成する先頭車の立体的形状は各国で通常採用されるものであることが分かり、商品若しくは役務を表示する標識として認識し、これによって他人の商品若しくは役務と区別することができる」として、識別力がないことを理由に原告による登録出願を拒絶した。

原告は「700T型電車の先頭車（カラー）をイメージした本件立体商標におけるブラックとオレンジの配色は台湾高鉄の企業イメージを代表するオレンジ色とブラックの対比をモチーフにしたもので、流れるようなボディーラインを重視した先頭車を配備する700T型電車は2004年1月30日に日本で製造が完成し、同年5月25日に海を渡って高雄港に到着し、翌年11月7日に試運転が成功した様子などが内外のマスコミで報道されている。また宣伝広告のため、パンフレットやビデオディスク、高鉄列車模型の記念品、高鉄列車Q版携帯ストラップ、高鉄列車の折り紙模型作りに大金を投じた。2億元をかけて建設した「高鉄探索館」には日本の工場で製造された700T型電車車両の実物模型などが展示され、2005年までの入館者数が百万人を超える。高速鉄道は近年の重大なインフラ建設だけに、国民が台湾唯一の700T型高速列車の先頭車両に対して特別な印象を受けて当然であり、商標として本来的に備えている識別力（台湾では「先天的識別性」という）があるはずである。さらに、さまざまなマスコミ報道やマーケティング活動を経て、国民にとって高鉄の先頭車がヨーロッパや中国の列車よりも重要な意義を有するものであるにちがいない。商標が本来持つべき識別力は本件立体商標にはないとする被告の処分は、経験則及び社会通念にそぐわないものである」と主張し、原処分の取消しを請求した。

3. 立体的形状からなる商標に係る登録出願と平面商標の登録出願はいずれも識別力がなければ登録を受けることができない。ただ、同様の図案について平面的な形にしたものは識別力があっても、立体的形状にして商標登録出願した場合、その立体的形状が商品本体の形状若しくは商品包装容器の形状のように商品と密接不可分なため、消費者はそれを商品の出所を区別する標識としてではなく、商品の実用性を高め或いは装飾的なものとししか考えていないことが多い。したがって、平面的なものより立体的形状からなる商標の識別力を証明する証拠が強く求められる。商標見本の説明及び実物を参考にしながら、本件立体商標の願書に添付された商標見本から分かるように、原告は高速鉄道列車先頭車の模型の外観設計を本件立体商標として登録出願をしたのである。当該先頭車はやや平ためで鴨の口のような形をし、白の車体の両側に黒色の縞模様が施され、その上にオレンジ色の帯が車両全体に流れていくような配色をしている。明らかに先頭車本体の形状であり、高速列車先頭車の一般的な形状でもある。日本新幹線E2系-1000番代、400系、500系、700系電車と大して変わらず、またドイツ、フランス、中国の高速列車にもこれとほぼ一致のデザインコンセプトが取り入れられているため、特別なところはみられない。このため、この立体的形状を商標として使用するのでは、消費者はこれを商品若しくは役務の出所を区別する標識としてではなく、一般の高速列車の先頭車として捉える可能性が高い。そう判断したのは消費者の認識によるもので、外国商標を保護するためではない。「属地主義により、商標法は国内法で、本国の市場秩序の維持・保護を主な目的とすべきであって、外国で使用する商標を保護するなら、当該外国商標が本国の利益にかかわりをもってこそ正当性がある」を云々する原告の主張に誤解がある。

本件立体商標は商標法施行細則第13条に定める商品及び役務分類表中のあわせて19類にわたる数百項目以上の商品（役務）への使用を指定し、うち第12類（列車、台車…）、第28類（玩具、列

車模型…)、第 37 類(高速電車及び自動車の検修、高速電車及び自動車の美容…)、第 39 類(旅客・貨物の陸上運送、貨物・コンテナの積み下ろし、倉庫…)といった商品若しくは役務は本件立体商標と不可分性があり、これらの商品若しくは役務そのものの概念から分離することが難しく、一般の社会通念と市場取引状況から消費者はこれをたよりに営業主体若しくは提供者を識別し、更に商品若しくは役務を表示する標識として認識したり他人の商品若しくは役務と区別することができないため、識別力がないのはいうまでもない。

4. 原告は、「高铁列車に関する積極的なマーケティング活動や宣伝普及が行われたにもかかわらず、本件立体商標に後天的識別力がないとする被告の認定は経験則及び社会通念にそぐわない」と主張するが、裁判所で調べたところ、原告が提出した、本件立体商標が実際に使用された証拠資料は十分であると言えず、かつその大半はわが国高速鉄道の建設に関する報道で、本件商標が指定商品若しくは役務に使用されたことの証明ではない。日本の新幹線を原型にして製造したことに関する一部の報道には列車の外観が掲載されたが、これもごく少数である。高铁列車模型記念品、高铁列車 Q 版携帯ストラップ、高铁列車の折り紙模型など本件立体商標の一部の指定商品自体に対しては、商品出所を表示する標識ではなく、商品本体の外観設計との認識が消費者の間に一般的である。またこれらの商品の発売時期、数量、地域等、参考になる関連資料が不十分なため、本件立体商標は原告の幅広いマーケティング活動や使用により市場取引上原告の商品若しくは役務を表示する標識になったと認定することが困難である。
5. 原告は、EU の加盟国であるスペイン、イギリスで列車の先頭車に関する商標登録が認められたことを主張するが、スペインで登録を受けたのはおもちゃ列車の先頭車のデザインに関する平面的な図案商標で、もう一つはおもちゃ列車の先頭車の図案に欧文文字「nenuco」が加えられた商標である。イギリスでの例も、おもちゃ列車の先頭車をアニメ的に擬人化してデザインした平面商標である。そのいずれも先頭車の図案のデザインからなる平面商標であり、一般列車の先頭車の実物デザインと大きな差があり、独創性に富み、識別力がある。ドイツやフランス、中国の高速列車、日本新幹線電車、一般の高速列車の先頭車の形状に似ていて、特別なところがみられず、識別力もない 700T 型列車先頭車に関する本件立体商標と違う。また各国の事情、法令、審査基準も異なり、これを商標比較の参考に引用することが妥当ではない。

03 最高行政裁判所「商標についての異議申立てが成立するかは、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかに関する諸要素を総合的に勘案すべきであって、単に商標の類否だけで判断するものではない」とした事例

■ハイライト

商標が類似するか類似しないか、また類似する場合、その度合いはどれ程のものなのかは商標衝突を判断する要素の一つに過ぎず、商標の衝突を最終的に判断する最重要な基準は、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかにある。商標審査機関は当然ながら、消費者への混同誤認惹起に関する判断要素のいずれかで判断することができず、控訴人による、混同誤認のおそれを認定する諸要素のうちの一つを理由にした原処分取消しの決定も許されるべきではない。「混同誤認のおそれ」の審査基準に掲げられているように、混同誤認の判断についての単一要素は他の要素の強弱又は要素の審査基準該当性に影響される。単に商標の類似だけで原処分機関に審査のやり直しを命じれば、混同誤認のおそれについての判断が反って正確さを失う。言い換えれば、係争商標に異議を申し立てられるような事由があるかは、原処分機関と控訴人が諸要素を総合的に勘案したうえで判断すべきであって、単に「混同誤認のおそれ」のうちの一つである「商標が類似するか」で、異議申立ての成立、不成立又は訴願に理由の有無を考える唯一の根拠とすることができない。

最高行政裁判所判決

裁判番号：96年度判字第1656号

裁判期日：2007年09月20日

件名：商標の異議申立

参照条文：行政訴訟法第98条、第255条（2007.07.04）

商標法第23、89、90条（2003.05.28）

商標法第37条（2002.05.29）

商標法施行細則第49条（2002.04.10）

控訴人：經濟部

被控訴人：高等教育文化事業有限公司

主文：本件控訴を棄却する。

控訴審の訴訟費用は控訴人の負担とする。

一、 事案の概要

本件被控訴人「高等教育文化事業有限公司^{注1}」は2002年5月10日に「高等教育及び図HEDU」（以下、係争商標。下図一を参照）について、当時商標法施行細則第49条に定めた商品及び役務分類表第9類のコンピュータプログラムが収録された磁気テープ、コンピュータプログラムが収録されたディスク、デジタルビデオディスク、書込み済ディスク、電子ブック等商品への使用を指定して知的財産局（以下、原処分機関）に出願し、商標登録を受けている。原審に訴訟参加した中華電信股份有限公司^{注2}（以下、参加人）は係争商標に関する登録査定に改正前商標法第37条第7号と第12号の規定に違反することがあるとして、同社が所有する第96490号、第119729号、第155811号、第967866号登録商標（以下、あわせて引用商標。下図二を参照）を添付して異議を申し立てた。異議申立てについての審査が行われている間、改正商標法が施行されたため、原処分機関は改正商標法第89条第1項により係争商標の登録を認め、2004年6月2日付けで異議申立て不成立の処分（以下、原処分）を下した。参加人はこの処分を不服として訴願を提起し、本件控訴人「經濟部」が審議した結果、2004年12月3日付けで「原処分取消し並びに処分のやり直し」という訴願決定を出した。これを受けて、被控訴人は台北高等行政裁判所に本件訴願決定取消しの訴えを起こした。（注1：有限会社。注2：株式会社）

二. 判旨

1. 原審で訴願決定を取り消したのは次の理由による。

- (1) 商標が類似するか類似しないか、また類似する場合、その度合いはどれ程のものなのかは商標衝突を判断する要素の一つに過ぎず、商標の衝突を最終的に判断する最重要な基準は、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかにある。商標審査機関は当然ながら、消費者への混同誤認惹起に関する判断要素のいずれかで判断することができず、控訴人による、混同誤認のおそれを認定する諸要素のうちの一つを理由にした原処分取消しの決定も許されるべきではない。「混同誤認のおそれ」に関する審査基準に掲げられているように、混同誤認の判断に係る単一要素は他の要素の強弱又は要素の審査基準該当性の影響を受ける。単に商標の類似だけで原処分機関に審査のやり直しを命じると、かえって混同誤認のおそれについての判断が正確さを失う。
- (2) 調べたところ、本件原処分では係争商標と引用商標が類似するか、またその類似の度合いについて審査したほか、「混同誤認のおそれ」審査基準に規定されたとおり、各項目の客観的な要素を総合的に勘案し、係争商標が表示する商品の出所について関連消費者が混同誤認を引き起こすおそれがないと判断した。ところが、訴願決定で、混同誤認を判断する諸要素のうちの一つである「商標の類否」判断に誤りがあったことを理由に原処分機関に審査のやり直しを命じたのは、商標の類似性と混同誤認のおそれを切り離して判断したのであって、明らかに「混同誤認のおそれ」審査基準に違反する。

また、訴願決定を取り消す本件訴えの目的対象は訴願決定の違法性であり、原審で係争商標に異議申立の事由があるかについて判断するすべはない。本件訴願決定取消しが確定した後、訴願当時の状態に回復し、訴願の受理機関は異議申立参加の規定により消費者がどのようにして混同誤認を引き起こすかについて、次のことを具体的に明示しなければならない。本件「商標の類似」がなぜ他の要素より特別重要視されるか、本件において混同誤認の判断要素のうち、「類似」以外の諸要素の関連性は如何なものか？どのように互いに影響しあうか？本件両商標は設計概念や考案が似ているといっても、他の判断要素を考えずに即認定ができる程度に類似するものなのか？、が示されないままでは、「混同誤認のおそれ」判断の諸要素のうちの一つである「商標が類似するか、類似の度合い」だけで、軽率に原処分を差し戻すことができない。

2. 商標法第 90 条により、「本法が中華民國 92 年（2003 年）4 月 29 日に改正される以前の異議申立てであって、それについての決定がまだなされていない案件は、本法改正施行前と本法改正施行後の規定のいずれも違法とする事由に限り、その登録を取り消す。その手続きは改正後の規定による。」。また「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似で、公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある商標」、「他人の同一商品又は類似商品に係る登録商標と同一又は類似の商標」は、登録を受けることができない。「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のものであって、関連公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は著名な商標又は標章の識別力又は信用を毀損するおそれのある商標は、登録を受けることができない。」、「他人の同一又は類似の商品又は役務に係る登録商標、又は出願が先（先願）の商標と同一又は類似の商標であって、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるものは、登録を受けることができない。」はそれぞれ、改正前の商標法第 37 条第 7 号、第 12 号及び現行商標法第 23 条第 1 項 12 号、13 号に規定されている。いわゆる「関連公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある」とは、関連消費者に商標が表示する商品の出所又は営業主体について混同誤認を生じさせるおそれがあることをいう。混同誤認のおそれがあるかどうかの判断は、①商標識別力の強弱、②商標が類似するかと類似の度合い、③商品（役務）が類似するかと類似の度合い、④先権利者の多角化した経営状況、⑤混同の事実、⑥関連消費者が商標に対する認識の程度、⑦係争商標の出願人が善意か⑧その他の混同誤認に関する要素、を基準とする（「混同誤認のおそれ」審査基準）。上記各要素は影響し合う関係にあり、原則としてその何れの基準への該当性が特別に認められたときは、多少他の要素に対する要求を下げる。本法改正後、混同誤認のおそれ並びに商標の類似及び商品（役務）の類似を列記する条文が多いが、商標衝突を構成する最も主要な要因であり、最終的判断の基準はやはり関連消費者が誤認混同を生ずるかどうかである。条文の中に特に商標の類似と商品（役務）の類似を構成要件として盛り込んだのは、「混同誤認のおそれ」が成立するにはこの二つの要素が欠かせないからである。商標の類似、商品（役務）の類似という要件が同時に満たされている場合、混同誤認のおそれがある確率が高くなるが、必然の結果ではない。混同誤認を判断する各要素の強弱関係が他の要素の必要性に影響を及ぼす可能性がある。両商標の外観、観念、称呼のいずれが紛らわしいからとい

って、商標全体の印象も当然類似するという推論にはならない。類否判断は、商品（役務）の消費者が混同誤認を引き起こすほどに類似しているかどうかによって依拠する（「混同誤認のおそれ」の審査基準第4点、第2点、第5.2.5点、第5.2.13点、第6.1点を参照）。

3. 本件原処分では係争商標と引用商標が類似するか、またその類似の度合いについて審査したほか、「混同誤認のおそれ」審査基準に規定されたとおり、各項目の客観的な要素を総合的に勘案し、係争商標が表示する商品の出所について関連消費者が混同誤認を引き起こすおそれがないと判断した。ところが、訴願決定で、混同誤認を判断する諸要素のうちの一つである「商標の類否」判断に誤りがあったことを理由に原処分機関に審査のやり直しを命じたのは、商標の類似性と混同誤認のおそれを切り離して判断したのであって、明らかに「混同誤認のおそれ」審査基準に違反する。また、訴願決定を取り消す本件訴えの目的対象は訴願決定の違法性であり、原審で係争商標に異議申立の事由があるかについて判断するすべはない。本件訴願決定取消しが確定した後、訴願当時の状態に回復し、訴願の受理機関は異議申立ての関連規定により消費者がどのようにして混同誤認を引き起こすかについて、次のことを具体的に明示しなければならない。本件「商標の類似」がなぜ他の要素より特別重要視されるか、本件において混同誤認の判断要素のうち、「類似」以外の諸要素の関連性は如何なものか？どのように影響し合うか？本件両商標は設計概念や考案が似ているといっても、他の判断要素を考えずに即認定ができるほどに類似するものなのか？、が示されないままでは、「混同誤認のおそれ」判断の諸要素の一つである「商標が類似するかと類似の度合い」だけで、軽率に原処分を差し戻すことができない。
4. 控訴趣意書での主張：「混同誤認のおそれに関する審査基準」及び商標法第23条第1項第12号は、「他人の著名商標と同一又は類似」、「他人の同一又は類似の商品又は役務に係る登録商標と同一又は類似」という二つの要件を取り上げ、同条におけるもう一つの構成要件「関連公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある」又は「関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある」を併記することから、異なる構成要件を区別して別々に取り入れ、適用するという立法者の思惑がうかがえる。これに比べ、同法第23条第1項に関する立法説明のなかで、第13号については「…その立法の目的は、商標類似の結果により消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある」と書かれていることから、商標「類似の結果」により、消費者に「混同誤認を生じさせる」という前提要件を明確に説明している。したがって、両商標が類似するかどうかは、そもそも混同誤認を生ずるおそれがあるかないかを総合的に勘案して判断すべきである。

これについて、原判決は理由として、「商標が類似するか類似しないか、また類似する場合、その度合いはどれ程のものなのかは、商標衝突を判断する要素の一つに過ぎず、商標の衝突を最終的に判断する最重要な基準は、関連消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかにある。商標審査機関は当然ながら、消費者への混同誤認惹起に関する判断要素のいずれかで判断することができず、控訴人による、混同誤認のおそれを認定する諸要素のうちの一つを理由にした原処分取消しの決定も許されるべきではない。『混同誤認のおそれ』審査基準に掲げられているように、混同誤認の判断についての単一要素は他の要素の強弱又は審査基準への該当性いかに影響される。単に商標の類似だけで原処分機関に審査のやり直しを命じれば、混同誤認のおそれについての判断が反って正確さを失う」を挙げている。すなわち、係争商標に異議を申し立てられるような事由の有無は、原処分機関と控訴人が諸要素を総合的に勘案したうえで判断すべきであって、単に「混同誤認のおそれ」判断の諸要素のうちの一つである「商標が類似するか」で、異議申立ての成立不成立又は訴願に理由の有無を考える唯一の根拠とすることができない。

控訴人が原判決で詳しく論述した不採用事由を更に争うことはあくまでも法律上の見解の相違であり、原判決に法令違反があるとは言い難い。



(図一、係争商標)



(図二、引用商標)

04 レイバンサングラス「RAY-BAN」商標のダイリューションで類似商標と混同誤認する可能性がないとする主張が否定された事例

■ハイライト

1938年から世界中に発売されているサングラスブランド“RAY-BAN”は欧米だけでなく、アジアの多くの国でも商標権を取得している。台湾ではサングラスをはじめ、レンズ、メガネ、衣類、スーツケース、スポーツ用品などを指定用品に商標登録されている。ところが、本件控訴人会社はレイバンが1996年から台湾で宣伝広告或いは販売活動をしておらず、レイバン商標の識別力が弱化していると思い、2001年5月2日にレイバンの音訳「雷朋」について連合商標（本件係争商標）出願し、登録が認められている。しかしその後、レイバン商標を所有するイタリア企業「LUXOTTICA S. r. l」（本件訴訟参加人）は係争商標をレイバン商標に類似し、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるとして異議を申し立て、知的財産局で審査した結果、異議成立の処分が下った。連合商標が取り消されたのを受けて、控訴人は相次いで訴願、行政訴訟を提起したが、最高行政裁判所は控訴人の請求を退け、敗訴が決まった。

最高行政裁判所判決

裁判番号：96年度判字第00819号

裁判期日：2007年05月10日

件名：商標の異議申立

控訴人：新泰貿易有限公司

被控訴人：經濟部知的財産局

参加人：イタリア企業「LUXOTTICA S. r. l」

主文：本件控訴を棄却する。

控訴審の訴訟費用は控訴人の負担とする。

判決要約

一、争点

1. レイバン商標（「RAY-BAN」。以下、引用商標）は著名商標かどうか？

著名商標の定義に関する明文規定がないが、どの程度の知名度で著名商標になるかは、商標法が著名商標に付与する権能のいかんによる。本件異議決定時の商標法施行細則（1999年9月15日改正公布）第31条第1項は、「本法第37条第7号でいう著名商標若しくは標章は、当該商標若しくは標章がすでに関連事業者若しくは消費者に広く認識されていることを認定するに足りる客観的な証拠があるものをいう」と定めている。商標法は、著名商標を後願商標が登録されない事由の一つとして掲げるにとどまり、商標法が保護する独立した商標の種類と認めていない。また商標法上著名商標の保護範囲が及ぶ商品（役務）に対しては、一般の商標登録より広く認定されることから前掲規定が定められたのであって、法によりこれを尊重しなければならない。

原処分によると、引用商標は米社「Bausch & Lomb」が最初にサングラス、メガネ、レンズ等アイウェアなどに使用する商標であり、1938年からアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、日本、香港、中国等で登録を受けているほか、台湾では「RAY-BAN」、「雷朋」について登録され、その商標専有権は今でも有効に存続している。その商品はカタログ、新聞紙、雑誌の広告を通じて宣伝され、世界中で販売され、また三回連続して1992年、1994年、1996年のオリンピック大会で選手使用サングラスブランドとして指定された実績を誇っている。さらに、知的財産局はインターネットのポータルサイトでサングラスのトレンド情報について検索したところ、「今年は、…フレーム幅の太いものが流行り、…レイバン流のサングラスが主流…」との結果が出た。引用商標は長年にわたって使用されてきたし、今でもそれが使用されているサングラスやメガネは世界市場に出回っている。長年の使用により積み重ねてきた商業上の信用と商品の品質は台湾市場における関連事業者や消費者の間に広く認識され、周知・著名に至っている。

引用商標より後の「雷朋」についての係争商標出願は引用商標と異なり、カーペットや玄関マットへの使用を指定するが、客観的に、消費者にその商品の出所又は営業主体に関する混同・誤認を起ささせるおそれがないと言い切れない。

2. 係争商標は公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうか？

サングラスなどの商品に使用される引用商標は関連事業者や消費者に広く認識されている著名商標であり、衣類、ハンドバッグ、傘、スポーツ用品などサングラス以外の商品類別についても商標登録出願を行ったことから、参加人の経営が多角化しているといえる。

商標の主な機能は商品の購買者がそれによって他商品と区別することにある。したがって、公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかは、商品購入の際に普通の知識や経験をもつ消費者が用いる通常の注意を判断基準とする。控訴人が引用商標2の中国語文字「雷朋」（引用商標1「RAY-BAN」の音訳でもある）についてカーペット、玄関マット、浴槽マット、フロアマットなどへの使用を指定し連合商標出願したのは2001年5月。引用商標が幾つかの最高行政裁判所の判決で著名商標として認められたずっと後のことである。消費者からして、係争商標が使用された商品の出所若しくは製造元と本件参加人との区別が付きにくくなるおそれがある。

二、理由

1. 第37条第7号により、他人の著名商標又は標章と同一又は類似のもので、公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるものは、商標登録を受けることができない。そして商標の類否判断は同法施行細則第15条第1項により、普通の知識や経験をもつ商品購買者が購入の際に通常の注意を用いて混同誤認を引き起こすおそれがあるかどうかで判断する。また、同細則第31条第1項により、前掲規定でいう著名商標又は標章は、当該商標若しくは標章がすでに関連事業者若しくは消費者に広く認識されていることを認定するに足りる客観的な証拠があるものをいう。「公衆に混同誤認を生じさせるおそれがある」というのは、一般の消費者が商標又は標章が示す商品の出所又は営業主体に関する混同・誤認を引き起こすおそれがあることをいう。

2. 本件異議申立決定時の「著名の商標又は標章の認定要点」（2000年8月10日公告）

第3点：「本要点で関連事業者又は消費者を判断するときは、商標又は標章が使用される商品又は役務の取引範囲を基準とし、次に掲げる三つの場合を含む。但し、この限りでない。(1) 商標又は標章が使用される商品又は役務の実際の又は潜在的消費者。(2) 商標又は標章が使用される商品又は役務の取次ぎ販売ルートに関わる者。(3) 商標又は標章が使用される商品又は役務を経営する関連事業者。」

第4点：「商標又は標章は、要点3に掲げるいずれかの関連事業者又は消費者に広く認識されているものは、著名な商標又は標章と認定する。」

第5点：「著名な商標又は標章の認定は、個別案件につき次に掲げる著名と認めるに足りる要素を考慮しなければならない。(1) 関連事業者又は消費者が商標又は標章を認知し又は認識する程度。(2) 商標又は標章の使用の期間、範囲及び地域。(3) 商標又は標章の宣伝普及の期間、範囲及び地域。…(4) 商標又は標章の登録、登録出願の期間、範囲及び地域。…(5) 商標又は標章についての権利行使に成功した記録、…(6) 商標又は標章の価値。(7) その他著名な商標又は標章と認めるに足りる要素。」

第6点：本要点5の各要素は次の証拠をもって証明することができる。(1) 商品又は役務の売上伝票、マーケティング活動の証票、輸出入申告書類及びその売上統計の明細などの資料。(2) 国内外の新聞紙、雑誌又はテレビといったメディアへの広告掲載資料。(3) 商品又は役務の販売拠点及びその販売ルート、場所の配置状況。(4) 商標又は標章の市場における評価、価値鑑定、売上げランキング、広告額ランキングその他営業状況など。(5) 商標又は標章の創造・使用時期及びその継続的使用などに関する資料。(6) 商標又は標章の国内外における登録書類。(7) 信用性のある機関が発行する関連証明書類又は市場調査報告等の資料。(8) 商標又は標章に認定に関して行政又は司法機関が作成した書類。…その他商標又は標章の著名性を証明する資料。

第9点：「商標又は標章の使用証拠にはその図形及び期日の表示、又は(商標)使用の図形及び期日が判る証明資料が求められ、これらの資料は国内に限らない。…」

第10点：「著名商標又は標章の認定は、商標事務所管機関が本要点6に掲げる証拠から要点5の各要素を総合的に判断しなければならない。」


3. 係争商標が登録されるときに改正前の商標法施行細則第49条で定める商品及び役務分類表第27類のカーペットや玄関マット、浴槽マットといった商品への使用を指定している。これに対し、引用商標はサングラス以外の、衣類、傘、ハンドバッグ、スポーツ用品の類別についても出願し、登録されている。係争商標、引用商標とも「雷朋」の中国語文字があり、時と場所を異にして離隔的観察を行うと、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあることから、商標の類似と考える。
4. また控訴人は、「ここ数年、市場では『雷朋』商標が性質の異なる商品・役務に使用されているケースが相次いだことから、その識別力は弱まりつつあることの証明であり、消費者がその二文字だけで特定の商品又は出所と連想することはない」と主張する。しかし、商標の弱化(米法ではダイリューションという)は、非常に強い著名商標が希釈或いは汚染により弱化することをいう。前者は後使用者が先使用者の商標を使用することによって、消費者が認識していた商標と先使用者の商品との結びつきが薄められる。後者は先使用者の商標が後使用者に使用されることによって汚染され、商標の識別力が貶め汚され、又は減損される。本件参加人の「雷朋」商標が性質の異なる商品・役務に使用されることがあっても、その図形若しくは指定商品は引用商標の場合と相違し、引用商標がこれにより希釈化することもない。商標審査は個別案件ごとに判断することから、控訴人による他案件の引用は不適切である。まして商標の弱化は、混同誤認のおそれがあるかどうかにより判断しないから、控訴人のこれに関する主張は採用されるに値しない。

05 『NIKE』の類似商標『NUISKAE』は最高行政裁で無効が確定

■ハイライト

耐爾吉斯国際有限公司（以下、控訴人）は2000年に英文字「NUISKAE」と図（図一をご参照）からなる商標（以下、係争商標）を出願し、登録を受けている。ところが、本件訴訟参加人「耐克国際」（株）は同社所有スポーツブランド・ナイキ/NIKE（以下、引用商標）に類似することを理由に無効審判を請求し、知的財産局で審判した結果、係争商標が無効とされた。

控訴人は、問題とされる係争商標と引用商標は外観、観念、称呼においてはもちろん、人に与える印象も全然違うものであって、無効審決には納得がいかないとして、その上級機関である經濟部に対する不服申立て、いわゆる訴願を提起した。しかし、訴願審議委員会で知的財産局による原処分が維持される決定が下され、そして高等行政裁判所への訴願決定と原処分取消しの請求も退けられ、最終的に最高行政裁判所の判決で無効が確定する結果になった。

知的財産局によると、「係争商標『NUISKAE』中のN、I、K、Eをわざと拡大させ、その文字の間に比較的小さく印刷されたU、S、A三文字が挟まれたような構成となっていて、係争商標が『NIKE』と『USA』に分かれているように見え、世界的に有名なスポーツブランドである「NIKE」とは同一メーカーによって製造されたものと需要者が出所について混同するおそれを生じるおそれがある。」文字の下に引用商標NIKE/ナイキのスウッシュマーク  を逆さまにしたような図形がついていると、なおさらのことである。

図形について、控訴人は、（これを控訴人は「月」という）、その左の下方に日を象徴する「●」があり、日を後ろから月が追い、太陽と月がつながっていて、経営の永続的成長を意味するというコンセプトでデザインしたと説明している。

裁判番号：95年度判字第01779号

裁判期日：2006年10月31日

事件名：商標権の無効審決取消し請求事件

最高行政裁判所

控訴人：耐爾吉斯国際有限公司（有限会社）

被控訴人：經濟部知的財産局


判決要旨

一、主な争点


1. 控訴人は、係争商標がプロの商標審査官による審査を経て、登録を認められたものであり、これらの専門家は「一般の知識や経験を有する消費者」ではなく、商標審査に当たった専門家が何らかの行政上のミスや法令違反があったと理解しがたい。しかも本件係争商標の登録査定に誤りがあったことを証明できる、審査官を懲戒処分などとする書類も一切ない。即ち、登録査定に誤りがないならば、無効とすべきではない。
2. 原判決において係争商標の構成部分を恣意的に切り離して解釈することは、「自ら商標を変更しまたは何かを付け加えることにより、他人の同一商標若しくは類似商品と同一若しくは類似になり、消費者に混同を生じさせるおそれがあるもの」とする商標法第57条第1項第1号に反する。同規定に違反する事実があった場合に限り適用の余地がある。司法機関が法令に違反してまで係争商標を変更し、事実反する理由に基づいて認定したため、結果的に誤った判決につながった。
3. 両商標は類似かどうかを判断するにあたって、先入観を排除しなければならない。一般の知識や経験をもつ消費者の立場に立って、両商標の構成文字をそれぞれ逐一発音してみれば、「NIKE」と「NUISKAE」の相違がはっきり分かるはずである。上下二行に分ける商標なら、一行目から二

行目への順序で別々発音するのが普通であろう。ところが、本件係争商標の文字はこれにあたらぬ。

二、理由の抜粋

1. 係争商標は英文字「NIKE」と「USA」にナイキのスウッシュマークを逆さまにしたような図形を組み合わせて構成されており、控訴人は係争商標の構成文字が「NUISKAE」と強調するが、全体を一目で見て、「NIKE」と「USA」を組み合わせたように見える。そのうち、NIKE は本件参加人の著名商標「NIKE」と全く同一で、「USA」は単なる国名に過ぎず、文字の下にナイキのスウッシュマーク  を逆さまにしたような図形の左の下方に●がついた配置となっている。
2. 「NIKE」だけでなく、そのロゴマークも非常に強みのある印象的な商標として世界中の消費者に認識されていて、数十年にわたって使用されていたことによって周知となり、消費者がそれと同一又は類似の文字をみると、参加人の商標や商品を連想し、参加人によって製造された商品或いは参加人の許諾を得て商品にその商標が使用されていると勘違いし、購入してしまう可能性がある。
3. 係争商標登録当時の商標法施行細則第 31 条により、いわゆる著名商標とは、当該商標はすでに関係事業者若しくは消費者に広く認識されていると認定するに足りる客観的な根拠があるものをいう。著名商標かどうかを判断するポイントは、「使用の証拠」が十分かどうかであり、当該商標が初めて創り出された文字であるかということではない。

三、類否判断の基準と事実の認定

1. 商標法第 37 条第 12 号により、「他人の同一商品若しくは類似商品に係る登録商標と同一で若しくはこれに類似するもの」につき、商標登録を受けることができない。商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層が商品の購入或いは役務の利用に当たって、通常有する注意力で混同誤認するおそれがあるかどうかを基準になる。原則として、商標の主要部分（要部）が外観、観念、称呼のいずれか一つの判断要素において紛らわしければ、類似と判断される。また、商品の類似は、一般の社会通念、市場取引の実情、商品の原材料、用途、効能、製造者、販売ルート、営業場所、需要者層などを総合的に考慮し判断する。
2. 係争商標は英文字「NUISKAE」と図形で構成され、「N」、「I」、「K」、「E」四文字が拡大され、横向きにして一行に配置され、それよりやや低い位置に小さく印刷された「U」、「S」、「A」がそれぞれ N、I、K、E の間に入ったようになっている。見た目では、「NIKE」と「USA」の組み合わせで構成され、しかも「NIKE」が格別目立って見える。世界的に有名なスポーツブランドである「NIKE」とは同一メーカーによって製造されたものだと需要者が出所について混同のおそれを生じることから、類似商標と判断されるのが相当である。
3. 控訴人は、係争商標が専門家によって登録査定とされ、原審でそれを勝手に上下二行に切り割って判断するのは、商標法第 57 条第 1 条第 1 項に反すると主張するが、商標の類似の判断は、その要部について隔離的観察を行い、混同誤認を引き起こす恐れがあるかどうかを基準とする。また、外観、観念、称呼のいずれか一つの判断要素において紛らわしければ、類似と判断される。商標中の英文字が同じで配列が異なり、或いはごく少数の文字が違うだけで、外観において紛らわしく、混同誤認を生じるおそれがあるものは外観の類似となる。本件の場合、係争商標は英文字「NIKE」と「USA」に図形を加えて構成されたもので、主要部分は「NUISKAE」のようだが、実は「NIKE」と「USA」を組み合わせたもので、引用商標の NIKE と全く同一で、またナイキのロゴマークを  逆さまにしたような形も、ナイキ社の別の登録図形商標に類似する。
4. さらに、係争商標はスポーツウェア、スニーカー、靴下などへの使用を指定しているので、ナイキ社の幾つかの登録商標の指定商品と同一または類似で、この点においても、不登録事由が定められている商標法第 37 条第 12 号に反する。以上の認定事実によれば、係争商標の登録を有効とすることは、同法の趣旨に反するものというべきである。

以上

図一



06 識別力の強い周知・著名商標に類似するものの使用は取引者や需用者に商品の出所に関する混同誤認を生じさせるおそれがあり、商標登録を取り消すべきとする事例

■ハイライト

商標法第91条第1項は、「中華民國92年(2003)4月29日に改正された本法施行前に、既に無効審判を請求、又は提起したが、未だその審決が下されていない案件については、本改正法施行前及び本改正施行後の規定によりいずれの違法事由にも該当する場合に限り、初めてその登録を取消す。その手続は改正後の規定により処理する。」と規定する。また、「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがある」商標は登録することができないと、改正前商標法第37条第7号並びに現行商標法第23条第1項第12号は規定する。

引用商標「南海部品」と「NANKAi」については、前者は「南海部品」の漢字と円形ロゴからなり、後者は、図案化した「NANKAi」の欧文字を上下太線となる黒い長方形の内部にあるとの組み合わせである。両引用商標に関して、商標の全貌は人へのインパクトが強く、創作性のある識別力が強い商標である。これに対し、係争商標「南海」は単に文字の「南海」で構成される。係争商標と引用商標を比較したところ、両者は共に文字部分が構成の要部で、冒頭漢字が同じであり、且つ引用商標「NAIKAi」の称呼が「南海」の日本語読み方の「なんかい」からのものであるとして、類似の商標に該当する。

判決番号：台北高等行政裁判所94年訴字第2138号

判決期日：2006年7月5日

件名：無効審判・商標の類似

原告：王怡仁

被告：經濟部知的財産局

参加人：日本・南海部品株式会社

判決主文：原告の請求を棄却する。

一、事案の概要

原告は、商標法改正前の1998年11月6日、「南海」について自動車、オートバイ及びその部品等を指定商品とする商標登録を被告に出願し、商標登録を受けた。参加人は、「南海部品」、「NANKAi」を引用し、係争商標の登録時(改正前)商標法第37条第7、12、14号の違反として無効審判を請求したところ、被告は係争商標の登録取消の審決をしたので、原告はこれを不服として行政訴訟を起した。

二、理由

1、類似性

引用商標「南海部品」、「NANKAi」については、前者は「南海部品」の漢字と円形ロゴからなり、後者は、図案化した「NANKAi」の欧文字を上下太線となる黒い長方形の内部にあるとの組み合わせである。両引用商標に関して、商標の全貌は人へのインパクトが強く、創作性のある識別力が強い商標である。これに対し、係争商標「南海」は単に文字の「南海」で構成される。係

争商標と引用商標を比較したところ、両者は共に文字部分が構成の要部で、冒頭漢字が同じであり、且つ引用商標「NAIKAI」の称呼が「南海」の日本語読み方の「なんかい」からのものであるとして、類似の商標に該当する。

2、著名性

引用商標「南海部品」、「NANKAI」については、参加人は1981年からオートバイ部品・用品並びにその他関連商品に使用しており、日本、米国、ドイツ、フランス等多くの国で商標登録を受けている一方、台湾においても1992年から関係商品について十数件の登録商標を受けている。このほか、日本においてオートバイ関連誌に広告を出しており、商品も台湾へ輸入され売渡されている。これにより、商標で連想させる商業上の名誉は、関係事業者又は消費者に広く認識されており、著名商標になりうる。

3、指定商品の類似性

引用商標は主にオートバイ部品、ヘルメット、衣裳、靴等の商品に使用されることに対して、係争商標は自動車・オートバイ及びその部品等を指定商品とする。両者は、販売通路やサービスの提供場所において重ねるところがある。

以上をまとめると、引用商標は高度な識別力及び相当な周知著名性を有し、且つ係争商標と引用商標は商標の類似性が高く、指定商品が共にオートバイ部品等であるから、係争商標は関係公衆に商品の出所又は提供主体について混同誤認を生じさせる恐れがあると認め、登録を取消されるべきである。

参照条文：

商標法第23条第1項第12号

商標が次に掲げる状況の一つに該当するときは、登録を受けることができない。

…

十二、他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない。

商標法第91条

中華民國92年(2003)4月29日に改正された本法施行前に、既に無効審判を請求、又は提起したが、未だその審決が下されていない案件については、本改正法施行前及び本改正法施行後の規定によりいずれの違法事由にも該当する場合に限り、初めてその登録を取消す。その手続は改正後の規定により処理する。

行政訴訟法第98条

行政訴訟は裁判費用を徴収しない。

裁判費用以外のその他の訴訟の進行に必要とする費用については、その徴収方法は司法院がこれを定める。

前項の費用は敗訴の当事者が負担する。但し、第198条の判決をする場合には、被告が負担する。

行政訴訟法第218条

民事訴訟法第224条、第227条、第228条、第230条、第232条、第233条、第236条、第237条、第240条、第385条乃至第388条、第396条第1項第2項及び第399条の規定は、本節に準用する。

07 著名性が証明できず、市場や客層も相違する商標の先使用を理由に他商標の無効を主張することが認められない事例

■ハイライト

鵝媽媽世界網股份有限公司は、それぞれ「Mother Goose」についてフィルム、レコード、テープ、ビデオ等を指定商品、「Mother Goose & Me」について書籍、雑誌等の出版を指定役務とする商標（以下、引用商標）の商標権者である。同社は、太易資訊股份有限公司の登録商標「Mother Goose」（以下、係争商標）に対し、引用商標の早期出願登録、長時間の使用・宣伝、マスコミへの進出と関係証明、並びに引用商標の著名性に基づき、係争商標は「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがある」ものに該当するとして、無効審判を提起した。

鵝媽媽世界網股份有限公司は、両商標の欧文字が全く同じで誤認混同を引き起こすと主張するが、最高行政裁判所は、「Mother Goose」又は「鵝媽媽」との商標は登録された前例が36件もあるから、商標として商品又は役務の出所を表す識別力が希釈化されたと判断し、また鵝媽媽世界網股份有限公司提出の販売促進・商標使用資料でその著名性の立証に足りなく、且つ両社の消費者、販売場所・通路等の相違でそれぞれの市場が異なるため、誤認混同の恐れがないと認定し、鵝媽媽世界網股份有限公司の請求を棄却する判決を下した。

判決番号：最高行政裁判所 95 年裁字第 457 号

判決期日：2006 年 3 月 9 日

件名：サービスマークの異議・商標の類似（識別力の希釈化）

控訴人：鵝媽媽世界網股份有限公司

被控訴人：經濟部知的財産局

参加人：太易資訊股份有限公司

判決主文：本件控訴を棄却する。

一、事案の概要

参加人は、2000 年 11 月 8 日、インターネットによる送信サービス等を指定役務とする係争商標について被控訴人に商標登録出願をしたところ、商標登録を受けた。控訴人は係争商標に対して、（改正前）商標法第 77 条による同第 37 条第 6、7、12、13 号に基づき、異議を申立てた結果、異議不成立とされ、最高行政裁判所まで争っていた。

二、理由

1. 産地の存在しないサービスマークに対する（改正前）商標法第 77 条による同第 37 条第 6 号の適用については、サービスマークの表示する営業の性質、品質又は営業地について誤認を生じる場合を言う。係争商標がどのようにしてその表示する営業の性質、品質又は営業地について誤認をきたすかについての説明がなく、単にその出所又は提供主体について他人に誤認させることでは、同条項の適用があるとは言えない。
2. 「Mother Goose」又は「鵝媽媽」が商標又はサービスマークとして使用されていることは、以前のテレビ英語教育番組で英語を教える趙麗蓮教授が鵝媽媽（ガチョウ・ママの意味）という愛称で消費者によく知られて著名となるとの事実はあるが、これ以外の商品又は役務について「鵝媽媽」を商標とするのは、著名性があるとは言えない。
3. 控訴人主張の「Mother Goose」の先使用については、証拠として提出された広告・宣伝資料の数量がそれほど多くなく、且つ係争商標の登録出願期日よりわずか数ヶ月間の早さに過ぎないので、引用商標の表示する商品の品質又は出所について自他識別力があると消費者に一般的に認知されるとは認めない。
4. 参加人は 1994 年から「Mother Goose」、「鵝媽媽」について次々と商標として出願し、数多くの商品又はサービスマーク権を受けた上で、関係企業「学道資訊有限公司」との合資により、「大易輸入法」（コンピューター漢字入力方式）や「大易 OA シリーズ」等のソフトを開発し、特に「鵝媽媽の中学英語」等の学習用 CD 商品は中学校、小学校において教材として広く採用され、1995

年から各大手新聞紙、週刊誌、パソコン関連誌での集中広告掲載による販売促進を行っていたことから、係争商標の表示する信用・名誉及びその周知度は、引用商標を超えて消費者によく知られることとなった。従って、係争商標は、改正前商標法第 77 条による第 37 条第 7 号の適用がない。

5. 一般の社会通念、市場の取引状況に基づき、商品の原材料、用途、機能、製造者、販売通路及び場所又は買受人など各種の関連要素を参酌してこれを判断した結果、両者の相違点があまりに大きいと認め、両商標の指定商品又は指定役務は同一又は類似すると認めず、改正前商標法第 77 条による第 37 条第 12、13 号の適用がない。

参照条文：

改正前商標法第 37 条 商標の図形であって、次に掲げる各号の一に該当するものは、登録を受けることができない。

…

六、商品の性質、品質、又は産地について公衆に誤認、誤信させるおそれがあるもの。

- 七、他人の著名商標又は標章と同一又は類似のものであって、公衆に混同を生じさせるおそれがあるもの。但し、出願人は商標若しくは標章の所有者又は使用許諾をする者の同意を得て登録出願をするときはこの限りでない。

…

十二、他人の同一商品又は類似商品の登録商標と同一又は類似のもの。

十三、他人の登録商標を自己の商標の一部として同一商品又は類似商品に使用するもの。

商標法第 77 条

サービスマーク、証明標章及び団体標章は本章に別段の定めがある場合を除き、その性質により本法の商標に関する規定を準用する。

08 長年市場で共存する「楊榮 CITIPACK」と「CITIBANK」両商標の営業主体を消費者が混同誤認するおそれがないとする事例

■ハイライト

楊榮股份有限公司は、メモリカード、ビデオカード、サウンドカード等を指定商品とする「楊榮 CITIPACK」（以下、係争商標）について商標登録を受けた。米国金融大手シティバンクは、係争商標は同社並びに同グループの CITIBANK 等関連登録商標に類似するとして、知的財産局に異議を申立てたが、異議不成立とされ、行政訴訟を提起した。

シティバンクによると、「CITI」は独立して強い識別力を有する同社の著名商標であり、同社はその他「CITI」を冒頭文字とする「CITIDIRECT」、「CITIGROUP」、「CITICARD」等の商標を創り出し、銀行業務やコンピュータ商品に長年使用されており、周知著名性がある。

シティバンクは、係争商標に使用される「CITIPACK」の文字は、「CITI」を冒頭文字とするシティバンクの登録商標、特に「CITIBANK」と外観、称呼並びに創作観念が類似し、消費者に出所の同一又はライセンス関係を誤認させる類似商標となると主張する。

ところが、台北高等行政裁判所は、「楊榮」、「CITIPACK」との文字は、1991 年から無線電機器材、通信器材、コンピュータ・ディスプレイ等の商品に使用され、市場で長年販売されており、且つ国内外で「CITI」を冒頭文字とする商標登録を受けたその他の事例は多く存在すると、シティバンクの請求を棄却した。

判決番号：台北高等行政裁判所 94 年訴字第 2234 号

判決期日：2006 年 7 月 5 日

件名：商標異議・商標の類似（外観、観念又は称呼類似による誤認混同の恐れ）

原告：米国・美国花旗銀行（シティバンク、エヌ・エイ）(Citibank, N. A.)

米国・花旗集团公司（シティコープ）(Citicorp)

被告：經濟部知的財産局

参加人：楊榮股份有限公司

判決主文：原告の請求を棄却する。

一、事案の概要

参加人は、2002年7月1日、「楊榮 CITIPACK」と「楊榮 SYSTECH」についてメモ리카ード、ビデオカード、サウンドカード等を指定商品とする連合商標登録を被告に出願し、商標登録を受けたが、原告は、「CITI and Arc Design」、「CITIDIRECT」、「CITIGROUP」、「CITICARD」、「CITICORP」、「CITIBANK」、「CITIBANKING」、「CITIBANK PAYLINK」、「CITIGOLD」、「CITIPHONE」、「CITISERVICE」、「Citigroup and Umbrella Design」（以下、引用商標）を引用し、係争商標の改正前商標法第37条第7、12号の違反として異議申立をしたところ、商標法改正後、現行商標法第90条により、係争商標が商標法第23条第1項第12、13号に違反すると主張する。被告は異議不成立とする維持決定をしたので、原告はこれを不服として行政訴訟を起した。

二、理由

- 1、商標法第23条第1項第12、13号の適用は、両商標が同一又は類似し、且つ関連消費者に誤認混同を生じさせる恐れがあることを前提とする。両商標が類似するかどうかについては、普通の知識や経験をもつ商品購買者が購入の際に通常の注意を払う状況の下でこれを判断する。
- 2、被告は、両商標が類似しなく、且つ消費者にとって誤認混同の恐れがないものとして、異議不成立とする係争商標の登録維持決定をしたが、原告はこれを不服として行政訴訟を起した。係争商標が改正前商標法第37条第7、12号並びに現行商標法第23条第1項第12、13号所定の不登録事由に該当するかどうかは、本件の争点である。
- 3、「楊榮」の漢字と「CITIPACK」の欧文字からなる係争商標は、「CITI」の文字とを組み合わせた引用商標と対比したところ、両者は同じく「CITI」を冒頭とする欧文字で構成されるが、「CITI」の後に加えた欧文字は異なり、また係争商標には識別しやすくような「楊榮」の漢字が大きく書されているから、普通の知識や経験をもつ消費者が購入の際に通常の注意を払えば、両商標を外観、観念又は称呼で混同して商品出所の同一或いは関連性を連想させることがない。従って、係争商標と引用商標とは類似しない。

また、現に「CITI」の欧文字と他の文字の組み合わせからなる商標が登録された前例はいくらでもあり、係争商標と引用商標の両者は長年にわたって市場で共存・使用されており、まして係争商標は性質の全く違う「楊榮」の漢字が識別の根拠になりうるので、消費者にとってそれぞれの提供主体（出所）が異なるのを区別することは難しいことではなく、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがない。

参照条文：

商標法第23条第1項第12、13号

商標が次に掲げる状況の一つに該当するときは、登録を受けることができない。

…

十二、他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない。

十三、同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標又は先に出願された商標と同一又は類似であり、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該登録商標又は先に出願された商標の所有者の同意を得て出願するときは、互いの商標及び使用にかかる指定商品又は役務が共に同一である場合を除き、この限りでない。

09 商標の外観と指定商品の高度な類似は混同誤認惹起の可能性が高いと認めた事例

■ハイライト

商標法第23条第1項第13号所定の「関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの」とは、商標の同一又は類似によって、関連消費者に同一商標の誤認混同を招くこと、又は同一商標の誤認を招く程度にならないが、商品・役務の出所が同一である関連商品・役務の誤認をきたすこと、或いは両商標の使用ユーザーに關係企業・ライセンス關係等その他類似關係の存在を連想させることを指す。誤認混同の判断には、商標の識別力、商標の類似性、商品・役務の類似性などの強弱、並びに互いへの影響その他の要素を総合に斟酌し認定する。

係争商標「MASAKO」は、「MASAKO」の欧文字を、両端に幾つかの黒い点で飾る横書のS型浪線で横断したかのような構成からなる。図案化した「MASAYO」の欧文字からなる引用商標と比較したところ、全体構成として係争商標の文字部分は識別の要部であり、引用商標と同様に6つのアルファベットを横書きしてなり、はじめの4つのアルファベット「MASA」と最後のアルファベット「O」が共通しているが、5つ目のアルファベットがそれぞれ「K」と「Y」となることだけは相違点である。両商標について時処を異にして観察したところ、外観が類似し、且つ指定商品が共に化粧品である。このような商標並びに指定商品の高度な類似は、普通の知識や経験をもつ消費者が購入の際に通常の注意を払って、商品の出所が同一であるか、或いは出所相違の關係あるものであるかの誤認混同を引き起こす。原告による両商標の欧文字を日本語へ翻訳した上で類非判断を行うとの主張については、視覚判断による商標の外観観察とは離れかけるので、採用する理由がない。よって、係争商標は商標法第23条第1項第13項の違反として登録を取消させるべきである。

判決番号：台北高等行政裁判所 94 年訴字第 1925 号

判決期日：2006 年 6 月 28 日

件名：商標異議・商標の類似（隔離観察）

原告：姿怡貿易有限公司

被告：經濟部知的財産局

参加人：吳守芬

判決主文：原告の請求を棄却する。

一、事案の概要

原告は、2003 年 8 月 15 日、「MASAKO」についてヘアクリーム、化粧水、香水、乳液、日やけ止め乳液、体用乳液、ファンデーション等を指定商品とする商標登録を被告に出願し、商標登録を受けた。参加人は、商標法第23条第1項第12、13号の違反として異議申立をしたところ、被告は係争商標の商標登録の取消を決定したので、原告はこれを不服として行政訴訟を起した。

二、理由

1. 係争商標「MASAKO」は、「MASAKO」の欧文字を、両端に幾つかの黒い点で飾る横書のS型浪線で横断したかのような構成からなる。図案化した「MASAYO」の欧文字からなる引用商標と対比したところ、全体構成として係争商標の文字部分は識別の要部であり、引用商標と同様に6つのアルファベットを横書きしてなり、はじめの4つのアルファベット「MASA」と最後のアルファベット「O」が共通しているが、5つ目のアルファベットがそれぞれ「K」と「Y」となることだけは相違点である。両商標について時と場所を異にして観察したところ、外観が類似し、且つ指定商品が共に化粧品である。このような商標並びに指定商品の高度な類似は、普通の知識や経験をもつ消費者が購入の際に通常の注意を払って、商品の出所が同一であるか、或いは出所相違の關係あるものであるかの混同誤認を引き起こす。
2. 両商標の欧文字を日本語に翻訳した上で類否判断を行うという原告の主張については、視覚判断による商標の外観観察とは離れかけるので、採用を認めることができない。
係争商標は商標法第23条第1項第13項の違反として不登録事由に該当し、登録を取消させるべきである。被告による取消決定は相当で維持すべきであり、原告の請求を棄却する。

参照条文：

商標法第 23 条第 1 項第 13 号

商標が次に掲げる状況の一つに該当するときは、登録を受けることができない。

…

十三. 同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標又は先に出願された商標と同一又は類似であり、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該登録商標又は先に出願された商標の所有者の同意を得て出願するときは、互いの商標及び使用にかかる指定商品又は役務が共に同一である場合を除き、この限りでない。

10 スポーツウェアメーカーの「POWER inside」とCPU最大手の「intel inside」は類似しないとする事例

■ハイライト

米国半導体大手インテルは、POWER というスポーツウェア製造業者の登録商標「POWER inside」に「INSIDE」の文字が使用されることについて、同社の著名商標「intel inside」と類似し、消費者に誤認混同を引き起こしやすいのを理由として、知的財産局に異議を申立てたが、異議不成立とされ、行政訴訟を提起した。

インテルによると、「intel inside」は同社の世界的に有名な商標で、台湾でも早くから商標登録を受け、インテル＝「intel inside」とも言える識別力の強い著名商標であり、POWER 社の登録商標「POWER inside」は両社が同じ会社であることを消費者に誤認させる恐れがあり、インテルの商標権を侵害する疑いがある。

ところが、台北高等行政裁判所は、全体の印象、外観、称呼を判断したところ、両商標間は混同をきたすことがないと、インテルの請求を棄却した。

判決番号：台北高等行政裁判所 94 年訴字第 2291 号

判決期日：2006 年 5 月 18 日

件名：商標異議・商標の類似（普通の知識や経験をもつ消費者が払う通常の注意）

原告：米国・インテル公司

被告：經濟部知的財産局

参加人：王柏力

判決主文：原告の請求を棄却する。

一、事案の概要

参加人は、2003 年 6 月 23 日、「POWER inside」（以下、係争商標）について衣服、スポーツウェア等を指定商品とする商標登録を被告に出願し、商標登録を受けた。原告は、商標法第 23 条第 1 項第 12、13 号の違反として異議申立をしたが、被告は異議不成立とする維持決定をしたので、原告はこれを不服として行政訴訟を起した。

二、理由

- 1、商標法第 23 条第 1 項第 12、13 号所定の「関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの」とは、商標の同一又は類似によって、関連消費者に同一商標の誤認混同を招くこと、又は同一商標の誤認を招く程度にならないが、商品・役務の出所が同一である関連商品・役務の誤認をきたすこと、或いは両商標の使用らに關係企業・ライセンス關係等その他類似關係の存在を連想させることを指す。誤認混同の判断には、商標の識別力、商標の類似性、商品・役務の類似性などの強弱、並びに互いへの影響その他の要素を総合に斟酌し認定する。

- 2、被告が異議不成立とした理由は次のようである。係争商標は、大文字活字体の「POWER」を黒色で書し、その右側に小文字筆記体の「inside」を反転文字して書してなる構成からなる。係争商標と対比したところ、楕円形で包まれる「intel inside」や、単純の欧文文字で構成される「INTEL INSIDE」、「INTEL INSIDE XEON」、「THE JOURNEY INSIDE」、「THE COMPUTER INSIDE」或いは図案化した「intel inside Pentium III & Design」等を引用する引用商標は、全体の構成が一体となり、「inside」を強調し又は単独して使用することがないことから、「inside」だけを分離して看取されることはない。また、「inside」の英語は「内側、内部」の意味を有する英単語として広く知られており、識別力としては「INTEL」ほど強くない。これらの理由で、両商標は同じく「INSIDE」の文字が使用されるが、人への全体印象はかなり違い、類似商標に該当しないと認定。原告は被告の上記判断に対する不服として行政訴訟を起したが、係争商標が商標法第23条第1項第12、14号所定の不登録事由に該当するかどうかは、本件の争点である。
- 3、商標の類似とは、両商標の人への全体印象が類似するところがあるのを指し、これらを同一又は類似の商品・役務において表示する場合に、普通の知識や経験をもつ消費者は購入の際に通常の注意を払って、両商品又は両役務の出所が同一であるか、或いは出所相違の関係あるものであるかを誤認混同を引き起こす。また、商標の類否判断は両商標の外観、観念と称呼で考察する。係争商標と引用商標とは、被告認定理由のほか、外観構成も設計意匠も相違であり、且つ係争商標に強調されるような「POWER」文字があり、全体として外観、観念と称呼が明らかに異なっているから、普通の知識や経験をもつ消費者が購入の際に通常の注意を払って、時処を異にして観察をしても、誤認混同を引き起こすことがない。両商標は非類似商標と解すべきである。被告による決定は相当で維持すべきであり、原告の請求を棄却する。

参照条文：

第23条

商標法第23条第1項第12号

商標が次に掲げる状況の一つに該当するときは、登録を受けることができない。

…

- 十二、他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない。

11 歴史ある皇冠文化出版社は本のレンタルサービスについての商標がチェーンストアの皇冠租書城に類似するとされ、商標登録が取り消された事例

■ハイライト

本件は、出版業界で著名な皇冠文化出版社（以下「皇冠文化」）が、「皇冠」の標章を「レンタル」書籍の類型商標として登録したが、既にレンタル書籍店の皇冠租書城が同商標を登録使用しており、当該商標の類似無効審判をめぐって争った事案である。

皇冠租書城は經濟部知的財産局に皇冠文化の登録取消を申立て、知的財産局は租書城の主張を認めた。知的財産局は、「皇冠租書城は1997年から加盟店展開し、皇冠文化が「皇冠」をサービスマークとして登録申請した時、皇冠租書城は既に関連業者や消費者に認知されている著名な商号となっており、大衆を容易に混同誤認させるため、皇冠文化の出願を取り消さなければならない」と認定した。皇冠文化はそれを不服とし台北高等行政裁判所に訴訟を提起した。台北高等行政裁判所は、知的財産局の認定を維持し、皇冠文化の認可済みのレンタル業の登録を取り消すと判示した。

判決番号：台北高等行政裁判所判決 94 年度訴字第 01583 号

判決期日：2006 年 6 月 8 日

件名：類似商標の無効審判

原告：皇冠文化出版社

被告：經濟部知的財産局

参加人：李昌茂 即ち 皇冠租書城

主文：原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

一、事案の概要：

本件原告は、1998 年 11 月 6 日、「皇冠及囟 CROWN」のサービスマークを、当時の商標法施行細則第 49 条により規定された商品及び役務分類表の第 41 類「書籍、雑誌、漫画、小説」のレンタルの指定商品において使用することを、本件被告に対し出願登録した。商標法は 2003 年 11 月 28 日に改正され、当該サービスマークは、改正後の商標法第 85 条の規定により、許可を得て登録された。2003 年 12 月 26 日、本件補助参加人は、当該サービスマークが商標法第 23 条第 1 項第 12 号及び第 16 号の規定に違反していると提起し、裁判所は被告の審査を通じて、係争商標の登録時、商標法第 23 条第 1 項第 16 号規定により、係争商標の登録取消処分を認定した。原告はこれを不服とし、經濟部知的財産局に不服申立てを提起したが、当該不服申立ては棄却された。原告は当該認定をなお不服として、經濟部知的財産局を相手に、台湾高等行政裁判所において行政訴訟を提起した。

二、理由：

- 1、商標法第 23 条第 1 項は、商標が著名な法人、商号又はその他の団体の名称であり、関連する公衆に誤認混同を生じさせる恐れがある場合、登録することができない、と規定している。「関連する公衆に混同誤認させる恐れがある場合」とは、当該商標が、関連する消費者に、その表彰する商標の出所或いは生産主体に対し混同誤認を発生させる恐れがある場合を指す。また、同法の施行細則第 16 条及び第 17 条により、商標法における「著名」とは、既に関連する事業又は消費者に広く認識されていると認定できるに足りうる客観的証拠を有していることを指し、同法第 23 条第 1 項第 16 号に規定された「著名な法人、商号又はその他の団体の名称」とは、当該名称の主要部分のことを指す、と規定されている。前述の「主要部分」とは、会社又は商号名称の内、組織形態及び業種を説明する文字を除く、他の法人或いは商号と区別する主要部分を意味する。
- 2、「皇冠租書城」商号名称の「租書城」部分は、組織形態及び業種を説明する文字部分であり、「皇冠」は、その他の法人或いは商号と区別する当該商号名称の主要部分であると認定する。本件係争登録「皇冠及囟 CROWN」商標図案上の「皇冠」文字は、認定された「皇冠租書城」商号名称

の主要部分である「皇冠」と同一である。

- 3、本件係争登録商標「皇冠及囟 CROWN」は、当時の商標法施行細則第 49 条が定める商品及び役務分類表第 41 類「書籍、雑誌、漫画、小説」のレンタルサービスの指定商品において使用されている。皇冠租書城と皇冠文化出版社は共に書籍等のレンタルを業務としており、一般社会通念及び市場取引状況により類似と認定する。両者とも「皇冠」の名がついており、一般消費者は容易に誤認する虞がある。
- 4、上述理由 2 及び 3 を元に商標類似程度等の要素を総合的に判断すると、一般の消費者は二商標の商品出所は同一だと誤認する虞、或いは一般消費者は二商標の使用人の間に関連企業、使用許諾関係、加盟店関係が存在すると誤認する虞が大いにあり、消費者が誤認に基づいて係争商品を購入する虞がある。
- 5、小説及び漫画のレンタル業である参加人は、1996 年 6 月 4 日及び 1998 年 1 月 12 日、台北県政府及び台北市市政府より「皇冠租書城」商号名称の設立登録の許可を得た。参加者は、1997 年の加盟店展開開始から 1998 年 11 月まで、その加盟店数は既に 100 店以上に上り、その加盟店の分布エリアは広範囲にわたる。本件係争登録商標は、1998 年 11 月 6 日の出願登録当時、書籍レンタル業務において、既に関連業者或いは消費者に認知されており、著名な商号であると認定するに足りる。係争商標の主要部分は参加人の商標の主要部分と同一であり、且つ同一の書籍レンタル業務に使用指定しており、関連業者や消費者に混同誤認させる虞がある。

三、結論：

被告は、係争商標が商標法第 23 条第 1 項第 16 号の規定に違反し、係争商標の登録は取り消されると認定する。原告提訴理由である不服申立て取消処分と原処分請求は、正当な理由がなく、棄却される。

参照条文：

商標法第 23 条第 1 項第 16 号

十六、著名な法人、商号又はその他の団体の名称であり、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあること」

商標法施行細則第 16 条

商標法における著名とは、既に関連する事業又は消費者に広く認識されていると認定できるに足りうる客観的証拠を有していることをいう。

商標法施行細則第 17 条

同法第 23 条第 1 項第 16 号に規定された著名な法人、商号又はその他の団体の名称とは、当該名称の主要部分をいう。

12 ANDERSON と同名の「安徒生」(“ANDERSON” の音訳) 幼稚園 商標権侵害とする事例

■ハイライト

本件は、「安徒生」商標の専用権を取得している傑鋒会社が、同社の使用許可を得ず登録商標を登録申請した台北中部の地方都市、苗栗市にある安徒生幼稚園に対し商標権侵害の訴えを提起した事案である。訴訟期間中、安徒生幼稚園の責任者は、傑鋒会社も他人の姓を商標登録する権利がないことを理由に、知的財産局に標章の不存在の無効審判を申し立てた。知的財産局は、デンマークの著名童話作家「アンデルセン（中国語訳：安徒生）」は既に死亡しており、その姓名を保護する必要性がない。人格侵害の構成要件はその人物と姓と名前を一緒に使用した場合に限り、姓だけを使用している傑鋒会社は違法に当たらない、と認定して原告の申立てを棄却した。傑鋒会社は地方裁判所に刑事告訴を提起した。李秀蘭は、外国籍の元夫の姓である ANDERSON の中国語訳にあたる「安徒生」を園名として使用したと弁明し、当該商標の使用は合理的な使用にあたりと主張し、商標法違反を否認した。また、園設立時、当該標章が傑鋒会社所有のものであることを知らず、両者使用の図案は異なると主張した。地方裁判所は、若し「善意且つ合理的な使用方法」で、商品或いは役務の名称、品質、効果の説明を表示し、商品上に商標使用としての使用ではない旨を付記している場合、商標専用権の規定を受けないが、李秀蘭は、「安徒生」の名が入った看板を幼稚園の建築物に掛けており、商標権侵害の構成要件にあたり、と判示した。

裁判番号：台湾苗栗地方裁判所 94 年度易字第 124 号刑事判決

裁判期日：2006 年 7 月 17 日

件名：商標法上の商標使用違反

台湾苗栗地方裁判所刑事判決

公訴人：台湾苗栗地方裁判所検察局検察官

被告：李秀蘭

主文：被告李秀蘭は、商標権者の同意を得ず、同一役務において、同一の登録商標を使用し、6ヶ月の有期懲役に処す。罰金をもって代える場合、一日 900 新台幣元として換算する。

一、 事案の概要

1. 傑鋒会社は、1998 年 10 月 20 日、經濟部知的財産局に「安徒生」サービスマークを出願登録し、1999 年 1 月 16 日、サービスマーク専用権を取得した。当該サービスマークは、旧商標法施行細則第 49 条第 42 類の「幼稚園及び託児所」を指定役務において使用している。「安徒生」幼稚園は、傑鋒会社の同意または許諾を得ず、「安徒生」のサービスマークを経営する幼稚園の門の入り口にある看板に使用し続けた。
2. 傑鋒会社は、苗栗県警察局苗栗支局に刑事告訴を提起した、台湾苗栗地方裁判所検察署検察官が調査後、不起訴処分にした。台湾高等裁判所は台中支所検察署検察長が再議申立てを棄却し、裁判所の裁定により審判に付され、法に基づき公訴提起となった。

二、 理由

1. 經濟部知的財産局は、デンマークの著名童話作家、Andersen（中国語訳：安徒生）は既に死亡しており、旧商標法第 37 条第 11 項によってその姓名を保護する必要性がない、と判断する。また、同法同条項は、自然人の「姓名」は、当該人物の「姓」と「名」が一体となって組み合わせられた時、始めてその姓名の専用権が構成され、人格権保護の標的となると言及している。したがって、本件「Andersen」の中国語音訳である「安徒生」は、旧商標法第 37 条第 11 号が保護する対象にあたらぬ。
2. 本件の告訴人は「安徒生」のサービスマーク専用権を取得しており、告訴人が登録公告したサービスマークは無効取消前に、商標法の保護を受けており、他人はサービスマーク権利者から使用許諾を得ず、且つ商標の善意且つ合理的使用がない状態で、同一又は類似した役務において同一又は類似した標章を使用することができない。
3. 商標法第 30 条第 1 項第 1 号は、善意且つ合理的な使用方法により、自己の氏名、名称またはその商品または役務の名称、形状、品質、効能、産地又はその他の関連する商品又は役務自体の説明を表示するもので、商標として使用されていないものは、他人の商標権の効力に拘束されないと規定している。上記条文規定の「善意且つ合理的な使用」とは、「他人の商標権の効力に拘束されない」ことが必須であり、「サービスマークの使用」とは、営業上の物品、文書、宣伝或いは広告において、その役務を促進するために使用される標章を指す。

本件被告が運営する「安徒生」商標を使用した幼稚園の看板は建築物の上に掛けられており、被告が提供する役務を促進する目的で使用されたのは間違いない。被告の当該行為は、改正後の商標法第 30 条第 1 項第 1 号が規定する「善意且つ合理的な使用」の状況に該当しない。当該幼稚園の看板として「安徒生」を使用したのは、元夫の姓が「安徒生」であったからであり、当該行為は「善意且つ合理的な使用」の範囲にあたる、との被告の弁明は、採択するに足らない。

4. 商標法第 62 条第 2 号は、「他人の登録商標であることを知りながら、商標権者の同意を得ずに、当該商標にある文字を自らの会社名、商号名、ドメイン名、又はその他の営業主体を表彰し、又は出所の標識として、商品又は役務に関連する消費者を混同誤認を生じさせる場合、商標権の侵害とみなす」と規定している。被告は、2003 年 7 月 11 日、傑鋒会社の弁護士より、告訴人のサービスマークを継続しない旨、要求する書簡を受領した。しかしながら、被告は書簡受領後も「安徒生」のサービスマークを幼稚園の門の入り口に掛けられた看板に引き続き使用した。よって被告が主観上告訴人の商標専用権を侵害する犯意を有しているのは明らかであり、商標法第 62 条第 2 号の規定に違反する。

5. 傑鋒会社の「安徒生」サービスマークと被告使用の係争サービスマークは、音訳、外観、観念上、告訴人のサービスマークの図案と同一であると認定する。字形上の違い又は一部の変化を理由に、両商標図案は同一のものではないとは直ちに認定されない。また、本件の両当事者の役務内容は、同一の「幼稚園」役務であり、関連する消費者に混同誤認させる虞がある。

三. 結論

告訴人のサービスマークは既に登録認可されており、且つ審判取消をされていないため、商標法によって保護されるべき権利にあたる。被告は、傑鋒会社と同一役務において、同一の「安徒生」登録商標を使用していたと認定する。

四. 補足

行為後、法律に変更があった場合、行為時の法律を適用する。ただし、刑法第2条第1項の明文規定により、行為後の法律が行為者に有利な場合、行為者に最も有利な法律を適用しなければならない。本件被告の犯罪時の刑法第41条第1項前段規定は、「最も重い本刑が三年以下の有期懲役以下の刑の罪を犯し、六ヶ月以下の有期懲役又は拘留の宣告を受けた者が、身体、教育、職業又は家庭の関係によって、執行が明らかに困難である時は、一元以上三元以下を以って一日に換算し罰金に代えて科することができる」と規定している。また被告の行為時の罰金過料標準計算については、改正前の罰金過料引上標準条例第2条前段（現在は既に削除）の規定により、その元来定めた金額について100倍引き上げることができると定めていたが、本件被告時の行為時の罰金過料標準計算に基づき、1日につき900新台幣元と換算され、通貨が新台幣元になってからは、1日につき新台幣900元として換算される。2006年7月1日に改正され、公布施行された刑法の第41条第1項前段の規定は、「最も重い本刑が三年以下の有期懲役以下の刑の罪を犯し、六ヶ月以下の有期懲役又は拘留の宣告を受けた者は、新台幣1,000元、2,000元或いは3000元を以って一日に換算し罰金に代えて科することができる」とあり、改正前後の罰金過料標準計算を比較すると、2006年7月1日の修正刑法以前の規定の方が被告に有利である。したがって、本件は、刑法第2条第1項前段の規定に基づき、改正前の刑法第41条第1項前段規定を適用して、罰金過料標準計算を通知しなければならない。

参照条文：

商標法第30条第1項第1号

善意且つ合理的な使用方法により、自己の氏名、名称またはその商品または役務の名称、形状、品質、効能、産地又はその他の関連する商品又は役務自体の説明を表示するもので、商標として使用されていないものは、他人の商標権の効力に拘束されない。

商標法第62条第2号

商標権者の同意を得ず、次に掲げる事情の一に該当するものは、商標権を侵害するものとみなす。

二、他人の登録商標であることを明らかに知りながら、当該商標にある文字を自らの会社名、商号名、ドメイン名又はその他の営業主体を表彰し、又は出所の表彰として、商品又は役務に関連する消費者に誤認混同を生じさせるとき」

旧商標法第37条第1項第11号

商標の図形であって、次に掲げる各号の一に該当するものは、登録を受けることができない。

- 十一、他人の肖像、法人及びその他の団体若しくは全国著名の商号名称若しくは氏名、芸名、筆名、別名があり、その承諾を得ていないもの。但し、商号又は法人の営業範囲内には商品が登録を出願する商標の指定商品と同一又は類似でないものはこの限りでない。

13 複数のトレードマークのつなぎ服 商標法違反にあたらぬとする事例

■ハイライト

本件は、フランスのタイヤメーカー、ミシュラン株式会社が、MICHELIN等の複数の商標を施したF1レーシングカー修理者用つなぎ服を販売している服飾店経営者に対し商標法違反を提起した事案である。地方裁判所は、一着に複数の商標を縫い付けた衣服は、出所を混同させる効果を生み出したとはいえないとして被告無罪の判決を下した。

事案の概要：

フランスのミシュラン株式会社は、2004年10月、台北北部の都市、新竹市のナイトマーケットにある服飾店にて、肩章にMICHELINの文字が入ったレーシングカー修理者用のつなぎ服を販売しているのを発見した。ミシュラン株式会社は刑事告訴提起と共に、民事損害賠償を請求した。裁判所での審理時、裁判官は、当該衣服の肩章にはMICHELINの文字が刺繍されている他、前方、右側半袖左袖、襟元等の部分に、他の商標の文字が刺繍されているのを発見した。

裁判番号： 台湾新竹地方裁判所刑事判決 95年度易字第15号

判決期日： 2006年5月15日

件名： 商標の商標法違反認定

台湾新竹地方裁判所刑事判決

告訴人：台湾新竹地方裁判所檢察署檢察官

被告： 吳阿滿

主文： 被告を無罪とする。

判決要旨：

一、理由

1. 商標法は、消費者の混同を防いで商標を保護することを基礎とする。また、広告投資効果は消費者の利益に次ぎ、広告者は、広告によって増加した消費者が皆当該広告の業者の商品を購入するのを確保する。これは商標が達成する直接目標である。

商標の機能には、(一) (自他商品、役務) 識別機能、(二) 出所表示機能、(三) 品質保証機能、及び(四) 広告宣伝機能、の4つある。商標の基本法理の一つは、消費者の認知、即ち消費者がこれは商標であると認知し、商品を区別、識別することができることである。基本法理の二つは、混同の虞を回避することにある。

さらに、商標法は、商標権及び消費者利益の保障、市場の公平な競争秩序の維持、工商企業の健全な発展を促進のために、制定されている(第1条)。商標法第5条は以下の通り規定している：「商標は、文字、図形、記号、色彩、音声、立体的形状又はその組み合わせによって構成することができる。前項の商標とは、商標又は役務に関連する消費者が商品又は役務の標識を示すものであると認識するに足り、他人の商品又は役務と区別できるものでなければならない」。さらに、商標法第6条により、「同法が指す商標の使用とは、販売を目的として、商標を商品、役務、或いはその関連物に使用し、又は平面図形、デジタル映像音声、電子メディア或いはその他の媒体物に利用され、関連消費者に商標であると認識されるに足ることをいう」と規定している。また、商標法第6条の規定上の「商標の使用」とは、(一) 使用人が販売商品又は役務の目的を有していること、(二) 標示商標の積極行為があること、(三) 標示は関連する消費者に商標であると認識させるに足りること、の三つの構成要件を充たす必要がある。

2. 告訴人ミシュラン株式会社は、2001年6月20日、登録商標「MICHELIN」を、使用商品類型第25類の指定商品として、經濟部知的財産局の審査により認可を受け、上記の商標図案の専用期限は2002年7月16日から2009年3月15日までである。

3. 商標は、商品の区別、商品の識別等、消費者を保護することにより、混同を避けるのが基本である。係争衣服は、種類の違う商標或いは図案が縫い付けてあり、且つ一般の商標の標示が衣服の襟元にある。種類の異なる商標または類似商標の文字が縫い付けてある状況は、一般消費者や販売者に当該商品の出所、また混同誤認を招く虞があると識別するに足りるのは明白だとはいえない。本件差押え案の当該衣服は、両肩に「MICHELIN」の商標が縫い付けてあるといえども、その他種類の異なる商標が混じっているため、出所や品質等の機能を判別するものを一切有していない。また、差押え案件の衣服上の標示には、多数の商標或いは図案が全体にあるという状況を総合すると、当該衣服上の商標或いは図案は単に当該衣服の「装飾」にすぎないとみなされ、告訴人が登録した「MICHELIN」商標の使用は、消費者を混同させることはない。したがって、上記状況は商標法第6条が定める「商標の使用」の状況に該当せず、て商標法の規定を適用しないことは明白である。

二、結論

被告の教育程度が小学校卒業程度に過ぎず、外国文字に対してなじみがなく、長い間販売している衣服に付された文字がブランド名であることを知らなかったと推定される。また、一般的事情からして、「MICHELIN」商標は、タイヤ部分の商品においてかなり著名であるが、当該企業が生産した服飾類の製品は市場ではあまり見かけず、さらに被告とその同業者間において「MICHELIN」商標関連の服飾を販売していないことを証明できる。しかしながら、被告が販売していた差押え案件の衣服は、告訴人即ち商標権者の同意を得ていないのは明らかではないとの被告の弁明や、告訴人が既に同一商品において登録して同一商標を使用したとの主張は、採択するに足らない。本件において、証拠不足は被告の事実認定に対し不利となり、よって「疑わしきは罰せず」の法理及び前述の最高裁判所判例の見解に基づき、被告に有利となる判決を下した。

参照条文：

商標法第1条

商標権及び消費者利益の保障、市場の公平な競争秩序の維持、工商企業の健全な発展を促進のために、この法律を制定する。

商標法第5条

商標は、文字、図形、記号、色彩、音声、立体的形状又はその組み合わせによって構成することができる。前項の商標とは、商標又は役務に関連する消費者が商品又は役務の標識を示すものであると認識するに足り、他人の商品又は役務と区別できるものでなければならない。

商標法第6条

同法が指す商標の使用とは、販売を目的として、商標を商品、役務、或いはその関連物に使用し、又は平面図形、デジタル映像音声、電子メディア或いはその他の媒体に利用され、関連消費者に商標であると認識されるに足ることをいう。

14 商標権侵害に対する損害賠償額の算定に関する事例

裁判番号：94 年度智（一）字第 30 号民事判決

裁判期日：2006 年 7 月 21 日

件名：商標法上の権利侵害行為に対する損害賠償請求

原告：台湾三花棉生製業株式会社

被告：陳麗蘭

上記の当事者間における権利侵害行為に対する損害賠償請求事件は、当裁判所刑事法廷から移送されたものである（民事事件番号：94 年度附民字第 161 号、刑事事件番号：93 年度自字第 110 号）。

主文：

被告は原告に対し新台幣 14 万 9500 元を支払わなければならない。且つ、被告は 2005 年 7 月 8 日から支払い終了日までの期間、年率 5% の利息を被告に対し支払わなければならない。

被告は、本件刑事最終事実審決書（即ち台湾高等裁判所 94 年度上易字第一五五号）の主文及び事案の概要、民事最終事実審決書主文を、新聞の一面において一日掲載し、当該費用は被告が負担する。

それ以外の原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は、被告が二分の一を負担し、残りは原告が負担する。

本判決第一項において、原告は新台幣 11 万 6500 元を被告に担保を立てた後、仮執行を行うことができる。但し、被告が若し執行標的物をすでに担保を立てている場合、或いは標的物の保管を請求している場合、仮執行を免れることができる。

判決要約

一、事案の概要

被告陳麗蘭は、雅懋実業股份有限公司（以下雅懋会社）の實質上の責任者（登記上の責任者は陳蘇彩鳳）及び鴻鑑国際有限公司（以下鴻鑑会社と称する）の責任者であり、仕入れ、販売、マーケティングに関する事項を処理する全権を握っている。原告は原告の商標を既に經濟部知的財産局に出願登録し、商標専用権を取得し、専用権期間は、2002 年 10 月 1 日から 2012 年 9 月 30 日までの期間である。原告は、当該取得商標を商標法施行細則第 49 条第 25 類の指定商品に使用している。被告は、原告の同意又は使用許諾を得ずに、2003 年 7 月下旬より、事情を知らない無名下着請負製造工場の労働者を利用して、雅懋会社名義で原告商標図案に類似した商標図案を使用した男性下着の製造を開始した。更に、係争商品は鴻鑑会社の名義で台北北部の都市、新竹市にある大手量販店、大潤発の売り場にて陳列、販売されていた。原告は、係争商品は原告の商標図案に類似した商標図案を使用しており、消費者に混同誤認を生じさせ、原告の商標専用権を侵害したとして 台湾板橋地方裁判所に提訴した。

二、理由：

1. 商標専用権者が主張する権利は、その性質により、商標専用権者はその商標専用権において他人から不法に干渉され、或いは侵害された時に始めて発生する権利であり、救済権的性質を持つものであり、また元来の権利により派生する独立した権利でもあることは明確である。商標専用権者は、民法第 184 条第 1 項前段、改正前の商標法第 61 条第 1 項、第 66 条第 3 項、及び第 68 条が主張する権利により、元々の権利の商標専用権より派生する「独立した権利」に属し、商標専用権から分離し、それぞれ単独で移転することができ、商標専用権の移転により譲受人に移転されるのが当然であるというわけではない。原告は単に登録商標の専用権を第三者元亨会社に移転しただけであり、本件が係争商標専用権の移転前に被告が不法権利侵害行為を行ったことから発生した独立救済権利が、この中に含まれると認めるのは尚難しい。
2. 改正前の商標法第 66 条第 1 項及び第 2 項によると、「商標権者が第 61 条の規定により損害賠償を請求するときは次の各号から一を選択してその損害を計上することができる。一、民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できないときは、商標権者はその登録商標を使用することによって通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によ

って得た利益を控除した差額をその受けた損害の額とすることができる。二、商標権を侵害した者がその侵害行為によって得た利益による。商標権侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない時は、当該商品を販売して得た収入の全部をその所得利益とする。三、押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の 500 倍から 1300 倍までの金額を侵害額とする。但し、押収した商品が 1500 点を超過する時は、その総価額で賠償金額を定める。」「前項の賠償金額が明らかに相当ではない場合、裁判所が情状を参酌して軽減することができる。」とそれぞれ定めている。改正前の商標法第 66 条第 1 項の規定がいう侵害とは、第三者が正当な権原なく、商標専用権の円満行使を妨害し、商標専用権者が耐える必要のない義務のことを指す。また、改正前の商標法第 66 条第 1 項第 3 号がいう「販売単価」とは、「侵害した他人の商標専用権の商品の実質販売単価」を指す。

3. 本件被告の押収された模倣品の数量は僅か一点であり、且つ原告は模倣品の実質数量が若干であることを証拠を未だ挙げていない。被告が原告の商標専用権を侵害した期間が長くなく、原告が権利侵害を通知した後、即刻模倣品の回収要求に従い、二度と販売せず、且つ積極的にパッケージを取り替えた。上記事情等を斟酌し、地方裁判所は原告の損害賠償額請求を認め、その金額は押収された侵害商標専用権の販売単価 99 新台湾元の 500 倍と計算し、49,500 (99×500=49,500) 新台湾元が相当であると認定する。
4. 改正前の商標法第 66 条第 3 項は、「商標専用権者の業務上における信用が侵害行為により毀損を受けたときは、別途相当金額の賠償を請求することができる。」と定めており、これは同条第 1 項の財産上の損害賠償請求権の構成要件とは異なり、商標専用権者の業務上における信用が商標侵害により毀損されたことで要件を充たす。その賠償金額については、当事者双方の資力を斟酌して、侵害された商標の信用の程度及びその他の一切の事情を斟酌して定める。両者の資力に関しては、原告が係争商標商品のマーケティングに大量の広告費用を投入しているが、被告は不特定顧客に販売するため、当該模倣品を全国の著名な量販店、大潤発の売り場に陳列していたにすぎない。確かに被告の係争商品の製造及び販売行為は、原告が長期に渡って築いてきた商業上の信用に影響を与え、その業務上の信用にも既に損害を発生させているが、被告の権利侵害期間は長くないことや、押収された模倣品数量が僅かであること等を斟酌し、当裁判所は改正前の商標法第 66 条第 3 項に基づき、原告が請求できる金額は 300,000 新台湾元が妥当であると認定する。以上、原告が請求できる賠償総額は、349,500 (49,500+300,000=349,500) 新台湾元である。
5. 負担費用については、本件揭示最終事実審決書の主文及び事実、民事最終事実審決書主文を新聞の第一面に一日掲載することが認められる。前述内容以外の請求については根拠がなく、却下される。
6. 双方の担保を供託し、仮執行宣告或いは仮執行宣告を免れる申立てを要請する陳述については、原告が被告に勝訴部分の金額を支払うよう請求するのは不合理である。双方とも斟酌された相当の担保金額をそれぞれ支払うことが認められる。

参照条文：

旧商標法第 66 条

第 1 項：「商標権者が第 61 条の規定により損害賠償を請求するときは次の各号から一を選択してその損害を計上することができる。

- 一、 民法第 216 条の規定による。但し、その損害を証明するための証拠方法を提供できないときは、商標権者はその登録商標を使用することによって通常得られる利益から、侵害された後同一商標の使用によって得た利益を控除した差額をその受けた損害の額とすることができる。
- 二、 商標権を侵害した者がその侵害行為によって得た利益による。商標権侵害者がそのコスト又は必要経費について立証できない時は、当該商品を販売して得た収入の全部をその所得利益とする。
- 三、 押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の 500 倍から 1300 倍までの金額を侵害額とする。但し、押収した商品が 1500 点を超過する時は、その総価額で賠償金額を定める。」

旧商標法第 61 条第 2 項

前項の賠償金額が明らかに相当ではない場合、裁判所が情状を参酌して軽減することができる。

旧商標法第 66 条第 3 項

商標専用権者の業務上における信用が侵害行為により毀損を受けたときは、別途相当金額の賠償を請求することができる。

15 商標専用権と物権法定主義の関係に関する事例

■ハイライト

法律関係とは、法が定める、人と人との間に存在する、一定の権利義務内容の関係を指し、それぞれの法律関係は少なくとも一つの権利を有することがその構成要件である。商標は法律関係そのものではなく、先使用権が法律関係の発生原因となる。また当該使用事実は、実体法上の優先使用権にまで派生するのかどうかについては今尚疑義がある。商標専用権は、無体財産権、即ち準物権にあたりとされ、物権法定主義が適用される。よって商標法上で明文規定されている商標の移転、使用許諾、譲渡、質権設定、及び侵害排除請求権以外は、当事者は法律で規定されていない物権を創設することができない。

商標権の取得方式に関して、現在国際的には、「使用主義」と「登録主義」の二種類が採用されている。「登録主義」とは、商標の使用の有無に関わらず、商標の登録を以って商標権が発生することを指す。登録主義の原則を採用した場合、後の出願登録商標と先の使用商標の間で衝突が起きる可能性が大いにある。よって、登録主義原則を採用する国では、その商標法上に多くの先使用商標を保護する例外条文を定めたり、或いは善意の先使用商標が商標専用権の拘束を受けない類似規定を明文化することにより、先使用の原則と融合、両立させ、制度の欠陥を調和させている国が多々ある。台湾の商標法は、登録主義を採用しており、2003 年の法改正の際、同法第 30 条第 1 項第 3 号で、「他人の商標登録出願日より前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用するもの。但し、原使用の商品又は役務に限られる。この場合、商標権者は、適当な識別標示を付記するよう要求することができる」と明文規定した。これは、善意の先使用者を保護するものであって、権利侵害訴訟時、抗弁事由として免責したり、明文化されていない権利創設を容認したりするものではない。また、法によって一定の権利義務内容を規範するものではない。よって、同条項は、何の法律関係を創設しない。原告が主張する善意の先使用は、非商標権者が権利侵害責任を訴追する時のみ免責規定として引用することができ、当該条文の規定によらず、確認訴訟を提起する余地はない。

裁判番号：94 年度智字第 63 号

原告： 智誠有限公司

原告： 日本、アモロス株式会社

被告： 佳慧化学工業有限公司

被告： 儒商企業有限公司

主文：原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告側が負担する。

判決要約

一、事案の概要

1. 原告智誠有限公司（以下「智誠会社」）が販売する日本の黒彩系列のスプレー式ヘアカラー関連の商品は、日本のアモロス有限公司（以下「アモロス会社」）が智誠会社に中華民国領域内での代理販売許諾を与えたものである。智誠会社が販売する日本の黒彩系列のスプレー式ヘアカラー関連商品は皆日本からの原包装直輸入であり、模倣商品ではない。また、アモロス会社及び本訴訟と無関係の第三者、堀井薬品工業株式会社（以下「堀井株式会社」）は、智誠会社に対し、「黒彩」に関する商標は、1972 年以前、初めてヘアカラー化粧品に使用した商標であり、長い間、日本においてのみならず、台湾、中国、香港、韓国等の世界各地で販売されているものである、と宣言している。被告佳慧化学工業有限公司（以下「佳慧会社」）は、堀井株式会社の同意を得て、「黒彩」商標専用権の取得していたが、アモロス会社が堀井株式会社の「黒彩」商標に関する一切の権利義務を取得したことを理由に、佳慧化学工業はアモロス会社使用の「黒彩」商標の行為を行うことはできなくなった。よって、被告はアモロス会社の当該行為は商標専用権の侵害

にあたりと主張した。また、アモロス会社は、佳慧会社が「黒彩」商標専用権を出願登録、取得する前から、すでにアモロス製の「黒彩」商標のヘアカラー商品を台湾に輸入販売し、アモロス会社は、「黒彩」商標をヘアカラー商品上で継続使用しており、商標法第30条第1項第3号の規定によって保護され、その後に登録された商標権の効力に拘束されない、と主張した。

2. 佳慧会社及び被告儒商企業有限会社（以下儒商会社と称する）は、弁護士に、智誠会社が販売している日本の黒彩系列のスプレー式ヘアカラー等の商品は模倣品であり、その販売行為は商標法に抵触しており、智誠会社に黒彩商標の製品の販売停止、及び販売済みの商品の回収、撤回を要求する旨の書簡を智誠会社宛てに送付するよう委託した。被告とアモロス会社及び堀井株式会社間の黒彩商標関連の商標使用権の争議は収まらず、智誠会社が困惑したため、原告等の権益保証のため、原告等が有する黒彩系列のスプレー式ヘアカラー剤の合法的代理及び代理販売の権利に関する確認訴訟を提起した。

二、理由

1. 原告は、当該商標が先に使用されていた事実に基づき、所有する黒彩商標の優先使用権を主張した。

「法律関係」とは、法によって規範される、人と人との間に存在する、一定の権利義務内容の関係を指し、それぞれの法律関係は少なくとも一つの権利を有することがその構成要件である。商標は法律関係そのものではなく、先使用権が法律関係の発生原因となる。且つ当該使用事実は、実体法上の優先使用権にまで派生するのかどうかについては今尚疑義がある。商標専用権は無体財産権、即ち準物権にあたりとされ、物権法定主義が適用される。よって商標法上で明文規定されている商標の移転、使用許諾、譲渡、質権設定、及び侵害排除請求権以外は、当事者は法律で規定されていない物権を創設することができない。本件の原告が確認の請求を提起した商標の先使用権は、商標法によって明文規定されている権利に属さず、よって原告がこの先使用権の確認訴訟を提起することができない。

2. アモロス会社は、既に行政機関及び裁判所を通じて、十分な救済を与え、明らかに民事訴訟法第247条第2項が指す「その他の訴訟を提起することができない」状態ではない。且つ既に最終確定判決が出ているため、原告アモロス会社は、確定判決の既判力の拘束を受け、被告佳慧会社が有する係争商標権を承認し尊重しなければならない。善意の先使用があるか否かについては、原告の権利侵害訴訟の中の抗弁事由によってしかできないのであって、原告はその抗弁事由を以って本件を再訴することができない。

参照条文

商標法第30条第1項第3号

他人の商標登録出願日より前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用するもの。但し、原使用の商品又は役務に限られる。この場合、商標権者は、適当な識別標示を付記するよう要求することができる。

民事訴訟法第247条第2項

法律関係の基礎事実の存否の確認訴訟については、原告がその他の訴訟を提起することができない場合に限る。

著作権関連

- 01 誰でも利用できるウェブページに他人の著作物が無断転載されていたが、著作権侵害の故意と行為がなく、犯罪事実を裏付ける証拠も不十分なため、サイト経営者が無罪となった事例—96 年度上易字第 991 号
- 02 無許諾でブログに音楽を流すことが著作権法違反とされた事例—95 年度上易字第 2019 号
- 03 ヘアカラーリング剤のカラーカードカタログの創作性から独立した美術著作物と認められた事例—94 年智上字第 29 号
- 04 他人が創作した撮影著作物の写真を参考にしながら、自分自身の構想、知恵、技術を工夫して新たに創作しなければ、無断複製にあたりと認定した事例—95 年上易字第 693 号
- 05 素材の選択・配列によって編集者の精神及び感情の最低限すら表現できない場合、編集著作物として保護されない事例—95 年上更（一）字第 24 号
- 06 辞書の中国語訳が二次的著作物であり、編集著作物としての創作性も認められたものの無断複製は著作権侵害に当たる事例—94 年重上更（四）字第 227 号
- 07 カラオケボックス大手二社のカラオケソフトの共同購入はカラオケソフトの許諾需給に関わる市場機能に影響を及ぼし、公平取引法で禁止する連合行為にあたりとした事例—94 年度訴字第 01113 号
- 08 著作権法で保護するものは美術著作全体のオリジナリティーであり、たとえ大小、素材、顔色等に細かい差異があるとしても、全体的に他人が既存する美術工芸品と類似するものであれば、無断複製とみなすとした事例—93 年度重上更（二）字第 97 号
- 09 無許諾で音楽著作物をカラオケ機器に取り込み、不特定者に販売していたことが著作権侵害にあたりとする事例—94 年度智（一）字第 40 号

01 誰でも利用できるウェブページに他人の著作物が無断転載されていたが、著作権侵害の故意と行為がなく、犯罪事実を裏付ける証拠も不十分なため、サイト経営者が無罪となった事例

■ハイライト

刑事訴訟法第 154 条第 2 項、第 301 条第 1 項により、犯罪事實は証拠に基づいて認定しなければならない。証拠がない場合は犯罪事實があったとすることができず、また被告の犯行を証明することができない場合、無罪を言い渡さなければならない。犯罪事實の認定が根拠とする証拠により訴訟においてする証明は、一般の人々からしてみれば疑わしきことなく、それが真実であると確信できるほどのものであってはじめて有罪の認定をすることができ、かつて最高裁判所は 76 年（1987 年）台湾上字第 4986 号判決でこのように示している。

台湾高等裁判所刑事判決
 裁判番号：96 年度上易字第 991 号
 裁判期日：2007 年 06 月 20 日
 件名：著作権法違反

一、事案の概要

1. 「中華民國 X 整合研究学会」（以下、X 学会）の理事長、副理事長兼 CEO をつとめる被告 A、B は、ウェブサイト「V〇〇」（アドレス：<http://www.V〇〇.com.tw>）、「〇」（同 <http://www.〇.com.tw>）に掲載された文章と写真は Y 会社が創作したもので、著作権法第 5 条第 1 号、第 4 号が保護する文学著作物と写真著作物であることを知りながら、2003 年 12 月 3 日から 2004 年 12 月 30 日にかけて上記文章と写真を数回にわたって複製し、X 学会のウェブサイト（<http://www.ch〇w〇〇.com>）に転載して不特定多数に向けて公開したことで、Y 会社の著作財産権を侵害する罪に問われている。

二、判決要約

1. X 学会が開設するウェブサイトには確かに Y 会社が著作財産権を有する文章と写真が多数掲載されていたが、被告らは Y 会社が主張する同社著作物の無断複製、改作、これらの複製物の公開伝達、頒布について堅く否認している。
 本件において究明すべきことは、X 学会サイトへの上記文章と写真の掲載、公開は果たして被告によってなされたものかどうかである。
 検察側は、①被告 A は X 学会の理事長であり、B は副理事長兼 CEO であること、②係争文章の文末には編集責任者：W〇〇が表示されていること、③Y 会社が提出したフロントページソフトを利用して文章、写真を編集し直した画面のプリントアウトを根拠に、係争文章と写真は一般のサイト利用者が掲載したものとは考えられず、被告らによって X 学会サイトに掲載されたことは間違いないと主張する。
2. 検察事務官が 2006 年 1 月 13 日に X 学会サイトから 2004 年 1 月 6 日付けで発表したホームページを印刷したのものには、「広告やビジネス情報、ポルノの汚染から守られた、女性向けの学習サイトを提供する。社団法人 中華民國〇〇整合研究学会が立ち上げたこのサイトは、皆さんが発表する場として活用することができる。次のアドレス（<http://www.ch〇w〇.com/admin>）にリンクしてアカウント：w〇〇、パスワード：〇〇〇〇にログインすれば発表することができる（編集責任者は統一して「W〇〇」となる）。発表を歓迎するが、当サイトの趣旨に反するような発表はご遠慮いただく場合があります。連絡先をご記入のうえ、著作権法を遵守して発表するようご協力願います。当サイトは、発表の場としてのプラットフォームの提供についてのみ責任を負うことを、ここに声明します。当サイトの趣旨に反することがあった場合、われわれは内容を削除し、又は公開発表を閉鎖する権限があります」などが記載されている。
3. さらに、弁護人は被告から提示されたアカウントとパスワードを使って実際に文章の掲載を試したところ、文章の掲載が完了すると、文末には「編集責任者：W〇〇」が自動表示されることが判明したことから、係争文章と写真は被告らが掲載したという検察側の主張は疑わしいことになる。

4. また中華電信の2006年10月3日付け書簡によると、ウェブサイトは文章資料の添削に関する機能をユーザーに開放しているのであれば、Proxyの設定にかかわらず、ユーザーは遠距離サイトにリンクしてホームページの文章を添削することが可能である。言い換えれば、この機能が利用できない場合、たとえProxyの設定を行ったとしても他サイトにアクセスして文章を添削することができない。アカウントとパスワードさえ提供されれば、文章添削機能を利用して文章や写真の掲載ができる。X学会サイトはアカウント、パスワードをだれもが利用できるように公開した以上、同サイトのウェブページにY会社が著作権を所有する文章や写真が掲載されただけで、被告らによるものだと断定することは難しい。
5. 告訴代理人が提出したフロントページソフトを利用して文章、写真を編集し直した画面のプリントアウト、及び一般のユーザーが利用する編集方法の画面から、コンピュータ編集ソフトに詳しい者がY会社サイトからコピーしたファイルをフロントページソフトで編集し、Y会社ウェブページ上の広告やメニュー、活動案内等を除去するなどの複雑な作業を経てX学会サイトに転載したということ証明するに足りるが、被告はコンピュータ操作が得意でないと強く強調しており、ユーザーがインターネットを通じて文章などを他人とシェアするようなことが普及する中で、コンピュータに熟練している熱心なユーザーがフロントページを利用してY会社の文章と写真を編集し直したものをX学会サイトに転載した可能性を排除しない限り、被告或いはX学会の関係者が掲載した(無断複製及び公開伝達)ものと認定することができない。
- IP記録やLOGファイルを知らないなどという被告の主張は、〇〇会社の社員Cの証言と一致している。証人Cが提出した(X学会と結んだ)HiISP管理代行サービスセンターサービス契約書、専属メインコンピュータ管理代行サービス契約書、リアルメインコンピュータリース契約確認書からわかるように、被告はプロの協力がなければ自力でサイト開設を完成することはとても無理である。ユーザーが何かを発表する場所を提供する目的でサイトを立ち上げたのであって、告訴人の著作権を侵害する故意も行為もなかったとする被告の主張は信用性がある。公衆に向けサイトの利用とブラウザ機能を提供する事実があったとはいえ、ユーザーが無料サイトを利用して文章や写真を掲載したりすることが普及する世の中では、アカウントとパスワードを公開すれば、誰もが利用できるようになり、たとえ被告はユーザーのIPアドレスを調査に応じて提供しなかったとしても、上に述べた犯行は被告によるものだと証明することができない。
6. 以上をまとめると、検察側が提出した証拠は疑う余地があり、これによって起訴状にいう被告らの著作権法違反行為を証明することができず、他に被告を著作権法違反とする積極的な証拠も欠如しているため、被告に有利な認定をした原審の無罪判決は何ら法に沿わない内容はない。
- 検察官は告訴人の請求どおり控訴趣意書で、①被告は係争文章と写真の掲載はユーザーによるものだと弁解するが、これを証明するIP記録を提出していない、②ユーザーによるものならば、なぜ告訴人が告訴した後に掲載をやめたのか、③学会サイトのアカウントとパスワードを一般のユーザーに公開するのは、サイト経営の経験法則に反する、④X学会サイトに掲載された告訴人Y会社の著作物計165点を、Y会社広告をきれいに削除のうえ編集し直しており、1年以上にわたって告訴人Y会社の著作権を侵害している、と主張する。
- 刑事訴訟法第161条第1項により検察官が起訴した犯罪事実について、証拠を提出し、(裁判官を)説得する実質的な挙証責任を負う。検察官が提出した証拠は、被告を有罪とする積極的なものとして取り上げられず、又はその証明方法に関する検察官の釈明は裁判官が被告を有罪と認める心証の形成に不十分な場合、「無罪推定原則」(疑わしきは罰せず)により、被告に無罪を言い渡すのは当然である(最高裁判所2003年台上字第128号判例、1990年台上字第524号判決を参照)。よって本件控訴は理由なきものとして棄却する。

02 無許諾でブログに音楽を流すことが著作権法違反とされた事例

■ハイライト

本件被告がレコード会社から事前同意も許諾も受けていないにもかかわらず、中国のウェブサイトからレコード会社が著作権を所有する録音著作物、計 496 曲をダウンロードし、数回にわたってこれらの楽曲を自らが作成したブログにアップロードし、不特定者が利用可能にした。判決では、被告の無許諾アップロードにより、著作権法第 91 条第 1 項の無断複製、第 92 条の無断公開伝達の罪が成立し、この二つの犯罪には手段と結果の関係があり、牽連犯となる。録音著作物の著作権を侵害した程度から、被告が録音著作物を権利者に無断で複製したうえ、不特定のユーザーが無料で聴けるように公衆への伝達を図った方が、単なる複製より重いため、改正前の刑法第 55 条により著作権法第 92 条の無断公開伝達の罪で論ずる。

台湾高等裁判所刑事判決

裁判番号：95 年度上易字第 2019 号

裁判期日：2006 年 10 月 25 日

件名：著作権法違反

判決要約

一、事実の概要

被告はレコード会社九社が添付別表に記されている録音著作物の著作権はレコード会社が所有しレコード会社から同意若しくは許諾を得なければ無断複製も公の伝達も許されないことを明らかに知っていながら、無断複製の上、公の伝達で他人の著作権を侵害する単一の犯意に基づき、父親が申請したインターネット接続サービスの IP アドレスと手持ちのパソコン設備を利用して、「心電感應音楽小站 (<http://www.wretch.cc/blog/blossomy>)」(以下、係争ブログ)を開設し、2005 年 8 月 15 日から 2006 年 4 月 7 日にかけて中国ウェブサイトからダウンロードした楽曲、あわせて 496 曲の音楽ファイルを数回にわたって複製し、係争ブログのディスクスペースに保存した。被告は更にブログのディスクスペースに保存していた録音著作物を不特定者が聞けるように公開し、これによりレコード会社の著作権を侵害した。

二、理由

1. 前に述べた連続複製と公の伝達という犯罪事実について、被告は警察での取り調べや裁判所での準備手続き、審理時に素直に認めている。国際レコード産業連盟(IFPI)が提出した鑑識報告書、無許諾アップロードに係る権利侵害物品の市場価格の見積もり、侵害された録音著作物リスト、録音著作物(アルバム)の写真及び表紙、係争ブログの利用者数が表示された画面、係争ブログへのアクセス数、被告のパソコン等の証拠からも、被告の自白と犯罪事実が一致していることを裏付けている。
2. 刑法は 2005 年 2 月 2 日に改正され、2006 年 7 月 1 日に施行された。その間に被告の犯罪行為が行われていた。この改正で刑法第 55 条後段の牽連犯に関する規定が削除され、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合、そのうち最も重い刑で処断されるとする規定が、本来の一罪と、その犯罪の手段若しくは結果である行為が触れる他の犯罪を別々に罰するように改められ、また第 56 条の連続犯に関する規定も削除され、ある一つの刑罰規定に触れる数個の反復的な行為を全体として一つのものとして一罪とする規定を、数個の行為を別々に罰するに改めた。罰金刑については、新法では「身体、教育、職業、家庭その他の正当な事由により、執行が明らかに困難な場合」の要件を削除し、刑期を罰金でもって換える場合の換算基準を一日につき新台幣ドル 1,000 元、2,000 元、3,000 元に引き上げた。

一方、改正著作権法は 2006 年 5 月 30 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行された。「第 91 条から第 96 条ノ 1 までの罪を犯し、犯罪に供用し若しくは犯罪によって得たものは、没収することができる」とする改正前の著作権法第 98 条前段は同法第 94 条の削除にあわせて、「第 91 条から第 93 条、第 96 条ノ 1 の罪を犯し、犯罪に供用し若しくは犯罪によって得たものは、没収することがで

きる」に改めた。改正前後の規定を比較した結果、本件で適用される著作権法第 98 条は改正前後を問わず、犯罪関連物品を没収することができ、また上記法律の適用を総合的に比較した結果、新法の規定は被告に有利でないため、改正後の刑法第 2 条第 1 項前段により 2006 年 7 月 1 日改正施行前の刑法と著作権法の規定を適用する。

3. 被告の数回にわたっての複製、公開伝達行為は時間的に接続して行われており、その犯罪構成要件も同じとみられ、行為時の法律によれば、明らかに包括的な犯意に基づいた反復的な行為であり、連続犯となるため、改正前の刑法第 56 条により包括的一罪とし、その刑を加重する。被告が犯した二つの罪が、犯罪の手段若しくは結果が他の罪に触れる、いわば牽連犯の関係を生じさせたことについて、改正前の刑法第 55 条により、そのうち最も重い刑で罰する。すなわち、本件の場合においては著作権法第 92 条の無断公開伝達の罪で処断される（各レコード会社が所有する録音著作物を無許諾で複製したうえ、不特定者が無料で楽曲を聴けるようにブログに流したことは、単純な著作物の複製よりはるかに侵害の程度が重い）。被告が複製し、無許諾アップロードした録音著作物は 496 曲に達し、その犯罪の動機や手段から知的財産権を尊重すべき意識が被告に欠如していることを表している。本件犯罪により生じた危険や損害、被告の犯行後の態度等一切の情状を考慮し、懲役 5 ヶ月に処するのが妥当である。刑を罰金で換える場合、一日につき 900 円で換算する。犯罪に使われたパソコンは没収する。

また、被告は控訴趣意書で「…ファイルのダウンロードが出来ないようにファイル転換の仕掛けをしている。営業行為がなく、告訴人にも素直に過ちを認めたが、和解に応じてもらえなかった。悔いがないのではなく、体調が悪くて高校を中退した後、家で休養している。貧乏な家にめんど、執行猶予の言い渡しを」と主張するが、被告によって複製され、公に伝達された録音著作物は 496 曲にのぼり、その犯罪により生じた損害は軽いものとはいえ、告訴人との間でまだ和解が成立していないことから、再犯のおそれがないと認めがたく、執行猶予宣告の請求は理由なきものとして棄却する。

参照条文：

著作権法第 91 条

無断で複製して他人の著作財産権を侵害したときは、3 年以下の懲役若しくは拘留、又は新台幣ドル 75 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

販売若しくは貸与を意図して無断で複製し、他人の著作財産権を侵害したときは、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処するほか、新台幣ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金を併科することができる。

光ディスクに複製することにより前項の罪を犯したときは、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処するほか、新台幣ドル 50 万元以上 500 万元以下の罰金を併科することができる。

著作物は単に個人の参考に供し、又は合理的に利用するときは、著作権侵害を構成しない。

著作権法第 92 条

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝達、公開展示、改作、編集、レンタルをする方法により他人の著作財産権を侵害したときは、3 年以下の懲役若しくは拘留、又は新台幣ドル 75 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

03 ヘアカラーリング剤のカラーカードカタログの創作性から独立した美術著作物と認められた事例

裁判番号：94 年智上字第 29 号

裁判期日：2006 年 02 月 07 日

件名：美術著作物の創作性

関連法律：民事訴訟法 第 78、79、449、450 条 (92.06.25)

著作権法 第 3、5、59-1、88 条 (93.09.01)

■ハイライト

係争カラーカードカタログはそれぞれ「表紙見開き」、「後ろ見開き」、「ヘアサンプルのリーフレット計 7 ページ」、「ヘアサンプルの左側リーフレット計 3 ページ」、「ヘアサンプルの右側リーフレット計 4 ページ」から構成され、そのリーフレットのページごとにいずれも編集されている。また、中華研究院の鑑定報告によると：「係争カラーカードの表紙/裏表紙は、著作物に付されているカタログの表紙に各図形、相応する背景、図形、色彩及び文字などの編集を全体的にした独立の美術創作である。そのカラーカードのリーフレットは、著作物に付されているカタログの見開きに各種の図形、相応する背景、図形、色彩及び文字などの編集を全体的にした独立の美術創作である」云々と称していることから、係争カラーカードが美術的に編集され、控訴人が提供したその他の業者のカラーカードと比較観察した場合、そのヘアサンプルの配列及びカラーカードの背景説明に確かに創作性を有していることが判断できる。それ故、控訴人は係争カラーカードカタログが創作性を有していることから、著作権法第 3 条第 1 項第 1 号にいう著作物に該当するほか、同法第 5 条第 1 項第 4 号に例示されている美術著作物であるなどとした主張は、根拠があることは当然である。

控訴人 雅迪絲化粧品有限公司

控訴人 南邑化学有限公司

被控訴人 忠義軟管五金工業股份有限公司

被控訴人 優特麗化粧品有限公司

主文

原判決では、控訴人雅迪絲化粧品有限公司が次に掲げる第二項の訴えを棄却した部分、並びに確定した部分を除き、訴訟費用の裁判に関してはすべて破棄する。

控訴人南邑化学有限公司は控訴人雅迪絲化粧品有限公司に更に新台幣ドル 20 万元を支払うべきである。

控訴人雅迪絲化粧品有限公司によるその他の控訴、追加告訴並びに仮執行の申立てはすべて棄却する。

控訴人南邑化学有限公司による控訴は棄却する。

控訴人雅迪絲化粧品有限公司、控訴人南邑化学有限公司間の控訴の部分（訴えの追加の部分を含む）に関しては、第一、二審の訴訟費用について確定した部分を除くほか、南邑化学有限公司はその 10 分の 1 を負担し、残りの部分は、雅迪絲化粧品有限公司の負担とする。控訴人雅迪絲化粧品有限公司の、その他の被控訴人忠義軟管五金工業股份有限公司、徠焯国際有限公司、優特麗化粧品有限公司に対する控訴の部分に関する第二審の訴訟費用は、控訴人雅迪絲化粧品有限公司が負担する。

一、双方当事人に争いが無い事項について

「KINKI」商標は、雅迪絲公司により 1998 年頃に、經濟部中央標準局に出願登録が行われ、第 00814293 号商標として許可されたものであり、商標権存続期間は 1998 年 9 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日迄となっていて、使用を指定した商品は、化粧品、パーマ液、染髪剤、ボディー用洗剤などである。南邑公司はかつて 2002 年頃に、雅迪絲公司より総額 NT\$62 万元の「肯吉絲蛋白護髮霜 SILK PROTEIN Color Cream」を計 1 万余本購入し、南邑公司は訴外人張煌輝が経営している印刷工場に前記製品の硬い箱及び同製品紹介用の係争カラーカードの表紙、前言及び裏表紙の印刷を依頼した。南邑公司は 2003 年 8 月 1 日に更に雅迪絲公司に対し 9600 本の「肯吉絲蛋白護髮霜 SILK PROTEIN Color Cream」、総額 NT\$50 万 8,800 元を仕入れる予定であったが、前に購入した製品の売れ行きがよくなかったために、オーダーをキャンセルした。徠焯公司是南邑公司より係争染髪剤製品を仕入れたことがあり、且つ南

邑会社の販売店でもあり、前記染髪剤の硬い箱には同社が販売店の一店であると列記した表示があることも知っていた。優特麗会社はかつて南邑公司より係争染髪剤製品を購入したことがあり、且つその販売店であり、前記染髪剤の硬い箱に同社が販売店であると列記した表示がついていること等の事実を知っていることについて、双方当事者には争議がないことは（本裁判所ファイル第 247 ページ調書参照）、商標証書及び調書が裏付けとして立証できるものであり（原審ファイル第 37 ページ、第 158 ページから 160 ページまで、第 162、163 ページ）、真実であると信用に足りるものである。

二、双方当事者の争点について、それぞれ次の通り述べる。

(一) 南邑会社が雅迪絲会社の「KINKI」商標権を侵害するかどうかに関しては、

雅迪絲会社は南邑会社の行為により業務上の信用に損害を受けることがあったかどうかの問題である。

南邑会社は、商標法第 30 条第 2 項の「商標権消尽」に関する原則に基づき、雅迪絲会社が同社に対して、更に商標権侵害を主張できない云々と抗弁した。調べたところでは、南邑会社は、原審においてすでに係争箱の印刷依頼は、予め雅迪絲会社の法定代理人による同意及び許諾を得ていて、その箱についている文字は、雅迪絲会社より提供されたチューブによるものであり、完成した箱は、雅迪絲会社の係争染髪剤の販売に使用されたので、雅迪絲会社の商標権を侵害することは有り得ないと、南邑会社は本裁判所において商標法第 30 条第 2 項の商標権消尽に関する原則を主張したときに、原審においてすでに攻撃方法の補正を行なったことに対して、民事訴訟法第 447 条第 1 項但書第 3 号に基づき、同社が提出できないのではなかったことを先ず以って説明する。

また、登録商標が付される商品が、商標権者により又はその同意を得たものにより市場において取引流通されたときは、商標権者は当該商品について商標権を主張することができないと商標法第 30 条第 2 項にもとより明文が規定されている。それにもかかわらず、係争包装箱にある模造品チューブ内に装填された中身は、雅迪絲会社より輸入した染髪剤ではないことは、前述の通りである。南邑会社により「KINKI」商標がついている包装箱に梱包された内容物が、雅迪絲会社により輸入されたものではなく、且つ同社による「KINKI」商標の許諾を得ていないチューブの模造品であるので、商標法第 30 条第 2 項に基づく「商標権消尽」原則が適用できないことは言うまでもない。それ故、南邑会社による前記の抗弁は、取るに足りぬものである。

次に、雅迪絲会社では押収した、南邑会社により販売されている商標権侵害の染髪剤 1 本の小売価格が NT\$200 元であることから（原審ファイル第 21 ページ領収書参照）、商標法第 63 条第 1 項第 3 号に基づいて、押収した商標権侵害に関わる商品の販売単価の 500 倍から 1500 倍までの金額を損害額とすることができる。雅迪絲会社により押収された模造品が 1 本にすぎないが、南邑会社はチューブ模造品を製造する金型もできているので、1 本のみを製造することは有り得ないので、商標法第 63 条の規定は、被侵害者が受けた損害の举证責任を軽減するのが目的であるとし、本裁判所では、商標権侵害に関わる商品の販売価格の 1000 倍で賠償金額を算定するのが適切であると認定している。それ故、雅迪絲会社が賠償金として南邑会社に対して NT\$20 万元（その算定式は： $200 \times 1,000 = 200,000$ である）の支払いを請求したことには理由がある。

更に、雅迪絲会社は南邑会社による模造品の販売で川下業者からの文句が相次いで寄せられてきたため、同社の業務上の信用が侵害された実態が深刻であり、商標法第 63 条第 3 項に基づき、「KINKI」商標権が侵害されたことにより、業務上の信用が侵害、減損された部分に対して賠償金として別途 NT\$100 万元の支払いを請求できる云々と指摘した。ところが、調査した結果、雅迪絲会社はその川下業者からの文句が相次いで寄せられたと指摘したが、その業務上の信用が如何に侵害、減損されたかについての証明を挙証しなかった故、雅迪絲会社による前記の主張は、取るに足りぬものである。

(二) 徠焯会社が、雅迪絲会社の「KINKI」商標権を侵害したかどうかについて

調べたところ、係争染髪剤の外包装箱に確かに「販売店：徠焯国際有限公司」という白い貼り紙がついていて（原審ファイル第 127 ページの紙箱のコピー参照。紙箱は別添の通り）、係争外包装箱及び貼り紙の製造は、すべて南邑会社が訴外人張焯輝に依頼したことは、前述の通りである。南邑会社も徠焯会社からの返品があったと認めていたので（原審ファイル第 162 ページ調書）、係争染髪剤が、徠焯会社により販売されたものであり、雅迪絲会社の「KINKI」商標権を侵害したと認定され難い。それ故、雅迪絲会社による前記の主張は、取るに足りぬものである。

(三) 南邑会社が忠義軟管会社に雅迪絲会社が指摘したチューブの模造品の製造を依頼したかどうかについて

調べたところ、忠義軟管会社は雅迪絲会社のチューブ真正品の製造業者であることは、雅迪絲公

司と忠義軟管公司とに争議がなく、台湾におけるチューブの製造会社は、忠義軟管公司の一社だけではないことから、模造には困難がなく、忠義軟管公司が係争チューブ真正品の製造会社であることから、係争チューブの製造を受け付ける機会もあるとし、直ちに係争模造品チューブの製造会社であるとは認定され難い。雅迪絲公司是、係争チューブ模造品が忠義軟管公司により製造されたものであったことの証明が立証できないので、前記の主張は取るに足りぬものである。

- (四) 係争染髪剤の装填チューブの外観が美術著作権を有しているかどうか？南邑公司、忠義軟管公司、徠偉公司、優特麗公司が雅迪絲公司の係争染髪剤装填チューブの外観著作権を侵害したかどうかについて

著作権法にいう著作物とは、文学、化学、芸術若しくはその他の学術の範囲に属する創作物をいい、美術著作物は同法にいう著作物の例示を言うものであることは、著作権法第3条第1項第1号、第5条第1項第4号にそれぞれ明文が規定されている。人間の精神上の創作性を有する創作であり、且つ作者の個性又は独特性を表現する程度に足りるときに、初めて著作権を享有し、著作権法による保護を受ける。美術著作物とは、著作権者が智恵、技術、描写又は表現により創作した絵画、彫刻、書法、又はその他美感を有する著作物をいうことである。(最高裁判所 87 年度台上字第 2366 号判決要旨、82 年度台上字第 7037 号判決要旨参照)。

係争真正品チューブ裏面の上半分に染髪剤の使用法、下半分に成分の説明がついていることは(原審ファイル第 165 ページの訳文参照)、事業者の消費者に対する義務であるので、創作性を有する美術創作物であるとは言いがたい。

説明文字の色について、深灰色及び左右が白いレイアウトであり(本裁判所ファイル第 96 ページにあるチューブ図形のコピー、チューブ本体は別添の通り)、チューブ包装としてよく見られるものであり、美術創作物であるとは言いがたい。次に、係争チューブの正面にあるピーチピンク「SILK PROTEIN」、黒色「COLOR CREAM」、黒色「ITALY」、ピーチピンクの白抜き文字「PROFESSIONAL」などの英文字は、当該製品はカラークリームであり、主成分がシルクプロテインであり、産地がイタリアであるとの当該製品の内容物、主成分及び産地の表示にすぎず、作者の個性又は独特性を表現する程度に至っていないので、創作性を有するとは言いがたく、智恵、技術、描写、又は表現により創作した絵画、彫刻、書法、その他美感を有する著作物であるとも言いがたい。係争チューブは、著作権法にいう著作物ではないことから、雅迪絲公司是、南邑公司、忠義軟管公司、徠偉公司、優特麗公司が同社の係争装填染髪剤チューブの外観に関する美術著作権を侵害しているとの指摘は、取るに足りぬものである。

- (五) 係争カラーカードが著作権を有するかどうか、南邑公司が雅迪絲公司の係争カラーカードカタログの美術著作権を侵害したかどうかについて

調べたところ、係争カラーカードカタログはそれぞれ「表紙見開き」、「後ろ見開き」、「ヘアサンプルのリーフレット計 7 ページ」、「ヘアサンプルの左側リーフレット計 3 ページ」、「ヘアサンプルの右側リーフレット計 4 ページ」から構成され、そのリーフレットのページごとにいずれも編集されているものであることは、雅迪絲公司のカラーカードカタログ及び南邑公司のカラーカードカタログが裏付けとして照合できる。(証拠物は別添の通り)。また、中華研究院の鑑定報告によると、「係争カラーカードの表紙/裏表紙は、著作物に付されているカタログの表紙にある各図形、相応する背景、図形、色彩及び文字などの編集を全体的にした独立の美術創作物である。そのカラーカードのリーフレットは、著作物に付されているカタログの見開きにある各種の図形、相応する背景、図形、色彩及び文字などの編集を全体的にした独立の美術創作物である」云々と記載されていることから(本裁判所ファイル第 201 ページの鑑定報告参照)、係争カラーカードが美術的な編集を行ったものであり、雅迪絲公司が提供したその他の業者のカラーカードと比較観察した場合、そのヘアサンプルの配列及びカラーカードの背景説明に確かに独創性を有しているものであると認定される(本裁判所ファイル第 226、227 ページにあるその他の業者のカラーカード参照)。それ故、雅迪絲公司是係争カラーカードカタログが独創性を有して、著作権法第3条第1項第1号にいう著作物に該当するほか、同法第5条第1項第4号の例示美術著作物であるなどとした主張は、根拠があるとは言うまでもない。

04 他人が創作した撮影著作物の写真を参考にしながら、自分自身の構想、知恵、技術を工夫して新たに創作しなければ、無断複製にあたりと認定した事例

裁判番号：95 年上易字第 693 号

裁判期日：2006 年 05 月 25 日

件名：撮影著作物の創作性

関連条項：中華民國刑法 第 2、11、28、41、47 条 (95.05.17)

現行法規所定貨幣單位折算新台幣條例 第 2 条 (81.07.17)

刑事訴訟法 第 299、364、368、369 条 (93.06.23)

罰金罰鍰提高標準條例 第 2 条 (82.02.05)

著作權法 第 91 条 (93.09.01)

判決要旨：

撮影著作物とは、思想、感情を表現する一定の映像の著作物をいい、写真、スラードを始めとするその他の撮影方法により創作された著作物であることは、著作權法第 5 条第 1 項第 5 号に明文が規定されている。また、撮影著作物は、主に機械及び電子装置の使用により完成されたものであり、撮影の過程において、被写体の選択、ロケ地の選定、光線の決定、焦点距離の調整、シャッターの制御及びその他の技術等の撮影行為について獨創性を有する場合に、著作權を有するものである。調べた結果、係争写真は、告訴人が創作したものであり、その会社の製品カタログに収録されていることは、告訴人が当該撮影著作物のカラー写真のオリジナルを提出し、裏付けとして立証できるもので、また、前記の写真から、撮影の角度、主題のレイアウト、光線の明暗等のすべては、著作者による表現の本意が示され、単なる商品の撮影だけではないことから、創作性を有するものと認められ、著作權法により保護が受けられている撮影著作物の分野に属するものである。本裁判所で被告等により、新聞広告に複製されたものを照合したところ、告訴人の写真と全く同一であり、告訴人が著作權を有する前記の写真を複製したものであることが明らかなので、被告が告訴人の前記撮影著作物の写真を参考にしながら、自分自身の構想、知恵、技術を加えて、新たに創作した別の獨立の著作物ではないものと認定される。被告吳、盧二人の行為は、2004 年 9 月 1 日付で改正、公布した著作權法第 91 条第 1 項に基づく無断複製の罪に問われるべきものであり、被告の会社は 2004 年 9 月 1 日付で改正、公布した著作權法第 101 条第 1 項に基づき、処断されるべきである。被告吳、盧二人には、犯意の連絡及び行為の分担があるので、共同正犯である。

05 素材の選択・配列によって編集者の精神及び感情の最低限すら表現できない場合、編集著作物として保護されない事例

裁判番号：95 年上更（一）字第 24 号

件名：編集著作物の創作性

裁判期日：2006 年 5 月 19 日

関連法律：刑事訴訟法 第 154、301、364、369 条 (93.06.23)

著作権法 第 3、5、7、65、91、96 条 (92.07.09)

■ハイライト

所謂編集著作物とは、著作権法第 7 条第 1 項に基づき、資料の選択及び編集・配列につき創作性を有するものが、初めて独立の編集著作物として保護すると規定されている。台湾におけるデータベースの保護については、独創性の基準が採用されていて、「知的労働」（額に汗）(sweat of the brow) 又は「勤勉な収集」(industrious collection) という基準に従うものではない。編集著作物の要件に符合するには、素材を選択、配列するほか、その素材の選択又は配列による創作性がある、初めて要件が満たされるもので、素材の選択及び配列が創作性を有しない場合、データベースの完成に、多大なマンパワーと時間が投下された創作の成果であったとしても、創作性を有しないことから、保護が受けられる編集著作物とはなり得ない；各種類の水晶宝石の英文名、中国語名、化学式、晶系、硬度、比重、希少性、及び代表産地などの情報は、固定の知識であり、且つ外国の研究書籍に関連する論文が記載されている筈であり、その選択及び配列が創作性を有する場合、初めて保護が受けられる編集著作物になり得る。告訴人は、前記の素材を配列していても、その選択及び配列により編集者の精神及び感情の最低限を表現し難いとき、編集著作物として保護され難い。それ故、被告は、その著作物に関連する各種類水晶の配列順序が告訴人の著書と同一であったとしても、著作権の侵害を構成しない。本件被告は自らの創作に告訴人の著作物の内容を利用して、このような創作的使用 (productive use) が、他人の著作物を完全に複製したもの、つまり利用者自身の創作に対する非創作的使用 (unproductive use) でないことより、合理的使用を主張しやすいのである。言い換えれば、告訴人による 2 著書は、商業的著作物に該当しているけれども、その中で水晶著作物に関する外国文献を数多く参考引用していることから、事実に著作物に該当し、且つ編集著作物に類似しているため、被告の利用は、より一層合理的使用であると主張しやすいものである。被告による 2 著書に、たとえ告訴人の 2 書の内容の一部が引用されていても、被告の利用は、著作権法第 65 条にいう合理的使用の状況に該当することから、告訴人の 2 書の複製権を侵害しないばかりでなく、改作権の侵害をも構成しないものである。

判決要旨

理由

- 一、公訴の趣旨を要約すると：被告藍〇〇（ペンネーム：藍〇〇）（被告と称する）は告訴人徐〇〇（告訴人と称する）が「水晶寶典」、「水晶寶石の靈性功能」二書を創作し、且つ著作権を有していて、それぞれ 1999 年 6 月 30 日、1994 年 8 月 18 日に出版されていて、この二書は台湾における著作権法の保護を受けていて、告訴人の同意又は許諾を得ないで、勝手に複製してはならないことを明らかに知りながら、あえて、販売を意図して、告訴人による前記の書籍の内容の数箇所を勝手に盗用、複製し、「愛情水晶」及び「招財水晶」の二書に完成し、情状不承知の〇〇書城股份有限公司（責任者侯〇〇であり、別途不起訴処分された）で出版され、販売されていたところ、告訴人は、2001 年 12 月 24 日にサイトユーザーによる通信販売で「愛情水晶」及び「招財水晶」二書を購入し、初めて前記の不法事件が判明した。告訴人は、被告が 2003 年 6 月 9 日改正前の著作権法第 91 条第 2 項に基づき、販売を意図して、勝手に複製する方法で、他人の著作財産権を侵害した罪に該当すると指摘している。
- 二、犯罪事実は、証拠に基づき認定すべきである。証拠がない場合は、その犯罪事実を認定することができない。被告が犯罪者であると証明できないとき、無罪の判決を言い渡しなければならない、と刑事訴訟法第 154 条、第 301 条第 1 項にそれぞれ明文が規定されている。また、犯罪事実を認定する証拠について、直接証拠に限らず、間接証拠も含まれているにもかかわらず、直接又は間接証拠を問わず、訴訟上の証明は通常一般の者は疑わず、真実であると確信したとき、初めてこれに基づき、有罪を認定することができ、もしこの程度に至らず、合理的な疑いがあり、有罪を確信できないときは、被告に対して無罪の判決を言い渡すことは言うまでもない。調べたところ、

(一) 被告が著作した「愛情水晶」、「招財水晶」2 書は、2002 年 8 月 1 日、2002 年 7 月 15 日にそれぞれ出版され、告訴人が主張した著作物である「水晶寶石の靈性功能」、「水晶寶典」は 1994 年

11月10日、1999年9月にそれぞれ出版されたことは、前記四書の著作権ページが裏付けとして、被告による著作物の出版期日が、告訴人の出版期日より遅れていることが立証できるものである。また、被告が「愛情水晶」、「招财水晶」2書を著作するにあたり、告訴人の著書である「水晶寶石的靈性功能」、「水晶寶典」を参考にしたことは、取調べの段階においても自認したことである。しかしながら、告訴人が前記の書籍四冊、内容証明書簡及び受取証明各2通、インボイス及び出荷伝票各1通を提出したことは、僅かに被告が「愛情水晶」、「招财水晶」2書を著作した事実を立証できるに止まり、これにより直ちに、被告の行為が告訴人の著作財産権侵害に関わったかどうかを認定することができない。

(二) 以上の分析を総合すると、被告による「愛情水晶」、「招财水晶」の2書と告訴人による2書とは、全書の文章構造、文章配列の形式及びカバーの外観が、いずれも異なっているほか、被告が著作した「愛情水晶」、「招财水晶」2書の第1章だけに16、17種類の水晶がそれぞれ紹介されていて、告訴人の「水晶寶石的靈性功能」、「水晶寶典」にはそれぞれ111種類、81種類の水晶が紹介されていて、数量上の格差がかなりある。ましてや、告訴人は、被告が不法にも複製したと指摘した部分については、被告による前記の2書の第1章の部分だけであり、全部ではないので、被告は、告訴人の著書を利用した数量について(起訴状第4~13ページの比較リスト参照)、告訴人が蛍光ペンで盗用の疑いがある部分をアンダーラインしたものを提出し、告訴人の「水晶寶石的靈性功能」は合計246ページであり、各種類水晶宝石の英文名、中国語名、化学式、晶系、硬度、比重、希少性及び代表産地などの情報部分を除き、被告が利用した部分は凡そ9ページだけであり、告訴人の「水晶寶典」は合計124ページであるが、被告が利用した部分は3ページにも達していない；また「愛情水晶」は合計201ページであり、告訴人が盗用の疑いがあると指摘した部分は、約6ページであり、「招财水晶」は合計188ページであり、告訴人が盗用の疑いがあると指摘した部分は、僅かに4ページだけで、その利用部分は極めて少ないことは、起訴状にも同じ見解が示されている。(起訴状第14ページ第3点)。

(三) 標語、名詞が著作権法第3条第1項第1号にいう著作物でない場合、著作権法による保護を受けない。つまり無断で盗用されたときは、侵害の問題が生じない。告訴人は、その著書である「水晶寶石的靈性功能」にある各種類の宝石を英文名、中国語名、化学式、晶系、硬度、比重、希少性及び代表産地などの順により配列して、完成した部分は、編集著作権を取得していることを主張しているが、調べたところ、編集著作物とは、著作権法第7条第1項に基づき、素材の選択及び編集・配列につき創作性を有するものが、初めて独立の編集著作物として保護すると規定されている。台湾におけるデータベースの保護について、独創性の基準に従っていて、「知的労働」(額に汗)(sweat of the brow) 又は「勤勉な収集」(industrious collection) という基準に従うものではない。編集著作物の要件に符合するには、素材を選択、配列するほか、その素材の選択又は配列による創作性がある、初めて要件が満たされることになるが、素材の選択及び配列が創作性を有しない場合、データベースの完成に、多大なマンパワーと時間が投下された創作の成果であったとしても、創作性を有しないことから、保護が受けられる編集著作物とはなり得ない；各種類の水晶宝石の英文名、中国語名、化学式、晶系、硬度、比重、希少性、及び代表産地などの情報は、固定の知識であり、且つ外国の研究書籍に関連する論文が記載されている筈であり、その選択及び配列が創作性を有する場合、初めて保護が受けられる編集著作物になり得る。告訴人が著作した「水晶寶石的靈性功能」には、前記の素材を配列していても、その選択及び配列から編集者の精神及び感情の最低限を表現し難いので、編集著作物として保護され難い。それ故、被告は、「愛情水晶」、「招财水晶」の著書に関連する各種類水晶の配列の順が告訴人の書籍と同一であったとしても、著作権の侵害を構成しない。告訴人による2書の素材は、固有の水晶であり、且つ当該素材は、すでに中国語、外国語書籍に見られ、当該知識は、フィクション又は先に発見されたものではないばかりでなく、国内外における多くの書籍を参考にして完成したものであり、2書は著作権法による保護を受けているが、保護の程度がより低いものである。

また、「水晶寶石的靈性功能」の第207ページに関するピンク水晶の紹介を例にしても、同サイトの英文資料の内容と類似している。この場合、外国著作権に関する通説の見解によれば、被告による2書では逐語的(verbatim)に盗用し、盗用の質量が合理的範囲を超える場合を除き、さもなければ、著作権の侵害を構成し難い。被告は、告訴人の前記の2書の内容を自らの創作に利用したことは、このような創作的使用(productive use)が、他人の著作物を完全に複製し、つまり利用者自身の創作に対する非創作的使用でないことより、合理的使用を主張しやすい。言い換えれば、告訴人による2著書は商業的著作物に該当しているけれども、海外の水晶著作物を数多く参考し引用したことは、事実的著作物に近く、且つ編集著作物に類似していることから、被告の利用は、合理的使用であるとより一層主張しやすい；また、被告による2著書は、たとえ、告訴人が指摘した通りであっても、その引用比例が極めて低い。

次に、内容から見れば、複製の部分は真実であるとしても、告訴人による2著書の真髓ではなく、

その引用した比例が低いばかりでなく、肝心な部分でもないので、合理的使用であると主張しやすい；更に告訴人と被告の著作方法、文章図形の表現、及び配列方法、目標対象などの要因を比較観察したところ、二人が出版した四冊の著書は、市場の重複性が高くないことから、重複があっても、被告が告訴人の著書の内容を使用した部分が極めて少ないので、読者が読んだ後でも、告訴人の著書を買わないことが有り得ないので、二人の著書の売れ行き及び市場に影響を及ぼすことがない。前記の分析により、被告による2著書は、告訴人の2著書の内容の一部分を引用したとしても、被告の利用は、著作権法第65条にいう合理的使用の状況に該当し、告訴人の2著書の複製権を侵害しないばかりでなく、改作権の侵害をも構成しないものである。

(四) 被告が著作した前記の2書では、著作権法第44条乃至第63条の規定に基づいて、告訴人の著書の合理的使用でなかったが、前記の2書は出所を明示しなかったけれども、著作権法第96条に規定された出所を表示しなかった罪の構成要件に該当しないことを併せて説明する。前記の説明を総合すると、告訴人の著書はフィクションでなく、事実に、情動的な著作物であることから、告訴人の著作財産権はこの範囲内において制限を受けるべきである。被告が告訴人の著作を引用した部分が少なく、肝心な部分でもなく、その利用方法は、逐語的に完全に複製したものではなく、改作により創作したものであり、且つ当該利用行為は告訴人の著書の市場価値に影響を及ぼさないことから、2003年6月9日改正前の著作権法第91条第2項に基づき、勝手に複製する方法で、他人の著作財産権を侵害した罪の構成要件と異なるものである。

三、検察官は、被告の犯罪事実について、挙証の責任を負うべきほか、その

証明方法を指摘すべきである。それ故、検察官は、起訴した犯罪事実に対して、証拠を提出し、納得できる実質的な挙証責任を負うべきである。もしその提出した証拠が、被告の有罪を立証できる積極的な証拠に足りないか、それともその陳述した証明方法では、被告を有罪とした心証の形成について、裁判官を納得させない場合、無罪推定の原則に基づき、被告に対し、無罪の判決が言い渡されるべきことは論を待たないものである。

四、鑑定人は、鑑定前に署名捺印しなければならず、その宣誓書には、公正、

且つ誠実の鑑定を行なうことを必要とする旨が盛り込まれるべきことは、刑事訴訟法第202条に明文が規定されている。原審では、被告の係争2著書が、告訴人の2書の著作財産権を侵害するかどうかの鑑定の実施を鑑定人葉〇〇に囑託するにあたり、前記の規定による鑑定人の署名捺印の手続を命じなかったことは、第一審での鑑定囑託書簡1通がファイルに付されているので、調べられることである（原審ファイル第159ページ参照）。また、当該鑑定人は、第一審への返答書簡及びその提出した「著作権鑑定報告」のいずれにも宣誓書が付されていなかったことが明確であるので（第一審ファイル第164ページ乃至第166ページ、第183ページ乃至第189ページ）、当該鑑定人が提出した「著作権鑑定報告」は、手続上すでに法定要件を欠くものである故、その内容に瑕疵があるかどうかを問わず、合法的な証拠資料であるとは認定され難いものである。

06 辞書の中国語訳が二次的著作物であり、編集著作物としての創作性も認められたものの無断複製は著作権侵害に当たる事例

裁判番号：94年重上更(四)字第227号

裁判期日：2006年04月12日

件名：二次的著作物の保護

関連法律：著作権法 第3、6、7、65、87、91、92、93、98条 (93.09.01)

■ハイライト

著作権法第6条第1項に「原著物を改作した創作は二次的著作物であり、独立の著作物としてこれを保護する。」と規定されている。所謂「二次的著作物」とは、原著物を改作した創作を言うもので、例えば言語著作物又は文字著作物の翻訳により創作された翻訳著作物等であることは同法第3条第1項第11号に明文が規定されている。(前記の二次的著作物の保護及び改作の定義について、改作の定義に関する条項の順が改正されたのを除き、内容自体に対して行為時より著作権法が改正されたことがない)。また、係争英漢辞典の中国語訳は日本研究社による許諾を得て、数人により編集されたものであり、前記の二次的著作物について、言語著作物又は文字著作物の翻訳により創作した翻訳著作物の定義に該当することは言うまでもなく、著作権法第6条第1項に基づき、二次的著作権を有し、著作権法による保護が受けられるべきである。

又、告訴人は、翻訳のほかにその他の資料をも付け加えられていて、例えば字源などで創作性を有している、編集の効果があり、辞典全体が編集著作物に属するもので、告訴人も編集著作権を取得していることから、著作権法第7条第1項に基づき、著作権法による保護が受けられるべきである。告訴人は当該英漢辞典についての編集著作権及び二次的著作権をも取得しているため、前記の規定に基づき、独立の著作物として保護が受けられるべきである。被告の行為は、2003年7月9日改正公布の著作権法第91条第1項の罪に違反し、一定の期間内において、同一の手段により、前後数回にわたり、告訴人の著作物をチップに複製し、時間が接近しており、犯罪の構成要件も同一であり、概括的故意に基づいた行為であることが明らかであり、連続犯の規定に基づき一罪として論断することにし、その刑を加重すべきことにする。また、被告は、販売を意図して著作物を複製し、且つ複製著作物を販売した行為は、行為時の著作権法第87条第2号(2003年7月9日付で著作権法同条第6号改正)に基づき、著作権侵害に関わる著作物であることを明らかに知りながら、営利を意図して頒布したとの規定と同一であるが、前記著作権法第87条第2号に「著作権の侵害と見なす」と規定されているので、同法第93条第3号に基づき、処断されるべきである。この規定は、擬制の立法体制であり、補充規定に属するものである。もしその行為が同時に同法第91条又は第92条の罪に問われる場合、主要規定の罪で処断されるべきであり、その他の補充条項を適用する余地がないばかりでなく、その方法結果においても第93条第3号の罪を犯したと認定できないことは論を待たないのである。

一、主文

原判決に関する張兆鈞の部分を破棄する。

張兆鈞は連続して、営利を意図し、複製する方法で他人の著作財産権を侵害したことにより、懲役六ヶ月に処し、もし罰金刑に転換する場合は、一日新台幣ドル〇百元で換算する。

二、実体部分

1、外国語辞典を中国語に翻訳したときは、その中国語版も独立の著作物となる。

「新世紀英漢辞典」の著作権について、告訴人である黄帝会社が編集著作権を取得し、遠東公司及黄帝会社が共に著作発行権を取得していることは、著作権証書がファイルに付されていて調べられることである。著作権法第6条第1項では、「原著物を改作した創作は、二次的著作物であり、独立の著作物としてこれを保護する」と規定されていて、所謂「二次的著作物」とは、原著物を改作した創作をいうもので、例えば言語著作物又は文字著作物の翻訳により創作した翻訳著作物等であることは同法第3条第1項第11号に明文が規定されている。(前記の二次的著作物の保護及び改作の定義について、改作の定義に関する条項の順が改正されたのを除き、内容自体に対して行為時より著作権法が改正されたことがない)。また、「新世紀英漢辞典」は日本研究社による中国語翻訳の許諾を得て、林連祥を主編集者とし、陳紹鵬等7人が翻訳、編集したものであり、言語著作物又は文字著作物の翻訳により創作された翻訳著作物であるので、前記の二次的著作物の定義に該当することは言うまでもないことから、黄帝会社は、著作権法第6条第1項に基づき、当然二次的著作権を有するので、著作権法による保護が受けられるべきである。

又、告訴人は、翻訳のほかにその他の資料をも付加し、例えば字源などで創作性を有し、編集の効果があるので、「新世紀英漢辞典」全体が編集著作物に属し、黄帝公司も編集著作権を取得していることから、著作権法第7条第1項に基づき、著作権法による保護が受けられるべきである（同条は改正されていない）。告訴人である黄帝公司是「新世紀英漢辞典」についての編集著作権及び二次的著作権を取得し、前記の規定に基づき、独立の著作物として保護されるべきである。

2、係争著作物は既に公開販売されているので、著作権の問題がない。

3、被告が係争辞典を盗用した事実が明確であり、原告は被告による盗用の箇所を数多くリストアップしたほか、元辞書で誤ったつづりまでも同じく盗用されていたことから、被告が告訴人による「英漢辞典」を逐語的に盗用し、誤植の箇所も同じであり、更に文字漏れで意味不明になる箇所もあるので、盗用したことは明らかである。たとえ、被告が盗用しなかった場合、同一の見本を参考、利用しても当該誤りが生じることは有り得ないので、被告の行為は「利用」とはかなり異なっている。

4、被告による合理的使用の主張が成立しない。

①著作物の利用が合理的使用に該当するかどうかは、一切の情状を考慮し、判断の標準として次に掲げる事項に留意しなければならない。一、利用の目的及び性質。商標の目的若しくは非営利的教育の目的を含む。二、著作物の性質：利用された質量及びそれが著作物の全体に占める割合。三、利用の結果として、著作物の潜在市場及び現在の価値に対する影響。などが著作権法第65条第2項に規定されている。被告会社が販売した「智囊家事典」と告訴人の新世紀英漢辞典とを比較したところ、その中の逐語的解釈に同一の箇所が数多くあり、同じく誤植の箇所、及び文字漏れで意味不明な箇所もあることから、告訴人による「新世紀英漢辞典」を「盗用複製」したものであり、その悪意に盗用した性質と「利用」の態様が異なっているため、利用行為と称することはできない。

②また、被告が告訴人による「新世紀英漢辞典」を盗用、複製した目的は、「智囊家事典」の発行時間を短縮し、早目に市販されることにあり、営利補助を目的としたことが明らかで、且つ被告会社による製品と、告訴人が販売している製品とは、同じく英漢辞典であり、両者は競争関係を有しているため、被告の盗用行為は、告訴人の潜在市場利益にとって、代替性の影響力がある。

③著作物の性質から判断した場合、被告が字義解釈であると抗弁したが、著作権保護の範囲ではなく、取るに足りぬものであることは、前述の通りである。

④利用の質量から判断した場合、告訴人は頭文字AからZまでのアルファベットから891文字をサンプリングしたところ、その中に解釈内容及び句読全部が全く同一のものが483文字もあり、残りの文字についても、異なる部分がほんの少しだけで、解釈内容及び句読の90パーセントも類似していて、特に不思議なのは、解釈内容の順序が完全に同一であることは、告訴人が提出した両者比較資料が裏付けとして立証できるもので、被告は、「智囊家事典」全体から観察した場合、僅かに小部分だけが類似しているが、字義解釈の殆どが盗用であるとの単独観察をしなかったことから、取るに足りぬものである。それ故、被告が告訴人の英漢辞典を盗用、複製した行為は、前記指摘した合理的使用の範囲ではないことは明らかである。

5、前記の説明を踏まえて、本件の犯罪事実が明確であり、被告による抗弁は事後の言逃れに過ぎず、信用に足りぬものであるため、その犯行は至って明瞭である。

三、犯罪論断の部分：

改正前後の法律を比較したところ、2003年7月9日付改正の著作権法第91条第1項の規定が被告にとってもっと有利であるため、刑法第2条第1項但し書きに基づき、2003年7月9日改正公布後の著作権法第91条第1項が適用されるべきである。

07 カラオケボックス大手二社のカラオケソフトの共同購入はカラオケソフトの許諾需給に関わる市場機能に影響を及ぼし、公平取引法で禁止する連合行為にあたることとした事例

■ハイライト

カラオケボックス大手の「好楽迪」及び「錢櫃」はその投資した子会社である揚声多媒体を通して、カラオケボックス（KTV）業者に不人気テープの購入を強いたことにより、公平取引委員会が独占的地位を濫用したとして、新台幣ドル 220 万円の過料に処するとの決定を下した。揚声多媒体は不服とし、行政訴訟を提起したのに対して、台北高等行政裁判所では昨日、敗訴の判決を言い渡した。

好楽迪及び錢櫃はともに高い市場占有率を笠に着て、カラオケソフトの購入市場を独占することになっていて、2004 年頃、公平取引委員会によりそれぞれ新台幣ドル 250 万円の過料に処された。また、好楽迪は揚声多媒体との支配、従属関係の虚偽申告をしたことにより、公平取引委員会により新台幣ドル 40 万円の過料に処された。

台北高等行政裁判所でも、2002 年国内市場におけるシングル曲のソフトに関わる市場需給金額が NT\$11 億余元にも達し、錢櫃が購入した金額は、約 NT\$3 億 7 千万元であり、好楽迪は約 NT\$3 億元であることから、好楽迪と揚声との間に支配と従属の関係があり、揚声を通すことで、ソフト販売店の業績及び供給源の音楽会社の許諾行為にも影響するに至った。好楽迪は揚声との関係を隠し、錢櫃との合併書類にある記載の虚偽申告をしたことにより、新台幣ドル 40 万円の過料に処すべきであると認定され、その後、錢櫃と好楽迪との合併が取消されても同様であるとした。

公平取引委員会では、調査した結果、揚声多媒体に情報優勢及び差別などを濫用した行為があったと認定し、揚声に対して新台幣ドル 220 万円の過料に処したことについて、台北高等行政裁判所は公平取引委員会の見解を支持し、揚声に対する敗訴の判決を言い渡した。

錢櫃会社との独占的市場におけるカラオケソフト同時購入の部分について、台北高等行政裁判所では、錢櫃会社が 2003 年 1 月 7 日に好楽迪の 32% の株式を購入し、両社が同年 6 月における総営業額がカラオケボックス市場の 8 割を占めるに至ったカラオケソフト共同購入行為は、確かにカラオケソフト許諾に関わる市場機能に影響を及ぼすに足りるので、公平取引法にいう「水平連合」に該当し、公平取引委員会による新台幣ドル 250 万円の過料、及び不法行為の差止め処分は、妥当性を欠くものではない。

《公平》台北高等行政裁判所の「国内の著名カラオケボックス（KTV）業者の連合行為についての公平取引法規制規定違反」に関する行政判決の一例

事業者は、競争関係のある他の事業者との間、事実上、共同行為の意思連絡をし、又は契約、協定又はその他の方式の合意によって、共同して商品又は役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等に制限を加え、生産、商品の取引或いは役務の需給に関わる市場機能に影響するものである場合、公平取引法に基づく規制規定に問われる連合行為である。本件は、原告と錢櫃公司による共同購入行為は、公平取引法第 7 条にいう「生産、商品の取引或いは役務の需給に関わる市場機能に影響するもの」に該当するかどうかを判断するにあたり、その特定市場は、台湾境内におけるカラオケソフト許諾市場に限定される。また、原告と〇〇公司との前記の市場占有率について、公平取引法施行細則第 4 条に基づき、行政院新聞局 2003 年 2 月 6 日新版字第 0920420138 号書簡に付された添付資料、行政院主計処による 2003 年 4 月 4 日公布の 2001 年商工及びサービス業普通調査資料を参照したうえ、原告と錢櫃公司は台湾のカラオケソフト許諾市場における曲ソフトの共同購入行為は、事実上カラオケソフト許諾の需給に関わる特定市場機能に影響を及ぼすに足りることが判断される。被告は公平取引法第 41 条前段に基づき、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びに新台幣ドル 5 万元以上、2500 万以下の過料に処することができることは当然である。

台北高等行政裁判所判決 94 年度訴字第 01113 号

原告：好樂迪股份有限公司

被告：行政院公平取引委員会

判決要約：

一、事案の概要

被告は、マスメディアの報道に基づき、錢櫃企業股份有限公司（以下錢櫃会社と称する）が原告の売却した株式を購入し、原告の 32%の株権を占めるに至り、将来、原告及び錢櫃会社等のカラオケボックスでは、原告及び錢櫃会社のカラオケソフトの代理店である揚声多媒体科技股份有限公司（以下揚声会社と称する）を経由して初めて曲を放送できるとの事を知りえた。また、至華納國際音樂股份有限公司等 9 社の音楽会社が有しているカラオケソフトの版権はそれぞれ、弘音多媒体科技股份有限公司（以下弘音会社と称する）、美華影音科技股份有限公司（以下美華会社と称する）が代理していて、当該音楽会社のカラオケ曲は、原告と錢櫃会社のカラオケボックスで放送できなくなったことから、その他の代理店の不満を買ったほか、このような行為が市場の独占になると疑問視した音楽会社もあることから、被告は職権により調査した結果、原告と錢櫃会社の合意によるカラオケソフトの共同購入はカラオケソフトの許諾供給に関わる市場機能に影響を及ぼすに足りる連合行為であり、公平取引法第 14 条に違反するとして、同法第 41 条前段に基づき 2004 年 4 月 8 日付公処字第 093041 号処分書で処分書送達後の翌日より、速やかに前項の不法行為の停止を命じるとともに、原告及び錢櫃会社に対し、それぞれ新台幣 250 万元の過料に処する旨の処分を下した。原告は不服とし、訴願を提起したが、棄却され、本裁判所に対して、行政訴訟を提起したけれども、本判決では、原告に公平取引法違反の行為があったと認定し、原告の訴えを棄却した。

二、理由

1. 「事業者は連合行為をしてはならない。」「本法において連合行為とは事業者が契約、協定又はその他の方式の合意によって、競争関係のある他の事業者と共同して商品又は役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等に制限を加え、相互に事業活動を拘束する行為を言う。前項でいう連合行為は、同一の生産、販売の段階における事業者の水平的統合が、生産、商品の取引或いは役務の供給に関わる市場機能に影響するものに限る。第一項にいうその他の方式による合意とは、法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協定以外の意思の連絡が形成されることによって、事実上共同行為の成立に至らしめるものをいう」と公平取引法に規定されている。それ故、被告は、公平取引法第 41 条前段に基づき、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びに新台幣 5 万元以上、2500 万元以下の過料に処することができることは当然である。
2. 被告は、マスメディアの報道に基づき、錢櫃会社が原告の売却した株式を購入し、原告の株権の 32%を占めるに至ったことを知りえた。原告と錢櫃会社が共に、台湾における視聴市場及び唱歌サービスに従事している業者であり、相互に競争関係があるとして、連合行為の主体要件に該当するとした。公平取引法第 5 条第 3 項では「…特定市場とは、事業者は、一定の商品又は役務につき、競争する区域、又は範疇をいう。」と規定されていて、本件の原告と錢櫃会社とがカラオケソフトの共同購入に合意し（関連証拠は後述）、彼らの連合行為による影響は、カラオケソフトの許諾市場に及ぶことから、原告と錢櫃会社との連合購入行為は、公平取引法第 7 条の「生産、商品の取引或いは役務の供給に関わる市場機能に影響するもの」に該当するかどうかを判断するにあたり、その特定市場が台湾境内におけるカラオケソフト許諾市場に限定されている。また、原告と錢櫃会社との前記の市場（台湾のソフト許諾市場）における占有率が極めて高く、行政院主計処が 2003 年 4 月 4 日付で公布した 2001 年商工及びサービス業普遍調査資料に基づく【当該普遍調査リストは同処の「商工及びサービス業データベース」をベースにし、財政部營利事業税籍の主要資料、經濟部工場及び会社修正データベース、及び衛生署中央健康保険局による最新保健加入機関の資料を加えて、資料の修正、補正を行っている】、2002 年カラオケソフトの許諾市場における金額は NT\$11 億 2,039 万 3,204 元となっていて、原告によるカラオケソフトの購入金額が約 NT\$3.7 億元で、錢櫃会社が約 NT\$3 億元で、それぞれカラオケソフトの許諾金額の 33%及び 27%を占めていて、両者の台湾におけるカラオケソフト許諾市場占有率が合計 60%（カラオケソフトの買い手市場占有率）に達している。また、原告と錢櫃会社の台湾における視聴唱歌市場占有率が 41%を占めていて、行政院新聞局 2003 年 2 月 6 日新版字第 0920420138 号書簡での説

明により、原告と錢櫃会社の総売上げがカラオケボックス市場の8割を占めていることが判明した。前記の説明を踏まえて、原告と錢櫃会社の合意によった台湾のカラオケソフト許諾市場における同時購入行為は、事実上、カラオケソフト許諾の需給に関わる市場機能に影響を及ぼすに足りるものである。

3. 調査時の被告の陳述及びその他の音楽会社の証言について：

某音楽会社の証言を要約すると：「錢櫃と好樂迪は台湾におけるカラオケボックスの2大企業であり、その視聴製品はすべて揚声会社を通して購入し、その他の代理店はこの2大企業のカラオケボックス事業に参入することができず、音楽会社がこの2つのカラオケボックス事業に参入する場合には、揚声会社の協力を必要としていて、その他の代理店を通して、この二シリーズの事業者との取引ができない。」となっている。

また、錢櫃会社と原告が被告の調査に応じて自認した内容、及び関連音楽会社の説明内容からでも、2003年の台湾カラオケボックス市場の実態は、錢櫃会社と原告が揚声会社よりカラオケソフトを購入していて、弘音会社と美華会社代理のカラオケの新曲は、錢櫃と原告とのカラオケボックスで放送されることがなかった。

被告が実施したアンケート調査によると、錢櫃公司及び原告は共同購入の事実があると示したカラオケボックス業者が数多くあり、経緯について2003年3、4月頃より、このカラオケボックスの二大企業が、弘音会社と美華会社との取引を同時に停止し、揚声会社と独占的取引を行い、且つ購入したカラオケソフトの曲名が全く同一であると証言されている（原処分ファイルに付されている被告審議案添付資料21-1参照）。

4. 前記の事実を踏まえて、原告と錢櫃会社とは、確かにカラオケソフト共同購入に関わる連合行為の合意があったと認められるものである。更に、錢櫃会社は2003年1月7日に原告会社の約32%の株式を購入したこと、原告と揚声会社との間には支配と従属の関係がある旨の関連証拠（被告に対する2004年8月4日公処字第093073号処分書及び本裁判所による94年度訴字第01114号判決書の理由参照）、並びに音楽会社、その他のカラオケボックス業者など関係者による前記の説明などから、原告と錢櫃会社には、カラオケソフト共同購入に関わる連合行為に合意する動機があることは明らかである。
5. 原告と錢櫃会社の特定市場における占有率を調べたところでは、もしカラオケソフトの許諾金がすでに60%に達し、更に行政院主計処が2003年4月4日に公布した2001年商工及びサービス業普遍調査資料に基づくと、両者の台湾における視聴唱歌市場の占有率が合計して41%にも達し、別に行政院新聞局による2003年2月6日新版字第0920420138号説明書簡によれば、原告と錢櫃会社との総売上金額はカラオケボックス市場の8割を占めていることから、カラオケソフトの共同購入についての潜在的影響及び結果から論断しても、原告と錢櫃会社による共同行為はカラオケソフトの許諾に関わる市場機能に影響を及ぼすに足りるものであり、公平取引法にいう水平的連合に該当することにもなっていて、且つ前記の連合行為は、被告に対する許可の申立てが行われたこともなく、関連市場の需給機能に影響を及ぼした責任を排除することも出来ないものとなっている。
6. 前記の事実を踏まえて、原告による訴えの論旨は、すべて取るに足りぬものである。被告は、原告の行為に対して、公平取引法第14条前段の連合行為に関わる規制規定に違反するとして、処分書送達後の翌日より速やかに前記の不法行為の停止を命じるとともに、併せて新台幣ドル250万円の過料に処したことは、前記の規定及び説明に基づいたものであり、誤りがなく、訴願の決定を維持したことも、法に合致するものである。原告による訴願決定及び原処分取消しの申立は、理由がないので、棄却されるべきである。

08 著作権法で保護するものは美術著作全体のオリジナリティーであり、たとえ大小、素材、顔色等に細かい差異があるとしても、全体的に他人が既存する美術工芸品と類似するものであれば、無断複製とみなすとした事例

■ハイライト

著作権法は一九九二年六月十日に修正し公布された後、各種著作の保護について「創作保護主義」が採用され、創作完成の時に著作権の保護が享有できることになり、美術著作は同法で称する著作の一種であり、内政部一九九二年六月十日付台 内著字第八一八四〇〇二号公告では、美術著作は美術工芸品が含まれていて、著作は文学、科学、芸術若しくはその他学術範囲の創作を指し、著作権法保護の著作はオリジナリティーを具備しなくてはならないため、自己の独立した思惟、才知、技術に基づいたオリジナリティーのある創作であれば、著作権が享有できる。所謂オリジナリティーとは、自己の構想により創作した作品であり、即ち特定内容及び創意表現の二要件を具備していなくてはならない。著作権法で保護するものは、美術著作全体のオリジナリティーであり、たとえ大小、素材、顔色等に細かい差異があるとしても、全体的に他人が既存する美術工芸品と極めて似ているならば、複製に属することになる。

裁判番号：台湾高等裁判所台南支部刑事判決 93 年度重上更（二）字第 97 号

件名：著作権法違反 - 美術工芸品の著作権侵害

主文：原判決は破棄する。鄭育承は販売を意図し、勝手に複製の方法で他人の著作財産権の侵害を常業としたことにより、懲役 1 年に処する。

判決要約

一、事案の概要

鄭育承は麦氏兄弟のライセンス許諾を得ずに、勝手に麦氏兄弟が創作し、美術著作権を享有している「老虎宝宝」、「大肚鱼宝宝」、「小狗宝宝」、「烏龜宝宝」、「河豚宝宝」等立体造型の陶鈴を多数複製し、OEM 完成後、被告鄭育承は場所不明のところに持ち運んで販売し、並びに常業とし、それによって生計を立てていたもので、1996 年 11 月頃に台南県新営市文化センターで模造した陶鈴を公開し販売したところ、麦氏兄弟の依頼を受けた李宗璋がその場で模造したフグ、ブタ、トラ、ウサギ、ウシ、イヌ、カニ、サル、カメ、ネズミ等の美術著作の陶鈴を各 1 個購入したことにより、事件が発覚した。

最高裁判所刑事判決 95 年度台上第 459 号

控訴人：鄭育承

主文：上訴棄却

判決要約

一、事案の概要：前審高等裁判所台南支部 93 年度重上更（二）字第 97 号を参照

二、理由：裁判所では以下のことを認めたので、控訴人が著作権法侵害を構成すると認定した。

1. 告訴人が製作した係争「烏龜宝宝」等 11 種の立体陶鈴は工芸品で、美術著作の一種である。被告が提出した創意内容及びその創作理念を参酌すると、その創意表現は確かに係争陶鈴が示した内容と密接結合しており、告訴人の創作前には、この種類の造型陶鈴は市場で見られることもなく、又、告訴人等が剽窃した事情を証明できる証拠が一つもないので、告訴人等が製作した係争陶鈴は十分に「特定内容」、「創意表現」の二つオリジナリティー要件を具備しているため、美術著作権を取得し、著作権法の保護が受けられる。
2. 控訴人が製作若しくは製作を依頼した係争陶鈴は告訴人が製作したものと完全に同一ではないが、著作権法が保護するものは、美術著作全体のオリジナリティーであり、たとえ大小、素材、顔色等に細かい差異があるとしても、全体的に他人が既存する美術工芸品と似ているならば、複製であることを見なされる故、添付した真正品と模倣品の写真を対照して見ると、控訴人が製作した陶鈴は告訴人の作品とはとても似ており、ただ細かいところを修飾しただけなので、複製行為に属することになる。

原判決で述べた告訴人等が提出した創意内容及びその創作理念は、彼等が製作した係争「烏龜宝宝」等 11 種類の陶鈴美術著作には、オリジナリティーを有し、著作権法の保護が受けられ、

法における根拠があり、任意に違法であると認定することができない、について説明するものである。

原判決では、控訴人が1992年7月頃より他人に告訴人等の動物陶鈴美術著作のOEMを依頼し、1996年11月頃に至っても尚販売していたので、その販売で生計を立てていたと認め、営業犯として論拠したもので、たとえ改めてその他の事業を営んでいるか否かについて調査をしなくても、調査不尽の事情があったとは認め難い。控訴人の行為が告訴人等の美術工芸品著作複製の要件に符合することは、原判決の理由で既に詳細にわたって論述した。控訴趣旨は徒に、若しくは原判決にて既に調査し説明した事項、若しくは原審理での証拠の取捨選択及び証拠証明力における職権行使の判断、を自己の意思だけで解釈し、それ等が違法であると指摘したにすぎないので、事実において争議し続けても、法律に適した第三審への上訴理由であるとは認められ難い。本件上告は法律上の手続に違背するので、棄却されるべきである。

09 無許諾で音楽著作物をカラオケ機器に取り込み、不特定者に販売していたことが著作権侵害にあたるとする事例

■ハイライト

張氏夫婦は音楽著作権のないカラオケ機械の販売嫌疑にかかったので、華納 (Warner Music)、環球 (Universal Music)、百代 (EMI Music)、新索国際 (Sony Music Publishing)、博徳曼 (SONY BMG Music)、豊華 (Forward Music) 等6つのレコード会社が著作権侵害を主張し、それぞれ賠償金 NT\$1,000,000 を請求したもので、板橋地方裁判所で審理された後、被告は原告等10曲の歌を侵害したと認められ、法によって原告等それぞれに NT\$200,000 を賠償すべきであると判決された。

判決書では、被告は所有権移転の方法でディスク複製物を散布し、他人の著作財産権を侵害したことにより、それぞれ懲役6ヶ月及び懲役4ヶ月に処し、その上、歌曲の流行程度によって1曲につき NT\$20,000 ~ NT\$30,000 の賠償金を計算し、原告等が請求した賠償金は1曲につき NT\$20,000 が適当であると認め、法による弁償を判決している。

裁判番号：台湾板橋地方裁判所民事判決94年度智(一)字第40号

件名：侵害行為損害賠償 - 著作権侵害

原告：香港商華納音樂出版有限公司台湾分公司
環球音樂出版股份有限公司
香港商百代著作權代理股份有限公司台湾分公司
新加坡商新索國際版權股份有限公司台湾分公司
香港博徳曼音樂版權有限公司台湾分公司
豊華音樂經紀股份有限公司

被告：張炳坤、葉英嬌

主文：被告は原告6名にそれぞれ NT\$200,000 を賠償する。

判決要約

一、事案の概要：

1. 被告張炳坤、葉英嬌は夫婦であり、共同して電器会社及び電器修理店（以下成吉思汗修理部と称す）及びレコードの販売、修理等業務に従事しているが、敢えて共同及び概括的故意に基づき、連続して著作権侵害行為をした。
2. 原告等が著作権を有している歌曲をカラオケ機器のハードディスクにダウンロードし、店内及び台北世界貿易センターで公開して陳列及び販売した。

明らかに大地娛樂國際有限公司（以下大地公司と称す）の代表者である李永豊は2003年頃に輸入して販売した大地メーカーマルチメディアコンピューターカラオケ機器（以下大地カラオケ機器と称す、即ち MD-8088）の中に附表に示す通りの歌曲がダウンロードされており、原告等会社の同意若しくはライセンス許諾を得ずに、2003年11月頃に NT\$18,000 若しくは大地カラオケ機

器を拡大機とチェンジする方式で李永豊から仕入れた後、散布を意図し、成吉思汗修理部で公開陳列し、並びに NT\$24,000~NT\$27,000 で訴訟関係者ではない王登文等に販売し、所有権を移転する方法で複製物を散布し、附表に示す通りの原告等会社の音楽著作物の著作権を侵害した外、2004年2月26日に台北市世界貿易センターで散布を意図して大地カラオケ機器を公開して陳列し、展示期間内にパスワード解読ディスクで大地メーカーを成吉思汗メーカーと変更し、不特定の者の購買に供することで散布し、原告等会社の音楽著作権を侵害した。

3. 原告等が著作権を有しているディスクをカラオケ機器と併せて販売した。明らかに全球影音貿易有限公司(以下全球公司と称す)の代表者である游智超は2002年頃に韓国から輸入した帝騰6000カラオケ機器(以下帝騰6000と称す)に付されたディスクが僅かに麗歌レコード会社のライセンス許諾を得ているだけを知っているが、消費者の購買を刺激するため、氏名不詳の者から著作権者即ち原告の同意若しくはライセンス許諾を得ずに無断で複製した附表に示す通りの音楽著作に影像、画面を加えたディスク2枚(以下係争ディスクと称す)を手に入れ、帝騰6000と併せて NT\$8,000~NT\$10,000 で訴訟関係者ではない連俊成等不特定の人に販売し、所有権移転の方法でディスク複製物を散布し、原告等会社の音楽著作権を侵害した。
4. 又、2003年7、8月頃に、営利を意図して1台につき NT\$15,000 で全球公司から DM-888 デジタルバンクコンピューターAVアクセスシステム(以下DM-888を称す)を購入し、成吉思汗修理部で公開陳列していた。DM-888には高拡充性のハードディスクを有しており、氏名不詳の者が原告会社等著作権者の同意若しくはライセンス許諾を得ずに無断でリストに示す通りの歌曲を80GBハードディスクに複製した(以下係争80GBハードディスクと称す)。そのハードディスクは音楽著作権を侵害した物であるのに、被告は敢えてDM-888に付して NT\$22,000 で訴訟関係人でない賴泳霖等不特定の人に販売し、所有権移転の方法でディスク複製物を散布し、原告等会社の音楽著作権を侵害した。
5. 被告の上記犯罪行為は、既に94年度易字第309号刑事判決として、共同連続して営利を意図し、所有権移転の方法でディスクの複製物を散布し、他人の著作権を侵害したことにより、張炳坤を懲役6ヶ月に処し、葉英嬌を懲役4ヶ月に処し、もし罰金に転換する場合は1日 NT\$900 で換算する、と判決された。その後被告等が台湾高等裁判所に上訴したが、2006年1月10日に94年度上易字第2134号判決として上訴が棄却され、確定した。

二、理由：

1. 被告が上記の原告著作権を侵害した犯罪行為について、被告が台湾高等裁判所に上訴したが、2006年1月10日に台湾高等裁判所により94年度上易字第2134号判決として上訴が棄却され、確定したことは本院がその事件の刑事部分の全ファイルを調達し閲覧した結果、事実であるので被告が故意に基づいて原告著作権を侵害し、原告に損害を与えたことは認定されるべきである。
2. 「故意又は過失により他人の著作財産権又は出版権を不法に侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは連帯して賠償責任を負う」、「前項の損害賠償につき、被害者は次の規定によりいずれかを選んで請求することができる。一、民法第216条の規定により請求する。但し、被害者がその損害を証明できないときは、その権利の行使により通常の場合から予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額を以てその受けた損害の額とすることができる。二、侵害者に対し侵害行為により得た利益を請求する。但し侵害者がある原価又は所用費用を証明できないときは、その侵害行為により取得した全部の収入をその得た利益とする」、「前項の規定により、被害者が容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に対して侵害の情状を斟酌して NT\$10,000 以上 NT\$500,000 以下の賠償額を算定するよう請求することができる。損害行為が故意に為され、且つ情状が重大な場合は、賠償額を NT\$1,000,000 にまで増やすことができる。」と著作権法第88条第1項、第2項、第3項に明文が規定されている。被告は「侵害者が侵害行為により得た利益」を損倍賠償額の計算基準にすべきであると抗弁したが、上記著作権法の規定では、損害賠償額の請求は被害者即ち原告がその方式を選択することになっているので、被告の抗弁には根拠がないものである。又、原告が実際の損害を証明することもできないので、著作権法第88条第3項の規定により、被告の損害行為が故意であり、且つ情状が重大であるので、賠償額を NT\$1,000,000 にする旨の請求については、裁判所では被告の損害行為が故意であると認定し、又原告は被告が各原告会社の音楽著作権を侵害したのが計10曲であり、その流行程度によって1曲につき NT\$20,000~NT\$30,000 で損害賠償金額を計算すべきと主張したことについては、裁判所では1曲につき NT\$20,000 の賠償額が適当であるとし、被告は各原告合計10曲で、各 NT\$200,000 を賠償すべきであると認定した。

公平取引法関連

- 01 取引上優越的地位にある大手百貨店が納入業者に圧力をかけ、自己の競争者である他の百貨店に出店しないようにさせたことが、市場における公正な競争を実質的に制限する効果を生じ、競争事業者に対する取引妨害にあたる事例
- 02 不動産広告の売り文句に「国家交響楽」を使用したことが、「国家交響楽団」の商標権や氏名権の侵害にあたらないとされた事案—95年度智字第103号
- 03 CD-R特許の一括ライセンスにおける複数の権利者による共同行為が公平取引法に違反しないとした事例—96年度判字第553号
- 04 価格の比較広告は消費者の商品選択に有利なもので、販促方法としては商業上の信用毀損に当たらないとした事例—
- 05 警告書送付が公平取引法に違反しない事例一—94年度訴字第1022号
- 06 警告書送付が公平取引法に違反しない事例二—93年度訴字第02126号

01 取引上優越的地位にある大手百貨店が納入業者に圧力をかけ、自己の競争者である他の百貨店に出店しないようにさせたことが、市場における公正な競争を実質的に制限する効果を生じ、競争事業者に対する取引妨害にあたる事例

■ハイライト

新光三越百貨店台中店が、納入業者に対し近くに新設する衣蝶百貨店への出店をやめるよう圧力をかけていたことで、公平交易委員会（日本の公取委に相当）から 80 万円の過料処分を受けたことを不服として、訴願手続き、高等行政裁判所、最高行政裁判所まで争っていた事件で、新光三越から警告を受けた A. So (靴の製造販売業者) がインテリア工事が始まる直前に衣蝶百貨店への出店を断念したことなどから、最高行政裁判所は公平取引法に違反した事実があったとして新光三越の訴えを棄却し、これにより新光三越への処分が確定したことになる。

2003 年 5 月、「衣蝶台中店に出店するなら、新光三越から出て行ってもらおう」との警告を受けた納入業者から告発を受けた公平交易委員会は、154 の納入業者を対象にインタビュー調査を行った結果、新光三越には確かに納入業者に衣蝶百貨店との取引を拒絶するよう要請したことがあり、これによって競争事業者である衣蝶百貨店の事業活動を妨げ、競争を制限または公正な競争を妨害するおそれがあり、公平取引法第 19 条に違反するとして、新光三越に対する 80 万円の過料処分を下した。

衣蝶百貨店に出店を申し込んで保証金 10 万円を納めており、出店コーナーの設計図まで完成したにもかかわらず、工事が始まる直前に営業担当のマネージャーが衣蝶百貨店にお詫びの電話を入れ、新光三越の圧力で出店の中止を余儀なくされることを伝え、納めた保証金を没収されても仕方がないという、A. So の証言が違法判断のカギとなった。最高行政裁判所によると、一般の常識から、保証金を納めたからには出店の決意があったはずなのに、保証金の損失を甘受してまで出店を中止したことから、新光三越の納入業者への拘束は明らかに相当なもので、不当な競争制限行為であるため、公平交易委員会による過料処分は何ら不当なところはないとした。

最高行政裁判所判決

裁判番号：96 年度判字第 1481 号

裁判期日：2007 年 08 月 17 日

控訴人：新光三越百貨股份有限公司

被控訴人：行政院公平交易委員会

主文：控訴を棄却する。

控訴審の訴訟費用は控訴人の負担とする。

一、事実の概要

控訴人台中店の近くにオープンする衣蝶百貨店をけん制するため、控訴人が納入業者に対し「衣蝶台中店に出店するなら、新光三越から出て行ってもらおう」と表明し、衣蝶百貨店との取引拒絶を強制したことについて、被控訴人は、控訴人は特定の事業者に損害を与えるために、納入業者に当該特定事業者との取引を拒絶させた行為が競争を制限または公正な競争を妨害するおそれがあり、公平取引法第 19 条第 1 号に違反するとして、同法第 41 条前段規定により、前項違法行為の停止を命じるほか、80 万円の過料を科する処分を 2004 年 2 月 6 日付で出している。

二、判決要旨

1. 公平取引法第 19 条第 1 号により、事業者（ボイコットする側）は特定の事業者に損害を加える目的で、他の事業者（ボイコットをさせられる側）が当該特定事業者（ボイコットされる側）に対する供給、購入その他の取引を拒絶するようにする行為であって、競争を制限し又は公正な取

引を妨害するおそれのあるものは行ってはならない。いわゆる「その他の取引」は、ボイコットされる事業者が行う全ての事業活動を含む。「拒絶」は現行の取引関係の中止に限らず、ボイコットされる事業者と新たな取引関係を持つことも、これにあたる。前掲ボイコット行為が非難されるべきは、ボイコットを呼びかける側が特定の事業者に損害を加える目的で、他の事業者に取引を拒絶させるようにすることによって、当該特定の事業者の競争参入を妨害することにある。ボイコットを呼びかける事業者の（拒絶）「させる」行為が客観的に、他の事業者の特定の事業者との取引拒絶を「誘導または示唆」することにあたりと認定するに足るもので、競争制限または公正な競争妨害になるおそれがある場合は、非難されるべきものである。事業者によるボイコットが違法かどうかは、当事者の意図、目的、ボイコットを呼びかける者の市場での地位と市場構造、ボイコットに係る商品の特性、ボイコットが行われる状況、ボイコットが行われた後の市場競争への影響の度合いなどを総合的に勘案し判断しなければならない。ボイコットを呼びかける事業者が、ボイコットをさせられる事業者にボイコットを行わせた結果として、「取引拒絶」があったかどうかを、「ボイコットの実施の市場競争への影響」判断の要素とすることができるが、当該事実の存在は公平取引法第 19 条第 1 号が成立する必須要件ではない。

2. 出店業者が百貨店への販売拠点設置（出店）を考えるには、商圈が繁栄しているか人出状況（集客力）、顧客層等が判断材料になる。これらの条件が揃っている百貨店は商品流通の重要な末端として頼りにされる。中華民国百貨企業発展協会の統計によると、2001 年度の控訴人台中店の売上高は 86 億元にのぼり、台中地区における百貨業界での市場シェアは 33.34%と、業者が出店を望む百貨店であることは間違いない。2003 年 5 月初めに、控訴人台中店から 600 メートル離れたところに店舗を構える衣蝶百貨店台中店は控訴人と同じ商圈であり、互いに競争関係にある。
3. 衣蝶百貨店の親会社である、力覇公司の 2003 年 4 月 8 日付書簡を要約すると、「控訴人は納入業者を脅迫して当社衣蝶百貨店台中店への出店をしてはならないと制限している。控訴人台中店に出店している一部の業者は控訴人を恐れて本当のことを正直に言えない。控訴人にけん制され、衣蝶百貨店への出店を断念したことを具体的に表明した A. So 公司は、出店を申し込んで契約履行の保証金として 10 万円を納め、設計図の最終の確認も終了し、いよいよ工事に入ろうとしていた矢先に、いきなり電話で、『控訴人に脅迫されて出店を中止せざるを得ない』、『保証金の没収は覚悟のうえです』、『ご迷惑をかけた』などと伝えた」となっている。これについて、上記書簡、A. So 公司の出店申込書、保証金納付の記録、力覇公司の業者との打ち合わせ記録、設計図などが裏付け証拠として原処分ファイルに添付されている。被控訴人が A. So 公司に書簡を出して問い合わせたところ、控訴人台中店の幹部は口頭で、衣蝶百貨店への出店をしてはならないと伝えたうえで、控訴人台中店と衣蝶百貨店台中店への同時出店は（A. So 公司の）控訴人台中店での売上げに影響する可能性があるとそのかしていたことが確認された。これを受けて、A. So 公司は、衣蝶百貨店に支払った保証金 10 万円が没収されることを承知しながら出店を中止したことから、納入業者に対する控訴人の行為は実質的な制限効果を生じたことが確実である。
4. 一般の常識から、控訴人台中店から非常に近い場所に位置する衣蝶百貨店に出店することを決意し保証金 10 万円を支払ったからには、出店の得失など A. So 公司としてのそれなりの考えがあったはずである。何か特別な事情がなければ、10 万円を没収されても出店を中止することは考えにくい。控訴人台中店幹部の口頭注意で、A. So 公司は衣蝶百貨店への出店を断念したことがいえる。その行為は客観的に、出店業者が衣蝶百貨店との取引関係を断つようにしたと認定されるに足るものである。また、控訴人台中店と台中衣蝶百貨店は同じ商圈に店舗を構え、互いに競争関係にある。前掲不当な競争手段により、台中衣蝶百貨店の出店業者募集と競争参入が妨げられ、これは台中衣蝶百貨店を台中地区の百貨店市場から排除することを意図するもので、納入業者に台中衣蝶百貨店との取引を拒絶させるという実質的な制限効果を生じた。ましてや控訴人台中店の台中地区における百貨店市場での地位と影響力から、その行為は台中衣蝶百貨店の取引先確保を制限し、損害を与えたもので、公平性を欠き、さらに市場における自由な競争を阻害するおそれがあるので、公平取引法第 19 条第 1 号に反する。

5. 本件原処分は、控訴人が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、「衣蝶台中店に出店するなら、新光三越から出て行ってもらう」と納入業者に警告し、相手方が継続的な取引関係の持続を望むことに付け込んで、新光三越の競争事業者である台中衣蝶百貨店との取引を拒絶するようにさせ、台中衣蝶百貨店の取引先確保と競争参入を阻害したことが、台中地区百貨業界における競争を制限するおそれがあり、公平取引法第 19 条第 1 号に反する。公平取引法が保護する法益は、市場における競争秩序という公共利益のほか、市場参入者の個人的な利益にも直接保護を与えることがある。公平取引法は一般の民法、商法および会社法と同じように事業者の私的経済行為を規律の対象とするが、後者が所有権者の使用収益、契約当事者の権利・義務あるいは株主と会社間との関係などといった私的利益の確保に着眼するのと対照的に、公平取引法は市場における競争秩序という公共利益を保護する。したがって、控訴人によるボイコットは「私法自治」を理由に公平取引法の適用を回避することができない。また、新光三越に出店している業者の市場におけるシェアや地位がまちまちで、新光三越と衣蝶百貨店両方への出店を実現している業者のうち、たとえ契約交渉力が比較的弱い業者はいたとしても、控訴人が違法な事実に影響することはなく、勿論公平取引法第 19 条第 1 号違反の責めを免れることもできない。
6. 公平取引法施行細則第 36 条により、被控訴人が本法に基づき過料を科すときは、一切の情状を斟酌し、かつ次の事項に注意しなければならない。①違法行為の動機、目的および予期すべき不当な利益、②違法行為の取引秩序への悪影響の度合い、③違法行為が取引秩序にもたらす悪影響が持続する期間、④違法行為により得た利益、⑤事業の規模、経営状況および市場における地位、⑥違法類型がかつて中央主務官庁の是正あるいは警告を受けたかどうか、⑦以前の違法類型、回数、間隔時間および、どのような処罰を受けたか、⑧犯行後の態度、違法について後悔していることが示される証拠、調査に協力的かどうか。
7. 以上をまとめると、原処分では、控訴人が特定の事業者に損害を加える目的で、納入業者に当該特定の事業者との取引を拒絶させた行為が、競争を制限し又は公正な競争を妨害するおそれがあり、公平取引法第 19 条第 1 号に違反するとして、控訴人の売上高、営業期間、違法の動機、行為類型、事業規模および対処・態度などを総合的に考慮したうえ、同法第 41 条前段規定により、控訴人に上記違法行為を直ちに停止することを命じ、80 万円の過料を科するとしたことに誤りはない。

02 不動産広告の売り文句に「国家交響楽」を使用したことが、「国家交響楽団」の商標権や氏名権の侵害にあたらなかった事例

■ハイライト

教育部（文部科学省に相当）関係の行政法人「国立中正文化センター」が設立した「国家交響楽団」は2003年に、高音と低音の音符記号及び文字「国家交響楽団」からなる標章について商標登録を受けている。

「興益發建設会社」が建設する大規模の高級集合住宅の販売を引き受けた「甲山林」は、華麗なる史詩、交響曲らしいスケールの大きさと雄大さに加え、音楽文化の深みを感じさせる、ヨーロッパの風情を漂わせた貴族の住まいをコンセプトにその住宅を「国家交響楽」（以下、係争住宅）と名づけ、大受けしたという。

これを知った原告は、被告が無断で「国家交響楽」を不動産販売に使用し、消費者に混同誤認を生じさせ、その権利に損害を与えたとして、建設会社「興益發」と販売代理「甲山林」を相手取って新台幣ドル165万円の損害賠償と「国家交響楽」の使用差止めを求めた。

裁判所は、原告商標と被告の不動産広告の広告文（コピー）は文字と図案を異にし、かつ商品役務の性質が全く違うので、消費者が購入の際にその住宅は中正文化センターに所属の国家交響楽団が販売するものと勘違いするようなことはあり得ないとしたうえで、中正文化センターの氏名権に対する法的保護は「中正文化センター」に限り、中正文化センターが所有する商標「国家交響楽団」には及ばないとの見解を示した。

裁判番号：95年度智字第103号

裁判期日：2007年01月29日

件名：損害賠償請求

台湾台北地方裁判所民事判決

原告：国立中正文化センター

被告：興益發建設

甲山林広告

主文：原告の訴え及び仮執行申立てを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一、原告の主張

「国家交響楽団」の商標権と氏名権に係る権利は原告が享有するものであるにもかかわらず、被告らは新聞紙や雑誌などで係争住宅「国家交響楽」の不動産販売広告を掲載するほか、インターネットのホームページで「国家交響楽」というタイトルの隣に「国家交響楽の勇壮で華麗な建築楽章が聞こえる」を付け加えて説明し、原告の登録商標に類似する音符記号も印されている。原告に無断で「国家交響楽」を住宅の名前にし、なおかつ不動産広告で大いに宣伝していた行為は、原告の商標権と氏名権を侵害することになり、公平取引法にも違反しているため、民法第18条第1項、第19条、第184条第1項前段と後段、第185条、商標法第61条第1項、第62条、公平取引法第21条、第24条、第30条、第31条により侵害排除と損害賠償を請求する。

二、被告の主張

華麗なる史詩、交響曲らしいスケールの大きさと雄大さに加え、音楽文化の深みを感じさせる、ヨーロッパの風情を漂わせた貴族の住まいをコンセプトに係争住宅を「国家交響楽」と名づけたのである。これはあくまでマーケティング活動を行うためのキャッチフレーズに過ぎず、悪意で使用していたつもりは毛頭ない。

原告の登録商標「国家交響楽団」は高音と低音の音符記号で構成され、音楽、演奏、芸術等への使用

を指定している。一方、本件係争住宅に使用されていた文字は「国家交響楽」とダブルノートの音符記号であり、両方は文字と記号を異にし、商品・役務の類別もそれぞれ違うので、原告が指摘しているような混同誤認の惹起はあり得ない。また、「国家交響楽」を会社名その他の営業主体を表すものとして使用していないため、商標法第 29 条、第 61 条、第 62 条に該当せず、商標権侵害にならない。営業項目にせよ顧客層にせよ、そもそも音楽・芸術を業とする原告と、不動産の建設開発、不動産の代理販売・広告制作を営んでいる被告らは互いに競い合う関係にないの言うまでもない。ならば、消費者に混同誤認させ、不正競争を図ろうとしたということにはならないはずである。しかも、公平取引法第 31 条に定める権利侵害行為への責任追及は、他人の権益に損害を与えたという要件を満たさなければならない。原告の権利がどのように侵害されたか、どれほどの損害を受けたかを証明しない限り、公平取引法違反と論ずることは牽強附会以外の何物でもない。

三、判決要旨

(一) 被告は原告が所有する商標権を侵害したかどうかについて。

1. 商標権法第 61 条より、商標権者がその商標権を侵害したものに對し、損害賠償を請求することができる。同法第 62 条により、商標権者の同意を得ないで、①他人の著名な登録商標であることを明らかに知っていながら、それと同一若しくは類似の商標を使用し、又は当該著名商標中の文字を自己の会社名、商号、ドメイン名その他の営業主体若しくは出所を表す表示にすることにより、当該著名商標がもつ識別力若しくは信用を毀損するに至らしめた場合、②他人の登録商標であることを明らかに知っていながら、当該商標中の文字を自己の会社名、商号、ドメイン名その他の営業主体若しくは出所を表す表示にすることにより、商品若しくは役務の関連消費者に混同誤認を生じさせた場合、のいずれかに該当するときは、商標権侵害とみなす。また通常の知識や経験を有する消費者が商品を購入する際、通常の注意を払ってもなお混同誤認のおそれがあるときは、商標の類似とされる。
2. 本件原告の登録商標は高音と低音の音符記号および「国家交響楽団」の文字で構成され、音楽、演奏、芸術等への使用を指定している。「国家交響楽団」の文字は特別にデザインされていない。一方、被告が不動産販売広告に使用していた「国家交響楽」のうち、「国家」の二文字のサイズが「交響楽」の四分の一ぐらいの大きさに過ぎず、上下並列で「交響楽」の左側に配列されていて、文字の上方にダブルノート（二連符）の音符記号が印されている。両方の文字と図案のデザインは異なり、かつそれを通じて消費者に訴えようとする商品、サービスも全く性質の違うもので、一般の消費者からみて、係争住宅を原告の国家交響楽団が販売するものと間違えることは当然ない。
3. 被告は「国家交響楽」を係争住宅の名前として使用していたのであって、会社名その他の営業主体を表す表示として使用していない。これは、係争住宅の広告に「興益發関連企業の齊裕營造と興益發が共同開發」や「興益發建設が出資」などが記載されていることから明らかである。係争住宅の営業主体は被告の興益發建設であることは明白で、被告はその営業主体若しくは出所を表す表示として「国家交響楽」を係争住宅の名前にしたいという原告の主張は事実ではない。
4. 華麗なる史詩、交響曲らしいスケールの大きさと雄大さに加え、音楽文化の深みを感じさせる、ヨーロッパの風情を漂わせた貴族の住まいをコンセプトに係争住宅を「国家交響楽」と名づけたのであって、「国家交響楽の勇壯で華麗な建築楽章が聞こえる」はマーケティング活動のために考えたキャッチフレーズであるという被告の主張には一理ある。ましてや「国家交響楽」というのは国民の生活にとけ込んだ日常用語であり、普通名称化している。国家交響楽団が排他的・独占的に使う言葉でもなければ、サービスマークを表す表示でもない。したがって、「国家交響楽」が意味するものは、音楽に対する一種の単純な感覚で、原告の登録商標「国家交響楽団」とは意味合いが違い、類似商標を問題にすることでもない。

(二) 原告の氏名表示権が侵害されたかどうかについて。

民法第 19 条により、氏名権が侵害されたときは、損害賠償を請求することができる。氏名権は人格権の一種で、法律の主体がその氏名を排他的に使用する権利であり、身分上「同一性の利益」である。原告「国立中正文化センター」について、その氏名権が保護される範囲は「国立中正文化センター」に限る。すなわち、原告の「国立中正文化センター」についての排他的・独占的権利とは、何人も「国立中正文化センター」という名称を原告に無断で使用

したり、不当に使用したりすることができないことをいう。この権利が、その法人格が所有する商標「国家交響楽団」にまで及ばない。したがって、被告が国家交響楽を使用したからといって、原告の氏名権を侵害したことにはならない。

(三) 公平取引法に違反したかどうかについて。

1. 公平取引法第 21 条により、事業者は、商品若しくは広告その他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない。事業者は、前項の虚偽不実若しくは錯誤を招く表示を記載した商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をしてはならない。前二項の規定は事業者の役務にこれを準用する。広告代理業者が明らかに知っていて、又は知り得るにもかかわらず、錯誤を招く広告を制作し、又は設計したときは、広告主と損害賠償の連帯責任を負う。広告媒体業者が伝達しようとする広告又は掲載広告が他人の錯誤を招くおそれがあることを明らかに知っていて、又は知り得るにもかかわらず、それを伝達し又は掲載したときは、広告主と損害賠償の連帯責任を負う。また、本法に別段の規定がある場合を除き、企業はその他の取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない（第 24 条）。事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合、被害者はそれを排除することを請求することができる。また侵害のおそれがあるときは、その防止を併せて請求することもできる（第 30 条）。事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合は、損害賠償責任を負わなければならない（第 31 条）。
2. 公平取引法は取引秩序の維持と消費者利益の保護、公正な競争の確保を目的とする。要するに、双方当事人の間に競争があつてこそ、この法律を適用する余地がある。なぜなら、競合関係にある企業間で不正競争を行い、他人の利益に損害を与えるのを避けるためである。本件双方当事人が属する事業分野は互いに競い合う関係がないうえ、音楽の実演団体と不動産の開発販売業者が目指す顧客層も違うため、消費者に混同誤認を生じさせ、不正競争を図ろうとしたことはとても考えにくい。まして、被告らによる係争住宅の販売広告にどこが不実で錯誤を招く事実があるかについて、原告は説明しておらず、その権利がどのように侵害されたか、どれほどの損害を受けたかの立証もしていない。このため、同法第 31 条が前提とする「他人の権益を侵害した」要件を満たしていない。

以上のことから、原告が権利侵害行為の法律関係に基づく本件請求を理由なきものとして棄却する。

03 CD-R 特許の一括ライセンスにおける複数の権利者による共同行為が公平取引法に違反しないとした事例

■ハイライト

フィリップス、ソニー、太陽誘電三社が保有する必須特許をプールし、CD-R フォーマットに準拠した CD-R 製品につきライセンスを希望する台湾メーカーに対して一括してライセンス供与したことが、公平取引法で禁止されている連合行為（日本独禁法にいう共同行為）にあたるとして、三社あわせて 1,400 万円の過料処分を受けている。この処分を不服として公平取引委員会と 7 年間争ってきた行政訴訟は最高行政裁判所の判決で三社の主張が認められ、勝訴が確定した。

CD-R の標準規格（オレンジブック）はフィリップスとソニーによって制定されている。フィリップスら三社から一括ライセンス（パッケージライセンス）を受けさせられた台湾メーカーは多額のライセンス料に不満を持ち、その一括ライセンス供与を公平法違反として公平取引委員会（以下、公平会）に摘発した。公平会は 2001 年 1 月、独占的な市場地位を濫用する連合行為であるとして、三社をそれぞれ 800 万円、400 万円、200 万円の過料に処した。

最高行政裁判所は判決で、フィリップスら三社が保有する特許は確かに CD-R 製品の製造に必要な不可欠な技術であり、CD-R 技術市場で独占的な地位にあると認める一方、相互補完性を有するもので、互いに競い合う関係が存在しないことから、連合行為に当たらないと高等行政裁判所の見解を維持する認定をした。

公平法第 14 条により、連合行為が成立するには共同行為の参加者が互いに競争関係にあることが要件となる。各事業者がそれぞれ提供する商品若しくは役務の機能が相違し、代替性が存在しない場合は互いに競争関係にあるとはいえない。その商品若しくは役務に代替性が存在しなければ、たとえ連合行為があったとしても価格の共同決定や数量制限といった違法行為になれず、ビジネスチャンス若しくは取引秩序に影響するまでに及ばない。

裁判番号：最高行政裁判所判決 96 年度判字第 553 号

裁判期日：2007 年 04 月 04 日

件名：公平取引法違反

控訴人：行政院公平取引委員会

被控訴人：オランダ・フィリップス エレクトロニクスら

主文：本件控訴を棄却する。

控訴審の訴訟費用は控訴人の負担とする。

判決要約

一、事案の概要

公平取引委員会（以下、公平会）は台湾メーカーの摘発を受けて調査した結果、被控訴人らが水平的な競争関係にありながら、ライセンス料の共同決定を通じて一括ライセンスを行い、台湾の CD-R 特許技術市場における独占的な地位を獲得したのを機に、ライセンス料を不当に維持し、またライセンサーに対してライセンス供与に関する重要情報の提供を拒否し、さらに特許の有効性を問う異議申立をも禁止するなどとしたことが市場地位の濫用であり、公平取引法第 14 条、第 10 条第 2 号、第 4 号の規定に違反し、同法第 41 条前段により前掲行為を直ちに停止することを命じるとともに、800 万円の過料に処する処分を決定した。

被控訴人のこの処分に対する不服申立てを受けた行政院訴願審議委員会は、公平会に対し改めて適法な処分をする旨の決定を下した。

公平会は事件を再調査した結果、やはり被控訴人らのパテントプールによる一括ライセンス供与を公平取引法違反と認定した。公平会によると、被控訴人らは一括ライセンスで CD-R 特許のライセンス供与の内容を決めることや個別ライセンスを制限することが公平取引法第 14 条に違反する。またパテントプールによる一括ライセンス供与を通じて CD-R 技術市場での独占的な地位を獲得し、市場状

況の著しい変動が生じたにもかかわらず、従来の実施料率の算定方法を維持するためにライセンサーに交渉の機会を与えなかったことが実施料率の不当な維持にあたり、公平取引法第 10 条第 2 号に違反する。さらに、被控訴人がライセンサーに対してライセンス供与に関する重要情報の提供を拒否し、特許の有効性を問う異議申立も禁止するとしたことが市場地位の濫用であり、第 10 条第 4 号に違反する。

被控訴人（原審原告）はなお公平会の新たな処分を不服として高等行政裁判所に訴えを起こした。

二、理由

1. 公平取引法第 7 条により、連合行為とは、事業者が契約、協定その他の方式の合意によって、競争関係にある他の事業者と共同で商品若しくは役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地域等を制限し、相互に事業活動を拘束する行為をいう。「競争関係にある」ということは、事実上又は潜在的な水平的競争にある状況を含むが、事業者が提供する商品若しくは役務に代替可能性があってはじめて競争関係が存在する。各事業者がそれぞれ提供する商品若しくは役務の機能が相違し、代替性が存在しない場合は互いに競争関係にあるとは言いがたい。その商品若しくは役務に代替性がなければ、たとえ連合行為があったとしても行為者が価格の共同決定や数量制限といった違法行為を行う目的が達成できない。商品若しくは役務に代替性がないからこそ、取引相手方も連合行為でビジネスチャンスを失ったりせず、また取引秩序が影響されることもない。
2. 公平会は市場範囲を「CD-R 技術市場」と認定し、「CD-R」を被控訴人とソニーが共同で制定した、オレンジブックという CD-R フォーマット（被控訴人、ソニー、太陽誘電三社が保有する CD-R 特許を標準規格として使用）に準拠して製造された光ディスクと定義している。台湾国内の光ディスクメーカーが CD-R を製造しようとするときは、被控訴人ら三社が保有する特許技術が同時必要となり、そのうちどちらか一社の特許技術だけでの製造は不可能である。これは当事者双方が争わない事実である。このため、被控訴人ら三社が保有する、オレンジブックと呼ばれる標準規格を満たしている特許技術は相互補完性を有するものであり、公平会が認定した CD-R 技術市場で提供する特許技術は代替可能性がない以上、当然競争関係が存在しない。
3. 本件審査の対象は被控訴人ら三社が保有する係争特許技術。すなわち、これら係争特許技術は互いに競争関係にあるかどうかで判断するのであり、「係争特許技術を使用して製造された製品が同じで競争関係にある」ということによらない。特許権を取得すれば、特許権者は他人が製造、販売、使用することを排除する権利を享有することになり、他人がこれと同じ特許権を取得することが不可能である。異なる特許がもつ排他的権利も違ってくる。たとえ A 特許が B 特許の先行技術であっても、両者は基本的に範囲の異なる特許であり、先行技術の関係があるというだけで代替性があるといえない。台湾国内の光ディスクメーカーが CD-R 製造に取り掛かるには被控訴人ら三社が保有する特許が必要となり、そのどちらも欠かすことが出来ない。したがって、被控訴人ら三社が保有する必須特許は相互補完性を有するもので、同三社が公平会が認定した CD-R 技術市場で提供する特許技術は他社で代替される可能性はなく、競争関係が存在しないのはいままでもない。控訴人（公平会）は、「特許請求範囲回避で類似の機能をもつ代替技術を開発する方法があり、被控訴人ら三社は代替が効く潜在的競争関係にある」と主張するが、特許技術を使用しないでかかるコストや製品の品質は明らかに特許技術を使用した場合と大いに違い、競争力のないものになってしまうことも予想される。係争特許技術を代替できる技術によって競争関係を生じさせることは実現困難である。
4. 控訴人が提出した工業研究院光電所の鑑定意見では、被控訴人ら三社が保有する特許技術は代替可能性がある」と指摘しているが、当裁判所で調べたところ、控訴人がいう CD-R はフィリップスとソニーが共同で制定した標準規格に準拠した光ディスク製品で、かつ国内のメーカーが CD-R の製造に取り掛かるには被控訴人ら三社が保有する特許が同時必要となり、そのいずれも欠かせない。したがって、被控訴人ら三社が保有する特許は互いに補完的なものであり、代替できるものではない。鑑定機関の意見は本件事実と食い違い、採用するに足りない。
5. 1999 年 2 月 3 日の法改正で削除された公平取引法第 10 条第 2 項は、独占の事業者は、中央主務官庁が定期的に公告すると定めている。早期警告する意味で、公平会の公告を経てはじめて独占事業者の関連規定を適用する余地があることを規定したものである。本件摘発の事実と原処分が認定した違法事実の一部は旧法の有効期間内に発生していたものであり、「実体は旧法に、手続きは新法に従う」という原則に基づき、これらの違法事実については行為時の公平取引法第 10 条第

2 項による。控訴人は、被控訴人の違法行為の一部が旧法が有効な期間内に行われていたとはいえ、その違法行為が本件摘発、また原処分が決定されるまでの間も続いていたため、その違法行為全体が新法を適用すべきであると主張する。しかし、違法行為が完成すれば、違法に伴う責任が発生する。摘発され、若しくは原処分が作成される時まで継続することを要しない。継続的な違法行為に対しては、一回のみ罰するものの、違法行為が行われる期間の長さはやはり処罰の軽重を左右する重要な判断要素である。原判決で、控訴人は 1999 年 2 月 5 日、同規定の削除が効力を生じる前に被控訴人を独占事業者であると公告しなかった以上、被控訴人がその日までに商品の価格若しくは役務の報酬について不当な決定、維持若しくは変更をし、また市場地位を濫用した事実があったとしても、公平取引法が禁止する独占的な行為で非難されるべきではない。

04 価格の比較広告は消費者の商品選択に有利なもので、販促方法としては商業上の信用毀損に当たらないとした事例

■ハイライト

台湾のチェーンドラッグストア「屈臣氏」は「誓います！以上の商品はうちが一番安い！」という値段競争広告文が台湾統一グループ傘下のチェーンドラッグストア「康是美」の不興を買って、「康是美」は商業名誉賠償の訴訟を提起したが、高等裁判所では値段競争広告は消費者の商品選択に有利であり、販売促進の手法としては不法ではないと認め、昨日「屈臣氏」の勝訴が判決された。

「屈臣氏」と「康是美」は国内のライバルチェーンドラッグストアであり、目下共に大挙して中国に進出している。

台湾屈臣氏個人用品商店会社は 2004 年 3 月頃に、統一生活事業会社傘下のドラッグストア「康是美」の広告宣伝物を「屈臣氏」七つの店舗に置いて、「誓います！以上の商品はうちが一番安い！」という広告宣伝文を価格競争文句とした。

「屈臣氏」の価格競争宣伝戦略に対して統一「康是美」は反撃した。統一グループでは「屈臣氏」の行為は当該会社の広告著作権を不当に改作したもので、改作の目的は顕かに消費者が「康是美」での消費意欲を低下させ、「康是美」の商業的名誉損失をもたらすに至ることにあると認めた。

それ故、統一生活事業会社は告訴を提起して「屈臣氏」に対し損害賠償として NT\$3,000,000 の支払いを請求し、並びに中国時報、聯合報及び自由時報等新聞の全国版の一面半分サイズでの判決書の全文の掲載を要求した。

ところが、第一審の裁判官は「康是美」の広告宣伝文は全体的にオリジナリティーが高くなく、芸術、美学、社会全般文化の発展変化からでも顕かな幫助がなく、著作権の保護要件を有していない、と認めた。

又、「屈臣氏」は双方商品の広告を一箇所に置いて消費者の比較に供した手段は不法ではなく、せいぜい消費者の購買前の値段比べの不便を減少させるだけであると認めた。

もし統一生活事業が称する通り、市場競争に従って、随時値段を決定しない企業では競争相手の行為が商業的名誉侵害であると指摘することができる、としたら、同一業者の連合独占を求めることになるので、統一生活事業の主張は理由がなく、棄却すべきである、と裁判官は認めた。

統一生活事業は第一審判決に不服として上訴を提起したが、高等裁判所はその上訴を棄却し、統一生活事業の敗訴を判決したが、本件は最高裁判所に上訴することができることになっている。

裁判番号：台湾高等裁判所民事判決 94 年度智上字第 53 号

件名：損害賠償 - 広告宣伝のオリジナリティー & 価格の競争

控訴人：統一生活事業股份有限公司

被控訴人：台湾屈臣氏個人用品商店股份有限公司

主文：上訴を棄却する。第二審の訴訟費用は控訴人が負担する。

判決要約：

一、事案の概要

控訴人統一生活事業股份有限公司は「COSMED 康是美」「歡喜選、快樂頌超值選」(プロモーション期間:3月22日-3月28日)DM 広告宣伝物(係争著作物)の設計レイアウト及び完稿を終了し、係争著作物を全国の「COSMED 康是美ドラッグストア」店舗に発送し、販売促進のプロモーションを実施したが、被控訴人屈臣氏個人商品股份有限公司は控訴人の係争著作物を改作して価格比較用の広告を製作し、それを店舗の入り口に置き、且つ屈臣氏公司では係争著作物中の21項の商品が販売されていないのに、店頭に「誓います!以上の商品はうちが一番安い!」旨の広告宣伝文として引用したので、控訴人は被控訴人の改作目的は消費者が控訴人商店での消費意欲を低下させ、控訴人の商業的名誉損失をもたらすに至った、と主張した。それ故、控訴人は①賠償金 NT3,000,000 を支払うこと②自由時報、中国時報、聯合報の全国版一面半分サイズで判決全文を掲載すること等を要求したが、理由がないと認められ、棄却された。

控訴人は2004年3月2日に従業員が制作した商品のデジタル撮影著作を研色公司の設計、レイアウト及び完稿作業に交付し、並びに同年月8日に沈氏公司の係争著作物のサンプル作り及び印刷作業を始めた。その後、係争著作物を複製し、同年月22日から28日までの間に全国全ての「COSMED 康是美ドラッグストア」の店舗販売促進プロモーションで配った。屈臣氏公司は係争著作物を無断で改作し、七つの店舗の入り口に置いていた事実については、既に著作権所屬協議書、オーダーシート、係争著作物、写真等を証拠として提出して、それに屈臣氏公司には争議がないので、真実であると認められる。

二、理由:

1. 係争著作物は著作権法に規範されている著作であるか否か?控訴人は著作権法に基づいて賠償が請求できるか否か?

有限のスペースの中に商品を系統的に分類し、表にし排列した後、価格を標示し、定期的に販売促進を行う広告宣伝方式はディスカウントショップ、スーパー、デパート等によく見かけるが、印刷した商品図形が僅かに商品を忠実に撮影し印刷しただけで、販売促進商品の品名及び価格説明に供する、その表現方式には限りがあり、且つその中の一部分の商品図形は、たとえば化粧品モデルの図像は、その商品を生産した業者が自ら作成した図像が採用され、その他のディスカウントショップ、スーパー若しくはデパートが製作した広告宣伝文の一部分の商品図形と同一なので、業界でよく見られる宣伝文と比べても、係争著作物の内容及び全体的外観では作者主観的精神、智慧、文化、創意の表現がなく、作者の個性及び独特性さえも表現されていず、オリジナリティーがあるとは言えないので、当然著作権法の保護を受けることができない。控訴人が主張した係争著作物は著作権法に規範されている著作であり、著作権法の保護が受けられるべきであることは採用できないものである。

控訴人が財団法人台湾經濟發展研究院專利侵害鑑定報告を提出し、係争著作物が鑑定された結果、確かに著作権法に規範されている著作である云々と主張したが、その鑑定報告は控訴人が一方的に鑑定を依頼したものであり、その公正性には疑問があり、且つ鑑定報告にも「本件著作物の撮影著作部分……は普通の創作行為の一つであり、需要能力も特殊ではなく、高度の能力及び技術もいらない。……美術著作部分……この創作行為に必要な能力が特殊ではなく、高度の能力及び技術もいらない。」云々となっているので、係争著作物の製作には高度な能力及び技術を必要としないため、係争著作物の場合は、僅かに販売する商品を単純に描写するだけでよいもので、商品がプロモーション期間における特別価格こそが重点なので、文学、科学、芸術又はその他の学術範囲の表現方式に限りがあるので、著作権法に規範されているオリジナリティーを具有していず、控訴人はその鑑定報告に基づいて係争著作物が著作権法に規範されている著作であるとしたことは、採用できないものである。

2. 被控訴人は控訴人の商業的名誉を侵害したか否か?侵害行為の賠償責任を負うべきか否か?

控訴人は係争広告板が消費者に控訴人店舗の全ての商品が屈臣氏公司のよりも高いと思わせるので、控訴人の商業的名誉に損害を与えた云々と主張したが、価格競争は市場効能の重要なものであり、比較の結果は商品の価格情報が提供でき、消費者の選択に有利で、消費者が価格を比較した後、被控訴人のほうを選び、控訴人を選ばないことは理性のある消費者が自由經濟活動の下での必然的結果であり、被控訴人に侵害行為があると認めたり、控訴人の商業的名誉に損害をもたらしたと認めたりすることはできないことである。

控訴人は七つの店舗での2004年3月15日から26日までの売上げ表を提出し、屈臣氏公司の係争広告行為が確かに控訴人の売上げに減損を及ぼした云々と主張したが、小売業の売上げの高低には多くの原因によって左右されるものである:たとえば天気、消費者の主観的好み、当地商圈のレベル、消費力、消費者の各店舗のサービスについての好み、經濟環境全体の景気等が、小売業の売上げに影響を与えるので、控訴人が提出した売上げ表だけではその売上げが広告期間に客観

上減損した、とは認められ難い。それ故、控訴人の売上げは屈臣氏会社の係争広告行為には相当の因果関係がないので、控訴人のこの部分の主張は採用できないものである。

控訴人は屈臣氏会社の係争広告行為のため、売上げ又は商業的名誉が減損した事実について、証明できる証拠も提出しないので、屈臣氏公司及びその法定代理人は連帯損害賠償責任を負うべきである云々と主張したことは根拠がない。従って、自由時報、中国時報、聯合報に判決全文を掲載する旨の請求も理由がないものである。

3. 以上をまとめると、被控訴人の係争著作物不当改作によって控訴人の商業的名誉に損失を与えた旨の控訴人の主張は採用できるものではなく、著作権法第 87 条、第 88 条、第 89 条、民法第 184 条第 1 項前段、第 184 条第 2 項、第 195 条等の規定によって被控訴人は連帯して控訴人に NT\$3,000,000 及び起訴状の写し送達後の翌日より弁償日迄、周年利率 5% で計算した利息を給付し、並びに掲載費用を負担し、自由時報、中国時報、聯合報の全国版の一面半分サイズで判決全文を掲載する旨の控訴人の請求には理由がなく、仮執行の申立も併せて棄却されるべきであり、原審では控訴人の敗訴を判決し、仮執行の申立を棄却したことには誤りがなかったが、上訴の趣旨では原判決が不当であるとし、廃棄し改めて判決するよう求めたことには理由がないので、棄却されるべきである。

05 警告書送付が公平取引法に違反しない事例一

裁判番号：台北高等行政法院判決 94 年度訴字第 1022 号

裁判期日：2005 年 3 月 17 日

原告 誌陽企業股份有限公司

被告 行政院公平交易委員會

判決要旨：

一、 事實概要：原告と訴外人君享企業有限公司（以下、君享公司と称する）は、2004 年 6 月 30 日、参加人が原告の「キャリーバッグ他方向移動可能キャスターユニット構造追加（一）」実用新案が既に審判を通過し公告されたと知りながら、その商業的名譽に打撃を与えて不当な利益を得る為に、任意に外部に書簡を送付し、相手が自分の実用新案第 149291 号を侵害していると指摘し、その顧客が次々にその実用新案登録品を返品する事態を招いて、公平交易法第 22 条及び第 24 条規定に違反したとして、被告に告発した。被告が調査した結果、現有の証拠に基づくと、公平交易法の適用を認定することは難しく、2004 年 7 月 22 日公式字第 0930005483 号書簡（以下、原処分）を原告に返信した。原告と君享公司はこれを不服とし、不服申し立てをしたが却下されたので、本件行政訴訟を提起したが、やはり本判決でも原告の訴が却下された。

二、理由

1. 公平交易法第 45 条の規定では「著作権法、商標法又は専利法に基づく権利行使の正当行為には、本法の規定を適用しない」とあり、被告は事業の公正な競争、取引秩序を維持し、事業者による著作権、商標権又は専利権の濫用を有効に処理する為、不当に外部に競争相手が自分の著作権、商標権又は専利権を侵害したと警告書を送付して、不公平競争を招くような事態について、1997 年 5 月 14 日事業者による著作権、商標権或いは専利権侵害に対する警告書送付案件の処理原則（以下、警告書案件処理原則と称する）を定めて発布した。その最近の修正は 2005 年 9 月 16 日である。（当該規定の訳文を添付されたい）

2. 次に専利法第 103 条規定には「実用新案権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意を得ないで当該実用新案に係る物品を製造し、販売し、使用し又は上記の目的の為に輸入する行為を排除する権利を専有する。」とあり、第 117 条規定には「意匠権者は意匠を施すものとして指定した物品について、本法に別段の定めがある場合を除き、その同意を得ないで他人が当該意匠に関わる物品又はそれに類似の物品を製造し、販売し、使用し、若しくは上述目的のために輸入する行為を排除する権利を専有する。」とあり、上記権者は上記専利法の規定により、他人による専利侵害を排除する権利を有し、もし上記権利の行使が権利の正当行使である場合は、公平交易法の適用を受けない。公平交易法が知的財産権の濫用行為に介入することに関しては、その権利の濫用により不公平な競争を招くことがその前提要件であり、また公平交易法に違反するか否かの判断は、それが形式上既に権利行使の正当な手順を実行したか否かを以てすれば十分であり、実質的に権益侵害があったか否かの事実を認定するまでには及ばない。

専利権者がその専利権を主張する際、専利法等関連法律に基づいて、専利侵害警告書送付の形式で侵害者に侵害の排除を請求するわけであるが、もし形式上その送付行為が専利法の正当な権利行使の範囲を超えた場合のみ、公平交易法が適用される。被告の上述行為当時警告書案件処理原則を見ればわかるが、事業者が他人へ各種知的財産権警告書を発する際に、もし既に裁判所第一審判決を得ているか、或いは専門機構へ送り鑑定報告を得ていて、事前に侵害の可能性がある製造業者等に侵害排除を請求した場合、形式上は権利の正当行使と見なされ、公平交易法規定に違反していないと認定される。

3. (1) 原告が、参加人が 2004 年 6 月に家福公司へ送付した内容証明付郵便書簡の内容からわかるが、参加人は家福公司の売り場で許諾を受けていない上述商品を発見し、専利法第 103 条第 1 項及び第 117 条第 1 項関連規定：「専利権者はその同意を得ない他人による当該物品の製造、販売の約束、販賣、使用或いは上述目的の為に輸入を排除する権利」を主張し、第 2 段では参加人が実用新案第 149291 号「伸縮持ち手の構造改良」及び意匠第 51045 号「持ち手」権益を有していることを陳述し、上述専利権の専利証書写し及び公告写しを付して家福公司に参考として提供し、第 3 段では、家福公司の売り場で許諾を得ていない模倣品

(Happy Bear ブランド及び TRAVELMAX ブランド) を発見したことを説明し、これら模倣品は参加人権益を侵害しているので、合法的な権益保護の為、家福会社に模倣製品の販売中止を求め、同時に模倣製品が既に参加人専利権を侵害しているとする侵害鑑定報告を付して証拠とし、第4段では、家福公司に対し、添付の専利報告及び鑑定報告に基づき自ら参加人専利権を侵害しているか否かを確認するよう求め、更には許諾を得ていない上述専利と同一又は類似の製品を全て売り場から撤去するよう求めた。上述内容証明付郵便書簡内容から見ると、参加人の書簡送付行為は、参加人が有する実用新案第149291号の「伸縮持ち手の構造改良」及び意匠第51045号「持ち手」の専利証書写し及び及び公告写しを添付している外、書簡でも係争製品の侵害鑑定報告を付して家福公司の参考とし、家福公司に対し上述専利と同一或いは類似している参加人から許諾を受けていない製品を販売しないように求めているものである。客観的には既に家福公司に、専利侵害しているか否かを判断し、製品を撤去又は返品すべきか否かの参考とできるものを提供している。また、原告と参加人双方は系争製品専利について久しく争議しており、被告2002年2月15日公武字第0910001382号書簡、被告公処字第091031号処文書、参加人が別に他人に送付した内容証明付郵便書簡、原告が弁護士に委託して参加人の華誠聯合弁護士事務所に送付した書簡、原告が参加人へ送付した内容証明付郵便書簡等について原告より提出があり、ファイルにあるので見ることができる。これらから原告は、参加人が2004年6月本件内容証明付郵便書簡を送付する前、既に本件専利権侵害争議があった事情と、それが攻撃防御能力を有するものであると承知していたと認定するに十分足りるものである。本件参加人は形式上既に被告警告函案件処理原則権利行使の正当手順を実行しており、その送付書簡において家福公司に対し上述専利と同一又は類似し参加人の許諾を受けていない製品を販売しないように求めたことは、参加人が自身の専利権及び侵害排除を通知したものであり、権利保護の正当手順を踏み外しているとは認め難く、公平交易法第45条規定の著作権法、商標法、或いは専利法行使権利の正当行為に合致していると思われ、公平交易法規定に違反したと認定することは難しい。

- (2) また、参加人が家福公司へ送った上述内容証明付郵便書簡内容には「Happy Bear ブランド」(即ち原告所有のブランド)等が模倣品であり、模倣製品が既に参加人の専利権を侵害しているので、家福公司に対し直ちに当該模倣製品を売り場から撤去するよう求め、もしそうしないうちに摘発されたなら、参加人は法に則り処理する云々とあるが、参加人添付の専利証書、公告写し及び侵害鑑定報告からも、参加人による専利権行使は無根拠ではないことがわかる。つまり、上述内容証明付郵便書簡の叙述は、参加人は原告によるその専利権侵害の疑いに対し正当な行使をただけで、原告の営業的名譽を損なう事実を反した事情を陳述又は流布してはいないので、行為時被告は警告書案件処理原則第8点の規定とは合致しておらず、参加人が公平交易法第22条に違反したとは認定し難い。
- (3) 被告行為時と警告書案件処理原則第9点に照らせば、本件参加人が家福公司に送付した内容証明付郵便書簡は、既に上述警告書案件処理原則第4点規定の先行手順を実行している。また更に当該書簡の内容を検討してみると、参加人は合法的な専利権を有していることは、既に述べたし、しかもその送付した内容証明付郵便書簡を見てもその専利権範囲を誇示、拡張したとは認め難く、その内容証明付郵便書簡内容には事実を反した陳述もなく、競争手をほめかしたり、市場ではその他の競争手が非合法でその専利権を侵害していると指摘したのも、欺瞞又は公平を欠く陳述とは言えないもので、公平交易法第24条に対する違法を構成する要件であるとは認定し難い。
- (4) 家福公司が参加人添付の専利公報及び鑑定報告写しを基に判断して係争製品を撤去、返品した問題、及び原告がその製品は参加人の専利権と異なり参加人の専利権を侵害していないと訴えていることについては、被告は原告の製品が参加人の専利権を侵害しているとは認定しておらず、原告と参加人との間の専利権争議であり、公平交易法で規定する範疇にはない。よって、原告はその他の法律手段によって救済を求めるのが好ましい。
- (5) また原告が提出した工研院の鑑定報告については、その鑑定期日が2006年1月9日となっており、係争の書簡送付行為の後であることは明らかであり、なお且つ参加人が書簡発送時に専利権の専利証書写し、公告写し、専利侵害鑑定報告等の添付を実行しているので権利行使の正当先行手順等に問題はない。
- (6) また原告は、参加人が「司法判決を経ずに書簡送付をしたこと」を被告が論じていない云々と訴えているが、前述のとおり、事業者による権利行使の正当先行手順の実行には、既に裁判所の第一審判決を得ている外、他の権利行使の正当手順も含まれており、即ち、既に裁判所の第一審判決を受けて書簡を送付する場合は確かに権利行使の正当行為であるが、もしまだ裁判所の第一審判決を得ていなくても、送付前に専利侵害鑑定報告を得ているか、若し

くは事実に基づき各種知的財産の明確な内容、範囲及び侵害を受けた具体的事実を説明している場合は、形式上も権利の正当な行使と見なされ、原告による前述の主張には誤解があるので、採用できない。

4. 結論

以上をまとめると、本件内容証明付郵便書簡の内容は参加人が自身の専利権の説明及び侵害排除を通知したものであり、警告書案件処理原則に依り認定された事業者警告書を被告に送付した行為とは異なるものであり、また、参加人が公平交易法第 22 条及び第 24 条規定に違反したとは認め難い。伸縮持ち手の改良及び持ち手専利製品について、参加人が濫りに専利警告書簡を送付し公平交易法に違反したと原告及び君享会社が告発した案件で、被告が公平交易法の適用により処分できるとは認めなかったことに、誤りはないので、訴願決定を維持すべきで、また理不尽な点もない。原告が前述のように述べて決定の取消しを請求したことには、理由がないので却下する。

06 警告書送付が公平交易法に違反する事例二

裁判番号：台北高等行政法院判決 93 年度訴字第 02126 号

裁判期日：2006 年 1 月 5 日

件名：

原告 英屬蓋曼群島商・凹凸科技國際股份有限公司
(02 Micro International Limited)

被告 行政院公平交易委員會

判決要約

一、事案の概要：訴外人碩頤科技股份有限公司（以下、碩頤科技公司と称する）が被告に告発したところでは、同社と原告は集積回路の研究開発に従事する同業の競争相手であるが、原告が 2002 年 5 月 23 日に碩頤科技会社の取引先である全漢企業股份有限公司（以下、全漢公司と称する）に送付した特許警告書（以下、係争警告書と呼ぶ）の内容が、碩頤科技会社の商業的名譽を傷つける目的であり、碩頤科技会社の取引相手に碩頤科技会社の製品を購入拒否させるに至り、公平交易法第 19 条第 1 号、第 22 条及び第 24 条規定に違反した疑いがあるとした。被告が調べたところ、係争警告書は、最終送付行為地及び書簡受取地がすべて我国国内であり、受信者及び関連製品も我国事業者及び国内市場であり、前述の不当に「冷陰極蛍光ランプコントローラー」製品特許警告書を競争相手の潜在取引先に送付した行為の主体は原告である。

その行為は我国市場取引秩序に影響を与えるに十分な公平を欠く行為であり、公平交易法第 24 条規定に違反したので、同法第 41 条前段規定に基づき、2003 年 10 月 3 日公処字第 092166 号処分書（以下、原処分と呼ぶ）で原告に処分書送達の日より直ちに前項違法行為を停止するように命じた。原告はこれに対し不服申立てをしたところ、却下されたので、本件行政訴訟を提起したが、やはり本判決でも原告の訴が却下された。

二、理由：

1. 事業者がもし他事業者がその知的財産権を侵害し、警告書を当該事業者の取引先又は潜在取引先に送付する場合は、送付前にまず合法的なルートで紛争を解決するか、若しくは専門機構に鑑定を依頼して争点を明確にさせるか、若しくは警告書中でその権利の明確な内容、範囲及び侵害を受けた具体的な事実を叙述して受信者が合理的に判断できるようにすべきであり、また、送付前に事前に権益侵害の疑いのある他事業者に侵害の排除を請求し、警告書内容について攻撃防御できるようにさせ、更には釈明の機会を与えるべきである。このようにして始めて公平競争の主旨に合致し、知的財産権者が軽率に警告書を発して競争相手に取り返しのつかない重大な損害を与えたり、市場における不公平競争の発生を防ぐことができる。もし、事業者が上述手順を踏まずに警告書を送付したり、或いは警告書中で関連事実を叙述しなかったり、また或いは他事業者が権益侵害又は違法を行ったとほのめかす等の行為をしたのにもかかわらず、その当時権利紛争の外にいる第三者に適切な根拠を与えないなら、受信者に警戒心を抱かせる結果になり、十分取引秩序に影響を与えるので、公平交易法第 24 条の規定に違反する。
2. 前述処理原則は行政院公平交易委員會が事業者による他人への知的財産権侵害警告書送付案件を審理し、公平交易法の第 45 条権利行使の正当行為に合致しているかどうかを例示して説明したものであり、人民権利の行使に対し法律にない制限を加えるものではなく、法律における原則を保留していることに違いなく、また権利授与が明確かどうかの問題も発生せず、憲法にも抵触しない。よって、被告が定めて頒布した「警告書案件処理原則」の、事業者がどのように先行手順を踏むべきであるかに関する規定は、なお事業者が権利濫用しているかどうかの判断基準であるといえる。
3. 原告による警告書送付の事実：原告は 2002 年にその米国代理人即ち GTP&P 事務所弁護士に委託して係争警告書を作成し全漢公司に送付したことを否定しておらず、全漢公司も確かに 2002 年 5 月 23 日に原告がファックスした係争警告書を受け取ったと被告に書状で伝えており、碩頤科技会社の告発書、係争警告書、全漢公司が被告へ送った 2002 年 12 月 23 日付（91）全総字第 122301

号書簡が原処分ファイルに添付されているので、これらを調べれば事実を確認することができる。

4. 原告はその「米国特許」を行使し、将来損害賠償を請求する為に、米国特許法に規定された法律要件を実行したことは「米国特許法制」下での合法行為であるので、確かに米国特許の正当行使であることに間違いはない。しかし、米国の規定に合致するということが、必ずしも台湾の規範に合致するとは限らないのである。

5. 警告書内容：係争警告書では「私たちは全漢会社が碩頤科技公司製造の BIT3105 及び/或 BIT3106 冷陰極蛍光ランプコントローラーを恐らくこれから購入或いは既に購入したことを知った。02 Micro が『米国第 6259615 号特許』の権益許諾者であり、私たちは BIT3105 及び BIT3106 冷陰極蛍光ランプコントローラーの製品資料を調べ、BIT3105 及び BIT3106 冷陰極蛍光ランプコントローラーが『米国第 6259615 号特許』を侵害しているという結論に達した。02Micro（原告を指す）は、日本及び台湾を含むいくつかの国で同時に、応用（特許）を申請中であり、この数ヶ月以内に発表する予定である。02 Micro は積極的に知的財産権を保護するので、貴社の購入決定に対し警告を発する。貴社は恐らく 02 Micro が提供する高效率冷陰極蛍光ランプコントローラーの完成された製品ラインナップをご存知だと思うが、02 Micro の発明特許技術は大きな成功を収めているので、私たちは喜んで貴社と権益侵害の心配がない購入条件を協議することができる。どうぞお電話または電子メールにてこの件についてお問い合わせください。」等の記述があった。

係争警告書で全漢会社が碩頤科技公司の係争製品をこれから又は既に購入したと述べ、原告「米国第 6259615 号特許」侵害の疑いがあるとして全漢会社の購入決定に警告を発したことからわかるが、係争警告書の内容は、受信者即ち全漢会社に、碩頤科技公司製造製品が原告特許権を侵害しているという警戒心を抱かせる効果があり、その実際の内容には既に警告の意味合いが含まれ、原告による自身又は他事業者の取引先又は潜在取引先に他事業者が自身の所有する特許権を侵害したという情報を頒布する行為で、それは警告書であることに間違いなく、つまりは公平交易法が規定している事業者による警告書送付行為であるので、自ずと法律に基づく侵害排除通知の先行手順を実行しなければならないものである。

6. 警告者が鑑定意見書を付していないという違法

本件原告係争警告書の内容を見ると、ただ競争相手の製造する BIT3105 及び BIT3106 冷陰極蛍光ランプコントローラーが自身の特許を侵害したと空言を言っただけで、特許権の範囲及びどのように侵害されたかの事情についても説明を欠いており、原告は国内裁判所第一審判決で特許権侵害が確定したわけでもなく、2002 年 5 月 23 日に書簡を送付した当時、特許権侵害の可能性がある対象を司法院と行政院に送って侵害鑑定専門機構を指定してもらうことについて協議するようなこともしていない。確かに事後、司法院及び行政院と侵害鑑定専門機構を協議し、国立台湾科技大学の鑑定報告を得たが、2002 年 5 月 23 日に書簡送付した当時、事前に上述鑑定機構に送って鑑定報告を得たと解釈することはできない。即ち係争警告書送付の事実として、原告は警告書に指定鑑定専門機構の鑑定報告を添付しておらず、係争警告書で「私たちは BIT3105 及び BIT3106 冷陰極蛍光ランプコントローラーの製品資料を調べ、BIT3105 及び BIT3106 冷陰極蛍光ランプコントローラーが『米国第 6259615 号特許』を侵害しているという結論に達した。」云々と述べてはいるが、受信者が判断できるような専門機構の鑑定報告を付していないし、全漢公司による購入前、会社内部で比較分析を行い権益侵害を確認した外に、原告の米国代理人即ち GTPP 事務所 Edmund Paul Pflieger 弁護士の確認も得たと称しているが、上述の原告が言う米国代理人弁護士の専門意見資料は係争警告書内に見あらず、その意見が公正な第三者の鑑定専門機構の鑑定報告によるものであるとは言えず、信憑性があるとは認め難いので、上述規定に合致しているとは言えない。

7. 警告書の送付は実害発生を前提としない：

公平交易法第 24 条の適用が実害の発生を前提としないのは、本条の立法主旨が取引秩序の維持、自由公平競争の確保にあるからであり、もし実害を受けた結果があって始めて違法とするなら、明らかに前述立法目的が達成できないことになる。公平交易法によって有効に事業者競争行為を規定する目的の為に、本条規定の構成要件が実害の発生又は権益損害の恐れを必要としないことを認めるべきであり、事業者の行為が「十分に取引秩序に影響する虞」があるならそれで足りるのである。しかし、事業者が競争相手の取引先又は潜在取引先に対し競争相手がその知的財産権を侵害していると示す際に、もし確認や通知といった先行手順を踏まないのなら、相手の取引

先に疑心を抱かせ、取引を拒否させることになり、公平交易法第 24 条で言うところの「取引秩序に影響するに足りる公正を欠く行為」を構成する可能性があり、取引秩序に影響するに足るかどうか判断する際は、事業者の行為が他の事業者に警戒心を抱かせるかどうか、或いは将来の潜在被害者に影響を与えるか否かを考慮する。ましてや、公平交易法が知的財産権についての口頭或いは書面警告行為に介入するには、その権利の不当な行使が不公平競争を招くことが前提要件であり、それが公平交易法に違反しているか否かの判断は、形式上権利行使の正当な手順を実行しているかどうか、また、その行為が既に取引秩序に影響し公正を欠いているかどうかを以てすればそれでよく、当該行為が実質上既に権益侵害を構成しているか否かの事実を認定するには及ばない。

8. 以上をまとめると、原告による各節の訴はすべて採用できない。原処分は原告が不正に係争警告書を競争相手の潜在取引先に送付したことを以て、取引秩序に影響するに足りる公正を欠く行為とすることができ、公平交易法第 24 条規定に違反しているので、原告の違法行為の動機、目的、取引秩序への危害の程度及び調査協力態度等の要素を考え合わせ、同法第 41 条前段規定に基づいて、原告に処分書送達の翌日より直ちに前項違法行為を停止するよう命じたことについては、その行政裁量を濫用又は超越しておらず、理不尽な点もない。よって被告による決定は維持され、誤りもないので、原告による原処分及び決定の取消し請求には理由がない為、却下されるべきである。

営業秘密・競業禁止関連

- 01 競業禁止契約違反で 200 万元の賠償金支払いを命じられた事例—92 年度重訴字第 565 号
- 02 営業秘密を不法に取得し、不正競争を行ったとの疑いで背信の罪等に問われた事例—94 年度声判字第 54 号
- 03 会社組織変更で原告が雇用契約の当事者でなくなり、また退職後の被告が類似業務を営むが、秘密保持義務と競業禁止義務に反する事実はない以上、それを理由に被告に損害賠償を求めることができないとした事例—92 年度勞訴字第 55 号
- 04 営業秘密の構成要件である新規性が否定される技術と同一のものを被告が果たして使用していたかも証明できない原告の請求が棄却された事例—94 年度勞訴字第 12 号

01 競争禁止契約違反で200万円の賠償金支払いを命じられた事例

■ハイライト

発光ダイオード(LED)を製造する株式上場企業「東貝光電」(以下、原告)で重要幹部を務めた、本件被告鄭氏が4年前に退職したときに、会社側と「競争禁止契約」を交わしたにもかかわらず、退職後間もなく、同じダイオードのメーカーに就職したため、原告は契約違反を理由に1000万円の損害賠償請求の訴えを起し、裁判所が被告に200万円の賠償金支払いを命じる判決を言い渡した。

鄭被告は原告会社で製品テスト部門の責任者を勤め、赤外線コンポーネント、赤外線受光モジュール等関連発光ダイオードの開発・製造を担当する重要幹部であった。2002年5月、鄭被告は退職願を提出し、原告は鄭被告が同業界における他の競合会社への転職で会社と競争することになるのを防ぐため、競争禁止契約を交わし、契約では鄭氏が三年以内に原告会社製品の類似品の製造について他社に協力することができないとし、この規定に違反する場合、鄭氏は違約金として2000万円を原告会社側に支払うことに同意し、その代わりに原告は契約履行の対価として鄭氏に10万円の補償金を支払うものとする。

ところが、鄭氏が退職して半年後、原告会社と同じく発光ダイオードの製造販売会社であり、株式上場企業でもある「佰鴻工業」に雇われて「研究発展処」の幹部を勤めることになり、仕事内容も原告会社に勤務していたときと大して変わらないことから、双方の約束に違反するのは明らかである。原告は、昔の誼で、賠償金の額を契約で約束した2千萬元の半分にあたる1千萬元のみにしたという。

これに対し、鄭氏は「退職のときに、原告は、自分は法律が分からないことを利用して、労働の自由権を制限する競争禁止契約を交わされ、しかも制限期間が3年に達することで、自分の得意な専門技術を生かして生計を立てることができず、今の物価水準からして、原告は合理的な補償の措置を講じていないし、競争禁止条項も合理的な範囲を逾越している」と反論する。

判決では、営業秘密法でいう営業秘密とは、方法、技術、製造工程、配合成分、プログラム、設計その他生産、販売若しくは経営の情報に使用することのできるものをいう。鄭被告が原告会社に在職していたときの職務と、他社へ転職後の職務を考えると、原告が主張する、鄭被告の転職が会社利益に影響をもたらしたことが確かだという。ただ、競争禁止期間内に鄭氏に支払った補償金10万円と、原告側が主張する賠償金1000万円を対照して、原告の請求が比例的に著しく均衡を失うものであるため、民法により賠償金を200万円とする。

裁判番号：台湾板橋地方裁判所民事判決

92年度重訴字第565号

裁判期日：2005年09月12日

件名：違約金給付請求事件

原告：東貝光電科技股份有限公司(株式会社)

法定代理人：吳慶輝

被告：鄭垂平

一、判決要旨

「東貝光電」は発光ダイオード(LED)を専門に製造する企業であり、鄭被告は長年原告会社に務め、製品テストの責任者として赤外線コンポーネント、赤外線受光モジュール等関連発光ダイオードの開発・製造を担当していた重要幹部であった。被告は2002年5月19日に会社を退職した際、原告は、被告が退職後原告と競合関係にある同業者に転職したり、被告が業務上知り得た原告会社の営業秘密に関連する資料等を他者に漏らしたりするのを未然に防ぐため、2002年6月6日に被告と競争禁止契約を交わし、契約書第3条第2項により、「被告は在職期間中に知った情報データ又は書類について甲(即ち原告)以外の人員に告知してはならない。また3年以内に甲社製品の類似品の製造に従事し、又は他人にその製造を協力することができない。上記第2項に違反するときは、乙(被告)は甲に新台幣2千萬元の賠償金を支払うことに同意する」。その代わりに原告は契約履行の対価として鄭氏に10万円の補償金を支払う。ところが、被告は退職後間もなく原告会社と同じ発光ダイオード

ドのメーカーである同業者に就職したため、明らかに前掲条項に違反する。

二、理由

- (一)。「被告が原告会社でテスト部門責任者を務めていた期間中に、果たして原告の営業秘密を把握していたかどうか」について

営業秘密法第 2 条により、営業秘密とは、方法、技術、製造工程、配合成分、プログラム、設計その他生産、販売若しくは経営の情報に使用することのできるものであって、次に掲げる要件に該当するものをいう。一、これらの情報に関わる一般の人々に知られているものではない。二、その機密性により、実在的若しくは潜在的経済価値を有するもの。三、保有者が秘密保持のための合理的な措置をとっているもの。

原告被告会社に在職していたときは、テスト部門責任者を務める重要幹部であり、主に製品の設計、テストを担当していた。具体的には、評価、採用材料種類の決定、テスト実施方法、生産規格、製品信頼度、許可の発行等があげられる。新製品の研究開発、テスト、生産のプロセスに関与するほか、赤外線発射・受光コンポーネント及びモジュールの開発にも携わった。したがって、原告新製品の開発過程における、テスト評価報告、製品の設計図、原材料の明細、生産実施規格、サンプルのテストデータ、テスト終了後の製品発行許可書を含む各書類はすべて被告の認可が必要だった。以上のことから、「被告がテスト部門の責任者に勤めていた間に原告の営業秘密を把握していた」という原告の主張は根拠なきものではなく、採用してよいと考える。

- (二)。「係争競争禁止契約の約束は合理的かつ有効なものかどうか」について

1. 憲法第 15 条、第 23 条により、人民の生存権、勤労権及び財産権を保障しなければならないというのは国の人民に対する義務についていっている。勤労権は絶対的な権利ではなく、わが国法律においても競争禁止の約束を禁止していない。本件原告は、被告がその企業秘密と製造技術に関する秘密を外部に漏らすのを恐れるために、被告退職後の 2002 年 6 月 6 日（被告は同年 5 月 19 日に退職）に、被告の同意を得て係争競争禁止契約を結んだのであり、人民の勤労権を保障する憲法の趣旨に反するものではなく、また他の強制規定或いは禁止規定にも反していない。当該競争禁止契約が民法第 247 条ノ 1（日本では「第 247 条ノ 2」になる）規定に該当し、公平さを欠くものであることを被告が立証できていない以上、係争契約の約束は憲法第 15 条、第 23 条及び民法第 71 条、第 247 条ノ 1 に違反し、無効とされることは当然ない。
2. 競争禁止条項の合理的な範囲について

競争禁止条項は合理的な範囲内で定めなければならない。即ち、その条項によって制限される期間、地域、範囲と方式は社会通念と商慣行からして、合理的かつ妥当で、しかも当事者の経済能力・生存能力に悪影響を与えるものではない。協業禁止契約の合理性を判断するには、企業或いは雇い主には競争禁止契約によって保護される利益があること、労働者或いは従業員が元会社における地位や職務、従業員の就業を制限する対象、期間、地域、職業活動の範囲が合理的な範囲を超えてはならず、また元従業員への競争禁止による損失を補償する措置が必要なこと、などがある。

(1) 禁止対象と地域制限

本件被告はもともと原告会社テスト部門の責任者であり、高級管理職の地位にあった。被告は職務上、原告会社の技術と製品販売に関する営業秘密を確実に把握していたため、上述のように原告会社には競争禁止契約によって保護されるべき利益があった。

原告は発光ダイオードの研究開発・製造販売専門のハイテク企業で、被告が退職した後、原告会社に勤務していたときに知った前掲営業秘密を原告のライバル会社に漏らしたり、原告と競争関係にある他社に同じ製品の製造を協力したり、或いは原告の顧客名簿をもって製品の仕入れ先を原告のライバル会社に切り替えることを勧めたりするなどの事実があれば、公正な競争が行われるべき市場メカニズムに影響を与えかねない。また原告もこれにより損害を受けることになる。このため、係争競争禁止契約を結ぶことによって、被告が在職中に知った情報や書類を他人に交

付し、若しくは原告会社製品の類似品の製造を他人に協力することを制限する。これらの制限は原告会社の正当な利益の確保に関連するもので、かつ合理的な範囲を超えてはいない。

前掲契約に競業禁止地域制限を課さなかったのは、原告の主張によれば、その取引先は台湾にとどまらず、欧米、日本、韓国、中国等に散在し、さらにこれらの国々にも子会社や工場を設けているからである。したがって、競業地域を制限しても実益はない。本件契約には地域制限がないとはいえ、その効力が認められるべきである。

(2) 競業禁止の期間はどのぐらいが妥当か

ハイテク技術の日進月歩に鑑み、原告が市場での競争力を維持するため、その製品の製造販売、原料の仕入れなどさらに強化するところがあれば、必ず短期間でこれを改善しなければならず、また取引先の製品規格や特性に対するニーズもいつまで経っても変わらないわけではないことから、原告会社が技術と製品の販売に関する営業秘密に対する保護期間は被告の退職日から起算して1年間とするのが妥当だと考える。これ以上の競業制限期間は無効とすべきである。

本件被告に競業禁止義務を課する代わりに、原告は補償金10万元を支払う、と係争契約第3条は定めており、双方当事者もこの点について争わない。このため、競業制限による被告への損失を補償する措置を原告がとったと認めてよい。被告は、今の社会の物価水準からして補償金の額が少なすぎて、原告会社には合理的な補償措置をとっていないなどと主張するが、係争契約は被告が退職の後に原告と結んだのであって、被告が退職してからもなお原告と係争競業禁止契約を結び、競業禁止義務を負うことに同意し、そのうえ原告から補償金10万元を受け取っている。さらに、被告が係争契約締結時に劣勢の立場に立たされたということを証明できる証拠もない。契約自由の原則に基づき、被告が自ら契約を結んだ以上、それに拘束されるのは当然のことである。

(3) 以上のことから、係争競業禁止契約は、制限期間が1年間を超過した部分を除き、有効とする。

3. 被告退職後、競業禁止契約違反その他信義誠実の原則（信義則）に反する行為があったかどうか

被告が2002年5月19日に原告会社を退職して1年も経たないうちに、研究開発部門の幹部として原告と同じ製品を製造する同業界他社に転職している。原告と被告の新しい就職先とは営業項目も製品もが重複して、市場では相互代替性を有するような競争関係にあった。被告が新しい就職先での仕事とは、伝統的な照明器具を発光ダイオードで代替する次世代照明研究プロジェクトや既存製品の改良、ダイオード製品の熱発散・工学・材料の基礎研究、交通信号・電子掲示板の製作を含めた四つの研究部門の全ての事務を任されているほどの重要な幹部であることから、原告会社で勤務していたときの職務と同一性・類似性があり、原告会社の競業上の利益に影響を与え、明らかに係争競業禁止契約に違反する。

4. 係争契約に定めた違約金の金額は合理的かどうか？

本件被告に契約違反の事実があったと認められた以上、係争契約の約束どおり、原告に2000万元の賠償金を支払うべきである。被告が原告会社に勤めたときの給与、そして高級管理職の立場から原告の技術と製品の製造販売に関する営業秘密を十分把握しているなどから、原告が違約金を高く設定したのはそれなりの根拠があるだろう。また被告が退職後、競業禁止契約締結の対価として原告から補償金10万元を受け取り、競業禁止義務を負うことに同意したにもかかわらず、恣意的に契約に違反し、退職して1年間足らずで原告と競争関係にある同業界他社に転職し、原告会社に勤務していたときの担当職務と類似する業務に従事し、原告と競業する行為を行った。その契約違反の状況が重大ではあるが、被告が競業制限を受けた1年間に提供する補償金はわずか10万元だったのに対し、契約違反の場合、違約金2000万元を賠償してもらおうという約束を交わし、また、実際本件訴訟での1000万元賠償金請求は比例的に均衡を失うものといわざるを得ない。したがって、民法第252条により賠償金は200万元とするのが妥当である。

5. 以上のことから、被告に係争契約で禁止される行為をしたことで、契約違反になったため、

被告に対し、200 万元の違約金給付を命じ、並びに起訴状謄本が送達された日の翌日、即ち 2003 年 10 月から全額弁済するまで年率 5%で利息を計算する。この範囲を超えた請求は理由がないものとして認めない。

以上

02 営業秘密を不法に取得し、不正競争を行ったとの疑いで背信の罪等に関われた事件

■ハイライト

本件請求人であり、告訴人でもある「介面光電(株)」社は被告らを背信等の罪で告訴したものの、台北地方検察庁がその告訴を不起訴とし、さらに台北地検の不起訴処分(93 年度偵字第 1464 号)を不服とした再議申立も台湾高等検察庁が理由なきものとして退けたため、審判に付するよう(台湾ではこれを「審判交付」という。日本刑事法上の「付審判請求」)に相当)申し立てた。

台北地方裁判所刑事法廷は、本件請求を理由がないものとして棄却するとした。次に本件棄却決定の主な理由とその根拠を整理してみた。

裁判番号：94 年度声判字第 54 号

裁判期日：2005 年 12 月 12 日

件名：審判交付請求事件

台湾台北地方裁判所刑事裁定(日本の「決定」に相当)

申立人：介面光電股份有限公司(株式会社)

被告人：王新衛

平立中 ほか

一、判決要旨

1. 告訴人は、上級裁判所検察庁長官或いは検察総長は再議に理由がないものとしてその申立を棄却とした処分に不服がある場合、処分通知書を受けた日から十日以内に弁護士に委任して理由状(趣意書)を提出し、当該第一審管轄裁判所に事件を審判に付することを請求することができる。

2. 告訴人は告訴の理由について次のとおり主張している。

(1)「告訴人の会社は 2001 年 2 月に設立されたパネルメーカーである。被告らは同年 5 月に会社に入り、研究部のサブマネージャーとして『PCB(印刷回路基板)内蔵電気抵抗器と静電容量式パネルへの高分子厚膜材料使用』(以下、本件技術)」に関する研究プロジェクトを担当していた。告訴人会社は本件技術の研究開発を成功させるために、プロジェクトに巨額の経費を投入した。当時、会社で行政部門の幹部をしている被告平立中は、職務上の立場から本件技術の研究に成果があったことを知り、その他の被告人を唆し、共同経営で 2003 年 1 月 10 日に「英貝徳科技股份有限公司」(以下、「英貝徳」という新しい会社を立ち上げた。被告ら 3 人は告訴人会社に勤務していた期間中に、自らと「英貝徳」株主の不法利益を企んで、告訴人会社から不法に取得した本件技術に関する研究開発成果や経営情報などといった営業秘密をもって、告訴人会社と不正競争を行った。

(2)被告平立中は 2002 年 12 月 30 日に告訴人会社を自主退職した直後の 2003 年 1 月 10 日に「英貝徳」の董事長(代表取締役社長)に就任したのに続いて、被告蘇徳宇もその後を追うように 2003 年 1 月 30 日に会社を退職した。しかし、実際彼はは告訴人会社を退職前の 1 月 6 日にはすでに「英貝徳」のジェネラルマネージャーに就任したのである。

(3)一方、被告王新衛、蘇徳宇が告訴人会社に勤めていたときに、本件技術のカギとなる原料の配

合成分については、単にMB1、072とコードで記載するだけで、しかも故意に主要原料の調査・製造を告訴人会社ではなく、「大格化学会社」に依頼した。そしてその化学会社で製造されたものを告訴人会社に運んだ。

- (4) 被告王新衛、蘇徳宇が会社を辞めた後はコードだけが記載された作業日誌と光ディスクのみを残したため、その仕事を引き継いだ後任者は研究作業を継続することができず、告訴人会社に損害を与えた。よって、被告ら3人は共同で刑法第317条に定める業務上知り得た企業秘密の漏えい、第342条第1項の背信等の罪を犯した。

二、理由

1. 2002年1月17日に改正された刑事訴訟法第258条ノ1（日本では「258条ノ2」になる）はドイツの刑事訴訟法第172条第2項と日本の刑事訴訟法第262条の「準起訴手続き」を参考に、「事件の裁判所への審判交付請求」を導入した。したがって、告訴人は上級検察庁による申立棄却処分不服があれば、事件を裁判所の審判に付することを求めることができる。

2. 被告に背信行為があったとされる確証はない。

刑法第342条に定めた背信罪の主体は他人のために事務を処理する人に限られ、また自らの任務に背いた行為をしたと認められるには、不法利益を図る目的によるもので、若しくは不法に損害を与える意思があった、といういずれかの構成要件を満たさなければならない。本件技術は確かに被告王新衛、蘇徳宇二人と工業技術研究院所属の九名の技術者が共同で発明したもので、同研究院を通して米国に特許出願し、特許権を取得している。米特許取得後、本件技術の産業界への移転に提供する等の事実は訴訟ファイルに添付した米特許登録資料や工業技術研究院における移転技術検索資料によって立証されている。被告王新衛、平立中二人が本件請求人会社に勤務していたときに背信行為があったことを証明できる確証がない限り、その二人に背信行為があったと認定するわけにはいかない。当然ながら背信の罪に問われた部分について不起訴とした原検察官の処分には何ら誤りはない。

3. 本件請求人がいう研究開発成果は営業秘密法でいう「営業秘密」に該当しない。

営業秘密法第2条により、この法律において営業秘密とは、方法、技術、製造工程、配合成分、プログラム、設計その他生産、販売若しくは経営の情報に使用することのできるものであって、次に掲げる要件に該当するものをいう。一、これらの情報に関わる一般の人々に知られているものではない。二、その機密性により、実在的若しくは潜在的経済価値を有するもの。三、保有者が秘密保持のための合理的な措置をとっているもの。請求人は前掲本件技術に関する研究成果が同社が保有する営業秘密であると主張するが、前述のように、印刷回路基板に高分子厚膜の電気抵抗器及び金属薄膜抵抗器を形成させる方法等は告訴人が独自で研究開発したものでなく、かつ本件訴訟ファイルに添付の証拠資料からして、被告王新衛、蘇徳宇の在職期間中に得た研究成果について合理的な秘密保持措置をとっていたことを証明できる如何なる積極的な証拠もない。したがって、請求人がいう研究開発成果は同法でいう「営業秘密」に当たらない。

また、請求人会社のジェネラルマネージャー、葉裕洲は証人として2005年2月15日に検察官の取調べを受けたときに、「陳弁護士に秘密保持と競争禁止契約の作成を依頼したものの、結果的に契約を結んでいない。被告王新衛、蘇徳宇が自分自身のノウハウに係る知的財産権と、会社から吸収した知識については離職後においても秘密保持義務があるという約束だったことは印象にある。」と証言している。請求人が提出した秘密保持と競争禁止契約の範例からみて、被告王新衛、蘇徳宇が本件技術に関する専門プロジェクトの研究を進めている間に、いったい何が被告ら自分自身が持っている専門的知識か、何が告訴人会社の投資によって得た研究開発成果で会社の営業秘密とするかの範囲について、具体的かつ明確な約束はない。営業秘密保持義務の範囲が双方の権利義務に大いに影響する。結局、請求人と被告王新衛、蘇徳宇は最後まで共通認識を達成することができずにいたのである。

4. 被告人が本件技術研究プロジェクトにおける役割

請求人の本件技術研究プロジェクトに関与していた従業員の「黄建彰」が検察官にこう証言している。「会社はもともとタッチパネルを製造していた。私の知っている限りでは、被告王新衛、蘇徳宇が本件技術を会社に持ち込むまで、会社にはその分野の人材も業務もなかった。本件技術はこの二人が中心的な役割を果たし、会社側は設備を提供しテストや印刷を行った。」これに比べ、この証人葉裕洲の証言からも、本件技術の研究プロジェクトは被告王新衛、蘇徳宇が工業技術研究院で習得した専門知識を提供し、告訴人が資金や設備を提供してそれを商品化する

るのであることが明らかである。このことから、本件技術の研究開発成果は請求人が所有するものと認定しがたく、また経験則にも反していない。

5. 被告には窃盗、横領、公平取引法第 19 条第 5 号に該当する行為があったという事実も証拠もない。

本件技術の研究プロジェクトは実は被告王新衡、蘇徳宇が工業技術研究院で習得した専門知識を提供し、告訴人が資金や設備を提供してそれを商品化するのであることが明らかであるため、本件技術の研究開発成果は請求人が所有するものと判断するには困難がある。また、被告らに請求人会社の財物を横領し或いは窃盗したということを証明できる積極的な証拠が提出されていない。したがって、被告らに業務上の横領或いは窃盗の犯行があったと認定しがたい。

6. 以上のことをまとめると、本件請求人は前掲理由で被告らに背信、業務上知り得た秘密の漏えい等の疑いがあるとして、本裁判所に審判交付請求をしたが、不起訴処分と再議申立棄却処分の通知書には、検察官が取り調べの時に請求人が提出した告訴理由を勘案し、証拠調べも十分に行ったうえで、その採用証拠と事実認定の根拠を詳しく記載しており、論理法則と経験則に反する事実はなく、また事実の認定及び法律の適用にも何ら不当なところはない。審判交付請求の理由状に指摘されたことから、被告らに刑事責任があったというのは拙速な判断であり、また本件証拠資料にも、被告らに背信、秘密の漏えいなどを証明できる確証がないため、地検検察官の不起訴処分、そして高検検察庁長官の再議申立棄却処分にも不当なところがみられない。よって、本件請求を理由なきものとして棄却する。

以上

03 会社組織変更で原告が雇用契約の当事者でなくなり、また退職後の被告が類似業務を営むが、秘密保持義務と競業禁止義務に反する事実はない以上、それを理由に被告に損害賠償を求めることができないとした事例

裁判番号：台湾台北地方裁判所民事判決
92年度勞訴字第55号
件名：損害賠償等

原告：三六六國際股份有限公司
被告：康維元即ち十方科技工作室
主文：原告の訴及び仮執行の申立は共に棄却する。
訴訟費用は原告が負担する。

判決要約：

一、事案の概要：原告は被告と1999年10月25日に雇用契約書を締結したが、被告が2001年7月頃に退職した後、十方科技工作室を開設し、2002年8月頃から「台湾簡訊」というウェブサイトを経営し始め、双方の秘密保持、競業禁止義務約定及び営業秘密法の規定に違反し、原告に業績の大幅衰退の損害を与えるに至ったもので、原告は雇用契約書、原告及び被告ウェブサイトの情報、原告メッセージ販売表、労働者保険加入/退出申告表等を証拠として提出したが、被告は全てを否認した。

二、理由：

(一) 原告は被告が1999年10月25日に締結した雇用契約書における秘密及び競業禁止義務の約定に違反したとして、被告に違約金 NT\$337,150 を請求したことには理由があるか否か？

1. 被告が1999年10月25日に締結した雇用契約書では、当事者甲が被告で、乙が三六六網站股份有限公司となっていることはファイルに添付された雇用契約書があるので査証できることで、又、双方は共に三六六網站股份有限公司が後に三六六股份有限公司に変更され、原告とは不同の会社に属することについても争議がなかったことは、上記契約書の形式からでは原告が前掲雇用契約書の当事者であることを認定し難い。

2. ところが、被告が保険をかける機構を変えた後、三六六股份有限公司は尚1年以上も営業し続けたので、原告が概括的に三六六股份有限公司の権利、義務若しくは従業員全員を含めて引きついでか否か、について疑義があり、まして原告は合併方式で三六六股份有限公司の全ての権利、義務を概括的に受けついでではなく、原告も三六六股份有限公司とは、権利、義務、従業員の全てを概括的に引きつぐという約定を証明する書類を提出しては、被告の保険機構に変更があったことだけでは、原告と被告が2000年8月頃に別に雇用契約を締結したことが説明できるかもしれないが、被告と三六六股份有限公司とが1999年10月25日に締結した雇用契約が既に原告が概括的に受けついで事実を証明することができないので、上記原告の主張は信用できるものではない。

3. 被告が1999年10月25日にサインした雇用契約書によって成立した雇用関係は被告と三六六股份有限公司との間のもので、原告がその雇用関係を概括的に受けついでいないので、原告は雇用契約書第3条、第7条、第8条の秘密保持、競業禁止及び違約金等規定に基づいて、被告は原告に月給10倍の違約金、計 NT\$337,150 を賠償すべきである、との主張は根拠がないものであるので、許可されるべきものではない。

(二) 原告が営業秘密法の違反として被告に損害賠償金 NT\$1,000,000 を請求したことには理由があるか否か？

1. 営業秘密法で称する営業秘密とは、方法、技術、製造工程、配合、プログラム、設計又はその他生産、販売若しくは経営の情報に使われるものであって、且つ下記の要件に該当するものをいう。同類の情報に関わる一般人に知られているものではない。

その機密性により、実在的又は潜在的経済価値を有するもの。保有者により秘密保持のたでない方法をもって、営業秘密を取得したとき、前号の営業秘密であることを知りつつ、若しくは重大な過失により知らずに取得し、使用し又は漏えいしたとき、営業秘密を取得した後に第1号の営業秘密であることを知りつつ、又は重大な過失により知らずにそれを使用し又は漏えいしたとき、法律行為により取得した営業秘密を不正な方法をもって使用

し又は漏えいしたとき、法令により営業秘密を守る義務があるにもかかわらず、それを使用し、又は故なく漏えいしたとき。前項で称する正当でない方法とは窃取、詐欺、脅迫、賄賂、無断複製、守秘義務違反、他人を誘引して秘密保持義務を違反させるものその他これに類似する方法を指す、と営業秘密法第10条にも明文が規定されている。

2. ところが、双方が設立したウェブサイトからのメッセージ発送プログラム及び顧客資料を財団法人中華工商研究院（以下工商研究院と称す）で鑑定した結果、双方のプログラムが同一ではなく、被告のメッセージ発送プログラムは原告のを複製若しくは一部分を剽窃したのではなく、一方、顧客資料については、その質及び量を対比すると、相似性が低いので、同一ものではないものとの判断される故、被告の顧客資料は原告のを剽窃したものではないことは、鑑定報告書がファイルに付されているので証明できることであり、双方のプログラム及び顧客資料が同一ではないと認められるので、被告が雇用された期間に知ったメッセージ発送のプログラム及び顧客資料を正当でない方法で使用し若しくは漏洩したとの原告の主張は顯かに採用されるべきではない。
 3. 原告は別に工商研究院はプログラム鑑定に必要な基礎設備、たとえばハードディスク、ソフトディスク等がないので、ソフト使用能力を具備しておらず、プログラム鑑定の専門でもないので、鑑定報告が採用できないと称した。それに工商研究院ではこのケースに似た著作権のケースを鑑定したことがあり、Linux システムの鑑定もあり、鑑定方式も似たようなものであったことから、運搬、操作、ハードディスクの消耗又はその他の外力の原因で工商研究院のコンピューターが証拠物を毀損する可能性があるもので、本件鑑定当時、予備のハードディスクが必要となり、ハードディスクの中のプログラムがめちゃくちゃなので、ハードディスクを破壊すると判断され、双方が確認し、資料をコピーするよう要求したわけで、工商研究院には鑑定に供するその他のコンピューターの本体がないので、当事者が自ら提供するようにと要求したとの話をしたこともなく、工商研究院には鑑定に供するコンピューターの本体が提供できない、若しくはLinux プログラムが操作できないということをすでに否認し、並びに証拠物の損害を防止するため、本体、ブートディスクを提供し、双方のスタッフが自ら鑑定範囲を確認し、コピーした後鑑定することにした次第を説明し、証人姜鐘凱がハードディスクの資料をコピーしただけで、それを工商研究院のコンピューターで操作し、その後、工商研究院のスタッフが原告に操作を要求しなかったので、たとえ工商研究院は原告に鑑定資料のコピーを要求したとしても、工商研究院が鑑定能力を有していないものと推定できない。
 4. 証人の証言からでは、鑑定過程において、工商研究院のスタッフはLinux システムを操作できるか否か、どのコンピューターを使用して鑑定したのか、鑑定とは無関係なので、工商研究院のスタッフはLinux システムが操作できない、原告がコンピューター本体及びブートディスクを提供した等によって、鑑定結果が不実であると認定したことは採用できるものではない。
- (三) 以上をまとめると、原告は被告が1999年10月25日に締結した雇用契約及び営業秘密法に違反したことにより、被告に違約金及び賠償金を請求したことは法における根拠がなく、棄却されるべきであり、原告の訴が既に棄却されたので、その仮執行の申立も根拠を失う故、併せて棄却されるべきである。

04 営業秘密の構成要件である新規性が否定される技術と同一のものを被告が果たして使用していたかも
証明できない原告の請求が棄却された事例

裁判番号：台湾台北地方裁判所民事判決

94 年度勞訴字第 12 号

件名：権利侵害行為損害賠償

原告：雲陽科技股份有限公司

法定代理人：李德華

被告：宏明科技有限公司

法定代理人：張君璋

主文：原告の訴及び仮執行の申立は共に棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

判決要約：

一、事案の概要：被告は 2000 年 12 月 21 日に原告会社の業務主任として雇用された。原告は 2001 年頃被告張君璋を派遣し、經濟部主催の「液体及び薄膜サンプル蛍光分光器開発研製の先期研究」（以下液体及び薄膜サンプル先期研究と称す）第二期研究計画及び面接会議に参加し、実際に係争蛍光分光器組立技術及びテスト技術に参加した。被告張君璋は 2002 年 6 月 4 日に原告会社を退職し、同年 8 月頃に被告宏明科技有限公司（以下宏明会社と称す）を設立し、営業項目は精密器具の小売り及び卸売りを含むもので、原告が開発した「改良式線性陣列式 CCD 分子蛍光分光器」（以下陣列式蛍光分光器と称す、その作用は色層を分析し、それによって液体の PH 値を検査する）の中の「蛍光分光器及び 90 度回転 UV/VIS 分光器拡充技術」は 1 台の機械で用途が多様な、光学、機械及びプログラムを整合した新しい技術であり、国内の蛍光分光器は単一機能のものが多く、それに比べると、その新しい技術は経済利益がある。原告の上記陣列式蛍光分光器には「サンプル溝、探測器及び分光器の間を光ファイバーで接続しているため、サンプル溝は需要によって環境パラメーターコントロールの進行又は特殊部品の加入ができる」、「光源は容易に変え、違うウエーブ・バンドの需要に提供する」、「本体規格の微小化によって実験空間が節約でき、持ちやすくなる」、「陣列式 CCD 探測器を伝統の PMT 探測器の代りとし、同一時間に全ウエーブ・バンド分光図を示し、実験及び品質コントロールの時効性を向上する」、「ハンド調整波長選択機能があり、使用者は需要によって波長を調整する」、「光学ソフトウェア」及び USB 線を蛍光分光器に応用すること等の特徴があり、その種類の情報に関わる一般の者でさえ知らないもので、それに既に秘密保持措置が採用されたので、上記機密情報は営業秘密法第 2 条に規定される営業秘密に属するものである。被告は上記営業秘密は原告会社の所有に係るものであることを明かに知りながら、敢えて原告の同意を得ずに、無断で上記機密技術を使用して蛍光分光器の生産、販売をし、訴訟関係者でない高雄大学材料系鍾宜璋教授、台湾微型影修股份有限公司（以下影修会社と称す）、正達国際光電股份有限公司（以下正達会社）、雲林科技大学環境及び完全工学系施明倫先生等人に販売し、不法利益を獲得していたので、営業秘密法第 13 条第 1 項第 2 号、第 13 条第 2 項、会社法第 23 条及び民法第 28 条の規定により、連帯して NT\$1,000,000 及び起訴状写しの送達翌日より弁償日迄、年利率 5% で計算した法定遅延利息を給付すべきである、と原告は申し立てたが、裁判所では原告の訴は理由がないと認めたので、上記起訴請求を棄却することにした。

二、理由：

（一）本件の争点は上記「サンプル溝、探測器及び分光器の間を光ファイバーで接続しているため、サンプル溝は需要によって環境パラメーターコントロールの進行又は特殊部品の加入ができる」、「光源は容易に変え、違うウエーブ・バンドの需要に提供する」、「本体規格の微小化によって実験空間が節約でき、持ちやすくなる」、「陣列式 CCD 探測器を伝統の PMT 探測器の代りとし、同一時間に全ウエーブ・バンド分光図を示し、実験及び品質コントロールの時効性を向上する」、「ハンド調整波長選択機能があり、使用者は需要によって波長を調整する」、「光学ソフトウェア」及び USB 線を蛍光分光器に応用すること等が新規性を具備しているか否か、被告が生産した蛍光分光器は原告が主張した技術を使用したか否か、である。

1. 営業秘密の前提要件として、経済活動において、競争力を高める情報の編集著作で、その編集著作は新規性及び被周知性を具備しなくてはならず、もしその技術が既に詳細にわたり紹介されたり、公開発表、使用されたりしたことがある場合、新規性があると認

めることはできない。

2. 係争技術は排他的オリジナリティー、新規性及び営業秘密要件を具備しているか否か、について、經濟部が原告が執行した上記液体及び薄膜サンプル蛍光分光器開発及び研究製作の先行研究審査報告の中に、審査意見に：「PMT の代わりに CCD で微小蛍光分光器を製作し、技術的革新及び商品の産業価値を有する」と記載されていることは（2001年10月2日付審査結果書1部がファイルに付されているので、調べられることである）、しかし僅かにその審査意見だけで PMT の代わりに CCD を使用したことが技術的革新及び商品の産業価値を有すると認められる根拠は何であるか、知り難いものである。又、CCD を蛍光分光器の探測器として使用することは2000年より陸続きで研究発表され、CCD 及び PMT を探測器とするそれぞれのメリットと欠点が分析されたことについては、行政院国家科学委員会 2000 年度大学生参与の特別テーマ研究計画報告、国立中山大学物理研究所 2001 年6月修士論文、郭豔光実験室ウェブページ資料各1部がファイルに付されているので、調べられることである。又、訴訟関係人でない台湾哈納精密股份有限公司が生産した多功能蛍光分光分析器の探測器は CCD を元件としたものであることについても商品カタログ1部がファイルに付されているので調べられることである。CCD を蛍光分光器の探測器として使用したのは、原告が最初にそうやった者ではなく、原告が主張した「陣列式 CCD 探測器を伝統の PMT 探測器の代りとし、同一時間に全ウエーブ・バンド分光図を示す」ことがその所有に係る機密情報であることは採用できないものである。
 3. コンピューターソフトプログラム、Y 型光ファイバー及び探棒との連結、350 ワット氙燈光源等はその主張した上記の「光源は容易に変えられる」、「本体規格の微小化」、「陣列式 CCD 探測器を伝統の PMT 探測器の代りとし、同一時間に全ウエーブ・バンド分光図を示す」、「ハンド調整波長選択機能があり、使用者は需要によって波長を調整する」及び USB 線の使用等は蛍光分光器の技術との間に何の関連があるのかについて、原告は証明していなかったため、原告のこの部分に関する主張は採用できないものである。
 4. ①被告が生産した上記の蛍光分光器のソフトプログラムは原告の陣列式コンピュータープログラムの原始コードとは同一でもなく類似でもない。
 ②被告が研究開発した上記の蛍光分光器には上記 Y 型光ファイバー及び探棒との連結、350 ワット氙燈光源の技術が同一又は類似装置であることについて、原告は挙証証明できないので、たとえ原告が主張した上記陣列式蛍光分光器に使用されているソフトプログラム、ツーウェー通路 Y 型光ファイバー及び探棒は光径の連結、350 ワット氙燈光源等は原告が創作した営業秘密であるとしても、被告が原告にそれ等の営業秘密を侵害した行為があった、とは認め難いものである。
 ③被告張君璋が原告会社に雇用されたのは被告の最初の仕事だったので、被告及び宏明公司の商品に使用された技術が当然原告公司のと同じである云々と原告が主張したが、たとえ被告張君璋が原告会社に雇用されたのが最初の仕事だったとしても、使用した技術が必ずしも原告公司のと同じであるとは限らないものである。
 5. ①原告は上記 CCD 自動化分光器実用新案登録説明書に付した図で上記技術は新規性を具備していると主張したことは採用できない。
 ②原告の上記技術は既に他人によって発表され、インターネット、ウェブカメラが発達したいま、知識交流が既に国境を越え、上記の外国資料について、その分野に関わった者なら容易に調べ得ることであり、国内において発表されたことがなかっただけにすぎないので、新規性を具備しているとは認定できない。まして被告が提出した資料について、一部分は来国内の研究資料であり、全て外国資料ではなかった。
 ③被告はその生産販売した蛍光分光器のソフトプログラムの原始コードが原告の陣列式蛍光分光器のと同じであることを否認したことは、前に述べた通りであるので、張家旗が原告が研究開発した陣列式蛍光分光器ソフトプログラムを被告宏明会社に漏洩した、とは認定し難いもので、たとえ張家旗がソフトプログラムを被告宏明会社に漏洩したとしても、被告が原告が主張した技術を侵害したか否か、とは無関連であるので、原告のこの部分の主張は採用できないものである。
- (二) 原告は上記「サンプル溝は需要によって環境パラメーターコントロールの進行又は特殊部品の加入ができる」、「光源は容易に変え、違うウエーブ・バンドの需要に提供する」、「本体規格の微小化」、「陣列式 CCD 探測器を伝統の PMT 探測器の代りとし、同一時間に全ウエーブ・バンド分光図を示す」、「ハンド調整波長選択機能があり、使用者は需要によって波長を調整する」及び USB 線を蛍光分光器に応用すること等が特殊技術であることを証明できず、それに被告が生産販売した蛍光分光器は原告の陣列式蛍光分光器に使用された光ファイバー及びソフトプログラムと同一又は類似したと

ころがあることについても証明できないので、被告が原告の営業秘密を侵害し、賠償責任を負うべきである旨の主張は採用できないものである。

台湾に於ける特許侵害の警告状の送付を巡る不正競争等の法律責任について

警告状を送付する際に権利が実際成立していて、又警告状の送付の方式が公平取引法に違反していなければ特に警告状の送付する側に法律責任を追及することが出来ない。権利行使に関する行為が実施される時点で存続する権利は法律と行政処分などによって作成された信頼できる法律状態があるので、当事者が当該実体上の法律状態を主張すること自体が、違法性はないとされている。勿論、権利を主張する方式に関しては、公平取引法に付随される「知的財産権の侵害に関する警告状の送付のガイドライン」を遵守しなければ違法の法律責任はある。

又、特許侵害事件の被告側から、権利行使を進める権利者側に対して、権利の無効原因やその他の瑕疵の存在を承知した上で権利行使をしたや、権利行使の手段の一環としての第三者に対する警告状或いは広告の内容が虚偽であるとか、若しくは権利が爾後に無効審判決定を受けたことなどを主張して、民法第197条、又公平取引法第24条、第33条等に基づいて損害賠償を求める事例は有るが、成立した事例が殆どない。一方、仮処分を執行した後に本案訴訟判決で原告が敗訴したり、権利自身が無効になったりした場合、原告側は供託された担保金などを被告側の損害を填補すべく没入されたり、その他の民事責任を負う事例はある。

下記の参考資料をご参照ください。

添付資料1. 【警告書の送付からみる不正競争行為に関する取り扱い】

添付資料2. 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の一】

改正特許法では積字第548号及び公平取引法による特許権者の警告書送付の制限が解除されるか否かについて

添付資料3. 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の二】

裁判番号：台湾台北地方裁判所民事判決
93年度訴字第3371号
件名：権利侵害行為損害賠償

添付資料4. 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の三】

台湾最高裁判所 91年台抗字第275号判決
件名：仮処分

添付資料5. 【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の四】

台湾台北地方裁判所 92年度智字第10号判決
件名：権利侵害行為損害賠償

01 警告書の送付からみる不正競争行為に関する取り扱い

200709-TIPL0

警告書は基本的に侵害事実の告知と差し止めの請求が趣旨の文書である。形式に特にこだわる必要がないが、内容は主に権利者の権利存在宣言、侵害の事実、侵害行為が負うべき刑事責任と民事責任、並びに侵害の差し止め請求とそれに応じない場合は民事刑事の責任追及の表示である。このほか、関連する情報の提供、例えば偽造品の出所と在庫等情報の告知、在庫品の提示、帳簿の開示等の要請も記載されているが、実効が薄いながら、よく見られる。また、証拠収集を保全するために、警告書を出した直後に令状に基づいて家宅捜査と押収を実行すべきである。

容疑者の侵害行為の程度が軽微で、直ちに刑事告訴を提起する必要がないと判断したときは、ひとまず侵害者に警告書を発してもよい。逆に、容疑者の模倣行為が重大なことを十分に証明できる証拠物をつかんだときは、速やかに刑事告訴及び捜索・押収の行動に移すことができる。この場合、警告書を発するとしたら、容疑者が自分の犯行がすでに発覚し、マークされたことを知り、さらには模造品の隠蔽工作に走るにもなりかねないので、かえって後日に展開の捜索や押収行動に不利になる。

警告書の内容に関し、特定の対象に対して侵害行為の停止を求めるときは、侵害の停止を要求する根拠（権利者であること）を明示し、容疑者にこれ以上侵害行為を継続しないこと、及びこれまでの権利者に与えた損害への賠償などを約束するように求める旨の文言を盛り込むべきである。

関連業者又は広く消費者に対して警告をする場合は広く通告書を配布し、若しくは新聞紙に通告を掲載する方法で、権利者が自己の権利を侵害した行為に対して法律責任を追及する旨の意思を伝え、権利者の権利保障を図る。

警告書を送付するにあたって、特に競争相手（例えばメーカー、輸入業者）宛てに発する場合、公平取引法に触れないように行政院公平取引委員会が制定した「著作権、商標権又は特許権侵害事件における警告書の送付に関する処理原則」に注意しなければならない。

従来では特許法第131条により、特許権者がその特許権を侵害した製品のメーカーに刑事告訴を起こすときは、侵害者に対して侵害の排除を要求する書面通知を提出しなければならない。こうした通知の内容は警告書と似ているが、これをしっかり保存するために、内容証明で差し出したほうがよい。捜索活動が行われる前日、又はその二日間前が内容証明の差出しに適する時機と思われる。

警告書の作成・送付名義人・送付に要するコスト

■警告書のポイント

- 権利者として特定権利が侵害された事実を主張すること。
- 相手方が頒布する、又は製造販売に関わる製品が海賊版、模倣品又は知的財産権侵害疑義貨物に該当することを指摘すること。
- 係争の侵害行為及び証拠物件を発見した経緯と権利侵害の嚴重性等を指摘すること。
- 違法行為の即時停止を請求すること。
- 違法に製造・販売された商品の数量、在庫状況、入手経路、仕入れ価格、販売対象などに関連する情報の開示を請求すること。

■送付名義人

権利者自身の名義で送付する 取引関係などから相手方とある程度関係を維持することを期待したり、婉曲に訴えたい場合は、権利者自身の名義で警告書を出すのもよい。

弁護士が代理して送付する先方に法的手段をとる決心を示してプレッシャーをかけたい場合、弁護士の名義で警告書を送る方法もある。

■コスト

警告書の作成には事実構成を明記の上、法的手段の法律根拠も説得力高く論列されるうえ、公平取引法など関連規制に触れないための配慮が必要とされる。

又警告書を弁護士の名義で出す場合、弁護士事務所の代理人料もコストに入る。

そのため、事案の複雑性や証拠書類の量によって異なるが、通常ではNT3万円から5万円程度の費用

を見積もる。

送付に際しての留意事項

1 特定の対象

送付対象は次の順で優先順序がある（著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則をご参照）。

第一順位：警告書の送付に先だって侵害容疑の製造者、輸入者或いは代理商社に対して通知をし、侵害の排除を要請したもの。

第二順位：小売店、量販店、デパート、一般商号等。

2 不特定の対象（新聞紙への掲載）

警告書の送付方法は目的によって異なる。主に容疑者に侵害行為の停止を求める場合は通常一般の警告書（対象が特定）で行う。また、場合によっては新聞紙に掲載して公に警告の声明をすることもできる。つまり、対象を特定しないで、ただ権利者の権利が侵害され、違法コピー商品を見つけたなどの事実を述べるだけで、消費者に注意を呼びかける。但し、新聞紙への掲載による公開警告は特許侵害事件起訴前の書面による侵害排除請求との要件を満たさない。

警告書を発した後、権利侵害容疑者はなお模倣行為を続け、しかも権利者の要求に応じない場合は告訴を提起して権利を行使するしかない。警告書送付後、鑑定書などの関連書類を揃えて管轄検察署に告訴を提起することができる。侵害者と示談するときは告訴権の時効に注意しなければならない。

又、複数の不特定の容疑者、販売店又は製造者に対して、個人宛ての警告書の代わりに、通告書を新聞紙に掲載することもよくある。権利者が権利を行使する決心の意思表示として、侵害行為者を威嚇する効果があるほか、知的財産権を重視するスタンスを消費者や同業界にアピールすることもできる。但し、公平取引委員会が制定した「著作権、商標権及び特許権の侵害に対する警告書の送付に関連する事件の処理原則」によれば、警告書の送付が公平取引法が禁止する営業妨害行為にならないように注意しなければならない。

◆解析一著作権、商標権及び特許権の侵害に対する警告書の送付に関連する事件の処理原則

商業活動を遂行する中で、他人が自分に実害或いは脅威を及ぼしそうな事情があることに気づく場合、その当事者に対して実際の状況を究明してもらって、注意を喚起させることが普通である。こういう時は、自分の利益が登録や創作などの条件に基づいて権利として保護されている、例えば著作権、商標権或いは特許権の場合と、実体的権利は無いが相手の行為が不正競争防止法に規制される対象の場合などに実体的権利状態の有無等の条件が異なるので、対処方法と留意点も分かれる。

台湾では、知的財産権保護の意識が向上する中、知的財産権侵害が企業間紛争の火種になる事案が年増しに多発する。景況の影響もあろうか、市場戦略の見地とロイヤリティー収入の増加などに駆られて外国の優良企業が主導する侵害訴訟は増える一方、ドメスティックの地場企業同士も熾烈に知的財産権侵害事件で闘ぎ合う。知的財産権侵害が企業競争の切り札になりつつあるが、警告書や新聞広告の乱発による営業妨害の懸念は権利の濫用にならない正当な権利行使への反省が広範に進み、ついに公平取引委員会が関連事件の処理原則の制定に取り掛かった。（著作権、商標権及び特許権の侵害に対する警告書の送付に関連する事件の処理原則・1997年5月14日に公布・2007年5月8日に最新改正）

同原則は10か条からなり、大原則をまとめれば次のとおりである。

1. 警告書の送付手順

原則として警告書の送付に先だって侵害容疑の製造者、輸入者或いは代理商社に対して通知をし、侵害の排除を要請することが必要である。但し、事業者が上記の侵害廃除の通知を実践しないときでも、合理的に可能な範囲内の注意義務を尽くした場合、もしくは上記の通知が客観的に不可能な場合などには、侵害排除通知の手続きが行われたとみなす。（処理原則第3点から第4点まで）

2. 警告書の内容と添付書類の要求

(1) 権利主張を明確にするための措置

警告書を送付する前に、裁判所の一審判決を経て著作権、商標権或いは特許権の侵害を確認でき

るものは必ず公平取引法に抵触しない。そこまで出来なくても、著作権、商標権又は特許権の侵害対象物品の鑑定を専門機関に依頼し、鑑定の結果をまとめた報告書を提示すれば正当化できる。(処理原則第3点から第4点まで)

(2) 競争相手の営業を妨害しないこと

形式的な措置をクリアしても、実質上の競争妨害への配慮が必要。公平取引法第19条、第21条、第22条又は第24条などに違反しないために、関係者の商業上の信用、市場における競争状況といった基本条件への尊重を念頭に置く必要がある。(処理原則第5点から第10点まで)

◎特別状況

最近、日本や米国諸外国における特許などの権利を台湾のメーカーや貿易会社に主張する事案が発生する。外国での権利を台湾にいる企業等に通告するための書状は、上記の著作権、商標権及び特許権の侵害に対する警告書の送付に関連する事件の処理原則の適用対象になるかどうかはまず問題になるが、原則として警告書のあて先が台湾の業者になるので、同公平取引法と処理原則の管轄下に入ると思われる。

また、実体的な権利の有無によって、警告書の取り扱いが若干異なると懸念する向きもあるが、権利主張の基礎となる法的根拠に基づく(1)権利侵害実態の分析と、(2)関連法律の問題提示が二大ポイントであることに変わりはない。特許権や意匠権を保有していない場合の対応は、原則として類似かどうかへの配慮を要するが、侵害する権利に関する説明がそれなりに異なる。即ち、特許や意匠の侵害意見書の形態と違い、この場合では公平取引法違反の根拠に関する最低限の説明と論理を解き明かす必要がある。

3. 留意事項

(1) 警告書の送付手順：

まずは侵害容疑品を製造又は提供元若しくは入荷元を勤めるサプライヤー業者自体に対する警告書の発送。侵害容疑品の元となるものあらかじめコンタクトせず直にその他の第三者、例えば零細企業や小売店に対して警告書を送付すると営業妨害とされる可能性が高くなるので、ご留意下さい。

(2) 文面と内容：

権利の存在の捏造は禁物。また、権利範囲と存続期間も虚偽表示をしてはならない。そのうえ、特許や意匠が如何に侵害されているかについての説明又は技術解析等の裏付けも必要。単なる特定の行為を差し止め、不慮な損害賠償の金額を直訴するだけの文脈では、たとえ第三者への送付がなくても、極端な場合ではあるが強制罪乃至恐喝罪の成立が考えられる。最低限の、即ち権利侵害の実態を客観的に理解できる程度の技術内容を説明することが、通告内容の合理性を確保できる。又、過激な用語表現を避けて、侮辱を感じさせないよう心がけることも大切である。

次に警告書の具体的な作り方を事例によってご紹介する。

警告書の作り方 (実例)

警告書 (案)

拝啓

1. 当事者_____より、下記事項の申し立てと委任を受けた。
- (1) 当社は世界的に有名な_____製品の設計開発業者で、製造生産された各種製品及び開発設計した_____等は内容の品質が精良で、_____が充実なことから世界各地に遍く販売され、深く消費者の好評を得て愛用されている。中でも当社が設計開発した_____は 年 月 日に日本で正式に発行されて、著作権法第4条の規定により、当社は上記著作物の内容(音楽、影像、図片、人物造形及びテーマ等を含む)について、台湾における著作権を享有しているの、当社にはその著作物の複製、改作等の権利があり、当社の同意なくしては法により、何人でもこれを複製、模造してはならないことになっている。
- (2) ところが、_____に設置する_____ (以下佳○公司という) が出版、陳列、販売の_____は当社の利用許諾を得ずに、勝手に当社が創作した_____を_____に複製並びに_____に_____として掲載した。又、勝手に当社の上述創作の中に使用した_____を_____にも掲載した。(添付書類) 著作権法第_____条の規定では:「第_____条の罪を犯すことを業とする者は、年 年以上 年 以下の有期懲役に処し、新台幣ドル 万元以下の罰金を併科することができる。」_____が勝手に_____の創作成果を盗用し、連続して台湾で当社の著作財産権を侵害する_____等商品を大量的に複製、陳列、販売した行為は明らかに上述の著作権法の規定に違反し、著しく_____の合法的權益を侵害するものである。
- (3) 従って、_____に上記の事情を伝えて頂き、本書信到達後7日以内に経緯についての説明を書面で提出して頂き、並びに2週間以内に市場に流通している上述_____を回収した後、すべての仕入及び出荷伝票等の証明資料を開示し、在庫品を併せて貴弁護士に引渡して廃棄処分を行うこと。又、_____に謝罪広告を掲載し、再び当社の著作権を侵害する_____等商品を生産、陳列、販売しないことを保証す、もし違反した場合は懲罰的違約金として新台幣ドル元を無条件で支払う旨の誓約書の提出を求めるものである。さもなければ、当社は民、刑事の告訴を提起し、貴社の負うべき責任を追及するという趣旨の書函を貴弁護士代理で出して頂きたい。」

2. ここに上記のとおりご通知申し上げ、然るべく処理されたい。

敬具

佳○出版有限公司 御中

添付書類: 佳○出版有限公司の「□□□□攻略本」のコピー1部

台湾国際専利法律事務所
 弁護士 ○○○
 弁護士 ○○○

中華民國○○年○○月○○日

02【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の一】

改正特許法では駅字第548号及び公平取引法による特許権者の警告書送付の制限が解除されるか否かについて

●公平取引委員会の特許権者に対する警告書送付の制限

特許権者の警告書送付の制限に関しては、公平取引委員会が制定した「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」による。同原則は、「事業の公平競争を確保し、取引の秩序を維持し、有効に事業が著作権、商標権若しくは特許権を濫用し、不当に競争相手がその著作権、商標権若しくは特許権等を侵害するとして警告書を外部へ送付して発生した不正競争事件を処理するために、本処理原則を制定する。」(同原則第1点)を目的とすることから、主に競争相手の間での活動を拘束するものであって、また事業が異業種の事業に対して、自身の著作権、商標権若しくは特許権が侵害される旨の警告書を不当に公表し、不正競争を行った場合においても、本規定の適用がある(同原則第10点)。

同原則で処理する行為とは、「事業者による警告書送付の行為」をいう。その定義については、事業者が警告書、通告書、弁護士書簡、公開状、新聞広告又は、自己の事業若しくは他の事業の取引相手方もしくは潜在的な取引相手方に知らせることのできる文書をもって、自己の事業若しくは他の事業の取引相手方若しくは潜在的な取引相手方に対して、特定の競争相手を名指しして他の事業者がその所有する著作権、商標権若しくは特許権を侵害する旨のメッセージ(風説)を流布する行為をいう(同原則第2点)。

不正行為とはどういうことを意味するかについては、同原則では、第3点に正当な行為について、次のとおり明確に規定している。(著作権、商標権若しくは特許権を行使する正当行為の例一その1)：

「事業者が下記の権利侵害の確認手続きのいずれかを実践した後に、警告書を送付した場合は、その行為は著作権法、商標法若しくは特許法による権利行使の正当な行為と見なす。

1. 裁判所の一審判決を経て著作権、商標権若しくは特許権の侵害を確認したもの。
2. 「著作権審議及び調解(調停)委員会」の調停・認定を経て著作権侵害を確認したもの。
3. 特許権の侵害に関わったとされる物品を専門機構に鑑定させ、鑑定報告書を取得し、かつ警告書を送付する前、又は送付と同時に侵害容疑の製造者、輸入者若しくは代理商社に通知して侵害の排除を請求したもの。

事業者が前項第3号後半に掲げる侵害排除の通知を行っていない場合でも、事前に権利救済手続きを取ったり、若しくは合理的に可能な範囲内での注意義務を尽くした場合、又は前項の通知が客観的に不可能な場合、又は具体的な事実や証拠に基づいて告知を受けるべき者は既に権利侵害紛争の事情を知りえた場合、権利行使の正当な行為とみなす。」としている。

第4点(著作権、商標権若しくは特許権を行使する正当な行為の例一その2)により、「事業者が警告書を送付する前に次に掲げる権利侵害の確認手続きを実践し、かつ第5点から第8点に定める違法な事情が存在しない場合、著作権法、商標法若しくは特許法による権利行使の正当な行為と見なす。

1. 警告書を送付する前、又は送付と同時に侵害容疑の製造者、輸入者若しくは代理商社に通知して侵害の排除を請求したもの。
2. 警告書には、警告書を受ける者が係争権利が侵害される可能性を知りうるように、その著作権、商標権若しくは特許権の明確な内容、権利範囲及び侵害された具体的な事実(例えば、係争権利に関わる物品はいつ、どこで、どのように製造、使用、販売又は輸入されるかについて)について明確に説明すること。

事業が前項第1号に掲げる侵害排除の通知を実行しなかった場合でも、事前に権利救済の手続きをとったり、合理的に可能な範囲内での注意義務を尽くした場合、又は具体的な事実や証拠に基づいて告知を受けるべき者は既に権利侵害紛争の事情を知りえた場合、権利行使の正当な行為とみなす。」

第3点を実行しなかった場合の不当な警告書の内容

	処理原則	規制の対象	法令違反条項
1	第5点第1項	事業者は第4点に定める先行手続きを実行したかどうかにかかわらず、警告書を送付した行為について、その警告書の内容には特定の競争相手への損害を目的とし、競争相手の取引相手方に同特定競争相手との取引	公平取引法 第19条第1号

		を拒否することを促し、競争制限又は公平な競争を妨害する恐れがある場合。	
2	第5点第2項	事業者が第5点第1項の行為により、競争相手の取引相手方を自己と取引するようにし、競争制限又は公平な競争を妨害する恐れがある場合。	公平取引法 第19条第3号
3	第6点	事業者は第4点に定める先行手続きを実行したかどうかにかかわらず、警告書を送付した場合、その内容にはその商品又は役務に関して、虚偽不実若しくは誤解を招くような陳述があるもの。	公平取引法 第21条第1項又は第3項
4	第7点	事業者は第4点に定める先行手続きを実行したかどうかにかかわらず、警告書を送付した場合、その内容には競争相手に損害を与えることを目的とし、競争相手の商業上の信用を毀損するに足りる不実の陳述があるもの。	公平取引法第22条
5	第8点	事業者は第4点に定める先行手続きを実行したかどうかにかかわらず、警告書を送付した場合、その内容には、次のいずれかに該当し、取引の秩序に影響を与えるに足りるもの。 1. 著作権をもっていない、又は法により商標権若しくは特許権を取得していないことを明らかに知っている場合。 2. 著作権、商標権若しくは特許権の権利範囲を誇示し又は拡張する場合。 3. その競争相手若しくは市場における他の競争相手が違法にその著作権、商標権若しくは特許権を侵害していることを示唆する不実の陳述。 4. その他の人を欺くような陳述（欺もう）又は著しく公平さを欠く陳述。	公平取引法第24条

●釈字第548号について

大法官會議が公布した2002年7月12日付け第548号解釈では、「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」第三点、第四点の規制が合憲化された。同号解釈では、裁判所による判決又は鑑定報告の提出について合法的に警告書を送付する必要前提であると認定し、次の通り見解を示している。

「事業が第三者に対して特許権侵害を主張する旨の警告書送付行為は、特許法第88条に基づく侵害排除及び防止の請求権の行使に該当するものであるが、権利が濫用されてはならないことは、法律の基本原則であり、権利者がこの義務を尊重すべきであり、前記の処理原則が新たに付与されたものではない。同処理原則第三点、第四点について、行政院公平取引委員会では事業が第三者に対して知的財産権を侵害する旨の警告書を散布した事件の処理原則、公平取引法第45条にいう正当な行為の権利行使を例示した解釈に該当するか否かについて、国民の権利行使にあたり、法律に設けられていない制限を加えたこともなく、法律の保留原則に反しないばかりか、許諾が明確であるかどうかの問題が生じることもなかったもので、憲法に反しない」としている。

台北高等行政法院による関連判決の検討

一、 92年度訴字第2947号

(一) 事実概要

- (1) 原告である名翊汽車裝潢有限公司は、台尊公司の川下業者宛（つまり多多汽車百貨材料行等四社）に、台尊公司が原告の「汽車座椅脚架固定座改良結構」の特許権を侵害したことにより、法により告訴が提起され、検察官、警察官による立ち入り捜索が実施され、犯罪事実が確実であるため、刑事訴追のほかに、巨大な民事損害賠償責任も免れないとして、前記の特許権による如何なる模造品の販売をしてはならず、訴訟沙汰にならないよう求めた旨の内容証明郵便を送付した。
- (2) 原告は、係争警告書に特許証書及び中華民國專利公報を付したが、その上に裁判所による判決書とか、侵害を受けた具体的な事実を釈明する書簡又は公正的且つ客観的な鑑定報告等具体的に侵害を受けた証明書類が付されなかったため、受信者がその特許権を侵害したか否かを合理的に判断する根拠もない状況の下で、その不信を招き、その競争相手との取引を拒むことに至った。

(二) コメント

本事件は、三回にわたる訴願が行なわれたが（その中の二回については訴願会により原処分が取り消された）、最後は処分を余儀なくされたが、公平取引委員会では、原告が警告書に鑑定報告を付したり、侵害を受けた具体的な事実を釈明したりしなかったとして、同社による特許権の行使が公平取引法の違反になると認定した。改正後の特許法の規定は別として、本事件の問題点は、「検察機関及び警察官による立ち入り捜索が実施され、摘発されたこと」の事実が、主務機関に何故「侵害を受けた具体的な事実」として見なされなかったかのあるもので、言い換えれば、主務機関は犯罪捜査機関が特許侵害に対する侵害の見解を否認した。もう一步踏み込んで言うと、改正後の特許法に基づくと、原告が告発者の川下業者に対して警告書を送付した行為が、合法であることは、川下業者が「販売の申出をする」ことがあり得るので、特許法に基づき、特許権者には防止する権利を有するものである。

二、 92年度訴字第1688号

(一) 事実概要

- (1) 原告である高元平が、関連メーカー宛に通知書簡の送付を長鑫國際專利商標事務所張登欽に依頼し、またそれに先立って製造メーカーである基士特公司に通知するように伯欣公司に求めたが、前記書簡では僅かに係争特許権の番号を明記しただけで、その特許権の明確な内容、範囲及び侵害を受けた具体的な事実について釈明しなかったため、受信者がそれに基づく合理的な判断を下すことに至った。
- (2) 原告は、前記警告書を送付する前に、特許権を侵害する可能性がある対象物品を司法院及び行政院が指定した専門的な鑑定機構である中国生産力中心に送付し、鑑定を要請した。その鑑定報告書では、「基士特実業股份有限公司」により製造され、西瑞企業有限公司及び伯欣企業有限公司に販売されている「抽水馬達泵」が、高元平、李為仁が有する第85213873号「抽水馬達泵的改良構造」特許（実用新案第146526号特許権）の特許請求範囲とはほぼ同一であると結論付けられている。しかしながら、原告が送付した警告書には、前記の鑑定報告が付されていず、その上に僅かに『特許権者が証拠及び侵害鑑定報告を有している』云々と汎称されたのみなので、受信者をして合理的な判断をする根拠がない境地に陥らしている。
- (3) 原告は警告書を送付する前に係争製品の製造メーカーの詳細な住所を知る由もないので、事前通知の手続きを実践できないと主張した。

(二) コメント

本事件は製造メーカーをないがしろにして、警告書を送付した事件であり、原告は製造メーカーに侵害排除を請求しない状況の下で、直接警告書を製造メーカーの販売店に送付したことは、主張の趣旨で述べたとおりで、特許法の排他権が「販売の申出」にまで拡張されたので、本事件の事実が改正後の法の下では合法である。

本事件において、原告は製造メーカーの住所を知らないことを理由にし、事前に当該製造メーカーに侵害排除の請求を求めることができないと抗弁したが、裁判所では、会社の住所は經濟部のサイトで検索すれば、判明できるものであり、抗弁が成立しないと認定している。著者も、裁判所では特許権者が情報を入手する能力を考慮しなければならず、つまりサイトで会社の情報を検索することは、特許権者が有すべき権利であるかどうか、更に政府機関がサイトでの情報が正確であるかどうかについての保証が付けられていないので、特許権者がそれを根拠にし、入手

した情報を以って行動を取ったとき、裁判所では特許権行使の難しさを考慮したうえ、特許権者に対する有利な判決を下すべきであることを提案する。

三、 92 年度訴更一字第 18 号

(一) 事実概要

- (1) 原告である百年康股份有限公司が 1998、1999 年頃に、参加者である西合事業股份有限公司が販売している「TEN-880S 微電腦低周波治療器」の販売店宛に、警告書を送付したが、送付前に製造メーカーつまり参加者である帆勝股份有限公司に侵害の排除を請求しないばかりか、西合公司による模造及び製品が衛生署による許可を得た具体的な内容についても釈明しなかったことから、西合公司が特許権を侵害したとの誤認を生じせしめることに至った。
- (2) 原告は、警告書に、品番 TEN-880S の低周波治療器が日本の MARUMAN 社による PAN-100 低周波治療器を模造したものであると主張しているが、当該 PAN-100 低周波治療器が原告の代理商品であるが、台湾において特許出願が行われていなかった。

(二) コメント

本事件において、台北高等法院では、原告敗訴の判決を言い渡した。判決理由によると、原告が警告書で主張したのは日本の特許権であることから、特許権の原則が属地主義であり、原告が特許権に基づく正当な行為を行使したのではないことは論をまたないものであるとしている。

四、 91 年度訴字第 2144 号

(一) 事実概要

- (1) 原告費嘉駒が「熱水器水盤洩壓防凍装置」特許の出願者や創作者ではないばかりでなく、特許権を侵害する可能性のある対象物を公正で且つ客観的な鑑定機構での鑑定に送付し、鑑定報告を取得したり、警告書にその特許権の明確な内容、範囲及び侵害を受ける具体的な事実を釈明したりしなかったが、受信者がこれでもって合理的に判断が下せるとの告発を受けた。同氏が特許の創作権者であると称し、告発者の協力メーカーに書簡を送付した。
- (2) 係争特許権は出願番号第 86218165 号「熱水器水盤洩壓防凍装置」の実用新案特許であり、前記特許の創作者及び出願者がともに原告の配偶者曾綺梅であったが、原告は 2000 年 9 月 7 日に經濟部智慧財産局に対してその登録出願権の譲渡申請を行い、同局による 2000 年 10 月 26 日付書簡で登録が許可されたけれども、原告が警告書を送付する前は特許権者ではなかった。
- (3) 原告は、送付前に新庭会社が係争製品のメーカーであることが確認できないままに、2000 年 7 月 16 日に新庭公司等の関連業者に警告書を送付し、その後、係争パーツの出所を確認した後、さらに同年 8 月 8 日に係争パーツメーカーである七宇会社にも書簡を送付した。

(二) コメント

本事件の争点は、原告が警告書を送付した当時、特許権者でもなかったことにあるので、裁判所では出願した特許権者ではないので、法により特許権者であると主張し、特許法に基づく権利が行使できないと認定した。当時の特許法第 105 条の規定が第 59 条に準用し（つまり現行特許法第 108 条の規定が第 59 条に準用する）、実用新案特許の譲渡登録は主務機関に行われなかった場合には、第三者に対抗できないが、特許権の譲受人が侵害者に対しての特許権を主張できないと規定したのではなく、僅かに侵害者が登録を完了していないことだけを、対抗の理由とすることができるのみである。

その他、本事件の特許権者は製造メーカー（侵害者）の情報収集が難しいことから、先に販売店に警告書を送付したとの状況であるが、改正後の特許法では、特許権者に公平取引法に違反する虞がないことになる。排他権は「販売の申出」（即ち販売店）も含むので、特許権者が権利の保護行動を取るにあたり、製造メーカーから始める必要がなくなることから、その侵害排除行為時に障碍を来す可能性が低くなる。

五、 90 年度訴字第 3960 号

(一) 事実概要

- (1) 元王実業股份有限公司は、原告である新篤実業有限公司が 1999 年 7 月に出版した第 105 期台湾電玩雑誌第 75 ページに掲載した広告（係争広告と称する）について：「元王公司によるロット機が、新篤会社により特許侵害の告訴が提起され、すでに起訴され、係属中であるとし、訴訟沙汰にならないようにするために、模造品を購入しないように呼びかける」とした旨を被告に対して検挙した。

- (2) 原告と元王公司はともに、ロット機の製造業者であり、業界においては競争関係にあり、原告の代表者である邱英邦が「彩票機防盜取之結構」の実用新案について、經濟部智慧財産局に出願を登録し、審査の結果、特許が許可された。公告期間が満了し、審査が確定した後、特許証書を交付されることになった。元王会社の代表者洪世元が「彩票機彩票防盜取之結構」の実用新案特許を登録出願し、經濟部智慧財産局が審査した結果、特許を受けたが、原告が公告期間内に異議の申立を行ったので、同局では「本件の異議申立が成立し、特許を与えない」とした特許異議審決書で審決を下した。
- (3) 台中地方法院檢察署檢察官は、元王会社の代表者洪世元が特許法に違反すると認定し、公訴を提起した。また、同氏は、經濟部智慧財産局に対して、邱英邦による「彩票機防盜取之結構」実用新案特許が特許法に違反するとして、無効審判請求を行ったところ、同局は無効審判が成立しないとした審決をしたのに対して、洪世元が不服とし、再三訴願を提起したが、ともに棄却された。その期間に、台中地方法院では、「彩票機防盜取之結構」の実用新案無効審判請求事件がなおも行政救済手続中で確定されていないと認定し、1999年6月8日に洪世元に対する特許法違反事件の訴訟手続の停止を裁定した。

(二) コメント

本事件と前記92年度訴字第2947号との共通点は、公平取引委員会が犯罪捜査機関が特許侵害に対する見解を否定したが、台中地方法院での特許刑事事件において、「特許権の無効推定」の態度を取り、本事件の原告は特許の侵害を受けた被害者であるのに、保護行動を取る過程における権利の不当行使者となるに至った。

その他、本事件と92年度訴字第2947号からでも、特許権者が民事権利の救済を得る前に、行政法に違反するとして、罰金が科されるリスクもある。それにもかかわらず、特許法による刑事罰の規定がすでに廃止され、将来、檢察官と公平会の特許侵害に関する見解が異なる事情がなくなる筈である。

結論

改正特許法では、排他権を「販売の申出」にまで拡張したので、公平会による「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」は、「特許権者自身又は他の事業の取引相手または潜在取引相手」を保護するために設けられるものであるが、いわゆる「取引相手」には、「販売の申出」が含まれるべきであることから、前記の原則が大法官会議による支持を得ているが、改正後の特許法の下で適用できるとは限らない。

特許権者を保護するために、公平取引委員会では、条項を改正するか、それとも警告書送付の規制を解除するかに着手すべきである。特許権侵害に関わる民事紛争が完全に民事裁判所の管轄下に置かれ、裁判所では具体的な事件に対して、民法第 72 条の「法律行為が、公共秩序又は善良な風俗に反するときは、無効とする」との規定に基づき、ケースごとに正義を保護することで、特許権者の権利濫用への疑念をなくすことである。

03 警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の二]

裁判番号：台湾台北地方裁判所民事判決

93年度訴字第3371号

件名：権利侵害行為損害賠償

原告：華邦電子股份有限公司

法定代理人：乙○○

被告：光展電腦有限公司

法定代理人：甲○○

主文：被告が連帯して添付の「謝罪表明」、本件判決の当事者部分及び判決主文をA、B、C、D、E各新聞紙の一面に広告として掲載すること。

原告のその他の訴を棄却する。

訴訟費用は被告が連帯して七分の六を負担し、その他は原告が負担する。

判決要約：

本件で双方が争論している点は、第一回目の掲載行為の権利侵害行為請求権が時効になるか否か、第二回目の掲載行為が権利侵害行為及び公正取引法第24条の違反を構成するか否か、という点にある。

(一) 第一回目の掲載行為の時効についての抗弁部分：

1. 請求権は請求権者が行為及び賠償義務者を知った時から2年間行使しないことによって消滅する。行為の時から10年間を経過した時と同様である。民法第197条第1項、公正取引法第33条に明文が規定されている。
2. 調査したところ、被告の第一回目の掲載行為は2002年7月23日のことで、且つ原告は掲載された当日にその行為を知っていることについても争議がなかったもので、被告光展会社が本件の特許侵害から生じた争議については、かつて2002年1月頃に被告甲○○を被告光展会社の代表として原告あてに警告書を発送し、原告が生産した係争ICチップが係争特許を侵害すると指摘し、一方、原告は2002年5月23日付書状で行政院公正取引委員会に、被告光展会社の上記警告書発送の行為は公正取引法第24条の規定に違反する、と摘発したことなどについては、双方が共に争議しなかったことであることは、行政院公正取引委員会処分書公処字第092060号もファイルに添付されており査証できるので(本裁判所ファイル1の第35ページから第44ページ)、原告は被告光展会社が原告による係争特許の侵害及び公正取引法第24条の違反を指摘したことについて詳しく知っていた、と認定できる。原告も2002年7月23日に被告の上記第一回目の掲載行為を知り、被告の掲載行為はその名誉などの権利を侵害したほか、公正取引法第24条の規定にも違反する、と知っていた。それにもかかわらず、原告は2004年7月30日になって始めて本件訴訟を提起したことは、起訴状に本裁判所の受取日付があり証明できるもので(本裁判所ファイル1第5ページ)、原告は被告の第一回目の掲載行為の権利侵害行為請求権が既に2年の時効になったと、認定できる。それ故、被告が第一回目の掲載行為は時効になったとの弁解は採用できる。
3. 原告はかつて2004年7月22日に内容証明書簡で被告に権利侵害行為及び公正取引法違反による賠償責任を負担するよう要求したが、その書簡が合法的に被告に送付されなかったことは、台北24支郵局第499号内容証明書簡、差し戻された封筒がファイルにあり証明できるので(本裁判所ファイル1第128ページから第132ページ)、原告の上記内容証明書簡をもって賠償を請求したことで、時効の進行が中断できる云々の主張は採用できないものである。

(二) 第二回目の掲載行為の部分：

1. 公正取引法に別段の規定がある場合を除き、事業者はそのほか取引秩序に影響するに足る著しく公平さを欠く行為を行ってはならない。特許法により権利を行使する正当な行為は、公正取引法の規定を適用しない。これは公正取引法第24条、第45条に明文が規定されている。事業者の警告書の発送について、いわゆる権利を行使する正当な行為は、特許権者が警告書を発送する前に特許侵害である、と第一審判決に認められ、又は司法院及び行政院に指定された侵害鑑定の専門機構から鑑定報告を取得し、又は警告書に司法院及び行政院に指定された専門機関でないものから取得した鑑定報告を添付し、又は警告書に特許権に関する明確な内容、範囲及び侵害の具体的事実を明らかに説明し、受取人はそれによって合理的な判断ができることなどを指している。
2. 調査したところ、被告は第二回目の掲載行為の時、原告提供の華碩会社電子回路基板の係争ICチップが係争特許を侵害する、と指摘する前に、被告は裁判所から特許権が確かに侵害された旨の

第一審判決を取得していないし、特許権侵害らしい目的物を司法院及び行政院に指定された専門鑑定機構に鑑定をも依頼しなかったことについては、双方に共に争議がないことである。又、被告光展会社はかつて長江国際特許商標事務所に鑑定を依頼したが、その鑑定は華碩会社 P4B 電子回路基板が係争特許を侵害したか否かについて鑑定の目的物としたもので、原告が生産した係争 IC チップを鑑定の目的物としたのではなかった。原告は被告が鑑定を依頼した電子回路基板に使用されたのは原告が生産した係争 IC チップであることを否認し、且つその鑑定報告にもその IC チップの写真が添付されていず、鑑定目的物の電子回路基板に原告が生産した IC チップが使用されたことが証明できず、ましてその鑑定では僅かに Winbond38791SD IC チップが原告が生産した係争 Winbond83971 SD IC チップではない、ことを叙述しただけで、原告が生産した係争 W55F10 IC チップの鑑定が行われていないことについては、特許鑑定報告がファイルに添付され証明できるので（本裁判所ファイル第 91 ページから第 96 ページ）、上記鑑定報告は原告が生産した係争 IC チップが係争特許を侵害したことを証明できないものである。そして被告は第二回目の掲載行為の時に具体的にその特許の明確な内容、範囲、侵害された事実について叙述せず、特許証書又は特許公報のコピーも添付しなかった故、原告はそれによって合理的判断ができないので、被告の第二回目の掲載行為は特許権を行使する正当な行為ではない、と認める。

3. 被告甲〇〇は係争特許の創作人で、呂新讚を特許権者として登録されているが、係争特許は無効審判が請求された後、經濟部智慧財産局によって取り消され、且つ被告光展会社は第二回目の掲載行為などの書簡の不当発送のため、公平会に取引秩序に影響するに足りる著しく公平さを欠くもの、と認定され、公正取引法第 24 条違反として処分されたことは前述の通りとなっている。被告甲〇〇は被告光展会社の業務を行うため、2002 年 7 月 31 日に電子時報第 6 版に被告光展会社の名義で前述の記事を掲載し、原告が提供した華碩会社電子回路基板の係争 IC チップが係争特許を侵害し、原告の社会上、経済上の信頼性などの評価を貶し、過失により原告の名誉、信用を侵害することになり、まして被告の上記掲載行為は原告の取引先に原告が生産した係争 IC チップは他人の特許権を侵害することと思わせるので、公正取引法第 24 条の取引秩序に影響するに足りる著しく公平さを欠く行為に当り、公正取引法第 24 条違反を構成する。それ故、原告は被告甲〇〇の前述過失行為が原告の名誉、信用を侵害するとして、民法第 195 条の規定により、原告に対して、賠償責任を負わなければならない、被告光展会社は会社法第 23 条第 2 項の規定により、被告甲〇〇と連帯して負担すべきである、という主張には根拠がある。
4. 不法に他人の名誉、信用を侵害した者は、被害者は財産上の損害でなくても相当な金額の賠償を請求することができ、名誉が侵害された者は名誉回復の処置を請求することもできる。それは民法第 195 条第 1 項に明文が規定されている。名誉回復の方法については、性質上では損害賠償の原状回復に属し、回復の方法及び範囲は名誉妨害の方法、名誉の損害程度を斟酌した上、適当な処置を行うものである。又、「会社は法によって組織した法人であり、その名誉が損害を受け・・・謝罪広告の掲載その名誉の回復に足りる。」(最高裁判所 62 年台上字第 2806 号判例要旨をご参照)という見解から、最高裁判所は謝罪広告の掲載を名誉回復の適当な方法であると認定していることがはっきりしている。被告は電子時報第 6 版に前述の記事を掲載したことがその新聞を読んだ原告の取引先、その他の読者などの社会大衆原告が生産した係争 IC チップが係争特許を侵害する虞があると混同誤認させる可能性があり、原告は被告に中国時報、聯合報、自由時報、工商時報及び電子時報に添付の謝罪広告を掲載し、原告の取引先、その他の読者などの社会大衆に原告が生産した係争 IC チップは係争特許を侵害していないことを説明するよう要求したことは、原告の名誉回復の適当な処置であり、許可すべきであると認定する。
5. 被害者が公正取引法の規定によって裁判所に訴訟を提起した時に、侵害者の費用負担において、判決書の内容を新聞紙に掲載することを請求することができることは、公正取引法第 34 条に明文が規定されている。本件被告は公正取引法第 24 条に違反したので、原告は前述の規定によって、被告に本件判決当事者及び主文の部分を中国時報、聯合報、自由時報、工商時報及び電子時報に掲載するよう要求したことは根拠があるものである。
6. 原告は名誉権の損害について、被告が前述の記事を掲載したため、注引量が下がったと主張し、民法第 184 条、公正取引法第 31 条、会社法第 23 条第 2 項の規定に基づいて、被告が連帯して台湾ドル 100,000 の財産上の損害を賠償するよう請求したが、被告がそれを拒否した。原告はこの部分に関して、注文が下がったため損害を受けたことを証明する証拠を提出しなかったため、民事訴訟法第 222 条第 2 項の当事者が損害を受けたことを証明し、その金額を証明できないとき、又は証明にあきらかに重大な困難があるときという状況とは同一ではないので、原告のこの部分の請求は根拠がない。
7. 刑法上の誹謗罪の成立は行為者の行為が故意に基づいたものに限る一方、民法の他人の名誉の不法侵害は行為者の行為が故意か、又は過失かを問わず、損害賠償の責任を負わなければならないことは、民法第 184 条第 1 項前段及び第 195 条第 1 項に明文が規定されている。司法院大法官会

議釈字第 509 号解釈とは刑法第 310 条の誹謗罪が憲法の人民の言論自由基本権と矛盾しているか否かに対して解釈したものであり、民事の権利侵害行為に適用しないので、被告が司法院大法官釈字第 509 号解釈を引例したことは採用できないものである。それ故、原告民法第 195 条、公正取引法第 34 条、会社法第 23 条第 2 項の規定により、被告が連帯して添付の謝罪広告及び本件判決の当事者、主文の部分を中国時報、自由時報、工商時報及び電子時報にそれぞれ一日掲載するよう要求したことは理由があり、許可されるべきである。その他の請求については、理由がないので、棄却されるべきである。双方のその他の主張、陳述及び提出した証拠を斟酌した上、本裁判所の前述判決に影響しないので、斟酌する必要がない。訴訟費用負担の根拠は民法訴訟第 79 条、第 85 条第 2 項である。

04 警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の三]

台湾最高裁判所 91 年台抗字第 275 号判決
件名：仮処分

判決要約

暫時状態を定める仮処分は、債権者の強制執行を保全するものではなく、紛争のある法律関係について、暫時状態を定める必要がある時、保全手続きの仮処分と性質が似ているので、民事訴訟法第五百三十八条特別規定を準用するものである。

このような法律関係は、それが財産若しくは非財産の法律関係であるかを問わず、権利者が全て仮処分で定められている暫時状態に基づきその権利を実現することができ、義務者も暫時、現状存続の義務を容認すべきである。将来本件訴訟で損害賠償請求権を主張するかどうかはまた別の問題であり、権利者が暫時状態を定める仮処分を申立てることに影響はない。

最高裁判所民事裁定

91 年度台抗字第 275 号

再 抗 告 人 百慕達商泰科資訊科技有限公司台湾分公司
法定代理人 邱明宏

再抗告人が相手方鴻海精密工業股份有限公司間の仮処分申立て事件において、2002 年 3 月 8 日台湾高等法院裁定（九十一年度抗字第四七一號）に対し、再抗告を提起したことについて、本裁判所は以下のように裁定する。

主 文

原裁定を廃棄し、台湾高等裁判所に差戻す。

理 由

本件再抗告人は次のように主張する。「当社は相手方鴻海精密工業股份有限公司と同じくインテル社（Intel Corporation）に認証されたソケット（MPGA 478 Socket）のサプライヤーである。係争ソケットはインテル社ノート型パソコン CPU の Pentium 4 の部品で、相手方の独占市場であったが、2001 年 10 月 31 日に、当社が販売しているソケットがその中華民國第一一八〇六〇号特許を侵害したとして、相手方が刑事告訴を提起すると同時に、台湾証券取引所の株式市場観測サイト及び各大規模メディアで当社が製造しているソケットがその特許を侵害したという事実と異なる情報を流したことにより、公平交易法に著しく違反し、当社の正当な営業行為に影響を及ぼした。

調べてみると、相手方の特許は、新規性と進歩性を欠いており、特許取得の要件を満たしていないので、当社より經濟部智慧財産局に当該紛争特許について無効審判を請求した。本件は、重大な損害の発生を防ぐ為、暫時状態を定める仮処分が必要である。そこで当社によるソケット（MPGA 478 Socket）輸入販売若しくはその他当該製品関連の商業行為を相手方が容認し、当社による前述活動を一切妨害、干渉又は阻止してはならないと命じるよう台湾板橋地方裁判所（以下、板橋地裁と呼ぶ）に申立てた。その後、板橋地裁は仮処分を許可する裁定をしたが、相手方はこれを不服として原裁判所に抗告を提起した。」

原裁判所は、以下の理由により板橋地方裁判所の再抗告人担保供託による仮処分を許可する裁定を廃棄し、再抗告人の申立てを棄却した。

「民事訴訟法第五百三十八条の規定によれば、係争の法律関係において、暫時状態を定める仮処分をする場合、その訴訟対象の法律関係に継続性がなければならないことになっているので、本案の請求でも当該紛争の法律関係がそうであって始めて適用できる。従って、債権者は強制執行を保全しようとする対象の法律関係又は権利及びその請求権発生の原因事実を具体的に表明すべきである。いわゆる法律関係とは、金銭請求以外にも、民事訴訟の対象、継続性のあるもの等がこれに属し、例えば、所有権、通行権、占有状態、扶養義務、特許権等、被侵害又は紛争のある時はすべてこれに当たる。もし特許権の被侵害により仮処分を申立てる場合は、債権者による特許権と関係のある貨物の販売、又はその其他類似行為を禁止する。本件では再抗告人が本案訴訟は将来的に民法第一百八十四条、公平交易法第二十二条、第二十四条、第三十一条の損害賠償請求権等に基づく主張した。その訴訟対象は既に金銭の請求であり、本案訴訟で勝訴判決を受けた後に、相手方に賠償を請求できるのであるから、紛争のある法律関係には暫時状態を定める必要がなく、再抗告人の申立ては許可されるべきではない。」

暫時状態を定める仮処分は、債権者の強制執行を保全するものではなく、紛争のある法律関係について、暫時状態を定める必要がある時、保全手続きの仮処分と性質が似ているので、民事訴訟法第五百三十八条特別規定を準用するものである。このような法律関係は、それが財産若しくは非財産の法律関係であるかを問わず、権利者が全て仮処分で定められている暫時状態に基づきその権利を実現することができ、義務者も暫時、現状存続の義務を容認すべきである。将来本件訴訟で損害賠償請求権を主張するかどうかはまた別の問題であり、権利者が暫時状態を定める仮処分を申立てることに影響はない。

本件で双方が争議している法律関係が特許権である以上、再抗告人が重大な損害の発生を避ける為に暫時状態を定める仮処分を申立てることは、許されないことではない。原裁判所が上記理由を以って本件には暫時状態を定める仮処分を申立てる必要がない云々と認定したことについては、まだ議論の余地がある。再抗告の論旨で、原裁定が不適切であるとして、廃棄を申立てたことには理由がないとは言えない。

以上に依拠し、結論として本件再抗告には理由があるので、民事訴訟法第四百九十二条第二項に基づき主文のように裁定する。

05【警告書の送付及び不正競争行為に関連する判決例の四】

台湾台北地方裁判所 92 年度智字第 10 号判決

件名：権利侵害行為損害賠償

原告：MONOLITHI. 科技股份有限公司

被告：02 MICRO

被告：凹凸電子股份有限公司

主文：原告の訴及び仮執行の申立は共に棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

判決要約

一、双方の主張と争点：

原告は被告凹凸科技公司が正当に権利を行使せず、原告の権益を損害した件数は十数件にも達したと列挙したが、原告の供述をまとめたところでは、1. 原告は公平法（公平取引法）に違反していないことを知りながら、公平会に告発し、並びに刑事告訴を提出した。2. 被告凹凸科技公司は会社のサイトで訴訟についての情報を流した。3. 専利法第 95 条での、わが国の特許法でその権利を保護することができないことを知りながら、被告凹凸科技公司はわが国で仮処分を申立て、並びに本件訴訟を提起した。4. 被告は特許の有効性に瑕疵があり、及び鑑定報告書の記載が不実であることを知りながら、仮処分を申立て、また仮処分、仮押収執行の手續若しくは本件の訴訟手續において数回にわたり原告の権利を侵害し、不法に原告の名誉権、営業上の信用評判及び営業利益を侵害した行為について、被告が否認し、また前記の通り弁解したが、本件の斟酌では：原告が称した被告凹凸科技公司の前記行為は、正当に権利を行使した行為であり、また不法に原告の名誉権を侵害しておらず、もしくは権利侵害行為に該当しないと認めている。

(一) 被告凹凸科技会社の台湾子会社は、原告が公平法に違反したと公平会に告発し、並びに原告の台湾子会社の従業員に対し公平法の違反として刑事告訴を提起した部分：

1. 調べたところでは、原告と被告凹凸科技公司との特許権侵害訴訟の審理に、原告は米国裁判所により判決が下されておらず、特許侵害の鑑定報告もないのに、取引先に対し弁護士書簡を発送し、被告凹凸科技公司が特許権を侵害したと指摘したことは、被告凹凸科技会社の取引先による知らせ及び問い合わせたメールが巻末にあるので、証明になる（本裁判所巻第 2 宗第 49 ページから第 52 ページまでを参照）。従って、被告凹凸科技会社の台湾子会社は、原告の台湾子会社が弁護士書簡を発送した行為が公平法に違反したと公平会に告発し、並びに公平法に違反したとして告訴を提起したことは、当事者の権益保護の正当な行為であり、法に違反することなど一切ないものである。
2. しかし、被告凹凸科技会社の台湾子会社が救済の方法として、原告の台湾子会社の行為が公平法に違反するか否かについての調査を主務官庁に請求したことは、権益保護の正当行為であり、いかなる法にも違反することはない。
3. 以上をまとめると、本件被告凹凸科技会社の台湾子会社は原告が言った通り原告の台湾子会社が公平法に違反していないことを知りながら、告発したことを原告が証明できないことから、当然告発が成立しないと、被告凹凸科技台湾子会社の告発行為が権利侵害行為に該当すると主張してはならない。

(二) 被告凹凸科技会社が会社のサイトで訴訟についての情報を流し、並びにマスコミに訴訟に関する意見及び声明を発表した行為は、権利侵害行為に該当するか否かについて：

1. 被告凹凸科技公司は確かに士林地方法院に仮処分を申し立て、士林地方法院による第 5446 号決定で許可されたことは、前記の通りである。従って、凹凸科技会社が会社のサイトで情報を頒布したことは、真実且つ客観的な訴訟情報である。また原告は確かに被告凹凸科技会社の米国 615 号特許を侵害するか否かについては、米国裁判所が審理し、判決することであり、その訴訟及びその情報の客観的な真実に影響を与えないものである。原告は、権利を侵害しないとの理由で、被告凹凸科技公司が前記訴訟を提起し、情報を公開したと主張し、その客観的な訴訟情報が「不実」であると指摘したことは、信用できないものである。
2. これによって、原告も再三訴訟情報を頒布し、また双方の訴訟もしくは訴訟前の保全処分の行為は、公開できない事項でもなく、その部分の情報掲載の通り、事実に反しな

いので、当然名誉権の侵害とは無関係である。以上をまとめると、原告は被告凹凸科技公司が訴訟情報を頒布し、その名誉を侵害したと指摘したことは、明らかに根拠がないものである。

3. また被告がその声明を発表した時、たとえ事実と異なる報道をしたと被告が主張している記者を招待しなくても、その他の方法を通して声明をその記者または所属の新聞社に渡すことができるので、被告凹凸科技公司がその新聞を発表したことが原告の権利を侵害したとは認定されない。また後者について、被告凹凸科技公司は別件（即ち、本裁判所 93 年度訴字第 622 号）の一審または勝訴判決の後、声明を発表し、その判決では華碩電腦会社が敗訴判決を受けたので、声明で引用された「華碩電腦には凹凸科技が製造したのではない番号 MP1015 及び MP10 11A 以外の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）の使用を容認するよう凹凸科技に請求する権利がない。」という結論は、正確である。たとえその声明の第二点で別件訴訟の由来及び判決宣告後の法律効果が記載されたとしても、この部分はすべて訴訟外の内容であり、被告凹凸科技公司はこの部分が別件判決で認定された事実であると称しなかったため、被告凹凸科技公司が使用した文字は、原告が認定した事実と一致しないとして、被告凹凸科技公司が権利侵害と関係があるとは認定できない。更に、その声明ではその件の判決宣告期日、裁判番号が明確に記載されており、マスコミ及び国内で双方の製品を使用する関連業者がその件の判決全文を取得した後、裁判所が認定した華碩電腦会社と被告凹凸科技公司との訴訟と裁判所が認定した事実、及び得た心証について判断することができるので、被告が声明を発表したとして、権利濫用の嫌いがあるとは認定できないことである。

- (三) 被告凹凸科技公司が仮処分、仮押収を申立て、並びに民事訴訟を提起したことは、専利法第 91 条に違反するか否かについて：

認許を経ていない外国法人又は団体は、本法が規定する事項について告訴、自訴、又は民事訴訟を提起することができる。但し、条約又はその本国の法令、慣例により、中華民國国民又は団体が同国において同等な権利を受けられる場合に限る。団体又は機構で結ばれた特許保護に関する協議が、經濟部により許可された場合も、同様とすると専利法第 91 条に明文で規定されている。またカイマン諸島の特許及び商標法第 2 条の規定により、「特許は英国が発明に対し許諾した期間限定独占権であるもの」となっており、その第 6 条の規定では英国で特許権を取得した場合、英国の特許権効力がカイマン諸島に及び、カイマン諸島で登録された特許について、その特許権の効力は英国での特許と完全に同じであるとなっている。またわが国と英国との間にも特許権に関する相互協定がある。従って、原告は、被告凹凸科技公司は相互規定に違反したので、民事訴訟及び保全手続を提起することができないと主張したことは、信用できないことである。

- (四) 被告が特許の有効性に瑕疵があり、及び鑑定報告書の内容が不実であることを知りながら、仮処分を申立て、並びに仮処分、仮押収の執行手続または本件訴訟の手続において数回にわたり原告の権利を侵害するか否かについて：

1. 原告はまた、被告凹凸科技公司所有のわが国第 152318 号特許は米国 09/437,081 申請案を優先権日としたが、その申請案は米国特許主務官庁により棄却され、その後米国第 615 号特許を取得したが、わが国第 152318 号特許はそれに応じて修正されておらず、被告凹凸科技公司はわが国第 152318 号特許に重大な瑕疵があることを知りながら、仮処分を申立て、権利侵害行為に該当すると主張しているが、調べたところでは：
2. 前述のように、本件被告所有の第 152318 号特許は摘発されたが、現在わが国の特許行政機関により取り消されていないので、当然被告凹凸科技公司は係争特許権の存続期間にわが国の専利法が特許権者に与えた排他性のある権利を合法的に行使することができるものであり、もし被告凹凸科技公司は原告または他人がその所有の第 152318 号特許を侵害したと認定した時に、本件訴訟の提起で救済することができるほか、勝訴判決を取得する前に、暫定的な状態を定める仮処分の保全執行手続により、今後勝訴判決を取得した後、本件の請求が満足できることを確保することができる。また権利者が仮処分もしくは仮押収を申立てることが正しか否かについては、仮処分決定をした裁判所、仮押収決定をした裁判所及び抗告裁判所が審理する事項である。調べたところでは、原告が第 5446 号決定に対し不服として抗告を提起し、台湾高等法院により審理された後、92 年度抗字第 995 号決定により棄却された。原告は再び最高法院に抗告したが、最高法院による 92 年度台抗字第 380 号決定により棄却されて、確定した。これによって、被告凹凸科技公司は裁判所に申立て、第 5446 号決定を取得したことは、最初から不当により、

取り消されたことではないことが証明できるものである。

3. 原告は優先権日の特許申請案が修正されたとして、わが国の特許主務官庁が独立して審査し、わが国第 152318 号特許を許可したことに対し、疑問を提出したことにはそもそも理由がないものである。わが国の特許法により、特許出願者が先にその他の国家で特許を出願し、優先権を主張した場合、その後外国出願に関する審査結果を問わず、わが国の特許主務官庁に報告し、もしくはわが国の特許申請案を修正する義務がないことは、特許保護が属地主義を前提としており、異なる国で特許を出願した場合には、当然各国の特許主務官庁の審査意見によらなければならないものである。
4. また本件第 5446 号仮処分の本件訴訟は現在裁判所で審理中であり、被告凹凸科技公司が仮処分を申立てた時には、すでに司法院及び行政院が共同して指定した專業鑑定機構、即ち台湾科技大学に鑑定を依頼し、鑑定報告が提出されたが、原告は一方的にその鑑定報告の内容が不実であると指摘したことは、原告が最高法院 90 度台上字第 2381 号判決を引用し、仮処分を申立てた当事者は仮処分を申立てた時に第三者に鑑定を要請し、その後提起した「本件訴訟」が敗訴し、確定した後、他方の当事者が、仮処分を申立てた当事者に対し損害賠償を訴訟で請求する状況とは異なるものであるので、原告がその件を引用したことは、信用できないことである。
5. 被告凹凸科技公司の従業員が仮処分の手続中に、裁判所に陳明したことは、仮処分を申立てるための論拠であり、この主張に合理的な根拠があるか否かについては、裁判所が心証に基づいて判断すべきであり、原告の主観的な認知と異なるとして、非事実に基づき原告を指摘したと認定してはならないものである。
6. 原告は、被告凹凸科技公司が第 5446 号決定の本件訴訟を遅延させたので、権利侵害行為に該当すると指摘したことも、理由がないものである。
調べたところでは、原告は第 5446 号仮処分の債務者であり、その仮処分を取り消すのであれば、裁判所に期限内に起訴するよう被告凹凸科技公司に命ずるよう申立て、また士林地方法院による決定により、被告凹凸科技公司が本件訴訟を提起した後、合法的に送達され、債権者は期限内に起訴しなかった場合、原告は仮処分決定の取り消しを裁判所に申立てることができる。しかし被告凹凸科技公司の代理人が 2003 年 6 月 3 日に裁判所による決定を受けたことについては、士林地方法院の受領印が証拠となり（本裁判所卷第 3 宗第 53 ページを参照）、被告凹凸科技は直ちに決定の期間内に本件訴訟を提起し、遅延がないものである。
7. 従って、訴訟標的の金額について双方が弁論する必要があり、もしくは関連証拠を提出し、説明した後、裁判官もある程度の心証をつかむことができた。また訴訟手続において原告が納めるべき裁判費用がどのくらいなのかについては、起訴の手続要件であり、裁判所が職権により調査して認定すべきことであり、もし裁判所が訴訟費用を査定した後、被告凹凸科技公司が期間内に納めなかった場合、訴えの提起が、方式に合わないとして、裁判所が民事訴訟法第 249 条第 1 項第 6 号により本件訴訟を棄却する可能性がある。また第 5446 号仮処分決定の本件訴訟に関しては、本件原告が裁判費用の手続について抗弁したので、本件訴訟が遅延し、進行しなかった。この訴訟指揮は、裁判所が主導権を握っており、被告がこれで訴訟を遅らせることができないので、原告は、被告が全部の訴訟費用を納めずに、別件の訴訟の遅延を意図したと指摘したことは、理由がないことである。
8. 被告が仮処分、仮押収の決定を取得した後、執行手続をしたことは、権利侵害行為に該当しなかったことについては：
被告凹凸科技公司が第 5446 号仮処分の決定を取得した後、財政部関税局及び華碩電腦公司を含む 16 社がその仮処分を執行する関連官庁であると認定したので、強制執行法第 129 条の 1 の規定により協力を前記官庁に申立て、執行裁判所は、当然この部分が確かにその仮処分を執行するための必要な手段であるか否かについて審査することができる。本件は、執行裁判所が必要であると認定し、強制執行法第 140 条、第 135 条、第 128 条の規定により執行命令を下し、財政部関税局及び華碩電腦公司等 16 社にも送達するもので、もし原告が、執行裁判所による執行命令には下すべきではないのに、下したとの違法なことがあると認定した場合、強制執行法第 12 条により執行裁判所に異議することができ、そうすると、執行裁判所が許可、もしくは棄却することになるので、債権者が執行方法を執行裁判所に申立て、執行裁判所が許可した後、その執行命令を債務者以外の第三者に送達したとして、債権者に権利侵害行為があるとは認定できないものである。
9. 原告は以前、被告が税関に書簡を発送し、または調査を税関に要求した行為は第 606 号

決定に違反するとして、被告を処罰するよう本裁判所執行処に請求し、本裁判所が原告の指摘を審理したところ、被告が正当に権利を行使したと認定したので、原告の処罰の申立てを棄却した後、原告が不服として抗告し、再抗告したが、それぞれ高等法院及び最高法院により棄却されたことは、被告が提出した本裁判所 92 年度執聲字第 9 号決定、台湾高等法院 92 年度抗字第 3971 号決定、最高法院 93 年度台抗字第 88 号決定等が巻末にあり、証明になる（本裁判所巻第 6 宗第 127 ページから第 138 ページまでを参照）。被告の行為が権利侵害に該当すると原告が理由もなく再三論争し続けていることは、信用できないものである。

10. また被告凹凸科技公司は、原告の台湾子会社従業員である許致中及び王素雯が刑法第 139 条に違反するとして刑事告訴を提起したことについては、不起訴処分が確定したが、原告は被告の前記刑事告訴が誣告であると証明できない場合には、提起した刑事告訴が成立しなかったため、原告の権利を侵害したと認定できない。
11. 調べたところでは、たとえ被告凹凸科技公司が従業員を派遣し、執行裁判所と共に仮押収を執行したとしても、債務者の財産を捜査する権限がないので、執行裁判所は被告凹凸科技公司の従業員が原告の台湾子会社で、徹底的に捜査し、勝手に写真を取ること等を容認することができないもので、たとえこのようなことがあったとしても、原告側の従業員が直ちに執行裁判所に異議し、その行為の制止を請求すべきである。さもなければ、被告凹凸科技公司が仮押収の執行名義を取得し、執行手続を行っただけで、権利侵害があるとは認定し難いことである。

二、以上をまとめると、被告凹凸科技公司及びその台湾子会社が行った前記行為が、原告の権利を侵害することがなく、被告凹凸電子公司にも原告の権利を侵害した行為がない。従って、原告が権利侵害行為の法律関係により、金銭賠償、判決全文の掲載、及び原告の声明第 3 項通りの行為を容認するよう被告に訴訟で請求したことは、根拠がないので、棄却すべきである。